

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施 年度	総合 評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
課題が少く事業の一部見直しが必要																
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																
事業の休・廃止を含めた検討が必要																
総合評価で認識した課題は																
1	秘書業務事業	秘書課	-	-	〔目的〕 市長、副市長の円滑な公務遂行を図る。 〔手段〕 来客接待用葉茶等購入に伴う食糧費や出張等に伴う有料道路通行料等の支出をする。	高	高	高	B	市長、副市長が円滑に公務を行うために必要な事業である。	検討・見直し	今後とも、市長、副市長が円滑に公務を遂行できるよう、スケジュール管理や事前準備等の秘書業務を適切に行う。				
2	市長交際事業	秘書課	-	-	〔目的〕 市政推進に必要な外部との交際により、円滑な市政運営を図る。 〔手段〕 各種総会、式典等に出席する際の会費や公職者に対する香料、見舞金等の支出、及び国際交流に伴う記念品購入費等を支出する。	高	高	高	B	市政推進に必要な外部との交際を行うため、必要な支出をしていく。	検討・見直し	今後とも、市政推進に必要な外部との交際を行うために、必要な支出をしていく。				
3	表彰関係事業	秘書課	-	-	〔目的〕 越谷市表彰規則に基づき、個人又は団体の功労を称え、市民の生活及び文化の向上並びに社会福祉の増進を図る。 〔手段〕 各部所の内申に基づき、退任される公職者や各種寄附行為に対する表彰を行う。(記念品及び表彰状等の作成費を支出する。)	高	高	高	B	県内他市の状況について調査したが、その結果も参考に、基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する必要がある。	検討・見直し	基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する。 被表彰者の励みと意識の向上のみならず、広く市民に市民生活・文化・社会福祉に対する意識の高揚を図る。	17	C	市の表彰は、市民にとって名誉であり励みになるものである。表彰の基準は広く開かれて透明性の高いものであることが重要である。市としての統一的な基準のもとに、既存の複数ある表彰制度を整理統合して、特に地域コミュニティの貢献度を適切に評価できるような仕組みを考える必要がある。	複数ある表彰制度を統合することについて、表彰制度を所管する関係各課と調整会議等を開催した結果、上部機関の制度との関係や関係機関等との兼ね合いにより、全ての表彰規則等を整理して「越谷市表彰規則」に統一することは困難との結論が出たが、一部可能なものについては、統合する方向で検討を進めていく。
4	市長会・副市長会関係事業	秘書課	-	-	〔目的〕 市長会、副市長会として、各市との連携調整を行い、市政並びに地方自治の円滑な運営と進展を図る。 〔手段〕 市長会、副市長会の年度負担金や研修参加負担金、旅費の経費を支出する。	高	高	高	B	他自治体との連絡調整を行い、地方自治の円滑な推進を図るため、必要な会議に出席するとともに、関係部局に迅速に情報提供を行っていく。	検討・見直し	今後とも、他自治体との連絡調整を行い、地方自治の円滑な推進を図るため、必要な会議へ出席するとともに、関係部局に迅速に情報提供を行っていく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価 【 】は、補助金等名称	12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価								8. 総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度					A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
5	広報活動事業	広報広聴課	S47	-	<p>〔目的〕 広報広聴業務の充実と円滑な推進を図る。市政の動きを身近に感じ、理解してもらう。</p> <p>〔手段〕 広報広聴専門委員の会議と視察研修会を開催する。広報広聴専門委員は、広報広聴活動に関する情報を提供し、各種団体の代表者や学識経験者による専門的立場から意見や助言及び協力を得て業務に反映させる。また、市政の動きを身近に感じ、理解してもらうために市政移動教室を開催する。</p>	高	高	高	高	B	<p>市政移動教室の参加者増を図るため、23年度からはがきによる応募に加え、パソコンや携帯電話からの申込みもできるよう申込方法の改善を図った。今後は見学先の選定にあたっては具体的なテーマを決めるなど、市民が関心を持ち、参加しやすいよう実施方法を工夫していく。</p> <p>広報広聴専門委員について、提言・提案をいただいたテーマをさらに掘り下げて提言をまとめる。</p>	23	C	<p>「広報広聴専門委員」を設置し、市の広報広聴活動に関する助言・協力を得ることにより、広報広聴業務の充実と円滑な推進を図り、市民が市政を身近に感じながら理解を深めていくことを目的とする事業である。</p> <p>委員の活動状況は、年2回の会議と年1回の先進地視察研修(1泊2日)が、ここ数年の慣例となっている。毎年度、定期的に活動しているが、近年参考にできる先進地を視察しているにもかかわらず、広報広聴業務の見直しが進んでいないなど、その成果は限定的であり、事業目的を達成するための手段として、期待されている成果を真に発揮しているとはいえない。</p> <p>活動指標や成果指標からは、広報・広聴業務がどのように充実したのか、市民が市政を身近に感じられるようになったのか、市民の市政に対する理解度が深まったのか、などを把握することができないため、早急な見直しが必要である。</p> <p>活動指標として「委員の意見・助言・協力等により改善を行った件数」を、成果指標として「市民の市政に対する理解度」や「委員の助言・協力により改善を行ったことに対する市民の評価」を提案するので、その妥当性について検討されたい。</p> <p>また、会議録や視察報告書の作成が不十分である。会議や視察研修において、どのようなものを参考とし、どのような知見が得られたのかを明らかにすべきである。さらに、当該事業の目的を踏まれば、本事業こそが、他に率先してその活動内容や成果を住民に周知しなければならない事業であるにも関わらず、会議及び視察の経過、それらを踏まえた広報・広聴業務の改善内容等が公表されていない点も、早急な対応が必要である。</p> <p>平成17年度の外部評価で指摘を受けた、委員の役割や委員固定化に伴う選出方法の見直しについては、一定の取り組みが見受けられるが、「改善された」といえる段階には至っておらず、指摘が生かされているか疑問である。抜本的な改善を行い、時代に即した委員構成とすることで、委員を機能する状態に進化させることが急務である。</p> <p>例えば、専門委員を廃止し、学識経験者や団体代表のほか、一般市民も参加した「市民会議」などを設け、市民目線の意見を積極的に取り込みながら、広報広聴活動を推進することを提案したい。</p> <p>なお、市政移動教室については、開催結果についても積極的な情報発信を行うなど、「参加してみたい」と思わせる広報が必要である。また、越谷市への転入者や外国人など特定の市民を対象とした企画など、住民ニーズを把握した上で、より実効性のある事業となるよう努められたい。</p> <p>(参考) 平成17年度外部評価：C</p>	<p>広報広聴専門委員は、適切に市政の情報が提供(広報)されているか、また、市民の意見・要望を市政に反映させる仕組みが担保されているかといった、広報広聴活動を監視する役割を担っている。そのうえで市民に意見や提言を行い、よりよい広報広聴活動の実践につなげることが広報広聴専門委員の意義である。</p> <p>本制度の成果指標は、現在「委員からの提言数」となっているが、広報広聴専門委員の趣旨に合った指標に見直す。また、視察も含め会議での審議内容については、詳細な報告書を作成のうえ公表していい。</p> <p>市民目線の意見を取り込むことについては、毎年、市政モニター(公募による市民20人を委嘱)制度も運用しており、広報紙、テレビ、市政全般に対する委員構成も受けている。委員の固定化の改善を含めた委員構成の見直しについては、これら広聴事業全般の整合を図りつつ、広報広聴専門委員の公募などについて検討する。</p>	
6	広報紙発行事業	広報広聴課	S29	-	<p>〔目的〕 市の施策、市からのお知らせ、催し情報、まちの話題などを紹介し、市民生活の利便性の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 広報紙を市内全世帯へ配布し、情報提供を行う。広報紙については毎月発行のお知らせ版と年間4回発行の季刊版(特集、読み物、写真中心)とし、分かりやすく親しみやすい紙面の編集に努める。</p>	高	高	高	高	B	<p>23年度からお知らせ版を増ページリニューアルを行った。引き続き、読みやすく分かりやすい編集に努めるとともに、適宜、紙面構成の検討を行っていく。</p> <p>市政に関する情報や市民生活に関する情報を、広報紙に限らずあらゆる媒体を活用しながら分かりやすく発信する。</p>	18	B	<p>市政を市民に正しく伝えることは重要であるが、世帯構成等の変化により、配布率が低下している。コンビニエンスストア等、新しい情報伝達ルートを確認しなければならない。</p>	<p>自治会加入率の低下に伴い広報紙の配布率が低下しているため、公共施設やコンビニエンスストアなどに広報紙を備え置き、市民が身近なところで広報紙を手に入れることができるように努めている。また、市政情報の伝達については、広報紙に限らず、テレビ広報番組やホームページなどあらゆる媒体を活用しながら行っていく。</p>	
7	市民ガイドブック等発行事業	広報広聴課	S40	-	<p>〔目的〕 市民の日常生活の利便性を高める。</p> <p>〔手段〕 市民生活に関係ある手続きなどを分かりやすくまとめた市民ガイドブックや公共施設などを記載した案内図を作成するとともに、市政・歴史、市の将来展望を写真やグラフ等を活用しまとめた市勢要覧を発行(3年に1度)する。</p>	高	高	高	高	B	<p>21年度から市民ガイドブックへの広告掲載を開始したが、さらなるコスト削減のため掲載広告を増やしていく必要がある。</p>	17	B	<p>市民ガイドブックは必要である。市民の視点に立った、利用しやすい索引・内容にすることを一層検討されたい。また、ガイドブックでは紹介しきれない詳細情報については、市役所ホームページのアドレスを記載し容易に詳細情報を入手できるように工夫を求める。</p>	<p>市民ガイドブックは、日常生活上のさまざまな手続きや市の行政サービスを一冊にまとめ、市民の便利帳として活用いただくことを目的に作成している。作成にあたっては、掲載内容や全体構成など、市民が使いやすいように検討を行っていく。</p>	
8	テレビ等視聴覚広報事業	広報広聴課	H4	-	<p>〔目的〕 市の施策やお知らせを、映像により分かりやすく親しみやすい内容で伝える。また、ホームページを活用し、市の最新情報をリアルタイムで提供する。</p> <p>〔手段〕 市の主要施策、各種イベント、公共施設の紹介などを、テレビ埼玉、ケーブルテレビ、インターネットのホームページで放映する。</p>	高	高	高	高	B	<p>テレビ制作については、視聴率向上に向け番組構成や内容を検討する。ホームページについても常に最新の情報を提供し、欲しい情報をスムーズにアクセスできるようコンテンツ管理を徹底するとともに、検索機能を強化する必要がある。</p>	19	B	<p>ホームページは23年度に検索エンジンの高性能化などリニューアルを行う。</p> <p>テレビ番組は親しみやすい内容を心がけ、視聴率の向上を図る。ホームページはコンテンツ管理を徹底するとともに、その情報量を生かせるよう掲載内容の充実を図っていく。</p>	<p>広報内容について、各課との協力により作成されている姿勢は評価できる。内部評価の総合評価にあるとおり、インターネットの普及と地上波デジタル放送への切り替えを見据えた広報媒体の役割分担について、現時点から再検討し、準備と試行を進めておく必要がある。そのうえで、テレビ媒体の持つ特徴を活かした広報活動を進めることを望む。</p>	<p>広報番組の制作にあたっては、テレビの特徴を生かすことができるテーマを設定し、楽しく親しみやすい番組づくりに努めている。ホームページについては、その情報量を生かしながら常に最新の情報を掲載できるようコンテンツ管理を徹底している。また、今年度、より使いやすいホームページを目指し、情報分類の見直しや検索機能の強化などリニューアルを行う。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少く事業の一部見直しが必要			
9	広聴活動事業	広報広聴課	S45	-	〔目的〕 市民の要望や意見を個々の行政サービス、事業や施策の企画等に反映し、市民との協働による行政運営を目指す。 〔手段〕 市政世論調査、市長への手紙、市政モニターの実施、市民との懇談の実施	高	高	高	高	B	現況の見直し 現状の市民の提案制度である「市長への手紙」について、より市民が提案しやすい方法（書式やネーミング）に改善する。また、市政モニターによる広報紙、広報番組のアンケート等について、より効果的な手法を検討する。 市民の提案制度等の広聴活動の充実に努める。また、22年度から実施した、市長とふれあいミーティングを継続して実施する。実施にあたっては、幅広く意見が得られるよう対象やテーマについて毎年検討していく。	18	B	市政世論調査については、回収率が下がっている。世論調査自体への関心の低下として捉え、前回調査の結果のフィードバックを含め回収率の向上の施策を早急に打つ必要がある。また回収率低下による調査結果の有意性の限界を見極めなければならない。	平成22年度は、送付・返信用封筒のサイズを変更し、返信用封筒に封入シールをつけるなどの工夫を行った。また、設問に対して回答しやすいように工夫をした結果、有効回収率が50.94%となり、回収率の向上が見られた。	
10	総合企画調整事務事業	企画課	-	-	〔目的〕 より充実した市政運営を行うため、全国特例市市長会などへの参加を通して、地方分権の推進や自立した地域の形成などの調査・研究を行うとともに、構成団体との意見交換等により、地方公共団体の共通した諸課題の解決を目指す。 〔手段〕 地方自治研究機構、全国特例市市長会、及び首都圏業務核都市首長会議の運営に必要な経費を構成団体が負担する。	低	高	高	高	B	現況の見直し 各協議会を通して提供された情報を共通行政課題の解決を図るために、有効かつ効果的に活用していく必要がある。	17	B	各協議会等へ加入した当初の目的と照らし、継続する意味と加入していることより得られる成果を毎年確認し、退会を検討するしくみを作ることが求められる。また、会議、研修等に出席した職員が、その内容を情報発信し、協議会等へ参加した成果を庁内で共有する場を設けることを望む。	国への要望活動、情報収集および行政課題についての調査研究が主な内容であり、各年度の成果をまとめている。 地方分権の進展や社会環境の変化の中で、多様化する行政課題について、情報を共有し、課題解決を図るために必要な事業として認識し、成果を適宜関係各課所にフィードバックするよう努めているが、これまで以上に成果を効果的に活用していく必要がある。 なお、特例市市長会では、特例市災害時相互応援に関する協定を締結しており、東日本大震災の発生後、協定に基づき職員を派遣している。	
11	指定管理者選定審査会運営事業	企画課	H19	-	〔目的〕 公の施設の指定管理者候補者の選定について、法律、企業経営、施設管理等に識見を有する委員で構成する審査会で審査することにより、公平性及び透明性をより一層確保する。 〔手段〕 審査会に対し、指定管理者候補者の選定について諮問し、審査会からの答申のうち、庁内の職員で構成する指定管理者審査選定委員会承認決定する。その後、指定管理者の指定について市議会での議決を得る。	高	高	高	高	A	現状維持 今後とも、適正な審査会の運営を維持する必要がある。					
12	広域行政事業	企画課	S57	-	〔目的〕 5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）及び6市1町（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）の連携を図るとともに、地域住民の福祉の増進と地域の発展を一元的に図る。 〔手段〕 5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、調査研究を行う。	高	低	高	高	A	現状維持 （埼玉県東南部都市連絡調整会議）平成23年度は、平成22年1月31日に移行した公共施設予約案内システムを、引き続き安定稼働に努める。調整会議設立20周年記念事業で「5市1町の魅力アップ」をテーマに5市1町首長シンポジウムや5市1町の住民から組織するワークショップを実施する。 5市1町が今後共通して抱える行政課題や5市1町首長シンポジウムで住民から提言を受けた将来像等について、調査研究を引き続き行う。	18	B	東南部都市連絡調整会議は設立後15年を経ており、いくつかの活動成果が得られている。また、活動指針を見直す好機でもある。活動指針の再設定を行い、今後より一層の成果が得られることを求められている。東部広域行政推進協議会は縮小することが妥当である。	平成19年3月に「埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針」を策定し、広域的な行政課題に関する調査研究及び広域連携事業を実施するにあたり、5市1町における広域連携の必要性を踏まえた各市町の基本的な合意の枠組み（5市1町の広域連携に関する基本的事項、調査研究及び広域連携事業の実施に係る基準、広域連携の推進に向けた関係機関等の役割）を定め、指針の見直しを行った。 東部広域行政推進協議会については、地域主権改革をはじめ、地方自治体を取り巻く社会的潮流が大きく変化する中で、協議会における広域行政の役割も終えたものと考えられることから、平成23年3月31日をもって本協議会を廃止した。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称		
						7. 個別評価						8. 総合評価			総合評価	実施年度
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である	課題が少しあり事業の一部見直しが必要			
				C	D											
				総合評価で認識した課題は												
13	自治基本条例推進会議運営事業	企画課	H22	-	<p>〔目的〕 地方分権の進展や社会環境の大きな変化に対応し、「市民参加と協働によるまちづくり」を着実に推進するため、市の最高規範である自治基本条例の実効性を確保する。</p> <p>〔手段〕 公募による市民、コミュニティ組織の推進する者及び学識経験者で構成される推進会議（附属機関）において、自治基本条例の運用に関すること、自治基本条例の普及に関すること及び、自治基本条例の見直しに関することについて、調査審議する。</p>	高	高	高	高	B	<p>自治基本条例が適正に運用され、十分な役割を果たしているが、その実効性を確保する取り組みは、市民参加を得ながら常に実施していく必要がある。また、市民参加による十分な調査審議（議論）は、もちろん、効率的・効果的に会議を運営し、成果をあげていくことが求められる。</p>	<p>平成22年度は、「市民参加と協働によるまちづくり」の現状と課題が推進会議により報告書としてまとめられている。また、平成23年度は、この報告書の内容を踏まえ、「自治基本条例の普及について」諮問があり、答申に向けて調査審議されることになっている。</p> <p>平成24年度以降、自治基本条例の更なる普及や自治基本条例の適切な運用について、この条例の実効性を確保するためのより具体的な調査審議を行っていく必要がある。</p>				
14	土地開発公社振興事業	企画課	H13	-	<p>〔目的〕 土地開発公社の事業の円滑な推進と経営の健全化を図る。</p> <p>〔手段〕 ・土地開発公社の管理費、人件費及び諸経費の一部を補助する。 ・土地開発公社経営健全化対策に対応する利子を補給する。 ・土地開発公社へ無利子で貸付を行う。（年度末に返還）</p>	高	高	高	高	A	<p>越谷市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、適正に執行されており、今後とも、土地開発公社事業の推進と経営健全化を図るため、引き続き計画的な執行を行う。</p>	<p>越谷市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、適正に執行を行う。 公共用地等の効果的な確保と計画的な事業化を図りながら、当該計画を適正に執行する。</p>	16	B	<p>計画より先行して、長期借入金残高が減少しているものの、土地開発公社の経営健全化計画の妥当性を委員会を通じて継続的に検討していただきたい。</p>	<p>経営健全化計画に基づき、借入金利を抑えるとともに、公売などを進めることにより、長期借入金残高については、計画より先行して、毎年、減少しているところである。今後も経営健全化計画に基づき、適正に執行を行う。</p>
15	予算編成及び執行管理事務事業	財政課	-	-	<p>〔目的〕 予算編成では、コスト意識と都市経営の視点に立ち、事務事業等の見直しや徹底して経費を削減し、効率的、効果的な予算配分を行い、適切な執行管理を行うことにより、市民福祉の増進を図る。また、市民に対し財政状況を的確にわかりやすく伝えることにより、財政状況の理解の促進、受益と負担に関する意識の啓発を図る。</p> <p>〔手段〕 現在の配分予算制度の更なる検討、行政評価制度との連携強化などにより、一層の事務事業の見直しを行う。財政状況の公表については、広報紙や年2回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通じて啓発を行う。</p>	高	低	高	低	B	<p>予算の効率的、効果的な配分を促進するための配分予算制度の更なる検討、行政評価制度との連携強化やインセンティブ制度の試行などにより、事務事業の見直しを行う必要がある。また、財政状況の公表については、市民への認知度をさらに高めるため広報紙や年2回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通じて啓発を図る。</p>	<p>23年度（24年度予算編成）は、配分予算を継続し、対象経費や方法などの調査研究をさらに進め、弾力的、機動的、効率的な財政運営制度の充実を図り、インセンティブ制度の試行による、経費削減、歳入確保を努める。さらに、予算編成の可視化の取組を順次拡大していくとともに、補助金の見直しなど行政評価制度との連携強化を図りながら予算編成等に生かせるよう行政管理課と協議する。</p> <p>財政状況の公表については、市民にわかりやすい公表手法について先進団体等を参考にしながら、公表方法、説明方法の調査、研究を行う。</p>	20	B	<p>市民向けの資料「越谷市の財政事情」は、市の財政状況を家計簿にたとえるなどの工夫があり分かりやすい。</p> <p>予算編成にあたっては、配分予算方式に加え、インセンティブの考え方を導入して、執行努力として評価された額の一定割合を「インセンティブ配分額」として、各部に配分することとしており、平成24年度当初予算についても引き続き実施するとともに、可視化の取り組みについても順次進めていく。</p> <p>インセンティブ評価については、創造性、応用性、継続性、事業達成度の4つの項目を3段階で評価し、その合計点数により付与率を決定するものだが、評価に際しては越谷市独自の取り組みとして、既存の行政評価制度を活用して、さらに適切な評価が行えるように工夫しているところである。</p>	<p>「越谷市の財政事情」については、引き続き分かりやすい公表を行えるよう工夫に努める。</p> <p>予算編成にあたっては、従来からの配分予算方式に加え、平成23年度予算編成（平成22年度実施）からインセンティブの考え方を導入して、執行努力として評価された額の一定割合を「インセンティブ配分額」として、各部に配分することとしており、平成24年度当初予算についても引き続き実施するとともに、可視化の取り組みについても順次進めていく。</p> <p>インセンティブ評価については、創造性、応用性、継続性、事業達成度の4つの項目を3段階で評価し、その合計点数により付与率を決定するものだが、評価に際しては越谷市独自の取り組みとして、既存の行政評価制度を活用して、さらに適切な評価が行えるように工夫しているところである。</p>
16	財政分析事務事業	財政課	H11	-	<p>〔目的〕 健全財政の推進を図るとともに、市政に対する市民の理解を深める。</p> <p>〔手段〕 企業会計的手法による基準モデルに基づく財務書類4表の作成・公表、および決算額を階層型に分類し、事業や施策の性格・目的別などを明示したマトリクス型決算書を作成公表する。</p>	高	高	低	低	B	<p>財務書類4表は、21年度（20年度決算）より公表するようになったが、今後の公表にあたっては、表示や内容の工夫を行い、さらに市民の認知度を高め、財政状況の共有を図りつつ、理解と協力を得る必要がある。</p>	<p>H21年度（20年度決算）より基準モデルで財務書類の公表を行っているが、23年度はこの財務書類が市民の方によりわかりやすいものとなるよう、先進団体等を参考に研究を進め公表を行う。</p> <p>経年による比較や他団体との比較を取り入れるなど、財務種類の活用方法について、行政管理課をはじめとした関係課所と連携を図りながら、調査研究を進める。</p>	16	B	<p>全庁バランスシート、マトリクス型決算書等基礎情報は出力されているが、各事業別経営改善に資する情報に至っておらず、今後の有効活用が望まれる。</p>	<p>バランスシート等の財務書類については、当面の間、決算情報の開示に重点を置いているが、今後は行政活動への活用ができるよう、平成23年度から各施設ごとの行政コスト計算書の試作に着手しており、今後も調査・研究を行っていく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
17	財政調整基金事業	財政課	-	-	〔目的〕 災害復旧、被災救助及び地方債の繰上償還、財源の不足が生じたときの財源に充てるものである。併せて、繰越金などの財源が捻出できた場合、基金への積立を行い財源不足に対応する。 〔手段〕 状況を見極めた上で基金から効果的に支出する。	高	高	低	B	財政健全化の推進を図るため、予期しない収入の減少や不時の支出等に備え、一定額の基金残高を維持する必要がある。	検討・見直し	市税をはじめとする歳入の確保を図るとともに、全庁的な経費節減による歳出抑制に努め、基金の取り崩しを抑制する。また、繰越金等により、可能な限りの基金への積み立てに努める。 国の政策や景気変動等が財政運営に大きく影響を与える中、不測の事態に備え、健全財政の堅持のため、一定額の基金を確保する。				
18	行政経営審議会運営事業	行政管理課	H17	-	〔目的〕 社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げることのできる行政運営を市民の視点に立って推進する。 〔手段〕 行政改革の推進その他の市政に関する重要事項について、市の主体的取組を展開するに当たり、公募市民を含めた外部有識者で構成する審議会の多角的で総合的な観点からの知見を参考活用するとともに、その審議内容を広く市民に公表する。	高	高	高	B	行政改革をはじめとする種々の取組による市民の視点・経営の視点に立った行政運営の推進については、市民や議会から絶えず要請されているところであり、その適切な実施に寄与するものとして、今後とも同審議会の一層効果的な活用の在り方を検討していく必要がある。	検討・見直し	平成23年度から新たに取組む第5次行政改革全体の目的達成に向け、審議会からさらに有益な意見等が得られるよう、各取組の適切な進捗管理及び推進に努め、的確な論点の整理やわかりやすい資料の作成等により、効果的で効果的な会議運営を図る。 行政改革の推進のほか今後の行政の在り方や都市経営上の課題等について、審議会に付議する効果的な案件の選定に今後とも努めるとともに、その意見等を踏まえた取組の実効性を高めることができるよう、関係各課との連携・調整を行っていく。				
19	行政評価事務事業(主に外部評価の実施に係る業務委託)	行政管理課	H16	-	〔目的〕 事業の実施主体である市の職員による内部評価に加え、外部の第三者による評価を行うことで、評価の客観性・透明性の確保、市民に対する評価結果のわかりやすい説明、行政評価制度そのものの改善・改良を推進する。 〔手段〕 外部評価者となる有識者の確保をはじめ、外部評価の実施及び結果報告に至る一連の関係業務について、その効率的で効果的な執行を図るとともに、個々の事業に利害関係を有しない中立的立場からの公平・公正な評価を期するため、民間の専門業者に委託する。	高	高	高	B	・各事業や行政評価制度の透明性の向上等をさらに図るため、平成22年度から外部評価におけるヒアリングを公開制としたが、できるだけ多くの市民に傍聴していただけるようにしたい。 ・評価結果を踏まえた見直しは部分的なものにとどまっている事業が散見され、改革改善の実効性を一層高めていく必要がある。 ・外部評価の効率的で効果的な実施と中立性の確保を今後とも図りつつ、市民の声をより的確に反映し得る制度の充実に引き続き検討する必要がある。	検討・見直し	外部評価の公開ヒアリングについて、傍聴を通じ各事業に対する市民のさらなる関心や理解が得られるよう、効果的な周知方法等を検討する。また、過年度の外部評価でC(課題が多く事業の大幅な見直しが必要)やD(事業の休・廃止を含めた検討が必要)とされた事業を一定期間後に再度外部評価の対象とするなどの仕組みづくりを検討する。 今後とも他の各種評価手法との異同や成果等を適切に比較検証しつつ、評価過程に市民の声をさらに取り入れるることのできる仕組みの充実に、当市に適用した外部評価のあり方を継続的に検討していく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
20	庁内LAN運用事業	情報統計課	H10	-	〔目的〕 庁内に保有する様々な情報を体系的に蓄積・管理し、各部門の職員が情報共有・交流ができる情報通信基盤として、さらには、市民サービスの向上や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進する。また、行政事務の簡素化・効率化を図る。 〔手段〕 必要な職員に対して一人一台の割合でパソコンを配備。グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等の内部事務関連システムの利用	高	高	高	高	B	安定性及び安全性の確保と調達コスト抑制の両立	検討・見直し	利用者の安定的な運用が行えるように端末の整備に取り組んでいく。 業務系ネットワークとの統合を実施する為の技術調査等を実施する。	23	B	職員用パソコン、サーバ、ネットワーク機器、グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等、内部事務関連のシステムを運用し、職員間の情報共有基盤や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進するとともに、行政事務の簡素化・効率化を図る事業である。 職員間の情報共有や業務効率化を促進し、限られた職員数で多様な住民ニーズに応えていくためには、ITの効果的な活用が重要であり、当該事業の必要性は認められる。 しかしながら、多くの情報システムは、新規導入、導入後の安定的なシステム運用、耐用年数の到来による機器更新など、総じて多額の費用が必要となる場面が多い。こうした資源の投入が、当該事業の目的を達成し、かつ投資以上の効果を得られるように、システムの最適化、ネットワーク統合、調達方法や契約内容の見直し実施などについて、可及的速やかに取り組むことが必要である。なお、情報通信機器に関するさまざまな費用については、近隣市等の状況を踏まえたベンチマークを設定し、比較・検証を行うことを提案したい。 事業目的を達成するためには、適切な活動指標・成果指標の設定が不可欠であることを踏まえ、現状の各指標については見直しが必要である。 成果指標として設定されている「職員パソコン普及率」は、それが100%を達成しても、事業目的と照らし合わせた場合、無意味なものである。したがって、高機能化と高度利用、行政事務簡素化・効率化の各進捗状況を成果指標として設定されることを検討されたい。 例えば、「高機能化・高度利用」については、職員からICTを活用した業務改善提案を募集し、それを具現化した件数、「行政事務簡素化・効率化」については、業務プロセスの「見える化」を進め、システム化できる業務を明確化した上で、「システム移行済み業務/システム移行可能業務」等により数値化することが挙げられる。 また、活動指標については、「職員用端末1台についての1日または1か月あたりの稼働率」、「システム運用率(1日の業務時間を100とし、システムが問題なく運用できた時間の割合)」などを用いることを検討されたい。 東日本大震災を受けて、自治体の業務継続に対する社会全体の関心が高まっている。IT部門における業務継続計画のみならず、市役所全体の業務継続計画についても、情報政策部門がリーダーシップを発揮し、早期策定に努められたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
21	統計調査事業	情報統計課	-	-	〔目的〕 基幹統計調査は、国や自治体等の各種行政施策の策定等に必要基礎資料を得るため、国が実施主体となり実施しているもので、市は、法定受託事務となっている各種統計調査の一部の事務(調査員の選出、調査票の配布・取集、審査等)を実施している。 〔手段〕 各種統計調査の円滑化と正確性を確保するため、広報による調査客体へのPRを行うほか、調査活動で重要な役割を担う統計調査員の確保と統計調査員の資質の向上を図る。	高	高	高	低	B	プライバシー意識の高揚や生活様式の変化、調査に対する協力意識の低下等により調査環境が年々悪化しており、調査客体からの理解、協力が得られにくくなるなど、正確な統計調査の確保が困難となってきていることから、各種調査の統廃合や調査方法の見直し等が必要である。	検討・見直し	プライバシー意識への配慮と調査への協力を求めるため、調査の趣旨や必要性を理解していただくよう広報の充実を図っていく。 統計調査は、調査客体となる市民や事業者の理解と協力が不可欠であることから、より正確な統計調査の確保に向けた調査方法の見直し等が図られるよう、引き続き実施主体である所管省庁や県に対して要望していく。	18	B	法定受託事務として、市でコントロールできる領域に限りがある。長期的視野で統計調査事業のあり方や進め方について広く意見を取り入れ、改善していく必要がある。	広く意見を取り入れて事業を進めている。
22	電算運用事業	情報統計課	S42	-	〔目的〕 市民サービスの充実を図るため、マルチアクセス環境を実現し、ワンストップ・ノンストップサービスの実現を図る。また、事務の効率化を推進するため、電算化を進める。 〔手段〕 インターネット技術を利用したWebシステムにより同時に多くの者が、システムにアクセスできる環境を作り、その安定稼働を図る。また、スムーズなシステム間の連携を実現することにより事務の効率化を推進する。	高	低	高	低	B	システムの新規導入や改修に併せて、事務の効率化を推進する。 事業の一部について、可能な限り外部委託を推進すること。	検討・見直し	システム改修に併せて事務の効率化を検討し改善を図る。 事業のアウトソーシングの可能性について検討し、また、情報系ネットワークとの統合についても調査を行い事務処理の効率化を図る。	19	B	ワンストップ・ノンストップサービスの充実を図るなど、市民サービス向上に向けた姿勢が充分にうかがわれる。今後も継続して、事業費の削減努力をすることは重要である。 将来的には、国の共通基盤整備状況を見つつも、他自治体との共同利用やASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー:組織内に業務ソフトを持たずにインターネットを介してソフトを時間借りして使用するサービス)の導入も視野に入れて、さらなる業務改革を推進に期待する。	システムの改修に併せて、事務の効率化を検討して改善を図っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施 年度	総合 評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
23	総合行政情報推進事業	情報統計課	H13	-	<p>〔目的〕 内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政経営の改善を図る。 市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める。 業務改善、事務処理の迅速化・効率化を進める。 情報セキュリティレベルの向上を図る。 〔手段〕 情報化推進計画第2次アクションプランに基づき内部事務システムの改善に取り組む。 総合行政ネットワーク(LGWAN)の利活用を図る。 情報化研修を計画的に実施する。 情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する。</p>	高	高	高	低	B	<p>内部事務システムの改善、LGWAN運用、情報化研修、電子申請システム運用など、先行投資ないしは基盤整備的な性質のものであり、即時に成果が現れるものではないため、具体的な成果を示すことは困難である。また、情報セキュリティにおいては絶対的な対策がなく、その成果においても十分な成果というものがなく、時々刻々と変化する社会環境の中で情報セキュリティ強化のための継続的な対策の実施が必要である。</p>	<p>内部事務の効率化・高度化を図り、市民ニーズに根ざした情報化施策の展開によるサービス向上を目指す。情報セキュリティ外部監査を取り入れた形でPDCAサイクルによるセキュリティの維持改善を図っていく。平成23年度は第2次アクションプランの最終年度であり平成24年度から3年間の推進計画である第3次アクションプランを策定する。 電子申請の普及促進など、電子自治体の整備を目指す。また、情報資産を様々な脅威から守るために、情報セキュリティ強化の取組みを継続的に実施し、セキュリティレベルの向上を目指していく。</p>	19	B	<p>アクションプランに基づき、順調に事業を推進している。 今後はIT投資評価のフレーム策定をおこない、IT投資効果の住民への情報提供を一層進めることも重要である。 4.0施策の検討・開発に着手とのことであるが、大規模開発になるものと思われるので、進捗管理に意を配り、電子自治体の着実な実現を期待したい。</p>	<p>アクションプランに基づき、事業を推進している。</p>
24	公有財産管理事業	財産管理課	-	-	<p>〔目的〕 公有財産(普通財産)は経営資源であるとの認識の下、全ての公有財産について実態把握を行い、新たな行政サービスの経営資源として効率的な利活用を図る。 〔手段〕 公有財産(普通財産)の有効活用の促進及び処分と併せて財産の適正管理を遂行する。 公有財産の登記、財産台帳の登録及び取得財産の指定、分類を明確にし財産を管理、保全する。</p>	高	高	高	高	B	<p>未利用の普通財産について、売却や貸付を行い、有効活用を図る。</p>	<p>小規模・不整形な未利用地を隣接地権者に売却交渉するとともに、今後も利用の見込みのない遊休地について公売を行う。 土地貸付料を定期的に見直しするとともに、保有資産を活用目的別に分類・管理し、有効活用を推進する。</p>	18	B	<p>未利用の普通財産等の売却を進め、公有財産効率を高めるべきである。また、公有財産の維持管理に関し、今後も引き続き業務効率の向上を図っていく必要がある。</p>	<p>未利用地のうち、小規模・不整形で土地利用が図れない土地については、隣接地権者等に売却処分を行った。併せて単独で土地利用が図れる未利用地については、公売等に向けた事務を進めた。 また、未利用地の活用方策の一環として、新規の貸付けや貸付料の見直しを行い、土地貸付収入の増収を図った。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
25	男女共同参画推進事務事業	人権・男女共同参画推進課	-	-	〔目的〕 男女共同参画の推進に関する意識啓発を行う。 〔手段〕 リーフレット等の作成や職員対象の研修等を行う。	低	高	高	高	B	未だに根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、リーフレットや研修による啓発を進めるとともに、平成22年度に策定した第3次越谷市男女共同参画計画を広く市民に周知する必要がある。	検討・見直し	平成24年度は平成23年度を初年度とする第3次越谷市男女共同参画計画第一期実施計画に基づく実施事業の結果が出る最初の年度である。そのため、事業者向けワーク・ライフ・バランス推進や若年者向けデートDV防止を目的とする各種の新規啓発物の効果的な作成・配布を図る。 啓発は継続的に行うことで効果が出るものであるため、時代の流れなども考慮した上で、引き続き効果的な啓発物の作成・配布を行う。	22	B	越谷市男女共同参画推進条例と越谷市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するための事業であり、男女がお互いの人権を尊重しながらパートナーとしてあらゆる分野で活動に参画できる社会を実現していくために必要な事業である。 そのために21年度は主に以下の事業内容を実施した。 DV相談窓口案内カードの作成 職員対象の研修(年3回) 男女共同参画行政推進会議の事務局事務 については、医療機関や公共施設に配架するだけでなく、より該当者に確実に周知できる施設等における配布など、さらに効果が上がるような取り組みを進められた。 については、職員の男女共同参画意識を啓発し、その向上を図るため、事業実施後の振り返りの効果測定が不可欠であるといえる。たとえば、職員対象の研修から一定期間(半年程度)経過した後、研修内容の習得度や意識の変化について調査を行い、必要があれば再研修を行うなど、年度を重ねることに効果が向上していく事業となるよう工夫された。 については、男女共同参画行政推進会議事務局として、各課実施事業の評価検証を実施するのみならず、例えば、女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取組を行っている事業所、家庭生活と職業生活の両立を支援するための制度が制定及び活用されている事業所など、男女が共同して参画することができる職場づくりに取り組んでいる市内の事業所を表彰し、広く市民に周知する制度の実施を先導していく取組みについて導入を検討された。市民の多くが事業所で勤務している実情を鑑みれば、事業所における男女共同参画の推進や女性の就労環境整備促進は優先すべき課題といえる。 男女共同参画事務事業の目的に立ち返って考えれば、現在実施されている事業の他にも実施すべき事務事業は多いと考えられる。男女共同参画の施策を推進、取りまとめる主管課である以上、事業目的を達成する手段としての新たな事務事業について積極的に企画・検討し、実施についても各課との適切な役割分担をした上で一部については、本事業の実施項目とすべきである。 成果指標については、女性委員の任用率は他の事業で指標として使用しているとのことであるが、本事業の指標としても適切であると考えられるので活用されたい。さらに、男女共同参画に対する市民の意識がどう高まっているのかなど、アンケートなどを通じて実際の事業の効果が把握できる指標がより適切と考えられる。	DV相談窓口案内カードは、該当者に確実に周知できる施設として、今後も医療機関や公共施設への配架を継続するとともに、他の効果的な方法について検討している。職員研修の効果測定については、職員の男女共同参画意識に関するアンケートの実施について検討している。 男女共同参画を推進する事業については、平成23年3月に策定した第3次越谷市男女共同参画計画において、「ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」や「DV防止の啓発」などの事業を新たに位置づけ、全庁的に取り組んでいる。
26	男女共同参画相談事業	人権・男女共同参画推進課	H13	-	〔目的〕 女性の生き方やDV被害等について、専門家による電話・面接相談を実施し、女性の自立に伴う自己決定ができるまでの支援を行うことにより、相談者の孤立化を防止し、自立への支援の充実を図る。 〔手段〕 相談業務委託により、電話・面接相談を行う。	高	高	高	高	B	相談したい時に相談窓口がわかるよう、窓口の周知を継続して行なう必要がある。	検討・見直し	今後も継続し、公共施設等にほつと越谷相談室リーフレットを設置し、窓口の周知を図っていく。 関係機関との円滑な連携を行い、相談体制の充実が図れるよう、環境づくりを行っていく。	21	B	女性を対象として、DV被害者や生き方についての悩みについて、専門家による電話相談、面接相談を行う事業である。相談件数も800件を超え、市民の認識も高まっており、本事業を推進する意義は認められる。 事業を説明する目的で、名刺大のチラシが用意されているが、使用されている用語がカタカナやアルファベットであり、理解しづらい内容となっている。例えば、「気づきにくいコントロール」について、担当課の意図する意味は、「暴力を受け続けるうちに、知らぬ間に暴力を振るう側の支配下に置かれてしまう、相手の思い通りに行動するよう仕向けられてしまう。」ということであったが、そのような意味はチラシの文面からは読み取れない。また、「DV」は、最近では多くの人が耳にする言葉であるにしても、年配の人などには、やはり馴染みがない可能性がある。「DV」についても、このチラシのどこかに目立つように日本語での表現が必要である。	DV相談窓口案内カードについては、平成21年12月に指摘を反映させる内容に修正した。
27	自立支援事業	人権・推進課 男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 女性(特にDV被害者)が、精神的・経済的・社会的に自立していくための支援事業を行う。 〔手段〕 自立を目指す女性の支援に関する事業を市民団体等と協働で実施する。	高	高	高	高	B	利用者のニーズに沿うきめ細やかなサービスを提供することができるよう、事業実施団体とのさらなる連携強化を図る必要がある。	検討・見直し	継続して、事業実施団体との情報共有及び連携を図っていく。 市民のニーズを把握し、ニーズに対応したサービスを提供するためのさらなる連携強化を図る必要がある。実施手段等について改善を検討する。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大規模な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
28	男女共同参画推進委員会運営事業	人権・男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、男女共同参画社会の実現を図る。 〔手段〕 審議会である男女共同参画推進委員会を開催する。	高	高	高	高	A	引き続き効果的かつ効率的に運営し、本市における男女共同参画のより一層の推進を図る必要がある。	現状維持	平成23年度事業の報告書である「平成24年度版男女共同参画の推進に関する年次報告書」は、計画の切替に合わせ、書式などのリニューアルを行う予定である。そのため、平成23年度は、今まで推進委員会からいただいた意見などをとらえ、より分かりやすい報告書となるよう検討を行う。 必要に応じて委員構成の見直しについても検討するなど、男女共同参画の推進のため、推進委員会の効果的かつ効率的な運営を行う。	21	B	本事業が対象とする苦情処理は以下の2つである。 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情  本事業の開始年度は平成17年度であるが、平成20年度までの処理件数は3件である。事案の件数は必ずしも多くはないが、男女共同参画を推進し、住民主導の自治を考える上でも、本事業の意義がある。 しかし、本事業の進め方においては、いくつか課題がある。 制度を説明したパンフレットは、どちらかといえば、制度の説明のみに終始しており、利用者の立場になって書かれていない。特に、利用者に対するメリットの記述がなく、利用しようとする動機につながるとは思われない。 また、苦情をあげるには、「男女共同参画に関する苦情申し出書」に記入する必要があるが、このことが申し出をしようとする際の大きな負担になると考えられる。支援を必要とする市民にとって、利用しやすい手続とすることを希望する。	リーフレットについては、在庫が残っているためただちに対応はできないが、次回の作成時には指摘を反映させた内容に修正する予定 なお、市のホームページでは、指摘を反映させた内容に修正した。
29	男女共同参画苦情処理委員事業	人権・男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案の苦情を処理し、男女共同参画の推進を図る。 〔手段〕 男女共同参画の推進に優れた識見を有する者で市長から委嘱された苦情処理委員が苦情を受け付け、適切かつ迅速に調査を行う。	高	高	低	高	B	苦情処理委員の意見を受け、平成22年度は、若年者への推進条例の啓発を目的とした市内の小学校6年生への条例啓発リーフレットの作成・配布や、成人式で新成人に配布する苦情処理委員PRチラシのリニューアルなどを行った。しかし、苦情処理委員の認知度3.3%という平成22年度市政世論調査の結果や、苦情の申し出が0件であったことから、今後とも苦情処理委員の積極的な周知を行う必要がある。	検討・見直し	苦情処理委員の一層の周知を目指し、男女共同参画支援センター情報誌「みてみてほっと越谷」にも苦情処理委員の記事を掲載するなどの新たな取り組みを行う。 苦情の申し出を希望する人が利用しやすいよう、制度の周知を積極的に行っていく。	21	B	本事業が対象とする苦情処理は以下の2つである。 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情  本事業の開始年度は平成17年度であるが、平成20年度までの処理件数は3件である。事案の件数は必ずしも多くはないが、男女共同参画を推進し、住民主導の自治を考える上でも、本事業の意義がある。 しかし、本事業の進め方においては、いくつか課題がある。 制度を説明したパンフレットは、どちらかといえば、制度の説明のみに終始しており、利用者の立場になって書かれていない。特に、利用者に対するメリットの記述がなく、利用しようとする動機につながるとは思われない。 また、苦情をあげるには、「男女共同参画に関する苦情申し出書」に記入する必要があるが、このことが申し出をしようとする際の大きな負担になると考えられる。支援を必要とする市民にとって、利用しやすい手続とすることを希望する。	リーフレットについては、在庫が残っているためただちに対応はできないが、次回の作成時には指摘を反映させた内容に修正する予定 なお、市のホームページでは、指摘を反映させた内容に修正した。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は														
30	男女共同参画支援センター管理事業	人権・男女共同参画推進課	H21	-	〔目的〕 男女共同参画推進の拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援することにより、男女共同参画を推進する。 〔手段〕 指定管理者であるNPOの持つ専門性の高い知識やノウハウを活用した運営を行う。	高	高	高	B	より効率的な管理運営に努める必要がある。	検討・見直し	23	C	男女共同参加参画の推進を図ることを目的として設置されている男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の施設管理や当該施設で実施する事業を、指定管理者への委託により行う事業である。 越谷市男女共同参画支援センター指定管理者基本協定書等に基づく、指定管理者による施設管理及び男女共同参画の推進に向けた各種事業の推進は、同者が作成する事業報告書から、良好に行われているものと判断できる。 一方、指定管理者を監理監督する立場にある市側の取り組み姿勢については、より効率的な管理運営の実現や不断に政策目標実現に向けた確認を実施していく必要があることから、大幅に改善余地がある。 まず、指定管理者への委託料について、指定管理者が提出した収支計算書から実態を把握する体制は確保されているものの、「市の政策・方針に合致した事業費等の使い方がなされているか」に関する確認方法が確立されていない。また、費用の妥当性について、直営時の実績値や近隣の類似施設等を参考に限度額を設定している点は評価できるが、その費用の詳細について、他の施設とのコスト比較等を通じたコスト削減に努めているとはいえない。担当課自ら経費の詳細内容を把握し、その妥当性を確認・精査する必要がある。 指定管理者の活動を把握するため、指定管理者からの事業報告書(月次及び年度毎)の提出や、聞き取り調査、担当課職員による現地確認、全庁的な指定管理者の評価制度における独自評価項目の設定などを実施している点は評価できる。 しかしながら、当該センターの活動がソフト事業中心であることを踏まえ、指定管理者が行う当該センターの運営事業内容が市の男女共同参画推進という政策目標に合致しているのか、軌道修正する点はないのか、などを評価することが担当課の役割として求められる。全庁的なマネジメントの仕組みの中での評価にとどまらず、担当課自ら評価シートを作成し、指定管理業務が総合振興計画の掲げる政策目標・施策目標に合致しているかを継続的に確認する取り組みが必要である。 このほか、利用者アンケートの設計は、市と指定管理者が協議して行っているとのことであるが、利用者アンケートを通じて、指定管理者が行う活動内容が、市の政策目標である男女共同参画推進に合致しているかを確認する必要があるため、当該アンケートの設計は市が自ら行うべきである。 指定管理者を監理監督する立場として、独自に設計した評価シートやアンケート調査等により、基本協定書等に基づく事業内容を自ら評価・管理するなど、マネジメントの強化に努められたい。 特に、次年度以降は、指定管理者の選定見直しにより、指定期間が現行の3年から5年に延長されるとのことである。これまで以上に市の主体性と独自性を発揮し、男女共同参画推進のために、市が理想とする事業が行われているか、確認することに努められたい。 なお、当該事業の事業目的が「男女共同参画の推進」であることを踏まえると、男女共同参画に対する市民の理解度や、事業所での実践状況等を成果指標として用いることを提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
31	人権推進事業	人権・男女共同参画推進課	S51	-	〔目的〕 同和問題を人権問題の重要課題に位置づけ、あらゆる人権問題の解決に向けて、関係機関(団体等)との連携のもと、人権が尊重される差別のない明るい地域社会の創造を目指す。 〔手段〕 各種研修会や講演会を開催するとともに、関係機関等が開催する各種事業に参加し、人権教育・人権啓発の推進を図る。	高	高	高	B	人権啓発に関しては、市民の人権意識の高揚を図るものであり、その事業の評価は難しく、どのように進めていくかは課題であるが、差別のない明るいまちづくりを進めるうえで必要な事業であるため、創意工夫を凝らし、事業を進めていきたい。	検討・見直し					
32	人権擁護事業	人権・男女共同参画推進課	S37	-	〔目的〕 市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る。また、人権侵害がなされないように監視、救済を図る。 〔手段〕 市民の人権問題に対し、人権擁護委員による人権相談を実施する。さらに、啓発活動(市民まつり、人権の花運動等)を通して基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚を図る。特に人権侵害事件については、調査及び情報収集を行い、関係機関への勧告等適切な処置を救済を図る。	高	高	高	B	人権相談所の開設について、更なる周知を図り、その充実が求められている。	検討・見直し	20	B	人権相談所の開設について、広報紙や市ホームページ等に加え、更なる周知方法を模索し、積極的な周知を図っていく。 継続して、福祉施設や地区公民館等に向向く、積極的に人権相談所を開設する。また、人権侵害事件の救済及び防止のため、相談体制の更なる充実を図っていく。 11名の人権擁護委員の活動を支援する事業である。平成20年度より相談回数を増やすなどの努力をされていることは評価に値する。 市職員と人権擁護委員との全体協議会を更に積極活用され、人権擁護委員の知見を市職員が活用できる工夫をしていただきたい。	人権相談の開設回数については、平成20年度に月2回に増やしてから変更はしていない。今後についても、現在の相談体制を維持・発展させていきたい。 人権擁護委員や人権擁護委員協議会の活用については、人権相談に限らず、小・中学校や幼稚園、市民まつり等での人権啓発活動においても協力体制を整えており、人権擁護委員の経験や知見を活かした啓発活動の充実を図っている。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
A		課題が多く事業の大規模見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は										
33	法令等管理事業	文書法規課	-	-	(目的) 条例等例規の検索、改正事務を効率的かつ正確に行うため、台本形式(紙ベース)の例規集の電子情報化を図るとともに、市民サービス向上及び良質な情報の提供を実現する。 (手段) 例規データベースの積極的な運用 例規データベースのホームページでの公開	高	高	高	A	市民、職員等に対して条例等の法規情報を提供し、相互に情報を共有することは、協働のまちづくりを進めるうえでも必要なことであることから、そのツールとしての利便性の確保に努めなければならない。	現状維持	情報提供のためのツールとしての更なる利便性の確保と職員等からの求めに応じ迅速な対応に努める。	18	B	<例規データベースシステム> 例規をデータベース化し、検索能力を向上させ、職員・市民への利便性を高めることは、これからますます重要になってくる。今後は100冊の例規集印刷物の減冊を含め適正なシステムの運用及び強化に努めてもらいたい。	100冊の例規集印刷物の減冊については、例規データベースの閲覧環境が整っていない配付分を減らすことは困難であるが、閲覧環境の整っている庁内各課分等の減冊は可能であるため、必要最小限の冊数とするべく庁内各課と調整する。
34	公文書管理事業	文書法規課	H3	-	(目的) ファイリングシステムの活用等により文書を適正かつ効率的に管理し、事務効率の向上、文書の共有化の推進、情報公開への積極的な対応等を図る。 (手段) ファイリングシステムによる適正かつ効率的な文書の整理及び保存 本庁の文書庫に収納できない文書の保存業務を文書専用の倉庫業者へ委託 文書事務の電子化の基礎となる文書管理システムの導入検討	高	高	高	B	文書の整理及び保存の手法であるファイリングシステムの適正な運用を維持していくことが基本となるが、平成23年4月に施行された公文書管理法は、地方自治体の文書管理制度にも大きな影響を及ぼすものと考えられることから、今後、その動向に十分注視しながら、本市の文書管理制度について見直しを行う必要がある。文書管理システムの導入については、その前提として、文書管理制度の確立が不可欠であるため、より慎重な対応が求められる。	検討・見直し	公文書管理法の施行状況等を踏まえ、文書管理制度の見直しに取り組むこととするが、まずは、歴史資料として価値がある公文書の保存と利用の仕組みの再構築について、調査・検討を行う。 文書管理システムの導入や公文書館機能の整備の検討	17	B	文書を適正に管理することは重要である。保管する一方で、文書廃棄ルールを定め不要な文書を廃棄または保存対象としないルールを徹底することが重要と考える。 電子ファイリングシステムに移行しても文書管理ルールの重要性は同様であり、管理ルールを全庁で徹底する仕組み作りが求められる。 文書のファイリングシステムの維持管理については、各部署での文書管理体制をさらに徹底するなどして、正規職員2.38人/年の工数を削減する努力を望む。	電子ファイリングシステムに移行した後も対応できるように平成17年4月に文書管理規程の整備を行った。ファイリングシステムの維持管理については、平成18年度からすべての課所においてチェックシートによる自己点検維持管理方式に切り替え、実地指導の委託料や正規職員の工数を削減している。
35	情報公開・個人情報保護制度事業	文書法規課	H11	-	(目的) 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るとともに、両制度を一層充実させる。また、公開請求に対する決定や開示、訂正等の請求に対する決定に係る不服申立てについて、公平な審査(権利救済)を行う。 (手段) 学識経験者、弁護士等の専門的な知識を有する者や、公募による市民等で組織する第三者機関として、審査会及び審議会を設置し、運営する。	高	高	高	A	審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る行政処分に対する救済機関であり、また、審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を確保するためのチェック機能であるが、これまでの運営状況等に照らし、妥当性、効率性、有効性、貢献度等の観点から総合的に判断して、課題はないものと思われる。	現状維持	審査会と審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営を監視する役割を担ううえで必要不可欠な第三者機関であり、単純に開催回数の増減で費用対効果等を測定することは困難である。したがって、特に課題も見当たらないことから、当面現状を維持するものとする。	20	A	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、当該事業は不可欠である。事業費に妥当性があり、審議会委員の改選も適切に実施されている。正規職員の一層の業務効率化を図るべく努力を今後とも継続していただきたい。	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、当該事業は不可欠であり、今後も正規職員の一層の業務効率化を図るべく努力を継続していく。
36	法制・訟務事務事業	文書法規課	-	-	(目的) 行政法を中心とした法律問題に係る顧問弁護士相談とその他の法律問題に係る法律相談を行うとともに、訴訟における代理人を依頼し、個別業務を支援する。 (手段) 顧問弁護士相談 法律相談 訴訟事務	高	高	高	A	自治体職員の政策法務能力の向上が求められていることから、研修事業と連携して行政運営上の新たな課題等に対する法令研修を実施することにより、法制訴訟事務に関する知識の習得が必要である。	現状維持	直面する行政課題に対応した継続的な研修の実施				
37	人事管理事業(昇任試験委託)	人事課	S58	-	(目的) 管理職への昇任について、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて、職への適合性を公正に審査し、管理職にふさわしい人材を任用する。 (手段) 管理職昇任試験の実施に際し、試験に係る事務の一部(教養・行政判断試験作成及び採点)を専門機関に委託することによって、事務を効率化し、公正な試験を執行する。	高	高	高	B	高度化・多様化する行政課題に対応するため、効率的な組織運営が求められており、職制や昇任の今後の在り方について引き続き検討を要する。	検討・見直し	教養試験の問題作成及び採点については、事務の効率化及び公正性の確保の観点から引き続き業務委託により実施する。 職制や昇任の在り方について、今後とも必要に応じ見直しを検討していく。	20	B	試験問題の作成等一部業務の外部委託は、効率化及びコストの観点からも適切である。課題は“良い人材”の育成であり、市の発展にとって最も有効な管理者を先見性を持って任用・育成するための努力をなお一層お願いしたい。また、試験内容の見直しと、任用後の追跡評価等の結果を試験制度にフィードバックすることを望む。	平成21年度に試験内容の一部見直しを行った。なお、集中改革プランに基づき、人事管理制度全般にわたる検討・見直しを進め、平成22年度から新たに人事評価制度の試行・検証を進めていく中で、現行の昇任試験についても、必要に応じ見直しを検討していく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
38	職員採用事業(採用試験委託)	人事課	-	-	(目的) 市職員の採用にあたって、職務遂行能力を公正・公平に判断し、市民の負担に応えることのできる優秀な人材を確保する。 (手段) 学歴に応じた試験問題の作成及び採点を専門機関に委託することで、人件費等のコストを抑制するとともに、客観性・公平性を確保する。	高	高	高	高	A	・有為な人材確保のため、当該事業の妥当性は高い。 ・試験問題の作成及び採点について専門機関に委託することで、試験の公平性・効率性・機密性を確保することができる。	現状維持	試験の問題作成及び採点については、事務の効率化及び公正性の確保の観点から引き続き業務委託により実施する。 求められる人材とその確保の方法について、必要に応じ見直しを検討していく。	19	B	第1次試験を委託化しコスト低減されていることは評価できる。また、第2次試験以降において、市全体の人材ニーズ、長期的な育成計画の視点から見た新規採用への要望を取り入れ、対応されていることも評価できる。 第1次試験業者に対し、市としての要望を伝える場をさらに活用する必要がある。また、総合成績のみでなく、科目別の成績を開示するよう求めていくことを望む。	採用試験に係る問題の作成から採点について、外部の専門業者に委託して実施しており、市としての要望を伝えるべく、委託業者と協議の機会を設け、緊密に連携を図りながら事業を遂行することとしている。
39	職員表彰事業	人事課	-	-	(目的) 永年勤続の職員に対し、多年の勤続の労をねぎらうことにより、士気を高め公務の能率を向上させる。 (手段) 永年勤続の職員に対し、市長から表彰状を授与し、記念写真を撮影・配付する。	低	高	高	高	B	従来行っていた銀杯の贈呈は、平成16年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最小限の経費で実施している。今後、さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。	検討・見直し	集中改革プランに基づき、人事管理制度全般にわたる検討・見直しを進め、平成22年度から新たに人事評価制度を試行することとなった。この人事評価制度の試行・検証を進めていく中で、現行の表彰制度についても、必要に応じ見直しを検討していく。	19	C	表彰制度の運用が長年継続しており、永年勤続表彰に偏した運用となっているように見受けられる。 表彰制度の本来の意味に立ち返り、ひとりの職員を表彰することにより多くの職員が活性化し、組織活性化のための制度としての運用の再検討を望む。	集中改革プランに基づき、人事管理制度全般にわたる検討・見直しを進め、平成22年度から新たに人事評価制度を試行することとなった。この人事評価制度の試行・検証を進めていく中で、現行の表彰制度についても、必要に応じ見直しを検討していく。
40	健康管理事業	人事課	-	-	(目的) 疾病の早期発見及び職員の健康管理への主体的な取組を推進し、職員の健康増進を図る。 (手段) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断及び特殊健康診断並びにメンタルヘルス診断事業等を実施する。また、人間ドック受診に係る費用の一部を助成する。	高	高	高	高	B	受診率を100パーセントに近づけていくために、未受診者に対する指導を徹底する必要がある。 また、人間ドック受診者を含め、受診結果に対する事後指導やメタボリック症候群対策、メンタルヘルス対策について、更に充実を図る必要がある。	検討・見直し	健康相談や健康教育の充実を図り、健康管理の必要性を普及啓発する。長時間労働者等に対する健康相談をさらに充実させる。 今後も、職員の疾病等の早期発見をはじめ、心身の健康管理及び維持・増進に努める。	18	B	職員の受診率100%達成及び、事後のフォローを徹底し、職員の予防医療を高める必要がある。また、メンタルヘルスへのきめ細かな対応が求められる。	職員の健康診断については、未受診者に対する受診勧奨の通知や人間ドック助成金制度により受診の促進に努めている。また、メンタルヘルスについては、事業所におけるメンタルヘルスケアの基本的な考え方(4つのケア:セルフケア、ラインケア、事業所内産業保健スタッフによるケア、事業所外によるケア)に基づき、相談が受けられる体制を整備している。なお、事業所内産業保健スタッフによるケアとしては、人事課に健康相談室を設置し保健スタッフにより随時対応している。事業所外によるケアとしては、精神科医や産業カウンセラー、臨床心理士など外部委託により専門的な相談窓口を設置している。
41	特別研修事業	人事課	-	-	(目的) 多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる能力を開発するとともに、新たな行政課題に対応するための知識や実務に即した技能の習得を図る。 (手段) 時事問題をはじめ、時宜を得た行政課題に関する研修を実施する。	高	高	高	高	B	新たな行政課題に対応するため、実務知識・技能の習得の必要性は益々高まっており、更なる内容の充実が必要	検討・見直し	全庁横断的な行政課題や新たな行政課題等について、関係部課所と連携しながら、職員の知識の習得及び能力の向上を図る。	18	B	<職員研修事業> (事業番号:46参照)	事業番号46参照
42	派遣研修事業	人事課	-	-	(目的) 新たな制度に関する知識や各業務に関するより高度な専門的知識・技能の習得を図る。 (手段) 国や県をはじめ、彩の国さいたまづくり広域連合、公的研修機関、民間研修機関の研修に職員を派遣する。	高	高	高	高	B	新たな制度に対する知識や業務に対する高度な専門的知識・技能の習得を図るため、今後とも積極的に外部の研修機関等の資源を活用していく必要がある。	検討・見直し	職員の職務経験やキャリアデザイン等を踏まえ、より高度の専門的知識・技能の習得を図る。	18	B	<職員研修事業> (事業番号:46参照)	事業番号46参照
43	自己啓発研修事業	人事課	-	-	(目的) 職務に関連する資格・知識の習得を促すとともに、能力向上の意欲を高め、能力開発を奨励する組織風土を醸成する。 (手段) 通信教育や自主研究グループ活動など、自己啓発にかかる費用を助成する。	高	高	高	高	B	受講者の拡大の必要がある。	検討・見直し	越谷市職員自己啓発奨励要領により、人事課推奨通信講座・推奨以外、自主研究グループによる研修に対し、助成を行うことについて積極的にPRし、自主的な学習活動を促進する。 人事課が行う集合研修のみならず、自主的に自己研鑽に取り組むことが職員の資質向上に大きく寄与することについてメッセージ性を含め、職員に周知していく。	18	B	<職員研修事業> (事業番号:46参照)	事業番号46参照

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A 事業内容は適切である					総合評価	実施年度		総合評価
										B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要								
										C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要								
D 事業の休・廃止を含めた検討が必要			総合評価で認識した課題は															
44	労働安全衛生事業	人事課	-	-	〔目的〕 管理監督職員及び職員の労働安全衛生への意識の高揚を図り、公務災害の未然防止を図る。 〔手段〕 衛生委員会を中心に各職場における安全確保のための点検や安全研修を実施し、公務災害の未然防止を図るとともに、公務災害の認定を受けた職員への補償及び見舞金の支給を行う。	高	高	高	高	B	職場の労働安全衛生向上には、日常の安全点検や意識啓発など継続的な取組が必要である。	検討・見直し	採用時・異動時の安全衛生教育の徹底や定期的な労働安全衛生研修の実施、各事業所における安全衛生委員会の充実に取り組む。 事業主の立場として、職員の安全を確保し、快適な職場環境の形成を図ることは重要であり、今後も引き続き災害の未然防止に努める。					
45	職員福利厚生事業	人事課	-	-	〔目的〕 職員の健康保持・増進や元気回復を図り、職務効率の向上を図る。 〔手段〕 地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業として、各課親睦会の事業、スポーツ・レクリエーション事業及び部活動に対して補助金を交付する。	高	高	高	高	B	当該事業については、職員が心身ともに健康で働くために必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえた適時の見直しが必要である。なお、当該事業のうち平成17年度の外部評価対象となった「職員被服貸与事業」(C評価)については、社会情勢の変化や外部評価結果等を踏まえ、平成20年度から事務服の貸与を廃止している。併せて、職員を容易に認識できる大型の名札を作成し、市民サービスの向上を図っている。	検討・見直し	職員の心身の健康維持と公務効率向上の観点から継続して実施しているが、事業の効果と効率性を常に点検し、必要な見直しを行っている。	17	C	<職員被服貸与事業> クールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者の方に制服を貸与するよう再検討することを望む。 市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。	職員被服貸与事業については、平成20年度から事務服の貸与を廃止した。このことに伴い、職員を容易に認識できる大型の名札を着用し、市民サービスの向上を図った。	
46	階層別研修事業	人事課	-	-	〔目的〕 新採用職員から管理職員まで、各階層に必要な基本的知識や課題対応能力等の修得を図る。 〔手段〕 各階層ごとに基本的知識や課題対応能力に関する研修を実施する。	高	高	高	高	B	既に職員の大量退職期を迎えており、組織の中核を担う人材の育成が急務であることから、特に監督職層の研修について、質の向上が必要である。	検討・見直し	各階層の職員の現状と課題を踏まえ、求められる能力養成に向け、効果的な研修を実施していく。 行政課題の高度化に伴い、職員に求められる能力も高度化・専門化していることから、長期的な人材育成システムの一環である階層別研修のあり方について、必要に応じ見直しを検討していく。	18	B	<職員研修事業> (事業番号41、42、43、47を含む) 今後、職員の専門性向上や意識改革を図るために、職員研修は重要である。人事管理制度と連動させた研修制度を早急に確立させる必要がある。また、活動結果及び成果に関し適切な指標を設定し、研修の成果を直接的に把握できるものにする必要がある。	研修制度は人事管理制度における重要な構成要素の一つである。したがって、各階層ごとの職員にそれぞれ必要とされる基本的な知識の習得や問題・課題に対する対応能力・解決能力等の習得を図ることを基本とし、毎年度所要の検討・見直しを行い効果的な研修メニューの立案に努めている。また、研修の効果については、一朝一夕にこれを把握することは難しい面もあるが、研修後に受講者から提出される「復命書」により定性的な把握に努めている。	
47	専門研修事業	人事課	-	-	〔目的〕 時代の変化や複雑高度化する住民ニーズに対応するため、地方自治法や行政法、民法などの法令関係をはじめ、法務能力や政策形成能力など高度な専門知識・技能の習得を図る。 〔手段〕 法令や政策形成など専門知識・技能に関する研修を実施する。	高	高	高	高	B	複雑高度化する行政課題に対応するため、職員の高度な法務能力や政策形成能力などの向上が必要となっており、その能力の向上が効果的に行える研修内容を適時検討する必要がある。	検討・見直し	研修の効果測定の手法を検討し、職員の能力向上につながる効果的な研修の充実を図る。 高度化する行政課題を踏まえ、職員に求められる専門知識・技能に対応するよう、研修課目を適宜見直し、効果的な専門研修を体系的に展開していく。	18	B	<職員研修事業> (事業番号:46参照)	事業番号46参照	
48	電子入札システム事業	契約課	H15	-	〔目的〕 入札手続の透明化及び入札事務の効率化を図る。 入札参加資格登録業者の利便性の向上及び競争性の向上を図る。 〔手段〕 埼玉県電子入札共同システムへ参加し、電子入札システムの運用を行う。	高	高	高	低	B	電子入札システムは、埼玉県と県内参加自治体が共同で開発・運営を行っており、市の財務会計システムとのデータ連携などでまだ改善の余地がある。また、平成26年度には新しい電子入札システムの導入を予定しており、発注者側・受注者側での現行システムの使い勝手やセキュリティの向上など、問題点を洗い出して、新システムへの改善に繋げる必要がある。	検討・見直し	引き続き、埼玉県や県内参加自治体と情報交換を図るとともに、市の情報統計課と連携を図りながら電子入札システムの円滑な運用に努めていく。	18	B	電子入札による事業者への利便性の向上、自治体入札業務の効率性向上は喫緊の課題であり、当該事業の優位性は認められる。本事業は、埼玉県と県内自治体が共同で開発・運営している事業であるが、早急に改善効果を得るべく、業者登録審査等の連携強化を図りながら運用・体制・制度を充実させる必要がある。	実務を通して現行システムの使い勝手やセキュリティの向上など問題点を洗い出し、平成26年度に予定されている新システムへの改善につなげていきたい。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なくあり事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
49	平和事業	総務管理課	H20	-	<p>〔目的〕 戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝える。人類共通の願いである世界の恒久平和の実現を願い、未来に向けて平和で豊かな社会を築くため、市民の平和への意識を高める。</p> <p>〔手段〕 広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会の平和事業を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>成果をあげるため、毎年事業内容を考えていくが必要である。</p>	検討・見直し	<p>戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えるため、事業内容を考える。</p> <p>世界の恒久平和の実現を願い、平和事業の内容をグローバルな視点でとらえ、幅広い事業内容を考えていく。</p>	22	B	<p>世界の恒久平和の実現と平和で豊かな社会づくりのため、市民の平和への意識を高めるための事業である。21年度は広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会を実施した。平和展では広島、沖縄、東京大空襲などを取り上げたが、今後は国内で起こった惨禍だけでなく、イラン、イラクなど国外で現に起こっている紛争をも本事業の対象として目を向けて取り組んでいこうとする姿勢を評価したい。</p> <p>ただ、平和事業は市民生活に直結するとは言いえない事業であり、必要性を持つ事業となるように考慮し、取り組んでいただきたい。さらに、準備に相応の時間がかかる点は理解できるが、年間を通じて実施されている事業でないにもかかわらず、人件費の額が比較的高いので、最小の投資で最大限の効果を得られるよう努力すべきである。</p> <p>平和事業が開始されて間もないということから、市民の認知度が低い状況にあると思われるので、ホームページ、広報で積極的な宣伝活動が求められる。また、平和展や講演会の来場者数を増やすために学校等に働きかけ、学年単位で来場してもらうことが有効ではないか。</p>	<p>平成22年度平和事業においてもホームページ・広報・自治会掲示板を借用しポスター掲示し、事業のPRを行った。また、小学校に対し大型バス3台を三日間運行し、小学校9校6年生870人に来場してもらうことができた。平和展平成21年度来場者数895人 平成22年度来場者数1750人(上記小学生含む)</p>
50	公文書管理事業(総務管理課分)	総務管理課	-	-	<p>〔目的〕 庁内各課の郵便物を取りまとめ発送する事務や年間16回発行している「広報こしがや」を始めとする市の各種お知らせを自治会等へ配送する事務についてコスト削減を図る。</p> <p>〔手段〕 郵便事務については料金割引制度を有効利用し、さらに、近隣市町への郵便物の合封をおこない、「広報こしがや」等の配送事務については、民間の委託業者を見積もりあわせて決定する。</p>	高	高	高	高	B	<p>他課からの郵便物の集配について、午後2時までの時間内提出についての協力を求めることが必要</p>	検討・見直し	<p>24年度に向けても、郵便料金の割引制度を利用し、また、同一の宛先の郵便物を合封し郵送することによりコスト削減に努める。</p> <p>最新の郵便業界の情報や制度変更に注視しコスト削減に努め、さらに郵便物の時間内提出について協力を求めている。</p>	21	B	<p>業務内容は比較的単純であり、再任用職員、非常勤職員の活用を検討していただきたい。</p> <p>また、本事業の成果として節約された郵便料金額等については、これを成果指標として庁内にも周知し、成果を共有されたい。</p> <p>さらに、郵便物の発送時間厳守の問題については、「市民サービスの向上に直結するルール」であるとの認識に立ち、改めて全庁的に徹底を図られたい。</p>	<p>職員については、平成23年度より再任用職員を配置した。発送時間の厳守については、各課の郵便担当者は限定的であることから、口頭より周知を行っている。</p>
51	印刷管理事業	総務管理課	-	-	<p>〔目的〕 庁内の複写機や軽印刷機の管理事務及び大量の印刷物や製本が必要な印刷物に対する浄書印刷事務の効率化と経費の節減を図る。</p> <p>〔手段〕 浄書印刷の集中管理や印刷機・複写機等の充実及び複写機・軽印刷機の適正配置を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>浄書印刷枚数は、今後、市民サービスの向上と共に増加することが予想され、印刷機や複写機の機能充実や適正な配置を行うことにより、常にコストダウンを考えつつ業務を行うことが必要である。</p>	検討・見直し	<p>平成23年度は、庁内29台の複写機の入れ替えを行うにあたり、最小の経費で最大の効果を得ることを念頭に置き、さらに、本市の利用形態に最適の機種を導入する。</p> <p>両面印刷や製本を伴う印刷物を得意とした電子印刷機と単葉の印刷物ではコスト安のデジタル印刷機相互の有効利用を行い、浄書印刷の効率化を行っていく。</p>	18	C	<p>庁内で効率的に印刷事務を行う内製化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通じて平準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討の必要がある。</p>	<p>翌年度の印刷予定について、各課に照会を行い、年間を通して業務が平準的かつ計画的に実施できるようにしている。</p>
52	庁用備品管理事業	総務管理課	S33	-	<p>〔目的〕 庁用備品の適正な維持管理を図る。</p> <p>〔手段〕 備品管理システムによる、備品の保管、取得による登録、所属換え及び廃棄に係る事務を行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>平成22年度に、備品とする額の改正を行い、管理業務の簡素化を図ったが、システムの運用については、さらなる周知徹底を必要とする。</p>	現状維持	<p>継続的に管理システムによる適正な維持管理を行う。</p>			<p>&lt;庁舎管理事業&gt; (事業番号：54参照)</p>	<p>事業番号：54参照</p>
53	庁舎整備事業	総務管理課	-	-	<p>〔目的〕 市庁舎へ来庁する市民等の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の維持を図る。</p> <p>〔手段〕 市庁舎の老朽化に伴い建物や設備機器等の改修工事及び修繕を計画的に行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>老朽化が進む市庁舎については、安全確保のため、つねに環境維持を図る必要がある。</p>	現状維持	<p>建物の老朽化した箇所や各設備機器等の改修工事を進める。</p> <p>計画的に改修工事を進め、軽微な修繕等については職員が対応し、事業費の抑制に努める。</p>	20	B	<p>本庁舎の老朽化に伴い、修繕や改修工事のコストが増加している現状となっている。修繕工事においては、単に業者に発注するだけでなく、職員で対応できる点は職員が対応しており、経費削減努力は評価できる。</p> <p>本庁舎は、平成13年度の耐震診断で耐震性に問題があるとされており、大いに懸念される。政策会議で他の市有施設の耐震化と合わせ、総合的に耐震改修促進計画をたてているとのことで、緊急性と重要性の観点から総合的に耐震改修を進めていただくことを強く要望する。</p>	<p>庁舎の修繕や小規模な改修工事職員が対応できるものは引き続き行っていく。また、改修工事等を計画的に実施する。さらに、本庁舎の耐震化については引き続き検討する。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等			
						7. 個別評価						A 課題が少くあり事業の一部見直しが必要 B 課題が多く事業の大規模見直しが必要 C 事業の休・廃止を含めた検討が必要 D 総合評価で認識した課題は	実施年度		総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							8. 総合評価	
																事業内容は適切である	
課題が少くあり事業の一部見直しが必要																	
54	庁舎管理事業	総務管理課	S44	-	<p>〔目的〕 来庁舎の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図る。 〔手段〕 庁舎内の巡視、日常点検や設備機器等の適正な運転及び案内表示の充実により、環境整備を進め効率的な庁舎の保守管理を行う。</p>	高	高	高	A	<p>市庁舎の老朽化に伴う設備等の維持管理について、保守点検を継続的にを行い、常に安定した稼働とともに、庁舎管理に係る経費節減に努める必要がある。</p>	現状維持	<p>引き続き庁舎の安全確保のため、点検及び保守管理を重点的にを行い、庁舎環境の整備及び経費節減に努める。</p>	23	B	<p>来庁者の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図るために、市役所庁舎の施設管理を行う事業である。 市庁舎は、市民生活に不可欠な行政サービス提供の拠点や災害時の防災拠点等として、極めて重要な役割を担っていること、その性質上多くの人が訪れるとともに、多くの職員が働いていること等から、高いレベルの堅牢性(耐震性)、安全性、快適性などが要求される施設である。 したがって、庁舎管理については不要不急なコストを削減しつつ、真に必要な部分に資源を集中投入していくことが求められており、そのためには適切な活動指標や成果指標の設定が必要である。 しかしながら、このような観点から見た場合、現在の各指標は適切であるとはいいがたい。また、コスト削減に向けた努力がなされているものの、残念ながらその成果が事務事業評価表に表れていない。活動指標として「光熱水費の使用量」や「修繕実施率(=修繕件数/修繕必要箇所)」などを、成果指標として「本庁舎職員1人あたりの庁舎定例維持管理費(=光熱水使用料金+各種保守委託料/本庁舎職員数)」や「事故発生件数」などを提案するので、その妥当性について検討されたい。 老朽化に伴う庁舎建替えには、財源確保や住民合意の形成などに多くの時間を要することを考慮すると、日々の定期的な改修や修繕を通じて、建物の長寿命化を図る必要がある。そのためには、具体的な事項を記載した施設管理帳に基づく維持管理が重要となる。無駄なコストの発生を防止するためにも、「場所」、「状態」、「残存耐用年数」、「改修を実施しなかった場合に生じるリスク」、「修繕に要する概算費用」などを把握した上で、緊急度や重要度に応じた優先順位付けによって、計画的な施設管理とコスト削減を図ることが急務である。 さらに、不具合が発生してから行う「事後保全」から、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」の考え方、建築ストックマネジメントの導入なども施設管理に有効な手法であることから、導入を検討されたい。 当該事業については、平成16年度の外部評価結果を受け、電話交換業務における経費削減を進めるなど評価される点もある。その一方で、事業全体としては改善の余地が残されている。事業の括り方の見直し、事業内容や費用対効果の適切な把握などにより、一層のコスト削減と業務効率化に努められたい。 (参考)平成16年度外部評価：C</p>	<p>あるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業</p> <p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定 (平成23年度外部評価実施前における対応等)</p> <p>電話交換業務を平成22年度に正規職員4名体制を正規職員1名、正規職員3名分を再任用2名、非常勤職員(6時間勤務)3名の体制にしし人員費の削減をした。守衛業務については公権力執行業務をはじめ、さまざまな業務に対応するため現状維持とする。今後、業務のマニュアル化を進め、PDCAにより効率化を図る。</p>	
55	庁用車管理事業	総務管理課	-	-	<p>〔目的〕 公用車の有効利用を図る。 〔手段〕 公用車の稼働率を調査し、適正な車両台数の確保及び運行管理を行う。</p>	高	高	高	A	<p>継続的に稼働率を調査し、適正車両の確保及び経費の削減に努める必要がある。</p>	現状維持	<p>継続的に稼働率を調査し、適正な車両台数の確保及び運行管理を図っていく。併せて、長期使用車両の更新を行い、安全な運行業務を図る。</p>	23	B	<p>市職員が業務上使用する公用車の管理と、公用車使用中の事故防止に係る啓発活動等を行う事業である。 当該事業については、平成17年度の外部評価においてC評価となったことを受け、公用車保有台数の削減、各課管理車両の一部の集中管理化・共用化、バスの売却など、有効利用の促進と経費削減に努めてきたことは評価すべき点である。しかしながら、その取り組みは未だ道半ばであり、改善すべき点が多く残されている。 管理面においては、全公用車の利用実態を把握し、適正な保有車両台数を明らかにすることが求められる。その上で、公用車の管理方法に対する総務管理課としての方針を明確化するとともに、一定の基準を定め、その基準を下回った各課管理の公用車については集中管理へと移行させるなど、共用化の促進による有効利用を加速させる必要がある。 コストの面においては、総務管理課の事業費はもとより、全公用車の管理に要する経費を適正に把握することが必要である。また、リース方式による公用車の導入や、管理業務の民間委託などについて検証を進められたい。なお、各課管理の公用車については、コスト削減を図るために、維持管理に要するすべての経費を総務管理課に集約することを提案するので、その妥当性についても検討されたい。 こうした取り組みを進めるためには、適切な活動指標と成果指標の設定が不可欠である。「適正な保有車両台数」に対する保有車両台数の状況のほか、集中管理率(=総務管理課が管理する公用車/全公用車)、共用率(=共用車両/全公用車)などを活動指標として設定することが必要である。 また、事業目的や各評価で認識した課題には、「稼働率を調査し」との表記がなされているものの、その稼働率が目的を達成するために、どのように活用されているか不透明である。「有効利用されている」という状態を定量的に評価するために、全公用車の平均稼働率を成果指標として設定すべきである。 このほか、公用車への広告掲載についても、活動指標に「掲載件数」を、成果指標に「事業費に占める広告料収入の割合」をそれぞれ設定することを検討されたい。 事故防止に係る啓発活動等も事業の一つに位置づけられているが、その活動状況や成果が明らかになっておらず、具体性に乏しい。事故防止のための職員研修開催回数や参加者数を活動指標として設定するとともに、職員の過失に起因する事故発生件数等を成果指標とすることを検討されたい。 (参考)平成17年度外部評価：C</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定 (平成23年度外部評価実施前における対応等)</p> <p>平成21年度までに中型バス2台を廃止し民間バス借り上げ方式に移行し、特別車及び運転手を一括管理した。公用車については平成19年度に29台を一括管理とし、10台を廃車し1台を移管し貸出車を28台とした。さらに、平成21年度及び平成23年度に稼働率の低かった車両各1台を廃車した。今後、稼働率や予約状況を精査しさらに効率化を図る。</p>	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
56	工事検査業務事業	工事検査課	-	-	<p>〔目的〕 公共工事の品質確保の促進を図る。各検査員・監督職員の能力向上や受注者の施工意欲の向上並びに技術力の育成を図る。 〔手段〕 関係法令に基づきしゅん工検査、出来高検査、中間検査、指定部分等の検査を行い、工事成績評定を適切に実施する。各検査員、監督職員等に対する研修、視察などを行う。受注者に対する表彰などを行う。</p>	高	高	高	低	B	<p>工事検査業務は、単に給付の完了を確認するだけでなく、検査時の指導等を通して工事の適正な施工の確保と技術水準の向上及び品質確保に寄与する目的を持つ。このことから平成20年度より各種検査、成績評定、研修、表彰を一体的に取組み、公共工事の品質確保の促進において相乗的な効果を期待できるものである。</p> <p>総合評価方式が本格導入されることとなれば、業者の経営に大きな影響を与えることから、工事成績評定等の運用については、公平性、客観性、透明性をより高めるために一層の充実を図る。</p>	23	B	<p>公共工事における品質確保の促進を図るため、地方自治法、公共工事の品質確保の促進に関する法律等関係法令に基づき、しゅん工検査、出来高検査等の各検査を実施するほか、検査にあたる職員の能力向上や受注者の施工意欲の向上並びに技術力の育成を図る事業である。</p> <p>市が発注した工事に対して、仕様・設計に基づいて契約どおり履行されているかどうか確認を行うことは、公費の適正な執行を担保することはもとより、成果物の安全性を確保する上でも、必要性・重要性ともに高い事業である。</p> <p>事業自体は適正かつ堅実に実施されているが、コスト削減に向けた取組み、適正な活動指標や成果指標の設定が必要である。</p> <p>OB人材の活用は難しいとのことであるが、検査1件あたりの単位コスト削減に向けて、県職員OBの雇用や、市職員OBの再任用等を中心に、前向きな検討に努められた。</p> <p>活動指標については、明確な目標設定が必要である。年間の工事件数は、前年度に行われる予算編成段階で、ある程度把握することが可能である。計画的な検査業務を行うためにも、明確な目標設定に取り組まれない、なお、指標数値は、工事検査課で取り扱う件数とすべきである。</p> <p>また、成果指標については、受注者の施工意欲の向上や技術力の育成を図るためにも、「手直し指摘率」を加えることを提案したい。</p> <p>こうした取組みは、市民の公共工事に対する理解の浸透、受注者の公共工事に対する緊張感の醸成、説明責任の履行等の観点から、ホームページ上での公開や広報誌への概要掲載などを通して、市民に対して積極的にPRすべきである。</p> <p>このほか、手直し指摘率の高い部署に対してその状況確認を行い、関係部署間で情報共有を図るなどの取組みも必要である。</p> <p>地方財政が厳しくなる中、限られた予算内で、公共工事における品質を確保していくためにも、当該事業の更なる充実を期待したい。</p>	<p>コスト削減に向けた取組については、工事検査は、公共工事に豊富な経験を有し公正な判断を下せる責任ある技術者が従事することが重要であり、特異な工事や多忙期の検査は、従来から庁内職員の応援により対応している。なお、配置職員の定数(増減)は、予定される工事の量、工事の質、工事及び検査に関わる種々の取組等を考慮して構築管理している。</p> <p>活動指標にかかる目標設定については、当該年度の工事発注予定件数は、前年度末に概略集計されることから、ご指摘のとおり審処したい。なお、指定検査員による応援業務においては、工事検査員のサポートを受け事務処理していることから、目標設定は実務件数としたい。</p> <p>成果指標については、工事の手直しは本来監督職員が所屬する工事主管課で解決すべき問題であり、工事検査における成績評定により手直し事項を含め総合的に判断していることから、手直し事項のみをもって成果指標とするのは難しい。なお、工事検査時における手直しの指摘事項は、工事検査記録の写しを送付する等により工事主管課へ情報提供していきたい。</p> <p>市民へのPRについては、現在、優秀建設工事の表彰結果についての公表を行っているが、今後は工事検査結果の概要などについても、近隣自治体の状況を参考にして、PRしていきたい。</p>	
57	税証明事務事業	市民税課	-	-	<p>〔目的〕 市民からの求めに応じ、課税又は非課税等に関する証明を行う。 〔手段〕 市・県民税の所得並びに控除等に関する課税又は非課税証明書等の発行を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>来庁者ピーク時における待ち時間の短縮</p> <p>平成24年度から開設予定の(仮称)パスポートセンターにおいて、自動交付機を1台設置予定</p>	23	B	<p>市・県民税等に関する各種諸証明を発行する事業である。</p> <p>平成17年度の外部評価において指摘された「窓口対応ピークの平準化」については、柔軟な窓口対応体制の運用や、本市他部署への申請や届出に用いられる各種諸証明書については、その事務手続自体の見直しにより添付を不要にするなど、解決に向けた取組みとして評価に値するが、改善すべき点も残されている。</p> <p>利用が増加している自動交付機については、平成24年度に1台増設されるとの事であるが、「増設=窓口混雑の緩和」とはならない。自動交付機の利用を促進するための取組みをさらに充実させるとともに、住基カードの利活用・普及促進等に関する「住基ネットワーク事業」、円滑な窓口案内を推進する「窓口業務改善事業」等の関連事業との連携をより密にし、事務の効率化を図り、一層の住民サービスの向上に努められた。</p> <p>現在成果指標として用いている「1件当たりの交付時間」は、業務時間や交付件数の変動に大きく左右される点を考慮すると、不適切である。市民の待ち時間が短縮されたことを確認できる指標として、市民の方が交付申請書を窓口へ提出してから、お釣りのやり取りまで含めた手数料の支払いが終了するまでの時間を計測し、その平均値を用いることを提案したい。</p> <p>また、自動交付機利用率(=自動交付機交付件数/税証明発行総数)、窓口交付率(=窓口交付件数/税証明発行総数)のほか、窓口サービスに対する住民の満足度など市民目線での指標についても、その妥当性を検討されたい。</p> <p>なお、活動指標として、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/税証明発行件数)を設けることも、併せて検討されたい。</p> <p>本事業は、証明発行事務事業や南部出張所運営業務などとの関係が深い。こうした点も踏まえ、証明書発行等に関する業務については、相互関係を判断できる統一指標の設定等についても検討をされた。</p> <p>(参考)平成17年度外部評価: B</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p> <p>(平成23年度外部評価実施前における対応等)</p> <p>証明書交付窓口における待ち時間の短縮、申請者の利便性向上を図るため、電子申請については、平成17年11月から住民税課・非課税証明書、固定資産税評価証明書及び納税証明書の交付申請において開始した。また、平成19年7月から、窓口における申請受付を円滑に行うため、受付番号呼出システムを導入した。さらに、平成19年8月からは、自動交付機による住民税課・非課税証明書の取扱いを開始した。なお、現在、自動交付機は本庁舎内に2台、地区センターに2台、消防本署に1台設置されており、平成24年6月オープン予定の越谷駅東口再開発ビル内の(仮称)パスポートセンターに1台設置されることとなっている。</p>	
58	市民税課税事務事業	市民税課	-	-	<p>〔目的〕 個人市民税は賦課期日である1月1日現在の納税義務者を的確に把握し、法人市民税は法人の申告に基づき、公平・適正な課税により、市の財源を確保する。 〔手段〕 個人は課税の基となる給与支払報告書、確定申告書、市県民税申告書により課税台帳を作成し納税通知書を送送する。個人及び法人市民税の課税台帳は電算システムによって管理を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。確定申告書等によるエルタックスの利用の普及に努める。</p>	<p>平成24年度から税制改正による扶養控除の見直し、同居特別障害者加算の特例により電算システムの改善を図り、課税計算等の賦課業務に取り組み、課税の普及に努める。</p> <p>平成24年度の当初賦課に係る課税事務を見直し、事務の効率化を図る。</p>	20	B	<p>市民税の課税事務自体に問題はなく適正な課税が行われているとのことであるが、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中する作業上の課題、また事務改善の観点で、更なるコスト削減に取り組んでいただきたい。</p> <p>今後、ネットワーク社会の実現により国税等からの磁気媒体の入手など、一層の効率化、改善を目指して研究を進めていただきたい。</p>	<p>所得税確定申告書の課税資料については、平成23年1月から国税連携により、これまでの紙ベースから電子データ化され、これに基づき住民税の当初賦課を行った。これにより、申告書の送付業務の削減が図れたものの、税務課からのデータの照合が当初予定の期限内に届かず、賦課業務に影響を及ぼすなど課題もあつた。これについては、今後、国等へ改善の要望を行っていく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B					
												事業内容は適切である						
課題が少くあり事業の一部見直しが必要																		
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																		
事業の休・廃止を含めた検討が必要																		
総合評価で認識した課題は																		
59	軽自動車税課税事務事業	市民税課	-	-	〔目的〕 軽自動車税の適正な課税を行う。 〔手段〕 軽自動車税は、4月1日の賦課期日に軽四輪自動車、原動機付自転車等を所有している方に課税することとなり、年を通して発生する所有者の変更、新規登録、廃車等の手続きを通じ、課税を行っている。 原付等の標識交付申請書及び廃車手続きの受付並びにこれらの資料に基づき、毎年4月1日現在の軽自動車納税通知書を送付している。	高	高	高	高	B	賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。	検討・見直し	軽自動車税の申告(ナンバー取得・廃車等)手続及びこれに係る事務作業について、手続や作業の流れを検証し、さらなる事務の効率化を検討していく。					
60	諸税課税事務事業	市民税課	-	-	〔目的〕 市たばこ税及び事業所税の適正な課税を行う。 〔手段〕 たばこ製造業者、卸売販売業者等が市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときにかかる市たばこ税及び一定規模以上の事務所、事業所の事業活動に対してかかる事業所税の課税客体を正確に把握し、課税する。	高	高	高	高	B	賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。	検討・見直し	事業所税の申告について、エルタックスを利用した電子申告の周知を図っていく。					
61	資産税課税事務事業	資産税課	S29	-	〔目的〕 固定資産税の賦課期日における土地・建物・償却資産の現況を的確に把握し、公平・適正に課税し市の財源を確保する。 〔手段〕 固定資産台帳を電算システムにより管理を行い、法務局からの登記変更の通知、年間約22,000件の処理を行うとともに、土地評価については、市内597地点の標準宅地を定め不動産鑑定士により鑑定評価を行い土地評価システムにて、市内の約2.8万筆の土地評価を限られた期間内に適正な評価を行う。また、関連の証明書の発行も行う。	高	高	高	高	A	土地・建物及び償却資産の固定資産税評価業務については、固定資産評価基準等により細かく規定されており、期間内に適正な課税業務を行うには、各電算システムによる事業は必要不可欠であり、今後も効率的で有効な活用方法を検討していく必要がある。	現状維持	平成24年度は、3年に一度の評価替えの年であり、適正な評価の算出に向けて計画的な業務を行うとともに、賦課期日における土地・建物・償却資産の現況を的確に把握し、公平で適正な課税業務の推進に取り組んでいく。 今後も土地・建物・償却資産の現況を的確に把握し、各電算システム等の事業内容の再検証を行い、より効果的な課税業務の推進に取り組んでいく。	17 B	18 B	地理情報システム委託事業 地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることにより、全体でのコストダウンを検討いただきたい。 土地評価システム委託事業 競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていただきたい。委託納品物の検収ルールを研究し、「土地評価システム」自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていただきたい。		固定資産税は、賦課期日における土地、家屋、償却資産の現況を的確に把握するとともに、地価動向に応じた適正な価格を決定し、公平で適正な課税を推進することが極めて重要である。地理情報システム委託事業では、土地、家屋の固定資産税課税業務はもとより、地理に関する情報は、さまざまな部署で利用されていることから、平成23年度に統合型GISの構築に向け、地理情報の全庁的な統合化・共有化を図るべく整備・推進している。さらに、土地評価システム委託事業においては、土地の評価の適正化・公正化を図るための土地評価支援システムであり、均衡の取れた価格体系を確立し、評価業務における省力化、迅速化を図る必要不可欠なシステムである。3年周期で業務内容が異なり、公平で適正な課税を継続し推進するため、業務内容を定期的に精査し、業務改善と効率的な運用に取り組み、土地評価業務の精度向上に努めている。今後さらに、既存の地理情報システムとの連携を強化し、システム間のデータの共有化や合理化を図り、コスト削減と有効活用を図っていく。
62	市税等徴収事務事業	収納課	-	-	〔目的〕 歳入の根幹をなす市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)の収納を管理する。また、税負担の公平性、公正性を追求し、安定した自主財源の確保を図る。 〔手段〕 適正な収納管理と督促・催告等による未納金の早期着手、さらに財産差押や不動産売却などによる滞納整理を実施	高	高	高	高	A	厳しい財政状況が続く中、歳入の根幹をなす市税の安定した確保は重要な課題であると認識しており、今後においても、更なる収納率の向上を図っていく必要がある。	現状維持	毎年、前年度決算の状況を検証したうえで、さまざまな観点から改良を加えた徴収基本方針を策定し、県内トップクラスの収納率を維持しつづけるように取り組んでいる。	17 B	17 B	徴収のノウハウをマニュアル化する取組みは評価できる。このノウハウを活かし、担当職員による徴収業務のさらなる効率化の検討を願う。収納率の他、職員ひとりあたり徴収額での全国比較など、業務効率化の面での新たな目標設定をお願いする。		毎年新たな徴収基本方針を策定し、徴収業務の効率化を図っている。職員一人当たりの徴収額での比較については、各団体の税目等が同一でないなど単純比較はできない。また、当市では職員一丸となって徴収確保に取り組んでおり、その結果、平成19年度より4年連続して県下40市中第1位の収納率を確保している。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である	課題が少く事業の一部見直しが必要				
				C	D	11. 外部評価 【 】は、補助金等名称											
				総合評価で認識した課題は													
63	住民基本台帳管理事業	市民課	-	-	(目的) 行政運営の基礎となる住民基本台帳の正確な管理を行う。 (手段) 適正で円滑な管理・運用を行う。	高	高	高	高	B	行政の事務処理の根幹をなす住民基本台帳の適正な記録・管理を徹底し、市民サービス向上の一助になるような意識を持って業務改善に努める必要がある。	検討・見直し	計画に沿って事業を進める。効率的かつ適正に住民基本台帳管理を図り、市民サービスの向上に努める。	22	B	市町村において、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の管理を行う事業であり、法律に基づき、行政運営の基礎となる必要不可欠な事業である。 全国各地で住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の多目的利用による利便性の高い行政サービスが導入されている。越谷市でも平成15年度より、自動交付機の導入により、住基カードを活用した自動交付サービスを実現していることは、評価に値する。しかし、いまだ本事業に従事している職員数は多く、事務量削減は依然として課題となっている。 過年度から課題となっていた住民異動が非常に多い3月から4月にかけての繁忙期窓口待ち時間短縮に向けた取組みは平成20年度より実施した日曜日(2日間)臨時開庁の利用者が年々増加傾向にあるなど成果も出つつある。しかし、繁忙期の窓口混雑解消までは至っておらず、待ち時間の長い状況が続いている。引き続き待ち時間短縮に向けて業務改善を図らねばならない。 さらに、現在住基カードの普及率が5.23%であり、全国普及率と比較すると健闘しているものの、この程度の普及率では、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付による窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減は実現困難である。したがって、窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減に向けて、証明書自動交付機等の導入による利便性の向上を推進する「証明発行事業」、住基カードの利活用・普及促進等に関する「住基ネットワーク事業」、円滑な窓口案内を推進する「窓口業務改善事業」等の関連事業との更なる連携により事務の効率化を図り、一層の住民サービス充実が図られたい。 成果指標として、住民登録者数は不適である。代替案として、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/住民異動処理件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/住民異動処理件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)を提案するので、その妥当性を早急に検討されたい。	住民の正確な記録を行うにあたり、住民異動届の受付に際しては厳格な審査とともに関連各課に諸手続きの案内を行い、市民の利便性を配慮した窓口業務を行っている。住民基本台帳業務は相当数の件数を取り扱っており、それらに対応する職員が必要となるが、人材育成やノウハウの蓄積により適正な人員のもとで効率的で円滑な窓口業務が図られるよう業務の見直しを含め検討する。 また、平成20年度から22年度にかけて実施した住民基本台帳カードの無料交付により、平成23年3月末の普及率が7.33%となり、証明書自動交付機の利用率も向上している。今後は、住民基本台帳カードの利便性をPRし、一層の普及率を目指し証明書の交付等にかかる窓口事務負担の軽減に取り組み、住民の窓口での待ち時間の短縮などを図っていく。 成果指標については、客観的な数値を提示できるよう検討を行う。
64	住基ネットワーク事業	市民課	-	-	(目的) 住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理と共に住民の利便性の向上を図る。 (手段) 住民基本台帳カードの活用PRを行う。	高	高	高	高	B	平成20年度から平成22年度までの3年間、住民基本台帳カードの交付手数料の無料化により、22年度の目標は達成したものの、未だ普及率は乏しく普及率の向上のための周知が必要である。	検討・見直し	住民基本台帳カードの利便性に対する理解を深めていただくために広報等によりPRしていく。住民基本台帳カードと市民カードとの統合の可否について調査する。さらに諸証明のコンビ二交付を検討する。	19	B	住基カードの普及率を上げることが最大の課題であり、普及に向けての取組みを積極的に推進する必要がある。合わせて、自動交付機の効果的な設置を進め、住基カードの利用価値を高める必要がある。 住基ネットの自動交付機以外の活用方法について調査・研究を行い、住民サービス向上につながる公的認証などの機能強化を図っていただきたい。	平成20年度から3年間にわたり実施した住民基本台帳カードの手数料無料化により、普及率の大幅な向上が図られたことにより、平成22年度末で証明書自動交付機の利用率が13.95%となり、着実に利用率が上がっている。 今後は、社会保障番号の動向を注視し、コンビニエンスストアでの証明書の交付に向けた調査研究も行っていく。
65	戸籍管理事業(戸籍システム整備事業を含む)	市民課	-	-	(目的) 戸籍届出受付の迅速化及び的確な戸籍の記録・管理を行う。 (手段) 戸籍電算システムのバージョンアップにより、適正で効率的な事務処理を行う。	高	高	低	低	B	国からの法定受託事務のため、戸籍法及び民法等により細かく事務取扱いが定められており、適正かつ迅速な事務処理や戸籍管理が求められていることから、効率的な事務の流れについて常に検討し、実践する必要がある。電算システムでの処理は効率的であるが、携わる職員の知識向上やシステムに習熟する方法について検討する必要がある。	検討・見直し	戸籍システムがバージョンアップしたことにより、更に事務の適正化、効率化を図り、戸籍作成時間の短縮等に取り組む。各事務処理のマニュアルを作成する等、職員の習熟を促し、事務改善を検討していく。	19	B	住基ネットワーク事業と同様、住基カードを利用して自動交付機による戸籍抄・謄本の発行など、事務効率の向上を図る必要がある。 事務担当者に対する教育研修を今後も継続的に行うことにより、効率的で正確な事務を行うようにしていただきたい。	戸籍システムの効果的な運用には、戸籍事務に習熟することが不可欠であることから、専門的な実体法、手続法等の研修に積極的に参加し、個人の資質の向上に努め、戸籍事務に精通する職員の育成に努めている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
66	証明発行事務事業	市民課	-	-	〔目的〕 住民票の写し等諸証明書の交付について、利便性を推進する。 〔手段〕 休日や夜間でも取得ができる証明書自動交付機の利用促進と共に地区センター、出張所の利用向上を図る。	高	高	高	高	B	市民課窓口の混雑緩和のため、市民カードや住民基本台帳カードを利用した自動交付機による諸証明の発行についてのPRや地区センターでの証明書の交付申請を勧奨する必要がある。	出張所や地区センターにおける取り扱い業務のPRを図る。さらに、証明書自動交付機の利便性についても周知を行い市民カードや住民基本台帳カードの普及促進に努める。 窓口の混雑緩和のため、継続的に証明書自動交付の利用呼びかけや出張所等の利用促進、諸証明のコンビニ交付を検討する。	23	B	証明書自動交付機や地区センター、出張所の利用促進により、住民票の写し等各種証明書の交付について、利便性を向上させる事業である。 平成16年度の外部評価において、コスト削減、成果指標の見直しについて指摘を受けながら、その取り組みは十分であるとはいえない。 いまだ本事業に従事する職員数は多く、単位あたりのコストも増加傾向にあり、窓口の混雑緩和も依然として課題となっている。課題解決に向けた取り組みが行われているものの、その取り組みが成果として表れていない以上、現在の手法を改めて見直し、より効率的な取り組みを進める必要がある。また、その進捗を的確に把握するために、活動指標や成果指標の見直しも必要である。 活動指標については、自動交付機の利用率や、地区センターの利用率を設定するべきではないが、また、成果指標として設定されている「平均発行時間」については、現行の算出式では年間開庁日や交付件数の増減により指標が変化してしまい、市民目線で見れば、無意味なものである。今後も平均発行時間を指標として利用するならば、市民の方が交付申請書を窓口へ提出してから、証明書を受け取り、手数料の支払いが完了するまでの平均時間とするなど、待ち時間の改善状況が判別できる指標を用いることを提案したい。 さらに、窓口業務に対する市民満足度や、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/諸証明発行件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/諸証明発行件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)などについても、成果指標としての妥当性を早急に検討されたい。 加えて、本事業は、税証明事務事業や南部出張所運営業務などとの関係が深い。こうした点も踏まえ、証明書発行等に関する業務については、相互関係を判断できる統一指標の設定等についても検討をされたい。 このほか、単位当たりのコスト把握に努められたい。 なお、全国で普及が進む「コンビニ交付」の導入については、「共通番号(国民ID)」の状況を見ながら検討したいとのことであるが、国民IDの導入までには相当の期間がある。一方で、窓口の混雑緩和は喫緊の課題であるため、広域交付の利用状況や費用対効果を勘案しながら、導入に向けた検証を進める必要がある。 (参考) 平成16年度外部評価: B	証明書自動交付機については平成15年8月に桜井地区センター・公民館、消防本庁舎、南越谷地区センター・公民館に設置し、平成19年8月には市役所市民課前と西側玄関に各1台ずつ設置したことにより、市内の北部、中部、南部エリアをカバーする場所に証明書自動交付機が設置された。 その結果、証明書自動交付機を利用した住民票の写し等の諸証明書の交付件数が着実に伸びており、ITを活用した合理化により窓口の混雑が緩和され、来庁者の待ち時間の短縮が図られている。 なお、平成19年度以降の件数利用件数と利用率は次のとおり。 平成19年度: 19,569件(5.43%)、平成20年度: 33,036件(9.70%)、平成21年度: 38,300件(11.61%)、平成22年度: 45,016件(13.95%)
67	窓口業務改善事業	市民課	-	-	〔目的〕 来庁者のスムーズな窓口案内を行い、円滑な窓口業務の推進に努める。 〔手段〕 番号呼び出しシステムによる受付・交付を行う。	高	高	高	高	B	業務が多岐にわたるため、来庁者が求めている手続きと案内板の内容が一致しないことがあり、的確な窓口誘導が難しい。	主な届出にかかる受付窓口の案内板を掲示する。 コンシェルジュ要員を配置し、市民ニーズに即応した窓口案内を自指し、市民サービスに向上に努める。	20	B	「窓口業務改善」という事業名から推察すると、庁内各部署と横断的に連携することが求められるが、事業内容は来庁者への整理券発行とそれに伴う呼び出しシステムの導入及び充実に絞っている。この事業内容に対しては特に問題ないものと思われるが、今後は、窓口に関連する庁内各部署と横断的に連携し、市民から見て真に「窓口業務改善」となる課題に挑戦していただきたい。	関係部署との横断的な連携により、市民への“窓口の見える化”を実現し、サービスの向上につなげるためには窓口のワンストップ化に伴う庁舎の構造的な問題もあることから、関連部署に案内をする際に市民の導線を考慮した周知の方策を検討する。
68	外国人登録事務事業	市民課	-	-	〔目的〕 在留外国人の登録の受付等を行い、台帳の管理を行う。 〔手段〕 適正な受付と共に厳格な台帳管理を行う。	高	高	高	高	A	関係法令(住民基本台帳法、外国人登録法)の改正に伴う外国人の住民台帳管理を速やかに移行できるよう国等の通知を注視し限られた期間で遺漏のないように事務処理が執行できるよう組織体制の充実を図る。	住民基本台帳法の改正に伴う外国人の住民台帳の作成などシステムの改修等に取り組んでいる。 適正な住民管理のため、居住実態に即した台帳管理を行う。				
69	住居表示事務事業	市民課	S40	-	〔目的〕 転入届出又は転居届出等で窓口を訪れた際、受付事務の効率化を図る。 〔手段〕 住居表示区域内において、建物を新築する建築主に対し、当該建物の住所を定める必要がある旨の通知を行い、担当窓口に関係資料を提示してもらい当該建物の住所をあらかじめ定める。	高	低	低	低	B	現在利用している住居表示台帳(地図情報)及び管理台帳はいずれも古い紙面を利用したものであるためデータベース化するなどの見直しが必要である。	住居表示台帳(地図台帳)の電算化に伴い、効率的な運用を行う。 新規や変更などが生じた場合、地図台帳へ早急に反映するようにする。	17	B	当該業務の重要性は高く、継続的推進を図っていく必要がある。ただし、業務推進にあたり、業務効率化の推進や航空写真の採用等による住居表示台帳の再整備等業務の進め方についての改善が求められる。	住居表示台帳(地図台帳)の効率的な運用を行うために、平成23年度には電算化に向けた事務を執行することで、これまで手書きで地図台帳の更新を行ってきたが、電算化により正確で効率的な運用を行えるように検討している。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少く事業の一部見直しが必要			
70	旅券発給事務事業	市民課	H19	-	(目的) 市民の一般旅券の申請・交付を行う。 (手段) 厳格な受付・交付を行う。	高	高	高	高	B	スペース上の制約からプライバシーに配慮した窓口の配置がされておらず、市民からも分かりにくい場所に設置されている。厳格に審査すべき旅券発給において、日曜日に交付窓口を開設していることから不審者の庁舎内の出入りが容易となり、庁舎全管理上の問題が懸念される。	旅券発給業務に適した執務環境(仮称パスポートセンター)の開設に向けた準備を行う。 立地条件に恵まれた(仮称)パスポートセンターのPR及び効率的な旅券発給業務の実現のためにアンケートなどを実施する。				
71	国民年金事務事業 (主に電算委託)	市民課	S34	-	(目的) 公的年金の受給権確保に向け、年金制度への理解と加入を促進し、また、年金相談をより充実することにより、市民サービスの向上を図る。 (手段) 民間委託等を活用し、市民(被保険者)の加入記録等の管理を行う。	高	高	高	高	B	高齢化社会を迎え、公的年金の役割はますます重要になっている。国では持続可能で安心できる年金制度の確立に取り組んでおり、制度の改正も頻繁に行われている。このため、制度の理解が必要である。	公的年金事業の運営業務を行う日本年金機構と連携を図り、市民サービスの向上を図る。 窓口受付業務の体制を強化し、市民の相談に的確に答えられるよう充実させる。	21	B	国民年金被保険者の加入記録の電算業務を主として外部業者に委託して管理している事業である。加入記録を維持管理するための電算委託費が、年間1千万円超かかっている。情報システム部門や他市との連携を図り、今後も電算委託内容を点検し経費適正化を進めていきたい。	国民年金事務事業の中の電算委託費の適正化については、庁内の情報システム部門と連絡を密にするとともに、他市の情報を参考にするなど今後も、削減にむけ引き続き努力したい。なお、国民年金事務事業は法定受託事務のため、法律により電算委託費を含め、国から事務費交付金がある。
72	斎場運営事業	市民課	H17	H37	(目的) 葬祭場の貸し出し及び火葬業務を行うにあたり、利用者が安全・安心・快適に利用いただけるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者の心情に配慮したサービスの提供を行い、斎場業務の円滑な運営を図る。 (手段) 民間の資金とノウハウを活用するPFI方式を採用し、財政の削減と効率的な運営を図る。	高	高	高	高	B	PFI事業による運営が丸5年となり順調に運営されている。今後も利用者が安心・安全に、そして満足していただけるように施設設備の点検や修繕を行い、心のこもったサービスの提供を行う。 中期修繕計画(5年ごと)に基づき修繕を実施する。	平成22年4月1日から指定管理者制度を導入し、引き続き4回のモニタリングを実施し、PFI事業者と運営維持管理について検討・改善計画を図っていく。 PFI事業による長期保全計画(20年)に基づき施設・設備の維持管理を行うとともに、停電時に必要な対策を講じていく。	18	B	新設の斎場運営開始一年を契機に、健全な運営理念や他業務への対応を考慮し、ノウハウを継承するためのマニュアル化の取組は素晴らしいので、是非他の事例の見本となるよう完成を期待したい。 間接管理であることから、サービスの低下をきたさないよう、市民(利用者)の観点も入れたモニタリングシステムを一層充実されるよう要望する。	斎場は平成22年度から指定管理者制度を導入し、広く市民の方にご利用いただいている。さらに満足のいく施設の運営を行えるよう検討していく。
73	北部出張所運営事業	北部出張所	S63	-	(目的) 北部地域の行政サービスの拠点として、市民が気軽に身近で利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ市民サービス向上を図る。 (手段) 窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換と連携を充分に図り、併せて業務に係る研修等に積極的に参加させ職員の資質の向上に努める。	高	低	低	高	B	窓口業務のコンピューターシステムのWEB化等により、証明書等の発行に掛かる待ち時間の短縮という改善がなされたが、またまた操作への反応が遅い時があり、混雑時には迅速な対応が難しいことがある。また高齢者が様々な申請や相談に来所することが多く親切丁寧な説明等で多くの時間がかかる。さらに今後西大袋区画整理事業の進展に伴い異動届等の取扱件数の増加が予想される。	当面の間、現体制で証明書発行・各種届出の受理、高齢者の問い合わせや相談に親切丁寧な対応につとめていく。 市民の利便性やニーズを考えると自動交付機の増設や地区センターの業務の拡大により、身近な所での各種証明書の発行も必要であるが、将来的には出張所の増設と機能の拡充が必要である。	18	B	定期的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山ならし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、南部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組みされる必要があると思われる。	・各種証明書発行の市内12地区センターでの取り扱いや、市内4箇所への自動交付機の導入により、出張所の取り扱い件数や業務量に若干の減少をもたらしている。 ・平成21年度に、育児休暇職員1名の補充として、再任用職員1名を配置し、業務の処理に効果があった。さらに、平成22年度には南部出張所に、正規職員1名の配置に代わって再任用職員2名を配置し、業務の処理並びに人件費の削減に効果があった。このように年間を通じて、あるいは繁忙期での再任用職員1名の活用が図れば、よりよい効果が期待できる。ただし、出張所の取り扱い業務の経験のある再任用職員の配置が業務処理上は、より効果的である。 ・今後増加するであろう高齢者等の様々な問い合わせや相談、苦情については、本庁各課との連携と職員の資質の向上を図り適切に対応する。 ・業務の民間委託、インターネット受付、再任用職員の活用、市民の利用頻度が高い公共施設への自動交付機の増設、地区センターでの取り扱い業務の拡大等については、出張所のあり方も含めて関係各課と連携して検討していく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価	実施年度		総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							
74	南部出張所運営事業	南部出張所	H4	-	<p>〔目的〕 南部地域の行政サービスの拠点として、市民等が身近に利用できるよ、迅速かつ効率的な事務 処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ、常に市民サイドに立った窓口サービスと利用率の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 オンライン業務委託、窓口業務のOA機器のリースと保守管理委託、来客用駐車場を借上げる。 また、関係各課との情報交換を密に連携を図るとともに、職員の高質の向上を図るため研修等の参加に努める。</p>	高	低	低	高	B	<p>窓口業務のコンピューターシステムのweb化等により、証明書等の交付時間の短縮等の改善がなされて来ているが、ときどき反応が遅いときがあり、迅速な対応が難しい場合がある。また、レイクタウンや七左区画整理事業等の進展に伴い異動届等の増加が予想される。このほか、南部は施設が狭小のため納税の話や離婚等の話など他のお客様に聞こえてしまうなど、個人のプライバシーの保護が難しい状態にある。</p>	<p>当面、現体制の中で、通常の窓口業務はもとより高齢のお客様への親切丁寧な対応とレイクタウンや七左区画整理事業等の異動届等の対応に努める。 来客の利便性やニーズさらにはプライバシーの保護等を考えると、将来的には出張所の増設や機能拡充等が必要である。</p>	23	B	<p>市南部地域の行政サービスの拠点として、住民票など諸証明書の発行、住民異動等の登録、市税等の収納、社会福祉関係の相談など、21課・218業務の窓口サービスを提供するほか、業務に必要な事務機器のリースや保守管理等を行う事業である。 多岐にわたる業務を扱うことから、従事する職員数が多く、人件費も高止まりで推移している。再任用職員の活用や業務効率化の推進により、コスト意識をさらに高め、その削減に向けた取り組みを進められたい。 取り扱う218の業務については、各業務毎に年間の取扱い件数を把握し、件数が極めて少ない業務については取扱いを廃止するなどの業務改善が必要である。また、特定の時期に取扱いが集中するような業務については、市民課、市民税課など原課からの一時的な応援を得るなど、柔軟な人員運用体制の構築を早急に検討されたい。 本事業は「218業務と幅広く取り扱っており、受付処理件数等数値では判定できない。」との理由から、活動指標及び成果指標を設定していないが、極めて不適切である。 活動指標については、窓口での諸証明書1件当たりの平均発行時間(=受付申請書の窓口提出から手数料支払い終了までの平均時間)を、また成果指標については、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/諸証明発行件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/諸証明発行件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)、窓口サービス満足度(=窓口でのアンケート調査結果)などを提案したい。 このほか、市民課では本庁舎の窓口混雑の解消が喫緊の課題となっており、その解決には、出張所や地区センター、自動交付機の利用向上が必要である。こうしたことから、出張所の利用率を的確に把握することも必要である。いくつかの業務を「指標業務」として選定し、その業務における出張所の利用率(=出張所での事務処理件数/全体の事務処理件数)を成果指標として設定することの妥当性を早急に検討されたい。 なお、同所での事務取扱件数は減少傾向にあるものの、新越谷駅・南越谷駅の駅前という立地条件から、多くの市民に利用されている。一方で施設が狭あいであり、相談業務を満足に行うことができないなどの課題も生じている。 改革改善の方向性として、出張所の増設や機能拡充等を挙げているが、そのためには、適正なコスト把握が重要である。また、「単位当たりコスト」について市民課等と比較を行うことが必要である。</p>	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
75	集会施設整備事業	市民活動支援課	S54	-	<p>〔目的〕 地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資する。</p> <p>〔手段〕 自治会が管理する集会施設の用地取得や新築・増改築などの事業費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>	高	高	高	高	B	<p>予算の範囲内での事業執行のため、自治会の要望に応えきれない。用地取得の際の用地の広狭、集会施設新築の際の1㎡当たりの単価等に要綱上の制約がなく、土地取得面積、新築時の建築仕様等によって、一部公平性に課題がある。</p>	<p>集会施設新築の際の1㎡当たりの単価について、要綱等を見直し公平性を図る。 自治会の施設整備に補助しているが、今後修繕の要望が多くなることが見込まれることから、集会施設の状況把握に努める。</p>	19	B	<p>【越谷市集会施設整備事業費補助金】 越谷市としての自治会の将来的なあり方を再検討し、その目的にあった拠点づくりのための補助金制度を検討すべき。 今後、集会施設の修繕費の増大が予想されることから、既存施設を有効利用した集会施設の活用促進、複数自治会で共同利用する集会施設運営等、市全体での経済性を追求するとともに、自治会相互間の連携、協力関係が密になるような拠点づくりへ誘導する補助金制度への検討も必要と考える。また、補助金を支出した結果整備した集会施設の利用状況を把握する必要がある。</p>	平成23年度、集会施設整備事業補助金の制度改正を行う。
76	市民活動支援事業	市民活動支援課	H13	-	<p>〔目的〕 主体的で自発的な活動を実践する市民活動団体の支援するとともに、協働のまちづくりの担い手としての認識を図る。また団体相互の協力連携を目的として支援する。</p> <p>〔手段〕 市民に対して、協働フェスタや協働のまちづくり講演会等とおして、NPO活動等の理解を広げる。また、市民活動団体には、活動場所(団体室)の提供や人材育成のための研修会や活動のための情報提供を行う。職員はNPOの理解を進めるため、講演会を実施</p>	高	高	高	高	B	<p>市民活動団体登録団体の増加により、団体の希望時間帯の利用が困難 市民活動団体の活動内容や質の変化などにより、現状の市民活動団体室の面積や機能では市民活動支援が困難</p>	<p>越谷駅東口再開発ビル(仮称)に市民活動支援センターの整備 誰もが市民活動に参加できる環境整備</p>	19	C	<p>市民活動団体室「ふりすべ」の利用促進からさらに一歩すすめて、場の活用を通じて行政とNPOとの結びつきの強化を図る活動を進めることが重要である。 行政がNPOに期待する活動を明確にし、活動団体にご理解いただき、協働を推進する必要がある。また、協働を推進するためには、活動団体との調整を円滑に進めることができる企画調整能力を持った行政側の人材育成も必要である。</p>	平成20年度より、市民活動つなげる会・越谷と越谷市ボランティア連絡会を中心とした協働フェスタ実行委員会を組織し、市民活動やボランティア活動の輪を拡げ新しいまちづくりのあり方について考える機会づくりとして協働フェスタを開催している。 また、講演会について平成22年度からは、市民、市民活動団体と行政職員それぞれの課題解決のためテーマ設定をして別々に開催し、協働のまちづくりの促進を図った。



1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少く事業の一部見直しが必要				
81	国際交流協会支援事業	市民活動支援課	S57	-	〔目的〕 外国人市民のための日本語教室など、広範囲に及び市民ボランティアによる越谷市の国際化推進活動を通して、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進を図る。さらに、市民の国際理解の増進と青少年姉妹都市交流事業による使節団の派遣・受入を中心とした国際交流の促進を図るとともに、地域の国際化の推進に寄与する。 〔手段〕 越谷市国際交流協会に対し補助金を交付し、支援を行うとともに、運営にかかる助言と協力を行う。	高	高	高	高	B	本市の国際化を推進するため、越谷市国際交流協会を支援し、開催事業及び参加者数の更なる増加を図る必要がある。	検討・見直し	平成24年度も引き続き越谷市国際交流協会へ補助金を交付し、多文化共生及び国際交流に関する各種事業を開催することで、本市の国際化を推進する。越谷市国際交流協会と連携し、市民レベルでの多文化共生のまちづくりや、姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動の推進を図る。	16	B	国際交流協会へ運営を任せ、市は必要な補助金を出し職員関与度を最小にすることで効率化・経費削減を計画的に進めていただきたい。	越谷市国際交流協会は、外国人市民の増加に伴い、多文化共生の地域づくりのため、日本語教室などの各種事業や姉妹都市交流をはじめとする国際交流事業を通じ、本市の国際化の推進に寄与している。市は引き続き補助金を交付し、当協会の支援を行っていく。 なお、平成16年度に越谷市国際交流協会の事務局を市から独立し、独自運営としたことで職員を1名減とし、経費を削減した。
82	人事交流員事業	市民活動支援課	H8	-	〔目的〕 相互の職員を隔年で派遣し、それぞれの行政全般について調査・研究させるとともに、両国の文化に触れることで、広い視野に立った職員の育成を目指す。 〔手段〕 キャンベルタウン市からの人事交流員を隔年で受け入れ、越谷市及び日本の行政システムを中心に研修を行う。研修期間中、派遣職員は越谷市役所内に自席を配置し、毎日各課を訪問して、研修を行う。また、滞在中の宿泊施設を越谷市が提供し、生活指導を行うことで、日本での生活を体験する。	低	高	高	高	B	限られた期間の滞在をより効果的なものとするために、訪問する各課での研修日程や研修内容を更に充実させる。	検討・見直し	平成24年度は受け入れの年であるため、キャンベルタウン市及び研修先部署との調整を綿密に行い、的確な研修日程を組むことに努める。 平成8年に開始された本事業は、これまで8名のキャンベルタウン市職員を受け入れ、本市からは7名の職員を派遣している。今後も越谷市での研修先各課へ一層の協力を要請するとともに、自覚を持った職員を本市から派遣することで、姉妹都市関係の更なる発展と両職員の資質の向上を目指す。	19	B	教育の視点から国際交流の意味については、理解できる。キャンベルタウン市との一連の交流事業全体の中で、職員の人事交流の意味、事業の目的を明確にすると共に、交流を通じて得られた知見を庁内で報告するなど、その成果を組織全体で共有する仕組みを作ることが重要である。	当事業は、姉妹都市の行政等の実績を調査、研究させるとともに広い視野に立った意識変化を促し、職員の資質向上と市政の運営に寄与させることを目的とする。日本とオーストラリアでは、地方自治体の役割等に違いはあるものの、派遣先において研修した成果や経験を帰国後、各自の職場で有効的に発揮してもらい、また、派遣時には報告書を庁内LANに掲載しているが、今後は職員研修等を利用し、報告機会の増加を図る。
83	公有財産管理事業(東小林記念会館)	市民活動支援課	H19	-	〔目的〕 増林地東越谷連合自治会の集会所施設として自治会の活動、会員の親睦、自治会内諸団体の活動の場として使用したいとの要望により平成19年に市と5年間の土地・建物使用賃借契約を締結する。 〔手段〕 管理運営は東越谷連合自治会が行い、東越谷連合自治会長が管理責任者となる。	低	高	高	低	B	施設利用自治会の自治会加入率の向上と利用率の向上	検討・見直し	平成24年の賃貸契約終了後の方向性について東越谷連合自治会と協議を進めている。 利用自治会の自治会加入率と利用率の向上について引き続き協議を進める。	20	D	施設の遊休化に伴い、自治会と土地・建物使用賃借契約を締結し、自治会に管理・運営を任せられているが、水道光熱費・修繕費等の管理費については市で負担しているという現状である。当館を利用する特定の団体の使用にかかる費用を市が負担し、受益が偏っていることが問題だと考える。さらに、施設の中長期的な観点から取り壊しも含め、事業を全面的に見直すべきである。	平成23年度末の東小林記念会館の土地建物使用賃借契約の期限までに、地元自治会と東小林記念会館のあり方について検討する。
84	自治会振興事業	市民活動支援課	S39	-	〔目的〕 各地区における自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成と自治意識の向上並びに環境衛生思想の啓発及び普及を図る。 〔手段〕 各地区において多種・多様なコミュニティ活動を行っている自治会に対し、毎年度、予算の範囲内において助成を行う。	高	高	高	高	B	市から自治会に依頼している事業を精査し、他の手法検討するとともに費用対効果を考慮した交付金価格設定が必要である。また、年々、自治会の加入率が低下しており、加入率の向上が課題となっている。	検討・見直し	全庁的に市から依頼している業務の他の手法と比較した費用対効果を調査検討する。自治会の活動内容の報告を受け、地域にとって有効な交付金とし、まちづくりをさらに推進する。社会背景など様々な要因が想定されるが、自治会加入率の低下が課題となっている。自治会は任意の団体であるが、地域のコミュニティづくりを進める上で重要な役割を担っている団体であることから加入率の向上に努める。	18	B	地域における自治会の役割は重要で、自治会振興等は不可欠である。しかしながら、自治会加入率が低下しており、助成内容の見直しは必要である。あわせて、有効な自治会加入率向上施策を検討することが重要である。	新規マンションの開発にあたり、既存自治会への加入や新規自治会の設立等呼びかけており、平成23年度は新たに2つの新規自治会の設立があった。(11月1日現在) また、平成24年度もレイクタウン地区において新規自治会の設立に向け、地元住民の方々と協議を行っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						A 事業内容は適切である B 課題が少くあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は	実施年度		総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							
85	コミュニティ推進事業	市民活動支援課	H4	-	<p>〔目的〕 第3次越谷市総合振興計画に位置づけられた地区別将来像を具現化していく中で、地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図る。 〔手段〕 各地区ごとに組織されている地区コミュニティ推進協議会及び越谷市コミュニティ推進協議会に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p>	高	高	高	高	B	<p>事業提案制度により、各地区の創意と工夫により、それぞれの地域の特性や特色を活かした事業展開がされているが、事業実施にあたり、自主財源の確保が難しい事業も多々ある。</p>	<p>地域街づくりを推進する事業としての意義は認識できる。 助成金対象の370余の地域コミュニティ事業のうち、自主運営ができていない事業も少なくない。本来は、コミュニティの、コミュニティによる、コミュニティのためのコミュニティ事業であり、住民による自主運営が行われるべきである。また、本事業は平成4年度より開始しており、マンネリ化しているコミュニティ事業も少なくないと思われる。 市は今後、強力なリーダーシップを発揮して、地域コミュニティ事業の指導を行うべきである。 例：自主活動ができていないコミュニティ事業に対しては、助成金を削減する等のペナルティの指導を行う。活動報告書に示される活動成果内容の厳密な精査など。 事務事業評価表については、活動指標及び成果指標が意味のないものになっている。活動の評価、成果の評価を行うことのできる指標を設定する必要がある。 【コミュニティ(り)助成金】(内部評価:継続)(外部評価:減額(縮小)) 助成金に対する事業成果を評価し、適切な助成額を検討されることを望む。 【地区まちづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:減額(縮小)) 助成金対象の370余の地域コミュニティ事業の精査を行い、自主運営ができていない地域コミュニティ事業費の削減などを視野にいれ、助成金の適正化を図る必要がある。</p>	21	B	<p>第4次越谷市総合振興計画に基づき、各地区においても地区まちづくり推進計画を策定していただいている。今後、各地区において地区まちづくり推進計画に基づき地区別将来像の実現に向け、各種事業に取り組んでいく。</p>	
86	越谷しらこぼと基金事業(越谷しらこぼと基金積立金事業含む)	市民活動支援課	H2	-	<p>〔目的〕 快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的活動を行うものに支援を行う。 〔手段〕 市内に住所または活動の本拠がある市民活動団体等に活動資金の助成を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>広報、ホームページ、リーフレットを活用し、市民や市民活動団体に越谷しらこぼと基金の周知や理解を図っていく。 市民団体との会議や協働フェスタ等で説明する機会を設ける。</p>	<p>市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から17年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。</p>	18	B	<p>平成21年度、越谷しらこぼと基金条例の改正により、助成対象事業は「環境の保全及びアメニティの創造」「国際交流の推進」「文化芸術の振興」「スポーツの振興」の4つの事業から「快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する事業」とし、市民が自主的に行うまちづくり活動や郷土意識の醸成を支援している。その結果、少しずつ市民活動を行う事業の助成金の活用は増加してきている。</p>	
87	中央市民会館管理事業	市民活動支援課	H4	-	<p>〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、中央市民会館の貸出し業務や施設の保守管理等を行う。 〔手段〕 財団法人越谷市施設管理公社を指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図る。</p>	高	高	高	高	B	<p>指定管理者と引き続き連携を図り、より効果的な管理運営を行う。</p>	<p>平成24年度からも引き続き市民サービスの向上に努めていく。施設の適正な維持管理に努め、安全かつ快適に利用できるように指定管理者との連携を図る。</p>	<p>市民の文化・芸術振興を図り、生涯学習や福祉活動などの市民の活動拠点として、中央市民会館の貸出しや施設の保守管理等を行う事業である。 利用区分ごとの稼働率については、平成21年度54.31%にとどまっている。施設が全市民にとって、より意義のあるものとするために、利用日数稼働率とともに利用区分ごとの稼働率についても、全国の自治体の同種施設において、指定管理者制度の効果的運用により稼働率を上げている先進的な取り組み等を参考に、一段の向上のための取り組みを進められたい。 市のホームページで見ると、イベントや事業の情報が少ない。市民が利用してみたい、事業やイベントに参加してみたいと思わせる工夫が必要なのではないか。市民が利用したいと思わせる創意工夫をすることで延べ利用者数の向上を図っていただきたい。 現在、平成23年度を新たな初年度とする指定管理者の募集期間であるが、新たな仕様書が基本的に今年度までの指定管理業務と同様の仕様書にとどまっているのは極めて残念である。平成18年度から平成22年度までの指定管理業務実施の中で得られた知見と反省を生かし、よりきめ細かな仕様書を作成し、応募者に提示すべきであった。 また、指定管理者の評価について、各年度とも「管理運営は適切に行われている」との記載にとどまっている。しかし、中央市民会館は市の指定管理者制度導入施設の中でも事業費が特に多い施設であり、同時に市のランドマークともいえる代表的な施設でもあるため、当該施設にふさわしい管理項目を設定し、丁寧な評価(モニタリング)を実施すべきであった。今年度以降の施設の評価に当たっては、早急に管理項目の追加を検討し、履行されたい。 活動指標に「イベントや事業の実施回数と参加者数(市主催、民間主催)」の追加を提案する。さらに、指定管理の委託者である市の成果指標としては、現行指標とともに、指定管理者に対するチェック、指導による改善度合いが成果指標としてふさわしいのではないかと。</p>	22	C	<p>中央市民会館施設の利用率を上げるための方策として、利用率の低い特別会議室、茶室、視聴覚室の利用率を上げるため、利用範囲を緩和するなど検討し、利用率アップを図りたい。また、劇場と市民ギャラリーに限定し、利用者の希望により、事業やイベントをホームページ等に掲載するなど、指定管理者と実施に向けた検討を行っている。なお、中央市民会館独自の管理項目については研究し追加していきたい。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業内容が適切である		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称									
88	中央市民会館施設改修事業	市民活動支援課	H4	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 修繕及び改修工事を行う。	高	高	高	高	B	年々施設の老朽化が進み、限られた予算でいかに効率よく改修を行っていくかが課題である。	検討・見直し	平成24年度から引き続き改修箇所に順位付けを行い、効率的な施設の維持管理に取り組んでいく。 適切な施設の維持管理をするために、中長期的な修繕計画を立てよう検討していく。	22	C	豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資するため設置された中央市民会館の適切な維持管理のために必要な事業であり、快適な施設環境を確保するため、修繕及び改修工事を行う事業である。 今後、中央市民会館の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの削減を図り、環境負荷を低減させなければならない。 そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの削減」、「維持管理費用の平準化」などを旨とした公共施設のファシリティマネジメントに関する取り組みを推進されたい。重要な公共施設である中央市民会館についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費を適正に積算するとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を早期に策定されたい。また、当該計画について、市民に対して詳細かつ丁寧に説明されたい。 総合評価の課題によると、「建築資材が国産でないものを使用されており、修繕に費用がかかりすぎて管理が大変である」とのことであるが、より適正な調達等により低廉に入手する方法を検討されたい。また、将来当該建設資材が製造中止となり、資材の調達が不可能となった場合の対策も講じられたい。	中央市民会館が開館18年が経過しているため、設備の部品等で調達できないものが年々増え、設備機器等に不具合が生じた場合、更新で対応しなければならない状況である。設備投資が困難な財政状況ではあるが、安心して利用できる施設への改修事業を進めるためにも、設備等保守管理者の意見を吸い上げ、当課の改善計画に沿った改善を図る。また、建築資材の入手が困難なケースについても、技術職員の意見を聞き対応する。
89	北部市民会館施設管理事業	市民活動支援課	S63	-	〔目的〕 地域に根差したコミュニティ・文化活動の拠点施設として、北部市民会館の貸出しや北部図書室において図書の出しを行う。 〔手段〕 地域住民で組織した越谷市北部市民会館運営協議会に指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図るとともに、会館の清掃業務、設備の保守などを専門業者に委託する。	高	高	高	高	B	指定管理者と引き続き連携を図り、より効果的な管理運営を行う。	検討・見直し	平成24年度から引き続き市民サービスの向上に努めていく。施設の適正な維持管理に努め、安全かつ快適に利用できるように指定管理者との連携を図る。	21	B	市内の他の市民会館やコミュニティセンターに比べ、利用率が低い現状となっている。利用率を向上するために、駐車場の拡大、映像設備の導入等を検討されている点は、評価できる。 一方、施設を維持・管理する上で、必要最低限の固定的なコストがかかる。投じたコストに見合う劇場・会議室の利用率を確保するための方策を、積極的に検討すべきである。現在の使用制限も見直し、条例を改正することも視野に入れ、検討していただきたい。	劇場、会議室の利用率を上げるため、利用範囲を緩和するなど検討し、利用率アップを図りたい。
90	北部市民会館施設改修事業	市民活動支援課	S63	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の安全で快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 施設の改修工事を行う。	高	高	高	高	B	年々施設の老朽化が進み、限られた予算でいかに効率よく改修を行っていくかが課題である。	検討・見直し	平成24年度から引き続き改修箇所に順位付けを行い、効率的な施設の維持管理に取り組んでいく。 適切な施設の維持管理をするために、中長期的な修繕計画を立てよう検討していく。	20	B	施設の老朽化に伴い、年々、改修工事費、修繕費がかかる現状となっている。改修工事費、修繕費が中長期的にどれだけの費用負担となるかについて計画を立案し、市民にわかりやすく説明することが重要である。	施設の老朽化に伴う修繕には多額の費用を要するため、新たな機器の設置と比較検討し、中長期的な費用対効果の検討を行う。
91	交流館施設管理事業	市民活動支援課	H6	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動の拠点施設として市民活動を推進する。 〔手段〕 委託業務により交流館の清掃業務、設備保守、警備などの管理を行う。	高	高	高	低	B	限られた予算内でいかに効率よく老朽化した交流館を適正に維持管理するかが課題である。	検討・見直し	必需品の備品交換などを行う。 年次計画をたて、バリアフリー対策を含め施設機能の充実を図る。	17	B	交流館は、地域のコミュニティの拠点としての機能を果たしてきたが、施設の老朽化に伴うバリアフリー対策や農協との併設施設の更新が課題となっている。また、地域コミュニティの場として、自治会館、地区センター(13ヶ所)や市民会館(2ヶ所)と交流館(8ヶ所)の役割分担のあり方、使用料のバランスなどを総合的に見直し、市民にとって利用価値の高いものにしていくことが必要である。	バリアフリー対策として手すりやスロープの設置を行うほか、毎年、トイレの洋式化を図り、お年寄りにも利用しやすい環境を整えている。
92	交流館施設改修事業	市民活動支援課	H8	-	〔目的〕 市民文化、生涯学習、福祉活動の拠点施設として、良好な施設環境を整備する。 〔手段〕 業務委託により修繕、改修工事を行う。	高	高	高	高	B	老朽化した交流館の改修をいかに優先順位を決めて行うかが課題である。	検討・見直し	各交流館の状況把握に努め、緊急性の高いものから順次実施する。 施設の適正な維持管理に努め、安全かつ快適に利用できるよう指定管理者との連携を図る。				
93	交流館運営事業	市民活動支援課	H6	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、交流館の受付業務、設備保守等の管理を行う。 〔手段〕 地元の代表の運営協議会を指定管理者として、管理を委託する。	高	高	高	高	B	指定管理者と引き続き連携を図り、効果的な管理運営を行う必要がある。	検討・見直し	平成24年度から引き続き市民サービスの向上に努めていく。地域コミュニティの拠点施設として利用者が増加するよう効果的な施設運営を行う。	16	B	今後より一層高まる市民ニーズに対応するためのサービス拡充が強く求められる。ただし、施設関連コストを反映したフルコストの把握が必要である。さらに新設3館については建物関連減価償却費を含めていただきたい。活動結果指標として交流館の設備稼働率を設けていただきたい。	交流館の稼働率を上げるため、指定管理者である交流館運営協議会との定例会を通じて利用者へのサービスや施設の充実など調整を図っていく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である 課題が少く事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は					平成24年度から引き続き保守管理業務委託の長期継続契約等を推進し、経常経費の削減に取り組んでいく。 長期的、継続的に経費の削減をするために、保守管理業務委託内容の見直しを随時図っていく。
94	地区センター施設管理事業	市民活動支援課	S46	-	〔目的〕 施設利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適正な施設の維持管理を行う。 〔手段〕 清掃、警備等の13業種について業務を専門業者に委託する。	高	高	高	高	B	施設の大規模化、老朽化の進行に伴い経費の増加は避けられないので、より効果的な管理運営を行っていかねばならないことが課題である。	検討・見直し	平成24年度から引き続き保守管理業務委託の長期継続契約等を推進し、経常経費の削減に取り組んでいく。 長期的、継続的に経費の削減をするために、保守管理業務委託内容の見直しを随時図っていく。	20	B	13地区センター施設の管理をする上で不可欠な事業である。現在の保守管理等の委託料を更に削減する努力を期待する。地区センターの利用者数を成果指標にするのではなく、保守管理等に掛かる事業費削減効果を成果指標にしてほしい。また、正規職員の出働き仕事を明確にして、なお一層の効率的な事業の実施に努めることが望まれる。	保守管理業務委託について、平成20年度より長期継続契約を推進し、平成22年度においては13業種のうち5業種まで拡大し経費の削減を図った。(警備業務で約90万円の削減効果があった)
95	地区センター施設改修事業	市民活動支援課	S46	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 各種の施設保守委託業者より報告を受けたもの、また、職員や利用者からの要望のあったものから、緊急性や重要性を勘案して適宜修繕を行う。	高	高	高	高	B	年々施設の老朽化により修繕必要箇所が増加しているが、限られた予算に応じていかに効率よく修繕を行っていくかが課題である。	検討・見直し	平成24年度から引き続き修繕必要箇所の順位付けを行い、限られた予算で効率的な施設の維持に取り組んでいく。 適切な施設の維持管理を継続するために、中長期的な修繕・改修計画の検討を図っていく。	23	B	地区センターの利用者が快適に安心して施設を利用できるよう、修繕・改修を行う事業である。施設の安全性を確保するために、計画的な修繕・改修が求められ、優先順位を的確に決めて、必要箇所を修繕していくことが求められる。地域拠点施設としての地区センターの設備を改修することにより、利用者の満足感の高揚、地域住民の利用促進を図り、地域の生涯学習・自治活動の向上を目指す。 今後は経年劣化に伴い、修繕、改修を必要とする施設が増加していくことが予想されることから、中長期的な修繕・改修計画を策定し、効率的な修繕、改修を進められたい。また、施設により完成年度、規模等が異なることから、施設ごとの修繕・改修計画を策定し、適正な維持管理を実行していただきたい。 市民の防災に対する意識の高まりに加え、地区センターを多くの市民が利用することから耐震補強を早急に着手することが望まれる。地区センターが避難所となる場合、耐震補強だけでなく、避難している間に落下物等の被害を被る恐れもあることから照明等の落下物に対して日常点検に努められたい。 また、13地区のうち、大型化の工事を順次進めている状況にあるが、まだ6地区で大型化が進んでおらず、大型化が終了している住民と終了していない地区の住民とで不公平感が生じることから、大型化未了地区住民のコンセンサスを得ながら、早急に大型化の施設整備計画の策定に取り組む必要がある。 事務事業評価表の減価償却費がゼロとなっているが、施設改修事業の性質上、償却資産の改修に伴い、新たに減価償却額が増加する可能性がある。したがって、来年度からは、減価償却費について、適正に積算するとともに、事務事業評価表への記載をお願いしたい。 予算の計上方法について、現在の予算計上の方法では予定していた工事が突発的な事由により、遂行されないことがあるため、あらかじめ突発的な修繕に対応できるように予算計上するように工夫されたい。 市民の意見を地区センターの整備、運営に反映させるために、施設整備や快適性に関する満足度や要望等を調査するアンケート等を実施することを検討されたい。それに関連して、成果指標に「地区センターの利用者の満足度」の追加を提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
96	地区センター業務事業	市民活動支援課	H16	-	〔目的〕 市民ニーズにあった行政サービスを提供するため、諸証明書の発行や市への届出書類の文書回送業務等を行う。 〔手段〕 きめ細やかな行政サービスを提供するため、臨時職員を適正に配置し、人員不足の解消を図る。また、文書回送業務を専門業者に委託し、本庁の開庁日は全て1日1回の届出書類等の回送を行う。	高	高	高	高	B	諸証明書の発行件数、発行率は近年横ばい傾向にある。引き続き、地区センターにおいて証明書の発行を含む行政サービスの一部が実施されていることを、広く市民に周知していくことが課題である。	検討・見直し	平成24年度から引き続き市民のニーズを反映した行政サービスの提供の拡大に取り組んでいく。 地区センターにおける市民の利便性向上のために、提供する行政サービスの見直しを随時図っていく。	19	B	地区センター事務事業の事業内容は、諸証明書発行等の行政サービスの提供だけではない。「地域コミュニティ活動の拠点づくり」という地区センターの事業目的を再確認し、目標に応じた評価指標を設定し、事業を計画する必要がある。 センターの規模、利用頻度等により、定数の配置を一律では柔軟に設定することも検討される必要がある。また、行政サービスの提供について、本庁との作業分担割合を明確にし、センターごとの目標値を設定し、住民に対する利用促進のための周知活動等を行う必要がある。	当該事業は、地区センターの行政サービスに関する予算であるため、外部評価における指標の「地域コミュニティ活動の拠点づくり」の事業目標に応じた評価指標は、「コミュニティ推進事業」に委ねられる。 また、地区センターごとの職員定数の見直しや行政サービスに関する目標値の設定等は、今後とも検討課題である。
97	災害予防対策事業	危機管理課	-	-	〔目的〕 災害から市民の生命、身体及び財産を守り、かつ被害を最小限に食い止める。 〔手段〕 計画的な備蓄の整備、防災訓練の実施、地域防災計画の改訂及び防災行政無線、難場所照明灯の保守管理等総合的な予防対策を講じる。	高	高	高	高	B	備蓄品について、時代の変化とともに市民からの要望が多様化している。 備蓄の中の食糧について、アレルギー対策に対応した備蓄品が必要。	検討・見直し	平成23年3月に発生した東日本大震災において、相当量の備蓄品を消費したことから、この状況を踏まえた備蓄計画の見直しを図る。 平成23年3月に発生した東日本大震災での経験から、備蓄品の内容は、被災した市民向け、帰宅困難者向け、他県からの避難者向けなど多様であり、それらを踏まえた備蓄品のあり方を検討する。	18	B	<備蓄資器材整備事業> 現行「地域防災計画」での備蓄整備は20年度で目標を達成するとのことであるが、市役所主導の備蓄整備、水の確保だけでなく、地区センターや地区防災組織での備蓄、何より市民が自ら運営できる自主防災の考え方は非常に評価できる。地域防災計画の見直しをされるとのことであるが、一層の備蓄資器材整備の充実を期待する。	備蓄資器材について平成19年度より、プライベートの観点から簡易間仕切りを購入し、また、平成20年度よりアレルギー対応として、アレルギー対応アルファ米の購入を始めた。引き続き備蓄資器材整備の充実を継続する。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				事業内容は適切である
98	防災行政無線設置事業 【防災施設整備事業】	危機管理課	H20	H23	〔目的〕 市民の生命、身体及び財産を災害から守る。 〔手段〕 計画的に防災行政無線子局の設置及び修繕を実施して、多数の市民等に対して伝達を図る。	高	高	高	低	B	実施計画では、防災行政無線の改善事業を予定しているが、すべての修繕が完了しないと、市民全体の情報伝達の完了に至らない。	検討・見直し	平成20年度に実施した防災行政無線音達調査の結果を踏まえ、2基(蒲生西町、川柳町2丁目)の新設工事を行う。 消防庁が主導する防災行政無線のデジタル化について、国、県の動向を踏まえ、導入に向けた検討を行う。	22	B	災害対策基本法に基づいた事業であり、防災行政無線子局の設置、修繕を計画的に実施し、市民の生命、財産を守る事業として重要性が高い。また、災害の発生やその後の経過情報を市民に迅速に伝達することで、市民が迅速に避難する等行動できる体制を整える必要がある。 音達の不具合が生じている地域等へは、災害を知らせる携帯電話サービスへの登録を促し、災害情報を迅速に伝達すべきである。また、防災行政無線の効率的な設置を引き続き計画的に推進するとともに、設置コスト減に努める必要がある。 最近の住宅は機密性が高いこと、豪雨災害のときは聞こえづらいことなどから、戸別受信機の設置も検討する余地がある。さらに、災害を迅速に伝えるための新しい手段として親局から単方向のアナログから双方向のデジタル化への切り替えについて、全国的な普及状況にも注視しつつ、安価な導入を図る方策について継続的に検討をしていただきたい。 また、「音達の不具合」という表現は、一般の人が聞くわりに、「無線の音声が届きにくい地域がある」といった工夫が必要ではないか。 成果指標の改善案として、防災行政無線設置率に加え、災害情報が多くの世帯にしっかり伝わることを示す「人口カバー率、地域カバー率」等を提案したい。	平成20年度に実施した防災行政無線音達調査の結果を踏まえ、平成22年度は3基増設工事を行い、平成23年度は2基新設工事を予定している。音達の不具合が生じている地域等へは、災害を知らせる携帯電話サービスの登録を促し、東日本大震災関連の防災行政無線放送が増えたことをきっかけに、平成23年3月1日に1,918人だった登録人数が、5月1日には1,338人に増加した。
99	防災施設整備事業	危機管理課	-	-	〔目的〕 市民の生命、身体及び財産を災害から守る。 〔手段〕 避難場所への周知をするとともに、避難場所誘導版・案内板を設置する。備蓄倉庫及び耐震性飲料用貯水槽を設置する。	高	高	高	高	B	区画整理事業等による人口増加に伴い、施設の充実を図る必要がある。	検討・見直し	都市公園や大型地区センター・公民館の整備に併せて防災備蓄倉庫の整備を行うため、関係機関との協議を行う。 避難所での防災備蓄機能のあり方について検討を行う。	19	B	案内板等の施設の設置等のハードの対応と、防災マップの配布等のソフト的対応の両面から事業を進めていることは評価できる。 防災を地域の問題として理解いただき、地域自治会との協力体制を作る努力が必要である。 また、案内板等の設置は都市整備等他の事業計画と連携し計画的に行う必要がある。	案内板等については、設置後年数が経過しているため修繕に重点を置き、災害時に備えている。平成22年度に防災備蓄倉庫及び耐震性飲料用貯水槽をそれぞれ1基設置し、今後避難所でも防災備蓄機能を有するよう努める。
100	国民保護協議会事業	危機管理課	H18	-	〔目的〕 市民の生命、身体及び財産を武力攻撃等から保護する。 〔手段〕 国民保護協議会を設置し、国民保護計画を作成する。	高	高	高	高	A	有事の際の対応を市民へ通知していく。	現状維持	国民保護に関する越谷市計画を変更する必要がある場合に、市長からの修正案の諮問に応じ、審議を行う。 計画書の見直しだけでなく、国民の保護に関する事項について、必要に応じて審議を行う。	21	B	国の法律に基づいた事業であるが、市の主体性を取り込んだ運営を図られたい。 また、活動指標も事業目的に合ったものを設定することが望ましい。 国、県、市それぞれにおける有事の際の対応が、どの様に検討されているのかを市民へより分かりやすくPRすることも必要である。	平成21年11月6日に国の「国民保護に関する基本方針」が改定され、これに伴い埼玉県が平成22年4月1日に国民保護に関する埼玉県計画を変更したことにより、平成22年度に国民保護に関する越谷市計画の改訂を行った。
101	危機管理対策事業	危機管理課	H17	-	〔目的〕 あらゆる危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活又は市の産業・経済の安定を図る。 〔手段〕 危機管理計画に基づき、あらゆる危機事象に対応する具体的なマニュアルを作成し、危機情報の一元管理と総合的な危機管理を行う組織体制を整備する。	高	高	高	低	B	平成21年度に89の危機事業に対して、各課でマニュアルを作成したが、危機事業については、常に変化が起こる可能性あり、その多様化する事象に迅速に対応するために、事前にマニュアルがないと緊急時の対応が遅れてしまう。	検討・見直し	庁内各課で作成した危機管理マニュアルについて、引き続き多様化する危機事象に対応するため、危機管理マニュアルの作成を推進する。 危機発生の際、危機管理マニュアルに基づき、全職員が適切に行動できるよう啓発を図る。	20	B	危機管理計画、国民保護計画は、市民の安全確保のため不可欠な事業である。まずは、国民保護計画等の実施に向けた取組や、危機管理マニュアルの策定を進め、事案ごとに対応を図り計画の精度を高めることを期待する。	各課で作成した危機管理マニュアルについて、引き続き多様化する危機事象に対応するため、危機管理マニュアルの作成を推進する。また、危機発生の際危機管理マニュアルに基づき、全職員が適切に行動できるよう啓発を図る。
102	防災会議事業	危機管理課	S38	-	〔目的〕 市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 〔手段〕 災害対策基本法第16条の規定により市に防災会議を設置することとされており、地域防災計画の作成及び修正の審議、防災計画の実施の推進、防災時の情報収集、関係機関への資料の提供を行う。	高	高	高	高	A	事業の効率性を設定する必要がある。	現状維持	平成23年3月に発生した東日本大震災に係る本市の対応について総括し、今後の取組について審議していく。 平成23年3月に地域防災計画の改訂を行ったが、今回の改訂に向けた審議に止まらず、広く災害情報などの収集を行い、定期的に会議を開催する。	21	B	国の法律に基づいた事業であり、災害予防は重要であることは理解できる。 ただし、防災会議については、その目的や役割、位置付けを明確にすることを望む。また、活動結果指標、成果指標として会議開催回数だけでなく、当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。	平成22年度に地域防災計画の修正等に伴い、防災会議を2回開催した。今後、平成23年3月に発生した東日本大震災に係る埼玉県地域防災計画の修正に併せて本市地域防災計画の見直しを行う。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なくあり事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
103	自主防災組織育成事業	危機管理課	H7	-	〔目的〕 自主防災組織の整備促進及び活動支援を図る。 〔手段〕 防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入、防災訓練の実施等に対し助成する。	高	高	高	高	B	近年、国内では大規模な地震が毎年のように発生し、自治会等で結成されている自主防災組織においても、災害時の備えに対する関心が高く、全ての補助要望に対応しきれっていない。また、自治会が新規に設立された場合に、合わせて自主防災組織の設立が好ましいが、自治会内において組織の役割などの調整に時間がかかり設立が遅くなる。	検討・見直し	防災訓練や出張講座等とおして、自主防災組織未設立の自治会に対して、自主防災組織設立の啓発や自主防災組織育成費補助金の案内を行う。 「自分たちのまちは自分たちで守る」との理念のもと、自主防災組織が名目のみではなく実質的な活動が伴うよう、効果的な働きかけを行う。	22	B	自主防災組織は、自治会が中心となり運営され、地域で防災体制を強化しようとする取り組みである。災害が発生したときに地域で助け合う体制(共助)を強化することは重要である。災害初動時の自己防衛のためにも、防災訓練や防災講演会等で、自主防災組織の設立依頼について働きかけを強化していただきたい。 また、公平性の観点からも未設立の自治会が自主防災組織を設立できるように積極的に行政側から働きかける必要がある。特に世帯数の多い地域には優先的に設立を働きかける工夫も必要である。 自主防災組織率向上のために自治会の担当部署である地域活動推進担当と継続的かつ緊密に連携をとって取り組んでいただきたい。 事業に対する人工の資源投入量が大いことから、人件費の効率化について検討を進められたい。 成果指標として、自主防災組織率を掲げているが、かけている人件費の額に見合った組織率の向上が図れているとはいえない。自治会への自主防災組織設立に向けた意識啓発にある程度時間を要することは理解できるが、市内における好事例とともに、国内での成功事例なども参照し、効率的な啓発推進に努められたい。 平成21年度実績の自主防災組織率は全自治会の67.03%であるが、市内の全人口に占めるカパー率は82%に上る。この人口カパー率も成果指標として併用し、組織化の優先度を検討するとともに、市民に分かりやすい成果指標となるよう改善に心がけられたい。その他の成果指標として「自主防災組織による防災訓練の実施回数・参加人数」の追加を提案したい。 【自主防災組織育成費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) ハード面(備蓄倉庫設置など)の整備も重要だが、今後はソフト面(避難訓練、講演会など)へ重点を置く必要もあるのではないかと。	自主防災組織の設立については、防災訓練や出張講座等において働きかけを行ってきた。新規設立自主防災組織については、平成20年度から22年度で合計7自治会の設立に対し、平成23年度は現在のところ3自治会が設立されている。今後は、自治会への出張講座や防災週間、市民まつりなどの行事の際、設立を啓発していく。
104	放置自動車対策事業	くらし安心課	-	-	〔目的〕 警察署への照会により所有者を把握し、所有者による放置自動車の撤去を原則に指導する。所有者不明の場合は、廃棄物認定後に廃棄処分とする。放置自動車は、交通障害を起こし、交通事故を誘発する要因にもなることから市内に存在する放置自動車の撲滅を目的に取り組んでいる。 〔手段〕 撤去処分について業者委託を行う。	高	高	高	高	B	平成17年に自動車リサイクル法が制定されてから、急速に減少した。しかし、生活道路に放置されるなど悪質なケースもあり、市民生活に影響を及ぼすことから、別の場所に移動し保管しなければならないケースがある。	検討・見直し	警察との連携、協力を得て所有者情報の提供を受け、迅速なる所有者撤去を推進する。	20	B	放置自動車は、放置する人のモラルの問題である。事業そのものは特に指摘事項はないが、車の撤去に伴って職員の方がトラブルに巻き込まれるなどの事故の防止に注意いただきたい。 壁などへの落書きも、放置自動車同様市や市民にとっての迷惑行為であるが、多くの自治体で自治会等と連携して対策を立て効果をあげている。放置自動車の問題も、このような事例を参考にして、市当局だけの問題として取り組むのではなく、自治会等と連携をとり自動車が放置されないような工夫を期待する。	放置自動車については、地域住民からの通報により発見するケースがほとんどであるが、不法投棄夜間パトロールでの発見にも努めている。処理にあたっては、警察署との連携を図り対応している。今後とも、早期発見、早期解決に努めていく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
105	放置自転車 保管管理事業	くらし安心課	H14	-	〔目的〕 撤去された放置自転車等や保管所の管理を行い、自転車等所有者から引取費用を徴収する。 〔手段〕 民間に事業委託する。 自転車・・・3,000円 原付自転車・・・4,500円	高	高	高	高	B	保管経費が固定経費となっている。	検討・見直し	引き続き長期継続契約制度を活用し、経費の削減を図る。	23	B	自転車等が路上等に放置された状態が継続すると、歩行者に危険が生じるだけでなく、通行の妨げにもなるため、放置台数の減少を図り、通行の安全とまちの景観を保持する必要がある。そのため、自転車利用者に対する問題意識を深め、自転車利用の抑制、自転車駐車場の利用促進を図る事業である。 しかし、実際には保管台数が減っておらず、自転車の放置状態が後を絶たない現状にある。放置自転車の増加は、保管経費(事業費)を増大させるだけでなく、市民の安全確保の弊害となる。越谷市では自転車の所有者に対し、ハガキや電話等で督促を行っている。さらに、啓発活動として、放置自転車の多い区域にマップを配布したり、ラック式の駐輪場の整備などの取り組みを実施している。新たな啓発活動として、委託先と連携し、街頭での広報活動、放置自転車キャンペーンの実施、商店街や大型店での放置防止啓発ポスターの貼付等を実施して放置自転車廃絶に向けた取り組みが挙げられる。今後は自転車利用者のマナー向上のために町会・商店街・警察等との地域ぐるみの啓発活動の充実を図る必要がある。 放置自転車を減らさなければ、保管台数は増加し、事業費は増大するという悪循環が生じる。そのため、市は放置自転車を減らすために、ニーズ調査を実施して必要な箇所への新たな駐輪場の設置や既存駐輪場の増設を視野に検討されたい。市営の駐輪場はないということだが、今後も民間事業者の活用により駐輪場を設置するように促し、行政が環境整備する体制を築いていただきたい。駐輪場が民間事業者や財団法人の施設ということもあり、人件費、事業費、管理費、修繕費等がかかっている点が見られる。また、放置自転車の解消に向けて、事業にかかる費用のうちどの程度利用者に負担させるかを含め、適正な撤去・保管料の設定に努められたい。 平成21年度から委託先と長期継続契約を締結し、単年度契約より、約110万円のコスト削減効果があったことは評価に値する。事業費を減らそうとする問題意識をもって、さらにコスト削減に取り組んでいただきたい。 保管期間を過ぎても、引き取りのない自転車を『越谷市リサイクル自転車組合』に引き取ってもらい、再利用してリサイクル活動に結びつけている点は評価できる。リサイクル自転車の販売台数を成果指標に取り入れることで、放置自転車の有効活用が促進されることを期待する。 〔参考〕平成16年度外部評価： C	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  放置自転車等の撤去・保管料については、自転車法によれば、撤去や保管、自転車の売却に要した費用を基に原因者負担を求めている。保管管理委託料だけを見れば、収支は、均衡している。保管管理業務に係る経費については、多様な方法での放置自転車売却による財源確保や保管管理委託の長期継続契約により削減を図っている。
106	市民相談事業	くらし安心課	S44	-	〔目的〕 市政に関する問題、市民生活の中で生じる諸問題及び交通事故等に関する相談。さらに法律相談・税務相談・行政相談・登記相談・行政書士相談に応じ、適切な助言を行い、市民生活の一層の向上を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設	高	高	高	高	B	相談内容が、より複雑化・多様化する中で、さらに相談体制の充実を図る必要がある。	検討・見直し	平成20年度・21年度と、多重債務相談等に対応するため、法律相談を月1回ずつ増やし、相談体制の拡充を図った。平成24年度に向けて、現体制を維持しながら関係機関との連携を深め、的確な相談に努める。	16	B	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。	今後とも、現体制を維持しながら、市民の多様な相談需要に対応していく。相談件数以外の成果指標については、相談の種類によって稼働率を設定している。
107	交通安全指導事業	くらし安心課	S44	-	〔目的〕 市民の安全確保と交通安全意識の高揚を図る。 〔手段〕 交通指導員による登校時における児童の安全確保や交通安全教育及び街頭指導等を行う。	高	高	高	高	B	交通安全指導員による登校時における児童の安全確保や交通安全教育及び街頭指導等を行う。	検討・見直し	班単位での研修会の実施と出前講座の積極的実施、また、イベント等では、警察署と連携し、市民の交通安全及び事故防止並びに交通道德を図るための啓発活動と立哨指導を実施する。	19	B	【交通指導員連絡協議会負担金】 交通安全指導へのニーズは高い。交通安全のみならず、地域の防犯、防災活動と連携した地域活動として考える必要がある。 交通安全指導員連絡協議会に対しては、交通安全指導員を有効に活用するための交通事故に関連する情報などについて、市から積極的な情報提供が必要である。また、学校関係者とは、事故を抑制するための目標値を設定・共有し、先生や保護者と連携した事業活動をするなどの協力体制の構築を望む。	交通安全指導員は、登校時の立哨指導のほか、毎年交通安全教室を実施しており、小学校と連携を図り、効果的な交通安全教育を実施している。また、他の部門と連携して地域に出向き、高齢者等に対し、悪質商法や振り込め詐欺と併せて交通安全指導員による交通事故防止の講座を開催している。 毎月開催している交通安全指導員の定例会においては、市及び警察署からの情報提供等を行うとともに、交通安全指導の向上を図るため、研修会を実施している。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					C
				課題が少く事業の一部見直しが必要		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称					
108	放置自転車対策事業	くらし安心課	S57	-	〔目的〕 各駅周辺に放置された自転車等(原付バイク含む)の整理を行い、歩行者の安全と通行機能の確保を図る。 〔手段〕 放置自転車等の誘導整理や撤去業務を民間委託する。	高	高	高	高	B	放置防止に向けた効果的な誘導整理の検討	検討・見直し	各駅の誘導整理員の配置状況と放置自転車数を検討し、現配置を見直し、必要な地域・時間帯に重点的に振分けを進めていく。併せて広報等を用いて、モラル向上等の啓発活動を進める。	18	B	放置自転車の台数を減らす総合的な対策を行う事業の再構成が必要である。放置自転車関連事業として、当該事業に加え、「放置自転車等誘導整備業務委託事業」、「放置自転車等保管返却業務委託事業」、「放置自転車等処分業務委託事業」の事業全体としての総合的な見直し求められる。さらに、民間による駐輪場の設置と連携を図る必要がある。	放置自転車の対策として、撤去による強制的な措置を行っているが、併せて駅周辺で駐輪場の案内チラシなどを自転車利用者に直接配ることで駐輪場の利用促進を図り、放置自転車の防止に努めている。また、レイクタウン駅東西に民間(財団)による駐輪場の設置促進を図り、放置自転車の防止に努めた。さらに、防止対策として、駅広場や歩道に自転車が置けないようする空間の検討や、放置自転車の限られた予算の中で、誘導整理員の配置について、午前中の時間帯を短縮し、夕方の時間帯への振り替えや日曜日についても誘導整理員を配置し効果的な予算執行に努めている。
109	消費生活相談事業	くらし安心課	S49	-	〔目的〕 消費生活に係る相談及び苦情処理を行うため、専門的知識を有する相談員を置き、市民からの相談に応じ、適切な助言やあっせん等を行い、市民の消費生活の安定を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設、消費生活相談員の配置	高	高	高	高	B	相談内容が、より専門化・複雑化しており、相談員のレベルアップ等相談体制の充実とともに、専門機関との連携を図る必要がある。	検討・見直し	平成20年度から、平日毎日、相談員の2人体制が整った。今後は、現状の中で、さらに相談業務の充実を図るため、平成24年度に向けて、「埼玉県消費者行政活性化補助金」を活用し、積極的に研修に参加させるなど、相談員のレベルアップを図っていく。	16	B	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、成果指標については相談結果に基づく不当請求回収率も含めていただきたい。	平成20年度から常時、相談員2人体制を確立し、相談体制の充実を図った。平成21年度から3年間、消費者行政活性化補助金を活用し、相談員のレベルアップ等を行っている。相談の内容によっては、あっせんを行い消費者被害の救済に努めている。
110	消費者保護委員会運営事業	くらし安心課	S51	-	〔目的〕 消費者の保護、救済 〔手段〕 消費者保護の円滑な推進を図るため、市長の附属機関として消費者保護委員会を置く。	高	高	低	高	B	消費者保護委員会は、苦情処理の斡旋・調停を行うことができるなど、重要な責務を担っている。	検討・見直し	消費者保護委員会は、消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行う機関として今後とも設置をし、機能維持を図っていく。	19	C	「越谷市民の消費生活を守る条例」の意味は大きい、必要な条例であるので、現在求められている状況に対応した改正に向け、スケジュールを明確に設定し、消費者保護委員会で検討いただく内容を示し、委員会を有効に機能させ活用する必要がある。	消費者保護委員会は、消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行う機関として今後とも設置をし、機能維持を図っていく。
111	計量器検査事業	くらし安心課	H15	-	〔目的〕 計量法による特定市の業務として、定期検査・商品量目立検査・計量思想の普及啓発に関する業務等を実施し、適正な事業活動の確保並びに消費者保護を図る。 〔手段〕 計量器の検査用機器を購入する。計量担当職員を配置する。計量器の検査を実施する。埼玉県計量協会に委託する。計量教室など消費者啓発事業を開催する。	高	低	高	低	B	コスト削減のため、業務委託の拡充に取り組む必要がある。	検討・見直し	計量法による業務については、行政処分を伴う業務があり、全てを委託することは困難である。はかりの検査業務の委託機関は、(財)埼玉県計量協会しかなく、計量特定市が増えていく中で委託件数を増やしていくことは難しい状況にあるが、今後委託を推し進めていく。	17	C	計量法等、法的根拠に基づき、計量に関する検査、計量思想の普及啓発事業は、特例市業務として必要である。ただし、業務遂行上の効率性に関する検討が必須であり、計量協会あるいは民間への運用委託を推し進め、人件費及び事業費の軽減を図るべきである。	はかりの検査業務の委託機関は、(財)埼玉県計量協会だけでなく、協会の体制の問題や計量特定市が増えていく中で、委託件数を増やしていくことは難しい状況にあるが、今後とも委託を推し進めていく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価	実施年度		総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							A 事業内容は適切である
112	消費者啓発事業	くらし安心課	S49	-	<p>〔目的〕 消費者の安全な生活環境を目指し、身近な問題を自分の問題として捉えられるような講座や、消費者トラブルの被害防止の啓発を推進する中で、賢い消費者の育成を図る。 〔手段〕 消費者月間記念事業の開催・消費生活講座・講演会等の開催・消費生活出前講座の開催・市民まつり等における啓発活動の実施</p>	高	高	高	高	B	啓発手段を検討し、講座のさらなる充実を図る。	検討・見直し	<p>平成19年度から、地域の高齢者を見守る民生委員などを対象に、受講者が地域へ戻り、啓発活動が行えるよう「高齢者見守り講座」を毎年実施している。 平成24年度に向けて「埼玉県消費者行政活性化補助金」を活用し、各地区センターへ出前講座として消費生活相談員を派遣する啓発活動にも取り組んでいく。</p>	23	<p>悪質犯罪(悪質商法や振り込み詐欺など)が多発していることから消費者に犯罪の手口や防止策を習得してもらうことは重要である。そのための手段として講座や講演会等で被害防止の啓発に取り組み、事前に被害防止を図るための事業である。 しかし、県でも相談事業や講演会等の類似の事業を実施しているように一部の事業については事業内容が重複している状態となっており、県と市で連携して効率的な事業運営をされたい。今後は重複業務の解消に向けて、県と市が推進すべき事業の役割分担を明確化してほしい。県にも消費生活支援センターがあるため、効率的な事業運営を図るためには消費者トラブルの情報交換や相談、苦情処理等の連携が欠かせない。 平成17年外部評価において、外部評価コメントで「事業費単位当たりコストを勘案し、啓発事業の民間活用を含めた運営改善が必要である」とする指摘に対し、評価結果を踏まえた対応等で「最適なNPO団体等が見つければ、委託も検討していく」としていたが、適当な団体が見つからない現状にある。そのため、越谷市立消費生活センター運営委員会委員の声を反映させ、市民との協働により、真に消費者の目線に立った啓発を進めていただきたい。 また、事業費に対して、人件費の割合が大きいため、臨時・非常勤職員等の活用、業務の効率化を図るなど、人件費削減を検討する余地がある。 消費者トラブルに陥りやすい高齢者に対しては、高齢者と接する機会が多い民生委員やヘルパー、社会福祉協議会を通じての啓発活動を継続していただきたい。 成果指標の消費生活講座、出前講座参加者数が21年度実績に比べ、平成22年度は500人近く増加しているが、アンケート結果によると、満足度は減少しており、中身があり、効果のある講座にしていく必要がある。講座へより多くの市民が参加できるように積極的に広報活動を実施し、参加を促すように努められたい。 成果指標に「消費者トラブル」の発生回数を追加して、消費者トラブルの発生回数が少ないことを目標にしていきたい。</p> <p>【消費生活研究会補助金、消費生活センター連絡協議会補助金】(内部評価:減額(縮小)、終期設定)(外部評価:継続) 消費生活で生じる諸問題について調査研究を実施し、市民の消費生活の向上を図ることを目的としている。満足度も7割を超えており、一定の評価に値する。消費者を取り巻く環境変化のスピードも速いことから、時代に則した講座や市民にとって有益な講座を取り入れて知識の高揚を図り、市民が消費者トラブルに陥らないように被害防止を期待したい。 また、本事業は補助金事業であるため、市は補助金利用団体に対し、補助金の目的に沿って活動しているか、補助金の使途を明確に把握するように努め、補助金の適正な利用を監視されたい。 《参考》平成17年度外部評価: C</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  消費生活講座・出前講座を継続的に実施している。また、民生委員や地域包括支援センター等の他の機関による消費者被害の早期発見や防止を働きかけている。さらに、消費生活運営委員を活用し、市民と協働で啓発活動を行っている。</p>
113	防犯対策事業	くらし安心課	-	-	<p>〔目的〕 自主防犯活動団体の育成及び支援、また警察や関係団体と連携し、犯罪のない安全で安心に暮らせる地域をつくる。 〔手段〕 地域防犯活動を支援するため、防犯講演会の開催や防犯グッズの貸与、また、越谷市防犯協会に補助金を交付する。</p>	高	高	高	高	B	刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、当市における犯罪率(暫定値)は平成22年において県内第6位と他の市町村と比較して依然高くなっている。	検討・見直し	<p>各地区において自治会を主体とした自主防犯活動団体が組織されているが、地区により組織率にばらつきがあることから組織率の低い地区については、埼玉県東部地域振興センター・警察と協力し組織率向上を図る。</p>	19	<p>各地区の自主防犯団体の活動を、自治会を通じて把握し、その活動状況を共有し、近隣自治会どうし連携し協力的な活動を推進することが求められる。 自治会連合会との連絡・連携も強化し、市と地域とが一体となった防犯対策を進めることによって事業の効果をあげることを検討する必要がある。</p>	<p>平成22年度に全自治会及びPTAや老人会などの関係団体を対象としたアンケート調査を実施し、各自主防犯団体の活動状況を把握した。地域の防犯団体に、青色回転灯装備車を貸し出し、地域と一体となった防犯活動を行っている。また、地域の防犯活動を支援するため、パトロール備品の貸与の充実を図っている。</p>
114	交通安全推進事業	くらし安心課	-	-	<p>〔目的〕 交通安全市民大会の実施や各種交通安全運動による啓発活動及び交通安全活動団体への活動支援等を行い、交通安全・交通事故防止に取り組む。 〔手段〕 警察署や交通安全関係団体との連携・協力により事業を実施し、交通事故防止や交通安全の推進を効果的に進める。</p>	高	高	高	高	B	高齢者や自転車の事故に対する割合が増加傾向にあるが人身事故は減少した。これから更なる高齢化社会を迎えるにあたり、より一層の交通事故防止対策を実施する必要がある。	検討・見直し	<p>警察署及び交通安全関係団体と連携しながら効果の上がる方法を検討し、交通安全教室や事故防止活動において継続的な啓発活動を実施していく。</p>	19	<p>【越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をすとも、交通事故の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。</p>	<p>交通安全母の会等の交通安全関係団体は、市民の交通安全意識を喚起するための啓発活動を行い、交通事故防止につなげていくことが活動の目的である。交通事故等の結果の評価は、総合的に行うことが必要であり、団体の活動にあたっては、活動が促進されるよう引き続き支援を行っていく。 交通安全教育については、幼稚園や市内全小学校で交通安全教室が引き続き開催するため各学校と連携を図り、効果的な交通安全教育を実施していく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要				【 】は、補助金等名称						
115	更生保護事業	社会福祉課	-	-	〔目的〕 保護司会、更生保護女性会と連携し、犯罪を犯した者の更生を助けることに犯罪や非行の予防・啓発を行い、安全で住みやすい地域社会を構築する。 〔手段〕 社会を明るくする運動を推進し、更生保護の啓発活動を展開 保護司会、更生保護女性会への助成を行い、更生保護活動を促進する。	高	高	高	B	更生保護活動の重要性は増加しており、今後とも更生保護活動への支援を行うとともに、啓発活動を行っていく必要がある。	検討・見直し	社会を明るくする運動の実施、保護司会による中学校訪問など、更生保護と青少年の非行防止への啓発活動を進める。 社会を明るくする運動の推進など、更生保護への理解を深めるための事業を充実するとともに、引き続き、保護司会、更生保護女性会との連携を図る。	19	B	各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。 〔更生保護女性会助成金〕 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 〔越谷地区保護司会越谷支部助成金〕 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 〔越谷地区保護司会助成金〕 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。	越谷地区保護司会や更生保護女性会は、更生保護の担い手として様々な事業に取り組んでいる。 毎年7月を強調月間とする「社会を明るくする運動」では、駅頭でのPR活動や講演会を実施した。特に、「講演と映画の集い」では、300人以上の参加があり、更生保護への理解と青少年の非行防止の啓発に効果を挙げており、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会づくりが進められている。 このような事業展開に対し、今後とも積極的に支援するとともに、適切な評価方法について検討し、定期的な事業の見直しを図っていく。
116	行旅病人等援護事業	社会福祉課	-	-	〔目的〕 住所及び居所不明で引き取り手のない遺体の葬祭及び遺骨の保管 〔手段〕 行旅病人及行旅死亡人取扱法による葬祭 遺骨の保管	高	高	低	B	年間を通じ、取扱件数は非常に少ない。 身元の確認や扶養義務者の確認調査に時間を要する。	検討・見直し	法令に基づき手続きを進める必要があり、手続き完了まで相当の時間を要するが、事務の効率化をいっそう図る。 法令に定められた業務であるため、今後も継続していく必要がある。	21	B	法令で定められた事業であるものの、外国人旅行者の対応等法令上再検討すべき余地がある。特に、旅行中の外国人が、今後さらに増加することが予測される中で、「国全体の視点に立った対応基準の明確化」を図るよう、国に働きかけられることを望む。	埼玉県が発行する「行旅病人、行旅死亡人取扱いの手引き」を法施行に当たっての事務の参考とし、法の適正かつ円滑な運営に役立っているのが現状であり、平成18年の第4版の発行以降、改正されていないのが現状である。
117	福祉保健オンズパーソン事業	社会福祉課	H14	-	〔目的〕 福祉保健サービスに関する苦情を公平・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ることにより、サービス利用者の権利を守り、より良いサービスを提供する。 〔手段〕 大学教員・弁護士などの有識者を「福祉保健オンズパーソン」に委嘱する。 オンズパーソンは、サービス利用者の苦情を調査し、必要に応じて市へ意見等を表明する。	高	高	高	B	相談・申し立ての件数は少ないが、制度の必要性が高い。今後とも制度の周知を図っていく。	検討・見直し	オンズパーソン制度の周知を図る。 広報活動の充実を図るとともに、事例研究などオンズパーソンの研修等を実施していく。	20	B	オンズパーソン制度の有効活用の観点から、福祉サービスの現場職員とオンズパーソンとのコミュニケーションの場を設定し、福祉の現場で日々発生している相談、対応内容の情報共有が必要と思われる。 オンズパーソン活用については、市民向けの広報とあわせて、現場担当職員への周知を図ることも必要と思われる。	平成23年度は、福祉施設及び窓口の苦情対応等について、福祉関係職員とオンズパーソンとの意見交換を実施する。 また、相談・申し立ての件数は少ないが制度の必要性は高く、今後も制度の周知を図っていく。
118	生活保護事務事業	社会福祉課	-	-	〔目的〕 生活保護受給者の就労を支援し自立を促すとともに、医療事務、介護事務において適正な執行を図るため、嘱託医の委嘱、レセプト点検を実施する。 〔手段〕 委託により就労支援員を配置し、生活保護受給者に就労支援を行う。 生活保護医療費のレセプト点検を行う。 嘱託医を委嘱し、医療扶助内容の審査を行う。	高	高	低	B	就労支援を充実させても、雇用環境が改善されなければ自立につなげるのは困難である。 レセプト点検は有効で継続の必要性はあるが、目標値を設定することは難しい。	検討・見直し	レセプトの電子化を実施し、点検の効率化を図る。 嘱託医に精神科の専門医を加え、医療事務の更なる充実を図る。関係機関と連携し、就労支援の充実を図る。	22	B	生活保護法に基づく事業であり、事業内容は次の4点である。 就労支援員による、生活保護受給者の就労支援 面接相談員による、生活相談 生活保護医療費のレセプト点検 嘱託医による、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導 いずれも国の法律に基づく事業であり、法律の目的である「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、事業の必要性は認められるが、個々の事業内容については一部で改善の余地が見受けられる。 嘱託医による医療扶助内容の審査については、レセプト点検との連携を密にし、より実効性のあるものとなるよう努められたい。 就労支援員による相談事業については、相談予約が殺到する現状を考慮し、相談日を週3日から週5日に拡充することを検討するなど、就労支援による被生活保護世帯の自立に努めている点は評価できる。一方で、予約が取りにくい状況であるにも関わらず、突然の予約キャンセルにより相談員の手が空いてしまう事例も生じているとのことである。突然の予約キャンセルについては、既に実施されている文書指導を適正かつ厳格に適用し、無駄な空き時間を発生させないスケジュール管理を行い、より一層の就労支援に努められたい。 なお、当該事業については、生活保護(扶助)を給付する面において「生活保護扶助事業」(事業120)と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。	就労支援員による相談事業について、平成23年度より変更契約を行い相談時間を延長し、生活保護受給者の自立支援の充実を図った。また、生活保護扶助事業との事業のくり方についても見直しを行った。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
119	中国残留邦人生活支援給付金事業	社会福祉課	H20	-	〔目的〕 中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない場合、老齢基礎年金による対応を補完する支援給付を行う。 〔手段〕 生活保護制度の例にならって支援給付を行う。	高	高	低	高	B	平成20年度から全国一斉に実施された新たな事業で、市の裁量は認められていない。	検討・見直し	支援対象者に対し、法律で定められた支援を行う。 支援対象者が増加した場合に対応できるよう、予算・電算システム・人員体制の充実を図る。				
120	生活保護扶助事業	社会福祉課	-	-	〔目的〕 生活保護法に基づき、生活に困窮している方々に対して健康で文化的な生活水準を保障するとともに、被保護者に対し必要な指導・援助を行い、自立助長を図る。 〔手段〕 生活保護法に基づき、生活困窮者に対して生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助を必要に応じ適用し、適切な保護を行う。	高	高	高	高	A	生活保護受給者の自立助長を図るため、就労阻害要因のない方に対する施策の充実が必要である。 相談者の主訴を正確に把握するため、生活相談体制の充実が必要である。	現状維持	現在、派遣により設置している生活相談員の契約期間が23年度で終了予定のため、さらに充実した相談窓口体制を確立する。 急増する保護受給者に対し適正な扶助を実施するため、福祉事務所の人員体制を充実させる。	22	B	生活保護法に基づく、8つの保護(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を実施するほか、保護(扶助)を受けている方に対して必要な指導・援助を行う事業である。 一昨年のリーマンショック以降、社会問題となっているワーキングプアの増加を食い止めるためにも、生活保護扶助の適切な運用が必要である。 8つの保護制度のうち、生業扶助についてはハローワークと密接に連携して進める体制を工夫する必要がある。 また、不正受給防止策の一環として、査察指導員2名による事後チェックが行われているが、支給開始後の実態を確認する上で、2名体制で本来の目的が達成し得るのかが否かを検証するなど、人員体制面において工夫をする必要がある。 生活保護は、申請に基づいて開始される(申請保護の原則)制度であるが、生活に困窮されている方をより広く保護するためにも、適正な対象者に対して真に必要な給付が適正に実施され、給付開始後においても資格や給付内容について、市民から疑念を持たれることがないよう、給付状況の把握などについて、積極的に努められたい。 なお、当該事業については、特に相談業務の面において「生活保護事務事業」(事業 118)と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくするように改善する必要がある。	生活保護受給世帯の急増に伴い、生活保護扶助の適正な運用を行うため、平成23年度より現業員を3名増員、24年度に向け、査察指導員の増員も検討中である。また、生活保護事務事業との事業のくり方についても見直しを行った。
121	り災者援護事業	社会福祉課	S48	-	〔目的〕 火災等の災害により、被害を受けた被災者及びその遺族等に対し、条例に基づき見舞金・弔慰金を支給し、市民福祉の向上に資する。 〔手段〕 火災による全半焼、水害による床上浸水等の家屋への見舞金の支給 死亡、重傷者発生の場合には、見舞金・弔慰金の支給 自己所有の住宅が全焼した場合は、借家の家賃補助を行う。	高	高	高	高	B	被災者への日赤救護物資(布団、毛布等)の配布や見舞金等の支給については、迅速・丁寧なり災援護に努める必要がある。	検討・見直し	引き続き、被災者へは速やかに日赤救護物資(布団、毛布等)を届けるとともに、見舞金等の支給手続き等について丁寧な説明に努めていく。 条例に基づき見舞金・弔慰金の支給事務を適正に処理していく。	18	B	市役所にこのような援護事業があるのは、行政の原点とも思われるが、援護の限度はあるにしても、制度に促し対応する担当者のジレンマを伺い知ることができる。被害への補助対象枠を拡大し、例えば、半焼家屋・水害被害の見舞い等の拡大を検討していただきたい。また、感謝の声だけでなく、不満についても記録し、今後の制度のありかたについての検討資料としていただきたい。	法令で定められた業務であることから、今後も事務の効率化を図りながら、継続して事業を進めていく。
122	社会福祉協議会助成事業	社会福祉課	S43	-	〔目的〕 地域福祉を中心に事業を展開する民間の社会福祉団体である社会福祉協議会の組織体制・事業の強化・充実を図り、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域福祉事業の充実を図る。 〔手段〕 社会福祉協議会に対し助成金を支出する。	高	高	高	高	B	法人経営に係る指標の設定が難しいため、社会福祉協議会が行っている地域福祉事業を適正に評価しながら助成を行っていく。	検討・見直し	適切な事業評価ができるよう助成金の見直し・検討を進める。 運営費的な補助から事業費補助に切り替える。	17	C	この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにするべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し(民間との役割分担)、人件費のあり方(給与体系の見直し)、自主収入の拡大を図る必要がある。	助成の内容は、社会福祉協議会の運営費的補助であるため、事業補助に改めるなど引き続き助成方法を検討していく。また、人件費や事業の収支状況について把握することにより、適切に事業評価を行っていく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なくあり事業の一部見直しが必要
A		B		C		D											
123	民生・児童委員活動事業	社会福祉課	-	-	〔目的〕 民生委員・児童委員の活動を積極的に支援・促進し、地域福祉の向上を図る。 〔手段〕 民生委員・児童委員協議会へ活動助成金の支出 民生委員・児童委員に対し活動報償金の支出 民生委員・児童委員協議会の活動補助	高	高	高	高	B	平成22年度は民生委員の全国一斉改選が行われ、改選事務を適正に行うことができた。また、民生委員の一人当たりの活動日数は増加しており、活動の充実が図られている。地域福祉の推進役として民生委員・児童委員の果たす役割は大きいことから、引き続き、見守り活動や啓発活動を推進していく。	検討・見直し	一斉改選に伴い、新任の民生委員が地域で活動できるよう、研修会等により資質の向上を図るとともに、市民に対する啓発活動をより一層すすめていく。 身近な福祉の相談員として民生委員・児童委員が地域で活動できるよう、民生委員・児童委員協議会が行う事業の充実と支援を進め、地域福祉の推進を図る。	21	B	急速な高齢社会の到来の中で、地域における民生委員・児童委員の活動は、今後、ますます重要になると予測される。このことは、同時に「地域ケアに対する市民意識の向上」が求められていることを意味する。 よって、民生・児童委員の活動を、市民に対してさらに積極的にPRするなどの方策を講じながら、地域と連携した様々な支援活動を活性化されることを期待する。 〔民生・児童委員活動助成金〕(内部評価：継続)(外部評価：継続) 引き続き、補助金の趣旨目的にそった執行を継続されたい。	平成22年度から行政と連携した取り組みとして、高齢者や障がい者の安全確保のため、救急情報を保管する「救急医療情報キット」の配付を実施している。また、地域で活動する福祉推進委員と連携し、「ふれあいサロン」の運営も行っている。今後も、身近な福祉の相談員として地域で活発な活動ができるよう、地域、福祉関係団体、行政等と連携した取り組みを促進し、支援していく。
124	地域福祉計画推進事業	社会福祉課	H20	H24	〔目的〕 すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するため越谷市地域福祉計画を推進する。 〔手段〕 計画の推進のため、推進体制づくり、進行管理の仕組みづくりを進めるため、越谷市地域福祉推進協議会を開催するとともに、地域福祉講座を開催し、地域福祉の啓発に努める。	高	高	高	高	B	地域福祉推進協議会の活動を充実するとともに、地域で行われている地域福祉事業の把握が課題である。	検討・見直し	地域福祉推進協議会を開催し、引き続き、地域福祉事業の把握を進める。 地域福祉の推進を図るため、新たな事業の実施を検討する。また、地域福祉計画の見直しに向けて準備を進める。				
125	住宅手当緊急特別措置事業	社会福祉課	H21	H24	〔目的〕 離職者であった就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。 〔手段〕 支給対象者の申請に基づき、住宅手当を支給するとともに、就労支援等を実施する。	高	高	高	高	B	雇用環境が改善されなため、住宅手当の支給期間内(6ヶ月)に就労により自立できる世帯が少ない。	検討・見直し	申請の受付事務は平成23年度で終了予定であるが、手当の支給事務については平成24年度も継続				
126	障害者福祉センター管理運営委託事業	障害福祉課	H4	-	〔目的〕 障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること、また、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供。また、手話講習会等を開催して障がい者福祉ボランティアを育成する。障害者福祉センター「こはと館」の指定管理者として社会福祉協議会を指定する。	高	高	高	高	B	障がい者団体の拠点施設として、重要な役割を担っているが、今後も障がい者の多様なニーズに対応した事業展開が必要となっている。	検討・見直し	デイサービス事業などの実施事業等について、障がい者のニーズを把握しながら、事業の充実を図っていく。また、平成22年度で指定管理の期間が終了となり、新たに指定管理者を指定したことから、運営委託とは別に社会福祉協議会に委託していた障害者デイサービス事業を指定管理に含め、効率的な事業運営を行っている。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等				
						7. 個別評価						8. 総合評価				実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B		C			D
												事業内容は適切である						課題が少く事業の一部見直しが必要
課題が多く事業の大規模な見直しが必要				事業の休・廃止を含めた検討が必要														
						総合評価で認識した課題は												
127	障害者福祉交流センター委託事業	障害福祉課	H10	-	〔目的〕 知的障がいのある人たちが年齢や障がい程度にかかわらず、社会を構成する一員として、生きがいを持ちながら市民生活を送れるように支援し、人々との交流を通して実社会への適応力と福祉の増進を図ること併せ、ボランティアの活動の場、交流の拠点とする。 〔手段〕 社会適応訓練や創作活動などのサービス・各種相談事業を実施。福祉交流センター事業を社会福祉法人埼葛福祉会に委託	高	高	高	高	B	特別支援学校を卒業した知的障がい者は、就労の機会もなく、地域での自立が難しい面がある。この交流事業の実施により、在宅の知的障がい者に社会参加の機会を提供しているが、利用者ニーズに対応したサービスの提供が求められる。	検討・見直し	今後も知的障がい者の社会参加を促進する取り組みとして、事業の充実を図るため、利用者のニーズを的確に把握しながら、効率的な運営と利用者のサービス向上に努めていく。			があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称		
128	移動入浴サービス事業	障害福祉課	H12	-	〔目的〕 利用者の自宅において入浴が困難な身体障がい者に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図る。 〔手段〕 適切な事業運営が確保できると認められる事業者と協定を結び、事業の一部を委託することにより入浴サービスを提供する。	高	高	高	高	B	利用者の希望に合った入浴サービス事業者を選択できるよう周知するとともに、新規事業者の参入を図り利用者の選択肢を広げる必要がある。	検討・見直し	平成21年度から事業所登録制に変更したため、周知をしてきたがまだ不十分なため周知の徹底を図る。 利用者の希望に合ったサービスが提供できる業者確保のため、新規業者の確保に努める。	19	B	利用者が委託先を選択できる制度の導入の検討を求める。 委託先を拡大するとともに、公平性の確保が望まれる。 また、利用者負担の軽減につながるならば、料金表の見直しをすることも必要であろう。	入浴サービス事業所を登録制とし、利用者の希望に合った事業者を選択できるよう改善した。また、低所得世帯の費用負担軽減を図るため、住民税非課税世帯の負担額を0円とした。	
129	心身障害者地域デイケア事業費補助事業	障害福祉課	S63	H23	〔目的〕 在宅の心身障がい者に必要な自立訓練、授産活動の場を提供し、心身障がい者の社会参加の助長を図るため、心身障害者地域デイケア事業を行う事業者に対して補助し、障がい福祉の推進を図るとともに日中活動の場のない在宅障がい者の利用を促進する。 〔手段〕 心身障害者地域デイケア事業を行う事業者に対し、利用者の障がい程度、利用状況に応じて補助する。	高	高	低	低	B	心身障害者地域デイケア施設は、一般就労の難しい障がい者の日中活動の場として重要な位置を占めているが、運営基盤の弱い団体が多いため、施設の運営の安定化を図るために新体系サービスへの移行を促していく。	終了(平成23年度)	引き続き心身障害者地域デイケア施設への補助金の交付を行うとともに、施設の運営の安定化を図るため、新体系サービスへの移行を促す。	21	B	平成23年度末までに地域活動支援センターや生活介護事業所への移行が進められている事業である。移行に伴っては、生活介護事業所等の職員設置基準をクリアするなど課題が多いが、平成23年度末までの移行完了(事業廃止)に向け、引き続き努力いただきたい。 【心身障害者地域デイケア事業費補助金】(内部評価:減額(縮小)) (外部評価:減額(縮小))・終期設定) 地域活動支援センターや生活介護事業所への移行に伴い、平成23年度をもって本事業費の補助金は廃止される予定	これまでに市内の心身障害者デイケア施設11施設のうち10施設が新体系サービスへの移行が完了している。残りの1施設についても、ヒアリングを行うとともに必要な情報提供をし、新体系サービスへの移行ができるよう努めている。 なお、市外の施設の新体系への移行については県や設置市の動向を見ながら、対応していく。	
130	成年後見制度利用援助事業	障害福祉課	H16	-	〔目的〕 判断能力が不十分な方で、身寄りがいない方に対し、市長が審判の請求を行い、成年後見人等の選任を容易にして、障がい者等の福祉の増進を図る。 〔手段〕 成年後見人制度申し立て費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行う。	高	高	高	高	B	成年後見制度の利用を必要とする障がい者は多いと思われるが、利用相談は少なく、制度の周知が不十分な面がある。	検討・見直し	判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者で、親族等がいけない等で家庭裁判所に申立てることが困難な場合に、市長申立てにより制度が利用できるよう支援していくとともに、後見人に対する報酬等の支払いが困難な場合、報酬の一部を助成する。 今後、成年後見制度を利用が増加していくことが予想されるため、助成のあり方や費用負担について検討していく。					

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						8. 総合評価			総合評価 実施年度	【 】は、補助金等名称		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B					
												事業内容は適切である					課題が少く事業の大幅な見直しが必要	
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は																
131	地域活動支援センター事業費補助事業	障害福祉課	H19	-	<p>〔目的〕 障がい者が地域社会の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域活動支援センターで障がい者等の地域生活支援の促進を図る。</p> <p>〔手段〕 障がい者の生産活動や創作的活動などの基礎的業務や就労に関する事業などの機能強化事業を行う団体に対して補助金を交付し支援していく。</p>	低	低	低	低	B	事業を拡大するために、広報活動について検討する。	検討・見直し	広報活動を充実させ利用者の増加を図る。	22	B	<p>障害者自立支援法の枠組みにより、障がい者が地域社会の中で自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターで障がい者等の地域生活支援の促進を図るために、地域活動支援センターを運営する団体に対して、「越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する事業である。</p> <p>利用者が増加傾向にある中で、障がい者の目線に立ったサービスを提供するためにも、ニーズを把握するための方策の実施に努められた。なお、型事業における相談業務においては、将来的な就労支援を意識した事業推進が必要である。</p> <p>また、当該補助金の制度がホームページに掲載されておらず、市民への説明責任の点において不完全である。一般市民には直接関係の薄い補助金ではあるかもしれないが、透明性のある補助金執行の観点からも、積極的な情報公開に取り組みたい。</p> <p>【地域活動支援センター事業等補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付先との日常からの情報交換や、補助事業に対する現地調査を職員が実施しているなど、監査体制は一定程度確保されている。</p> <p>障がい者の自立した日常生活等のための事業として、補助事業の継続は必要であるが、限られた予算の中で、最小限の投資により最大の効果が生じる補助金執行が望まれる。今後は、活動実態に係る調査を定期的に行い、補助金の趣旨・目的に沿った適正な執行に、より一層努められたい。</p>	定期的な事業所を訪れて活動実態、補助金の利用状況の調査を行い、利用者の利用目的や利用中止理由を調査、分析して障がい者のニーズを把握し、ニーズにあったサービスに繋がるよう努めていく。型については就労状況を確認するとともに、就労支援体制について助言等を行い、就労後の援助を含め障がい者の就労を推進するよう努める。	
132	障害者短期入所事業(旧障害者ショートステイ支援事業)	障害福祉課	H15	-	<p>〔目的〕 障がい者を介護している者が本人を介護できない場合に、障がい者支援施設等を利用することにより、介護者の介護負担の軽減を図る。また、やむを得ない事由により障がい者が障害者自立支援法に基づき短期入所サービスの理由が困難であり、かつ、障がい者支援施設等に一時的に保護する必要がある場合に障がい者を保護し、障がい者本人の安全を確保、介護を行う。</p> <p>〔手段〕 市町村審査会に諮り障害程度区分を認定する。 区分1以上の場合に短期入所サービスを決定できる。</p>	高	高	高	高	B	障がい者や介護を行う家族等の状況により、やむを得ず短期入所を利用する場合があるため、他制度利用や短期入所サービスの利用形態を検討する必要がある。	検討・見直し	利用希望者及びその家族から心身や生活の状況について十分な聞き取りを行う。 家族の負担軽減のため、他事業を含めて情報提供の強化を行う。	21	B	<p>在宅で介護されている家庭の実情を考えると、不可欠な事業である。</p> <p>しかしながら、ショートステイという本来の事業趣旨ではなく、正規施設の入所待ちの方の受皿となっているという実情もあり、高齢化に伴う介護対象者の増加、核家族化に伴う事態を映し出してしまっている面もある。短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、今後も引き続き事業の趣旨を理解いただくよう努め、さらなる事業の適正化に努めていただきたい。</p>	介護給付費支給決定調査に当たっては、改めて制度の趣旨説明を行うと共に、サービス更新者に対しては過去の利用実績を含めた検討を行い、適正な支給量が決定できるよう努めている。	
133	障がい者デイサービス事業	障害福祉課	H15	-	<p>〔目的〕 障がいのある方に教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、障がい者の自立と福祉の増進を図る。</p> <p>〔手段〕 社会適応訓練やレクリエーション事業、また、本人及び家族の支援を行っていく場などを運営する団体への助成等を実施する。</p>	高	高	高	高	B	利用者のニーズに対応した事業展開が必要である。	検討・見直し	こばと館で実施している障がい者デイサービス事業は、平成23年度より、こばと館の運営管理に係る指定管理に含めて実施することとなるため、障害福祉センター管理運営委託事業で実施することとなる。					
134	グループホーム支援事業	障害福祉課	H10	-	<p>〔目的〕 地域での生活を望む身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、日常生活における援助を行い、自立した生活の助長を図る。</p> <p>〔手段〕 利用に応じ、ケアホーム、グループホームには介護給付費、訓練等給付費を支給し、生活ホームには補助金を交付する。</p>	高	高	高	高	B	障害者自立支援法の施行に伴い、入所施設から地域生活への移行が進められており、地域生活の場としてグループホーム、ケアホームの果たす役割は大きい。食費等の実費負担が大きいことやグループホーム等が不足していることから希望があっても利用に繋がらないことが多い。また、これまで生活ホームの利用に限られていた身体障がい者も平成21年10月からグループホーム等を利用できることになったことから、利用の拡大が望まれるとともに、生活ホームの新体系サービスの移行を促していく。	検討・見直し	引き続きグループホーム等のサービスを継続するとともに、生活ホームについては、新体系サービスへの移行を促す。 平成22年度現在において、市内の設置施設数は9施設(生活ホーム2施設)であるが、地域での生活することを望む方が、地域で生活できるように施設を運営できる法人等に働きかけ、市内設置施設の拡充に努め、地域生活の場の確保に努める。	17	B	<p>グループホーム支援事業 障害者福祉は、施設サービスから在宅サービスへ、より少ない費用で利用者ニーズに対応しようとしているが、市内の施設利用者(170人)やグループホーム(1ヶ所)の整備状況を勘案すると、国や県の動向を見ながら、慎重に拡充を進めていく必要がある。</p> <p>生活ホーム助成事業 自立支援に向けたヘルパー派遣事業と合わせて、生活ホーム利用者が自立するために必要な周辺支援施策との連携を強化する必要がある。 最も福祉の現場に近い事業を担当されている基礎自治体としての意見を、県や国に向けて発信されることを望む。</p>	グループホーム支援事業 障害者の地域生活の場として、グループホーム・ケアホームの果たす役割は大きく、市内施設の拡充、確保に努める必要があるが、国や県の動向を見ながら慎重に対応する。 生活ホーム事業 生活ホームは、グループホーム、ケアホームと同様に障がい者の地域生活の場として果たす役割は大きく、その運営の安定を図るため、新体系サービスへの移行について、県の動向を見ながら必要な情報提供に努めている。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C			D	実施年度		総合評価
										事業内容は適切である								
										課題が少く事業の一部見直しが必要								
事業の体・廃止を含めた検討が必要				総合評価で認識した課題は				【 】は、補助金等名称										
135	障がい者施設サービス事業	障害福祉課	S35	-	〔目的〕 障がい者の生活を豊かにするため、入所施設や通所施設による介護や自立訓練などのサービスを提供する。 〔手段〕 障がい者施設、事業所に介護給付費等を支給する。	高	低	高	高	B	入所施設の利用に大きな変化はないが、地域生活の充実を図る上で、通所施設は日中活動の場や就労に向けての訓練の場として重要な位置を占めており、利用者のニーズや状況に応じた支援をしていく必要がある。	検討・見直し	障害者自立支援法の施行により、旧法施設は平成23年度末までに新体系サービス事業所に移行することとなっているため、施設の新体系サービス事業所への移行に伴い、利用者が引き続きサービスを利用することができるよう障害程度区分の認定など施設の新体系移行の支援と併せて行っていく。	23	B	平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が生活する入所施設や、日中活動を行う通所施設など、障害福祉サービスを提供する事業所へ給付費・補助金等を支給する事業である。また、障害者自立支援法施行以前から運営されている、「旧体系」の施設への給付費・補助金等の支給も行っている。 障がい者が生活する環境を守るうえで、事業の必要性は認められる。 多額の事業費がかけられ、新体系及び旧体系の障がい福祉施設へ障がい者のサービス利用状況に基づき給付費等が支払われているが、一部を除き施設への指導監査は障害者自立支援法の定めにより、埼玉県が行っている。また、2年に1回は県が市へ指導監査に入り、この際に市は県から助言をもらい、意見交換をしている。一方、市ではケースワーカーが業務の中で頻繁にサービス利用者や施設関係者と面談し、課題解決のために利用者と施設の橋渡し役となったり、問題を把握した際には指導台帳へ記録し、課内で情報を共有している。 県が施設に対して行う監査報告は、施設に問題があった場合のみ市に伝えられるとこのことが、市として現場で把握した障害福祉サービス向上のための情報は県と共有するなど、積極的に連携を進められた。 また、成果指標に活動指標と同じ「利用人数」が設定されており、利用人数は増加傾向にあるが、これだけでは事業の目的である「障がい者の生活を豊かにする」ことの達成度は測れない。ケースワーカーに寄せられた障がい者及び施設からの声を汲み取りつつ、成果指標について、例えば「サービス利用者の満足度」を設定するなど、事業目的を反映するものに整え、障がい者のニーズに応えたサービスが提供できているのか確認できる体制づくりを進められた。 〔新体系施設等移行促進補助金〕(内部評価:終期設定)〔外部評価:終期設定) 障害者自立支援法に基づき、旧体系の施設が新体系へ移行する際に交付される補助金である。旧体系施設が新体系施設へ移行する際に施設運営に支障がないように支給している。平成23年度までに該当する施設の移行の完了が見込まれており、一定の効果があったとと思われる。補助金交付要領に定められたとおり、障がい者の支援体制の確保が果たされているが、補助金交付先の事業活動を確認しながら終期(平成23年度末)まで適正な執行に努められたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
136	障害者ガイドヘルパー派遣委託事業	障害福祉課	S56	-	〔目的〕 介護者がいない在宅の視覚障がい者等に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより公的機関での手続きや、突発的な通院等の外出を容易にする。 〔手段〕 社会福祉協議会へ業務委託を行い、利用者へガイドヘルパーの派遣を行う。	高	高	高	高	B	派遣範囲を明確化し、越谷市障害者等移動支援事業に対する本事業の位置づけ、利用条件の整理が必要	検討・見直し	越谷市ガイドヘルパー派遣事業及び越谷市障害者等移動支援事業の派遣内容を明確化し、利用者への周知を進める。 越谷市障害者等移動支援事業に対する本事業の位置づけを整理するとともに、ガイドヘルパーの確保に努める。	19	B	障害者ガイドヘルパーの派遣範囲の拡大ニーズに対しては、代替手段の利用を検討し、公益性の高いものに限定することを維持すべきである。 ヘルパー確保の工夫が望まれる。 また、外出支援事業をさまざまに組み合わせることで、利用者の利便性を高めていくことに取り組んでいただきたい。	障がい者の移動を支援する同行援護(H23.10.1施行)重度の視覚障がい者対象)、越谷市障害者移動支援事業との使い分けを利用者に周知している。本事業は、同行援護、移動支援事業で対応できなかったもので、必要不可欠な外出のための援助とし差別化を図っている。	
137	障害者介護券給付事業	障害福祉課	H3	-	〔目的〕 独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がい者、重度の知的障がい者の生活圏の拡大を図り、社会参加を促進する。 〔手段〕 生活圏拡大のため外出援助等の介護人を派遣する。	高	高	高	高	B	本事業の趣旨と対象となる介護人派遣の範囲を利用者へ周知し、適正かつ有効な運用を進めていく必要がある。	検討・見直し	介護の内容について周知徹底し、適正かつ有効な運用を図る。本事業の拡充を行い、重度障がい者の更なる社会参加を図る。	17	B	この事業は、市の単独事業として実施しているが、平成17年度より県の補助事業となるなど、住民のニーズに柔軟に対応しているものといえる。国や県の動向を見ながら、利用者の偏在、利用実態を踏まえた上で、事業を遂行していくことが必要である。また、支援費制度と似たような事業があり、利用者の重複利用を運用上制限しているが、この事業を支援費制度へ統合することの可否も検討する必要がある。	重度障がい者の外出を援助し社会参加を図るために事業を継続している。また、コメントにある支援費制度は平成18年度中に廃止されている。	
138	ホームヘルプサービス事業	障害福祉課	H12	-	〔目的〕 在宅生活を営むうえで、家事援助、身体介護及び外出時の支援を要する方にヘルパーを派遣し、自立生活の向上と日常生活の円滑化を図る。 〔手段〕 あらかじめ本市からの支給決定を受け、直接、利用者がサービス提供事業者と利用契約を結び、ヘルパーの派遣を受ける。 また、やむを得ない理由(対象者要件を満たさない等)から本市の支給決定を受けられない者に対して、本市の更生援護措置としてヘルパーを派遣する(社会福祉協議会へ業務委託)。	高	高	高	高	B	多岐にわたる要望に合わせ、障がい者福祉の施策以外にも、介護保険や児童福祉等についても視野に入れ、より柔軟で広域な対応が必要とされる。そのため、障害者生活支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携を強化し、情報の共有化に努め、幅広いサービスの提供を行う。	検討・見直し	平成24年度に向け、関係機関との連携強化を図り、利用者からの要望に幅広く対応できるよう努める。 サービスの適正な利用を確保するため、本市のサービス支給基準について点検・調査を行う。取組としては、サービス提供実績からの事例検討や実際に利用されているサービスの現状(種類や支給量等)の把握を行う。					

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
139	障害児(者)生活サポート事業費補助事業	障害福祉課	H11	-	〔目的〕 在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するとともに介護者の負担軽減を図る。 〔手段〕 一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に、利用登録者の状況により補助金を交付する。	高	高	高	高	B	県の事業費に対する補助は人口30万人以上の自治体の場合、500万円までという上限があり、超過分は市の単独負担となっている。また、平成22年度現在、市内登録事業所は1箇所であり、利用登録者の利用希望に対応できるよう事業所の確保に努める必要がある。	検討・見直し	利用登録者の利用希望に対応できるよう事業所の確保に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、他制度の活用を検討していく。				
140	コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣含む)	障害福祉課	H14	-	〔目的〕 手話通訳者や要約筆記者を聴覚障がい者等の依頼に応じて派遣することにより、聴覚障がい者の社会参加促進とコミュニケーションの円滑化を図る。 〔手段〕 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に手話通訳者・要約筆記者派遣及び育成等に係る業務を委託する。	高	高	高	高	B	登録手話通訳者・登録要約筆記者の確保と技術向上及び事業の周知が必要である。	検討・見直し	講習会等を開催し登録手話通訳者・登録要約筆記者の確保と技術向上を図る。 通訳者の養成を継続して行うとともに、新規利用者開拓のための機関等に対する広報の充実を図る。	18	B	聴覚障害者の社会参加促進のため意義のある事業と考えられるが、登録通訳者の育成・増員に一層努められるよう期待する。なお、社会福祉協議会への委託事務であるが、利用者の声を記録し、ニーズを反映できるよう十分な連絡調整をお願いしたい。	利用者の利便性を高めるため、手話通訳者・要約筆記者派遣事務所を設置。平成21年10月からは越谷市独自で要約筆記者の派遣体制を整備し、利用者のニーズに応えられるようにした。通訳者の養成確保に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら養成講座を実施している。
141	障害者相談支援事業	障害福祉課	H14	-	〔目的〕 在宅の障がい者に対する在宅福祉サービスの利用援助や社会資源の活用を高め、障がい者の生活を支援する。 〔手段〕 障害福祉サービス等の利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介、他機関との連絡調整を実施。社会福祉法人つぐみ共生会に委託して平成14年10月から実施	高	高	高	高	B	障害者自立支援法の中で、市町村が実施する地域生活支援事業として相談支援事業が位置づけられていることから、相談支援事業の重要性が高まっている。	検討・見直し	平成21年度に障害者地域自立支援協議会を設置したことから、相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援事業を展開できるように事業の充実を図っている。				
142	障害者就労支援事業	障害福祉課	H17	-	〔目的〕 障がい者の就労促進や、地域社会での就労能力、さらには社会適応力を高め、障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図る。 〔手段〕 障がい者が就労するために、就労先の開拓、障がい者本人への業務内容に関する助言や技術的援助、一緒に働く人の障がい者に対する理解などの職場に定着するための支援を行う必要がある。障害者就労支援センターを設置し、障がい者の就労支援を実施する。 平成17年度より、NPO法人障がい者の職場参加をすすめる会に委託し事業を実施している。	高	高	高	高	B	障害者自立支援法の施行などにより、障がい者の就労支援の重要性が高まっている。障がい者の就労支援に関し、必要となる支援の在り方や実施方法について、精査していく必要がある。	検討・見直し	平成21年度から長期継続契約による委託を実施していることから、中長期的な計画に基づき継続的な取り組みを行うとともに、障がい者の就職や職場実習の受け入れ企業の増加に向けた取組を実施していく。				
143	福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業	障害福祉課	S56	-	〔目的〕 在宅の重度心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減と障がい福祉の増進を図る。 〔手段〕 市内在住の在宅の重度心身障がい者に、福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券を交付	高	高	高	高	B	利用者の利便性を考えると、自動車燃料費助成券を取り扱う事業所(ガソリンスタンド)をさらに増加させることが必要である。	検討・見直し	ともに、自動車燃料費取扱事業所を増加させるため、市内事業所を中心に今後とも協力依頼を続ける。また対象者に制度を周知するため、広報活動に力を入れる。	18	B	障害者の外出支援・交流の促進のための利用券・燃料券の給付は全体的に導入されていることもあり、利用率も高く(継続が望ましいが、利用者の声を収集して記録に残して頂きたい。なお、福祉タクシー利用券利用にあたってのタクシー会社への事務経費補助(手数料)は「福祉タクシー運営協議会」で協議されているとのことであるが、今後障害者の社会参加を社会全体で支援できるよう、市民はもとより、企業からも障害者を支援する取り組みが一層広がるよう期待したい。	利用者、事業所からの問い合わせ、要望等は記録し、引継ぎをしている。一番要望の多い自動車燃料費利用券取扱給油所の増加については、市内給油取扱業者に協力を依頼し、現在19ヶ所となっている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業									
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			総合評価で認識した課題は	実施年度		総合評価	11. 外部評価							
																				事業内容は適切である		課題が少くあり事業の一部見直しが必要		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要	
144	障害者自立支援医療給付事業(旧身体障害者更生医療事業)	障害福祉課	S26	-	(目的) 上肢・下肢・心臓・腎臓等に障がいがあり、手術・治療を行うことによって障がいの軽減、社会生活の円滑化に効果が見込まれる場合に、手術等にかかわる医療費を支給し、日常生活の容易化と経済的負担の軽減を図る。 (手段) 支給対象者に代わり、市が指定医療機関に直接医療費を支払うことにより医療費の支給を行う。	高	高	高	高	B	医療保険の負担限度額や高額医療費の還付制度など、医療費の負担軽減策は多岐に渡っているため、更生医療を真に必要なとしている者が検討する必要がある。また、利用者が自ら各制度を選択できるような周知する必要がある。	平成22年度から肝機能障害が障害認定され、自立支援医療の対象が拡大したため周知を行う必要がある。 利用者が他の制度との比較検討を行いやすくなるため、引き続き各制度の内容について周知を行う必要がある。	20	B	障害福祉事業として重要な事業である。 障害者に安心感を与えるよう、病院の医師等との情報交換を図り、市役所窓口でのきめ細かな相談対応が求められる。	制度の説明に併せて指定医療機関の情報提供を行っている。											
145	身体障害者補装具給付事業	障害福祉課	-	-	(目的) 身体障がい者の身体機能を補完、又は、代替するための補装具について、日常生活の能率の向上等を図ることを目的として、補装具の購入又は修理に係る費用について補装具費を支給する。 (手段) 補装具費の支給決定を受けた身体障がい者は、補装具業者に補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだうえで、補装具の購入又は修理を行う。	高	高	高	高	B	支給決定後に購入又は修理した補装具の適合状況等について確認する。	平成22年度から住民税非課税世帯の負担上限月額が0円に改正されたことも、補装具費支給申請件数の増加に関連していると思われる。申請時の聴き取り調査を綿密に行い適正な支給決定を行うとともに、適合状況の確認を行う。 事業の周知や情報提供の強化を行う。また、他法他施策(介護保険、労災保険等)を利用する場合との適正な調整を図っていく。	22	B	障害者自立支援法等に基づき、身体障がい者が身体機能を補完・代替するために補装具を購入・修理する場合において、その費用を支給する事業である。 法律に基づく事業であり、事業の必要性は認められるが、国・地方自治体ともに限られた財源の中で給付申請の増加に対応しなければならない現実では避けられないことから、支給決定後の現況確認の徹底などによる適正な給付と、事業実施手順の継続的な検証による効率化に努めることが必要である。 補装具費の支給事務は、厚生労働省から示されている補装具費支給事務取扱指針等をマニュアルとして実施しているが、支給した補装具の適合状況の確認方法について標準化が必要である。 補装具の適正な利用状況については、職員が日常から把握することに努めているが、今後も、障害者自立支援法、補装具費支給事務取扱指針等に基づき、適正給付と効率的な事務処理に努められたい。	補装具作成後の適合状況確認方法のマニュアル化を進め、ケースワーカー間で標準化を図った。											
146	重度心身障害者医療給付事業	障害福祉課	S50	-	(目的) 障がい者の健康を守り、本人や家族等の経済的負担の軽減し、重度心身障がい者の福祉の増進を図る。 (手段) 重心医療制度については、医療費の保険診療自己負担金を助成 精神通院制度については、精神障がい者の通院医療に要した費用について、保険診療の10%を上限として助成	高	高	高	高	B	平成20年度の評価で認識した重度心身障害者医療費の窓口払いを廃止し、償還払いから現物給付方式へ切り替えることへの要望が多く寄せられている。このことを踏まえ、市内の協力医療機関については現物給付方式へ切り替えにより対応した。市外の医療機関については償還払いが残っていることや、市内すべての医療機関ではないため、より多くの医療機関が現物給付方式で対応できるようにすることが課題となっている。	平成24年度も、現物給付方式を受給者、市内の内科、歯科、調剤の医療機関に定着させるとともに、支払い事務においては、効率的な支給ができるよう取り組んでいく。 現物給付方式の対象医療機関の拡充について調査していく。	20	B	障害福祉事業として重要な事業である。レプトデータの電子データでの提供を広域連合に求めるなど、内部事務の効率化と合わせて、市民の利便性向上の促進に努めていただきたい。	重度医療については、本人や家族の経済的負担軽減を図るために、今後もより多くの市内医療機関へ償還払いから現物給付へ切り替えていただく協力を引き続きお願いしていく。また効率的な支払い業務ができるよう、事務の改善など市民の利便性向上に努めていく。											
147	障害者手当給付事業	障害福祉課	S54	-	(目的) 重度心身障がい者(児)を対象に、障がいの程度、年齢、所得状況に応じて重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給することにより、介護等の負担の軽減、障がい者の生活向上、福祉の増進を図る。 (手段) 手当の給付	高	低	高	高	B	対象者の増加とともに事業費、事務量が増加している。効率的な運用について引き続き検討が必要	ともに事業の効率的な運営について検討していく。また対象者に制度の周知徹底を図る。	19	B	例えば、運用の事例を分析し、定例業務と特殊案件を区別してマニュアル化するなどの、事務の迅速化、効率化を進めていただきたい。 障害者福祉は広域事業であるので、市(独自)の事業については、近隣市とのバランスを考慮してサービスの維持に努めていただきたい。	運用については、システム管理により効率的に行っている。特別障害者手当、障害児福祉手当については、埼玉県主催の研修でマニュアルが配布されるほか、H22年度より担当独自でも通常案件、特殊案件に分けてマニュアルを作成している。重度心身障害者手当では、埼玉県補助金対象外の受給者も、市独自の事業として手当の給付対象とし、サービスの維持に努めている。											
148	日常生活用具給付事業	障害福祉課	-	-	(目的) 心身障がい者・者に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。 (手段) 申請に基づき、障がい状況・生活状況から必要性を市が判断し、業者への委託により本人に給付を行う。	高	高	高	高	B	介護保険等の給付制度との調整が必要である。また、事業の周知や給付用具の情報提供に努める必要がある。	日常生活用具給付事業の効果を高めるため、事業の周知や給付用具の検討を進める。また、平成22年度から用具の修理に対しての補助について更なる周知を行い、用具の有効利用を図る。 障がい状況、生活環境に応じた用具の給付を行い、適切な事業の実施に努める。	21	B	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付する事業であり、事業の重要性は認められる。対象者が公平に制度を活用できるよう、さらにPRをしていただきたい。 利用者の実態に則した対象品目の適正化を継続いただきたい。	身体障害者手帳交付時の援護案内や相談業務を通じ、制度の周知を進めている。また、要綱の改正を行い、給付要件の変更や用具の修理に対する補助を行うこととした。											

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称				
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			実施年度	総合評価		12. 外部評価を受けた対応等			
																			8. 総合評価		12. 外部評価を受けた対応等	
																			事業内容は適切である		があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業	
149	障壁改善事業	障害福祉課	H11	-	〔目的〕 障がい者が安心して地域で共に暮らせるまちづくりを推進する。 〔手段〕 公共施設・道路等の段差解消、点字ブロックの敷設、オストメイト対応設備設置、鉄道駅舎エレベーター整備支援を行う。	高	高	高	高	B	障がい者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、引き続き道路の段差解消や点字ブロックの敷設等を行う必要がある。	検討・見直し	障がい者や高齢者が外出しやすくなるよう、道路の段差解消や点字ブロックの敷設事業を行っていくとともに、必要な実施箇所を精査し、計画的に事業を実施していく。									
150	障害者施策推進協議会事業	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 〔手段〕 学識経験者や保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者、公募市民による協議会を設置し、障害者基本法に規定する障がい者計画や障害者自立支援法に規定する障がい福祉計画の進捗等について、意見を聴取する。	高	高	高	高	A	引き続き、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、事業運営を実施する。	現状維持	本協議会は、障害者基本法に定める「地方障害者施策推進協議会」であり、必須組織ではないが、本市の障がい者施策の推進にあたり、様々な立場、見地から意見を聴取る場として、継続して事業運営を実施する。また、平成23年度については、障害福祉計画の策定にあたり、本協議会から意見を伺う。									
151	審査会事業	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 障害者自立支援法第15条に基づき、介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、障害福祉サービス利用希望者に対し介護給付に係る障害程度区分の審査及び判定を行う。 〔手段〕 障がい者等の保健又は福祉に関する学識を有するもの(医師や精神保健福祉士等)で構成する審査会により、調査員による一時判定と医師意見書等を基にした二次判定を行い障害程度区分を認定する。	高	高	高	高	B	審査会の設置及び開催は障害者自立支援法等に規定されているため、市の意思で廃止等ができるものではない、しかしながら審査会の運営に当たっては、障害程度区分認定に至る一連の業務について、効率化を図るとともに正確性を向上させる。	検討・見直し	審査の効率化及び正確性向上のため、新たに審査会委員、調査員になった者については、それぞれの専門研修を受講するなど障害程度区分認定に適切な対応ができるよう努める。また、継続して審査会業務に当たるものについては、より一層の業務の効率化、正確性の向上に努める。									
152	重症心身障害児施設運営補助事業	障害福祉課	H9	-	〔目的〕 重度の知的障がいと肢体不自由が重複している児童(者)の個々の症状に応じた必要な治療を実施するとともに、日常生活の援助、育成指導をする。 〔手段〕 中川の郷療育センターの運営に対し助成することにより、重症心身障がい児(者)の療育を支援する。「中川の郷療育センター」の運営・建設費の借入れ返済に対し助成。 5市1町(越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町)が共同して設置し、広域的に運営している。	高	高	高	高	B	重症心身障がい児施設として、医療ケアを含めた必要性は大きい。障害者自立支援法に伴う、新体系サービス移行について、検討していく必要がある。	検討・見直し	引き続き重症心身障がい児の施設サービスを継続していく。また、障害者自立支援法の新体系サービスへの移行を検討していく。									
153	老人日常生活用具給付事業	高齢介護課	S63	-	〔目的〕 心身機能が低下している一人暮らし等の高齢者が日常生活を安心して送れる環境をつくる。 〔手段〕 支援が必要な方に対して、火災警報器・電磁調理器等を器置する。	高	高	高	高	B	高齢者の増加が見込まれる中、加齢に伴う認知病状のある方の在宅生活を支援するため、事業のさらなる周知が必要である。	検討・見直し	地域包括支援センターを通じ、事業のさらなる周知を図っていく。	19	D	ひとり暮らし高齢者等に火災報知器、自動消火器、電磁調理器の設置を補助する事業である。昭和63年からの事業であり、介護保険の制度化により、一定の目的は達せられたものと思われる。申請件数も、平成18年は2件と少ない。事業費2万円に対し、事業遂行のための人件費が90万円となっており、投入した作業工数に見合う事業となっていない。低所得者向けの適用は必要性の検討を要するものの、当制度の廃止、または代替手段(消防法及び住宅政策での対応)への切り替えも含めた検討が必要	他団体の状況を調査した結果を踏まえ、平成22年度から給付要綱を見直し、市民税非課税世帯を対象とするなどの改善を図っているが、今後も継続して他団体の状況等も確認しながら、事業のあり方等について検討する。					

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価						9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称	
						7. 個別評価			8. 総合評価					実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A 事業内容は適切である							
										B 課題が少くあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大規模な見直しが必要						D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
154	老人ホーム措置事業	高齢介護課	S44	-	〔目的〕 環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を支援する。 〔手段〕 心身の状態、環境状況等を総合的に勘案の上、養護老人ホーム等に入所措置する。	高	高	高	高	B	入所者の高齢化に伴い、入所生活において自立が困難な状態になる方に対する介護サービス等が必要になってきている。	検討・見直し	単身世帯及び高齢者のみの世帯が急増している中、入所措置対象となる高齢者が増加する傾向にある。この状況を踏まえ、より適切な対応を検討していく。				
155	介護支援事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 介護保険料第1～第3段階に該当する市民税非課税世帯について、居宅介護サービス(介護予防・地域密着型サービスを含む。)の利用者負担額を軽減する。 〔手段〕 対象者からの申請に基づき、内容を審査の上、認定証を交付し、利用者負担額(1割負担)を10分の3もしくは10分の5に減額する。	高	高	高	高	A	当初は、国の軽減制度として始まり、現在では、市独自の低所得者に対する負担軽減策として行っているもので、世相として要望も強い。今後、要介護・要支援認定者の自然増に伴い、事業の重要性が増すものと考えている。	現状維持	低所得の高齢者の負担軽減策として利用者が増加していることから、引き続き適切に事業を進める。	21	B	介護保険に関する事業であり、要介護・要支援認定の低所得の世帯が居宅介護サービスを受けの際に、利用者負担を軽減するための事業である。事業の重要性は認められる。事業の成果が減額者の認定率(利用者負担減額認定者÷要介護要支援認定者数)となっているが、これは事業の成果を測る指標とは言えないのではないか。事業目的に照らし、検討された。また、要介護・要支援認定時に低所得者かどうかの判定を行うなど、現時点でも業務効率を図られているが、今後もさらに効率化を進めていきたい。	経済的な理由から介護サービスを抑制することのないよう、今後も該当者を正確に把握し、併せて業務の効率化に努めていく。
156	保険事務管理事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 介護保険制度における保険者としての事務を円滑に遂行するとともに、市民に対して介護保険制度の周知を図る。 〔手段〕 介護保険保険者に係る固有事務の執行 介護サービス事業者連絡協議会と共催で介護フェスタを開催し、介護保険制度の周知を図る。	高	高	高	高	B	国の基本方針に基づき介護保険制度の適正運営が図られているが、引き続き、市民に対して同制度の周知を図っていく。なお、その一環として実施してきた介護フェスタについては、その在り方について検討する必要がある。	検討・見直し	平成24年度から始まる第5期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組む。 介護フェスタの在り方について検討を進める。 第5期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に事業を推進する。	17	C	介護保険導入から5年経過し、市内の要介護保険者数は2,600人から4,200人へ増加している。介護保険の主旨普及は一定の成果をあげており、介護保険フェスタのあり方を見直す必要がある。また、介護相談員による事業所派遣は、年8カ所程度の施設中心であるが、受入拒否事業所もあり、通所施設は未実施である。今後の方向としては、当該事業の見直しを行い、事業者のサービス評価(第三者評価)の活用や情報公開制度の推進などにより、より効果的な方法を検討する必要がある。	介護フェスタについては、制度の趣旨普及が図られていることを踏まえ、従来の実施内容とは違った開催内容を検討する。
157	電算処理事業(介護保険システム電算委託)	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 介護を必要とする被保険者の申請に基づいて行う認定事務や、受給者管理及び給付実績管理を電算化し、制度の円滑な運用を図るとともに、介護相談や情報提供に活用する。 〔手段〕 認定申請にかかる要介護認定事務や介護給付管理等の電算管理を委託する。	高	高	高	高	A	現在、特に課題は生じていないが、毎月、情報統計課と定例会を行い、システムの操作性・利便性の向上・費用対効果などについて協議を行っている。	現状維持	引き続き適正かつ効率的に事業を進める。 制度改正に即応可能な電算システムの改修について検討していく。				
158	電算処理事業(介護保険料電算委託)	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 65歳以上の第一号被保険者の介護保険料賦課徴収に係る事務を電算化し、事務の効率化と適正な資格管理を行う。 〔手段〕 65歳以上の第一号被保険者の賦課徴収事務の電算管理を委託する。	高	高	高	高	B	第5期事業計画の策定にあわせ、現行システムの見直しを円滑に進める必要がある。	検討・見直し	引き続き介護保険料の資格管理・賦課徴収事務について電算管理するとともに、次期事業計画の推進に必要なシステムの見直しを行う。 3年に一度の介護保険料見直し時期のほか、時代の変化に対応した改善を随時行う。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称				
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			実施年度	総合評価		12. 外部評価を受けた対応等			
																			8. 総合評価		11. 外部評価	
																			事業内容は適切である		【 】は、補助金等名称	
159	介護認定審査会事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、調査員による認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において要介護状態区分等の審査判定を行う。 〔手段〕 申請に基づき、作成された資料を介護認定審査会(月曜から金曜日の毎日開催)に諮り、審査委員の合議により、要介護度を判定する。 1 委員定数 60人 2 合議体数 10合議体	高	高	高	高	A	法に基づき審査会の適正運営に努める。	現状維持	引き続き適正に事業を進める。なお、審査会の運営等について課題等が生じた場合は、適切な対応を図っていく。									
160	認定調査事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、市の調査員または委託による訪問調査を行い、一次判定及び介護認定審査会での判定資料となる調査票を作成する。 〔手段〕 市の調査員によるほか、指定居宅介護支援事業者や介護保健施設等に委託し、認定調査を実施する。	高	高	高	高	A	引き続き法の趣旨に基づき、迅速な対応と適正・公平な事業の推進に努める。	現状維持	引き続き適正な事業を進める。なお、同調査について課題等が生じた場合は、適切な対応を図っていく。									
161	趣旨普及事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 様々な広報媒体や出前講座を活用し、介護保険制度を市民に正しく理解していただく。 〔手段〕 介護保険制度の解説パンフレットを作成し、説明会の開催等により制度の趣旨普及を図る。 市民ガイドブック、市の広報紙、市のホームページ等により制度の内容や事業を周知する。	高	高	高	高	B	これまでの取組みにより一定の効果あげているが、介護保険制度に対する理解を深めるため、制度のさらなる周知を図る方法について検討を要する。	検討・見直し	介護保険制度は高齢者はもとより、多くの市民に理解していただく必要があることから、印刷物をはじめとする様々な広報媒体や出前講座などにより制度の周知を行ってきた。今後は、出前講座の実施回数の増のほか、分かりやすい記事の掲載など制度の内容についてさらに理解を深める取組を行っていく。	20	B	介護保険制度の趣旨を市民にご理解いただくことを目的とした事業である。作成されているPR資料等は汎用的、全般的な内容であり、市民にとっては印象が薄く、記憶に残りにくい様に思われる。アンケート調査等により普及度や理解度を検証するなど、より分かり易く市民の理解が深まる内容とし、効果的な活動に取り組んでいただきたい。今後は、個別相談に注力し、きめ細かく具体的な事例に対応する方向に進まれることを望む。	パンフレットの作成については、制度改正が定期的に行われることを踏まえ、より分かり易い内容を盛り込むとともに、出前講座を活用して、市民に対して制度内容の周知に努める。					
162	運営協議会事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 市長の附属機関として設置した越谷市介護保険運営協議会において、介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項やその他介護保険の施策に関する重要事項について審議する。 〔手段〕 上記事項を審議するため、介護保険運営協議会を開催する。	高	高	高	高	A	審議会における活発で効果的な審議に資するため、引き続き委員との情報の共有と共通理解に努めていく必要がある。	現状維持	平成24年度は、第5期事業計画の重点課題について、審議する。 委員の共通理解が得られるよう、本市の運営状況や国・県からの情報を各委員に適宜提供していく。									
163	介護予防施策事業	高齢介護課	H18	-	〔目的〕 介護状態になるおそれの高い特定高齢者を支援することで、介護状態になる高齢者の増加を防ぐ。 〔手段〕 介護認定・要支援認定、申請者を除く65歳以上の高齢者に基本チェックリストを送付し、その回答を踏まえたスクリーニングにより抽出した特定高齢者候補者に介護予防検診を実施する。検診の結果、介護予防事業に参加が望ましい特定高齢者に対して、介護予防事業への参加を促進する。	高	高	高	高	B	実施根拠となっている地域支援事業実施要綱が毎年変更されるため、その対応に苦慮している。また、介護予防事業に参加したい方に重点的にサービスが行われているため、その他の方への対応を検討する必要がある。	検討・見直し	基本チェックリストは隔年実施することにしたため、平成24年度は介護予防事業の利用者数維持・増加などに取り組む。 健康で生きがいをもって暮らせるためには介護予防事業は、重要であるが、費用対効果のある事業展開を図るため、要支援者を早期に発見し、適切な支援を行う。									

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	担当課の評価						実施年度	総合評価		【 】は、補助金等名称
										A 事業内容は適切である									
										B 課題が少くあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は									
164	包括的支援事業(介護保険)	高齢介護課	H18	-	〔目的〕 高齢者が要介護状態等になることを予防し、「個々の高齢者の自立を支援するため」に必要な支援を行うことを目的とする。 〔手段〕 地域包括支援センターに委託し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行う。	高	高	高	高	B	高齢者の総合相談やケアマネジメントを実施しているが、困難事例が多く、効率性や有効性を単純に実施件数で明確にできない場合がある。	検討・見直し	高齢者人口の増加により、委託事業者の業務の効率化、人身体制整備等が必要である。 地域包括支援センターの拡充を図り、包括的支援事業が迅速に推進できるような取組を行う。						
165	介護給付等費用適正化事業(介護保険)	高齢介護課	H15	-	〔目的〕 介護(予防)給付について、不要又は不適正に給付されていないかを検証し、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護保険の適正な運営を推進する。 〔手段〕 国保連合会の給付データ縦覧点検システムを活用し、重複支給の有無等を精査する。	高	高	高	高	B	本事業は、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化、制度の周知などについて成果をあげているが、その成果を客観的かつ的確に示すことが課題である。	検討・見直し	引き続き介護給付費用の適正化に向けて取り組んでいく。 事業の成果について、指標等を活用するなど、市民にわかりやすく示す手法を検討していく。	21	B	本事業は、介護給付の適正化のため事業で、事業の重要性は認められる。 しかし、実際の事業の実施は、それぞれ個別の別事業で実施されている。当事業は、個別事業の上位に位置付けられるが、事業内容がわかりにくい、関連事業も含めた事業全体の中での本事業の位置付けと事業目的を明確にし、市民にわかりやすい説明をすべきである。	適正化事業については、今後、ホームページへの掲載を行い、市民や事業者に対し、適正化事業の目的や取り組み、想定される効果について周知を図る。		
166	介護保険会計繰出金事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 介護給付費に係る法定負担分と介護保険事務に係る費用を一般会計から繰り出し、介護保険財政の健全運営を図る。 〔手段〕 介護給付及び予防給付に要する費用の12.5パーセントに相当する額と、介護保険事務に要する職員給与・事務経費等を一般会計から繰り出す。	高	高	高	高	B	国の基本方針に基づき介護保険制度の健全運営が図られているが、その内容を市民にわかりやすく示す方法を検討する必要がある。	検討・見直し	越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の円滑かつ適正な推進と、進捗管理に努めるとともに、適正な額を一般会計から繰り出すことにより、介護保険会計の健全運営を継続する。また、その内容を市民にわかりやすく示す方法を検討していく。	22	B	介護保険法に基づき、介護給付費に係る法定負担分と介護保険事務の運営に必要な経費を一般会計から繰り出し、介護保険財政の健全運営を図る事業である。 法律に基づく事業であり、事業の必要性は認められるが、事務事業運行については、職員人件費や事務の効率化についての改善がどのように実施されたのか、市民にわかりやすく説明する必要がある。一般会計から特別会計に繰り出された税金が適正に執行され、介護保険会計が健全に運営されているか否かを監査し、その結果を市民に説明するために、あらためて考え方を整理されたい。 介護保険特別会計職員36人分の人件費を含め、介護給付費以外に4億円ほど繰出金から支出されており、事務の合理化や効率化についてどのように改善を図ったのか、事業に対して市民の理解を得られるよう一層努力されたい。事務事業評価表ではその人件費も事業費の中に含まれており、市民にわかりにくい。記載方法に工夫が必要と思われる。 なお、介護保険に必要な経費を一般会計から繰り出すだけの事業であるならば、事業が細分化されすぎ、市民にわかりにくい。当該事業を事務事業評価の対象とすることについて議論する必要があると思われる。	平成22年度においては、保険給付や地域支援事業などに係る一般会計の法定負担分のほか、介護保険事業の執行に要する職員人件費等について、適正に繰り出している。 今後も引き続き業務の効率化を図るとともに、その内容を市民にわかりやすく説明する方法について検討していく。		
167	介護サービス事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 要介護者が、介護を必要とする程度に応じて利用した在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要介護者が受けた介護サービスについて、利用者負担額(1割)を除いた額を、国民健康保険団体連合会を通して介護サービス提供者へ支払う。	高	高	高	高	A	介護保険制度に基づき実施している事業であり、制度の趣旨を踏まえ適正に実施している。	現状維持	引き続き要介護者が利用したサービスに対する適正な給付に努めていく。						
168	審査委託事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 要介護・要支援の認定を受けた被保険者が利用したサービスに対する介護給付費の請求内容が適正かを審査する。 〔手段〕 埼玉県国民健康保険団体連合会へ審査を委託する。	高	高	高	高	A	当該事業については、介護保険法に国民健康保険団体連合会による審査が規定されており、同連合会への業務委託により、事務の効率化、迅速化が図られている。	現状維持	引き続き、当該事業を国民健康保険団体連合会への委託により実施し、事務の効率性、効果的な執行に努める。						

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価		8. 総合評価				実施年度	総合評価					
						妥当性	効率性	有効性	貢献度						A	B		
															C	D		
169	介護予防サービス事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した在宅サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要支援者が受けた介護サービスについて、利用者負担額(1割)を除いた額を、国民健康保険団体連合会を通して介護サービス提供事業者へ支払う。	高	高	高	高	A	介護保険制度に基づき実施している事業であり、制度の趣旨を踏まえ適正に実施している。	現状維持	引き続き要支援者が利用している介護サービスに対する適正な給付に努めていく。					
170	介護保険料収納補助員配置事業	高齢介護課	H21	H23	〔目的〕 離職を余儀なくされた労働者その他の失業者の一時的な雇用機会を提供し、介護保険料の未納者対策を講じる。 〔手段〕 埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業の活用により臨時職員2名を採用し、介護保険料滞納者宅の戸別訪問により保険料納付を促すとともに、口座振替・納付相談の動員や介護保険制度の説明など、介護保険料の未納者対策を行う。	高	高	低	高	B	滞納者宅へ訪問し納付相談を行うが、低所得者で生活困窮者が多いことから介護保険料の支払いまでにはなかなか至らないのが現状である。しかし、訪問を繰り返すことによって介護保険料の理解が得られ納付につながるケースがあるため、未納者対策の一層の充実が必要であると考えている。	終了(平成23年度)	23年度で埼玉県緊急雇用創出基金事業の介護保険料収納補助員配置事業は終了するが、継続的に臨宅徴収事業を進める。 介護保険料の滞納者については、市民税非課税者が大半を占めており、生活困窮により支払いが困難という事情があることから、早い段階での対策を講じ、文書による催告書の発送をはじめ、電話催告、納付相談、臨宅徴収を実施する。	22	B	埼玉県緊急雇用創出基金事業の活用により臨時職員を採用し、介護保険料滞納者宅の戸別訪問による保険料納付促進等、介護保険料の未納者対策を行う事業である。 介護保険サービスの維持や受益者負担における公平性の観点からも、滞納されている保険料の納付を促進することは大変に重要であり、事業の必要性は認められる。したがって、活動指標・成果指標を適正に設定し、より効果のある事業推進に努められたい。成果指標については、「この事業によって未納者がどれくらい減少したか」など、事業の成果が市民にアピールできる指標が適当である。 また、「留守宅に催促の手紙を置いてきて、その後納付した件数」納付約束をして、実際に納付をした件数、など、活動の成果となる指標を設け、事業の有効性について検証されたい。その結果を踏まえたうえで、埼玉県緊急雇用創出基金事業終了後における介護保険料収納補助員配置事業の継続を検討されたい。		平成22年10月1日から平成23年3月31日までの6ヶ月間臨時職員2名を採用し、延べ2454件の戸別訪問を行い、留守1,362件、納付指導662件、納付約束182件、納付困難56件、納付拒否29件、居所不明16件、一部納付76件、完納71件であった。その後に入金があったものを含め平成23年5月31日現在で、現年度分9,356,210円、滞納繰越分5,352,730円、合計14,708,940円の収納結果が得られた。
171	介護保険給付費準備基金積立金事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 第1号被保険者の保険料を介護給付準備基金に積み立てることにより、介護保険財政の健全運営を図る。 〔手段〕 介護保険の給付に係る歳入と歳出の差額を基金に積み立てる。歳出が超過した場合には、不足額を基金から支出する。	高	高	高	高	A	国の方針に基づく制度であり、介護保険財政の健全運営を維持するため、適正に積み立てている。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。					
172	緊急雇用創出基金事業	高齢介護課	H21	H23	〔目的〕 離職を余儀なくされた労働者の雇用を一時的に確保し、また短期的雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う。 〔手段〕 埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、民間委託により事業を実施	低	高	高	高	B	緊急雇用創出事業の適正な推進を図るため、委託先の雇用状況を的確に把握する必要がある。	終了(平成23年度)	委託先の雇用状況を把握しながら、必要に応じて適宜指摘するなど当該事業の趣旨を踏まえた適正な事業の推進に努める。					
173	生きがい対策推進事業	高齢介護課	-	-	〔目的〕 高齢者が、いきいきと自分らしく、安心して健康で元気に暮らせるよう、社会参加や生きがい活動を支援する。 〔手段〕 敬老会の開催、いきいきセンター事業、シルバーカレッジの開催、いきいき農園貸出事業のほか、老人クラブ育成や敬老祝金の支給により、生きがい対策事業を実施	高	高	高	高	B	高齢化率が年々上昇し、利用者等も増加することが確実に見込まれるため、将来的には扶助費の縮小や、事業に係る受益者負担などの検討が必要になると考える。	検討・見直し	利用者の増加に適切に対応した事業の推進 時代の変化に対応可能な生きがい対策の推進に向けて、現在実施中の各種事業の見直しを行う。	18	B	<敬老会開催事業> 限られた財源を効果的に活用し、高齢者福祉を拡充することは重要である。但し、対象者の増加や意識の多様化の現状も踏まえ、今後も事業内容の見直しを行う必要がある。 <老人クラブ育成事業> 高齢者ニーズに対する適切な対応をしていくことで、増加する高齢者にとって魅力のある場になるような支援を期待したい。それにはアンケートなど満足度をほかり、イベントの刷新なども行っていけるような仕組みづくりを支援していただきたい。		敬老会開催事業 対象者の増加に伴い、式典及びアトラクションの時間・内容等を見直し、参加者の安全確保などのため、3部制から4部制に変更することとした。 老人クラブ育成事業 平成22年度から老人クラブの新たな事業として、病弱、寝たきりなどの高齢者を対象に、話し相手・見守りなどの友愛実践活動に取り組んでおり、高齢者のニーズに対応している。
174	老人福祉センター運営事業	高齢介護課	S59	-	〔目的〕 高齢者に関する各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する。 〔手段〕 けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘の管理運営業務について、利用者サービスの向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会へ委託している。	高	高	高	高	B	高齢者人口の増加に伴い、将来に向けて受益者負担の検討が必要になると考える。	検討・見直し	老人福祉センターのあり方について検討を進めていく中で、受益者負担についても検討する。	19	B	施設の利用状況(利用率、実利用時間等)を把握し有効活用を図ることが望まれる。 利用対象者を高齢者に限定するのではなく、施設の複合的な活用や開放を検討してはどうか。また、業者選定にあたっては、指定管理者制度の趣旨を活かして、公募することが必要である。 社会福祉協議会における、さらなる経営改革(効率化)が望まれる。		平成21年度からの新たな指定期間においては、公募により指定管理者を募集し、効率的な施設運営を行っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
175	老人福祉センター改修事業	高齢介護課	S59	-	〔目的〕 老人福祉センターは、高齢者の福祉施設であり、多くの高齢者が集うことから、安全確保に十分配慮する。 〔手段〕 老朽化に伴う施設整備の改修 予算措置 工事請負費にて対応	高	高	高	B	緊急性の高いものから順次工事を行っているが、施設の老朽化に伴い改修が必要な箇所が増加傾向にある。	検討・見直し	3館とも老朽化の状況を踏まえ、利用者の安全確保など緊急を要するものから改修・補修を実施する。 老朽化・地盤沈下等の状況を踏まえ、施設の長寿命化を図る計画的な取組を検討する。					
176	日常生活支援事業	高齢介護課	H6	-	〔目的〕 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしが続けられるよう、日常生活の支援を必要とする方に在宅福祉サービス事業を行う。 〔手段〕 日常生活支援を効率的に実施するため、業務委託等により実施	高	高	高	B	事業の利用者が増加傾向にあるが、今後も支援を必要とする方に対し、自立支援の観点から一層の周知を行い、利用促進を図ることが必要である。	検討・見直し	多くの市民の方々に周知していく必要があることから、印刷物や地域包括支援センターにより制度のPRを行う。 制度の周知を図るため、市発行の広報や特集号及び市ホームページ等を積極的に利用するとともに、出前講座の実施をより一層増やしていく。	23	C	高齢者が地域で、安心して自立した暮らしを続けられるよう日常生活を支援するために、在宅単身の高齢者(65歳以上)等で要介護状態など一定の条件を満たす者を主な対象として、寝具の乾燥・消毒、訪問理美容の出張料、住宅改造費の一部、民間住宅の取り壊しにより転居を求められた際の家賃の差額等を助成する事業である。業務委託等により実施されている。 当該事業の利用者は増加傾向にあることだが平成22年度の各事業の利用者実数は、寝具の乾燥・消毒は8人、訪問理美容は34人、住宅改造費は1人、家賃の助成は5人だけである。今後の課題として制度の周知を挙げているが、それだけで利用件数が増えるとは思われない。なぜなら、各事業において、ニーズの的確な把握がされておらず、利用件数が少ない理由の具体的検証と対策も特になされていないからである。 当該事業の対象となる高齢者等にはヘルパーやケアマネージャー等を通じて制度の周知をしていることだが、これらの制度を実際に必要とする事例がどれだけあるのか、改めて検証する必要がある。介護保険制度の開始など、当該事業の開始時と比較し、現在の対象者を取り巻く状況には変化がある。例えば、住宅改造費については介護保険制度や障害福祉制度でも同様のものがある。また、寝具の乾燥・消毒については事業に費やされる人的コストも含め総体的に勘案すれば、新品寝具購入の方がコストを抑えられることもあり得る。 各事業の存在意義を確かめながら、サービス内容を決定するまでの検討プロセスを明確にして、ニーズが低いものは廃止し、高いものは利用率向上のための具体的な対策を実施するなど、サービスの取捨選択を行われたい。その際は事業実施の為に費やされる直接経費のほか、職員・関係者の人的コストにも注意し、事業を運営する上で全般的にかかるコスト分析を行ったうえで市民や関係者に説明されたい。 活動指標については「延べ利用回数」、成果指標については介護保険の事業計画の中でも使用されている、「65歳以上単身住民の在宅生活率」、「要介護支援認定者の割合」などを加えることを提案したい。		平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
177	介護予防事業	高齢介護課	H12	-	〔目的〕 要介護高齢者やその家族を対象に短期入所サービスを提供することにより、家族等の負担を軽減する。なお、生活支援短期宿泊事業は対象の方がいる場合に、対応している。 〔手段〕 社会福祉法人への事業委託等により実施	高	高	高	B	事業の利用者が増加したが、今後も要介護高齢者に対する家族等介護者の負担を軽減するために、サービスの周知を図るとともに、生活管理の支援を推進する必要がある。	検討・見直し	地域包括支援センターを通して、さらなる制度の周知及びPRを行い、サービスの利用促進を図る。	20	B	ふれあいサービス事業を特定高齢者施策に移行する計画は、妥当な判断であると思う。 一方、短期宿泊事業については、利用者数が実人数で4名と少ないことを考えれば、他の事業で吸収する等の方策を検討し、事業の効率的推進を考慮いただきたい。		平成20年度で、自立支援通所サービスは、特定高齢者施策等に移行し、事業を終了した。介護予防事業は、生活支援短期宿泊事業のみの事業となっているが、要介護高齢者に対する家族等介護者の負担を軽減するため、特別介護老人ホーム等で生活援助を行うことにより、自立に向けた支援を推進していく。
178	家族介護支援事業(介護保険)	高齢介護課	H18	-	〔目的〕 居宅で介護する家族を支援し、身体的・精神的負担を軽減する。 〔手段〕 認知症サポーターの養成など、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。	高	高	高	B	認知症サポーターを養成し、認知症に関する啓発活動は効果をおけているので、見守り体制が十分に機能していくかが今後の課題である。	検討・見直し	認知症サポーターをさらに養成し、地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を図る。 認知症高齢者とその家族を、地域で支える社会を目指し、地域で認知症高齢者を見守る取組を推進する。	23	B	要介護高齢者を居宅で介護する家族を支援するために、厚生労働省の計画に基づき認知症サポーターを養成する講座や、家族介護教室の開催、認知症徘徊高齢者用の位置探索端末機の貸し出しを主に行う事業である。 認知症サポーターは越谷市の目標1万人に向け、毎年約1,000人誕生し、現在の総数は約4,000人となり、市民の認知症に対する理解は進んでいるといえる。一方、認知症高齢者を介護する家族同士の交流の場となる介護教室は開催が2回で参加者は11名、徘徊高齢者を発見しやすくする位置探索端末機の利用人数は5件にとどまっている。 介護教室と位置探索端末機については、利用者数が少ない理由の分析と、改めてニーズの把握が必要である。現在の成果指標に「要介護高齢者を介護する家族の満足度」を加えて、事業の必要性や有効性を確認されたい。 また、誕生した約4,000人の認知症サポーターの具体的な活動実績が乏しく、有効に活用されているとはいえない。介護教室や位置探索端末機の事業への活用をはじめ、高齢者福祉の各事業と横断的に連携し、越谷市高齢者保健福祉計画で提唱する「参加型福祉」の推進に向けた活用方法を検討・実行されたい。 今後は、個人情報保護の問題をクリアしながら効果的な運用に成功している事例や、NPOやボランティアを活用するなど多額のコストを要しない工夫をしている事例など、先進地の取り組みも参考にしながら、当該事業の発展的見直しを図っていただきたい。		平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
179	家族介護支援事業	高齢介護課	S61	-	〔目的〕 高齢者を介護している家族等を支援し、介護による家族の精神的・経済的負担を軽減する。 〔手段〕 一人暮らし高齢者の急病等に迅速に対応する緊急システムの設置や、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族への手当の支給	高	高	高	高	B	高齢化の進展に伴い、在宅高齢者やその家族への支援が一層必要となる。	検討・見直し	高齢者の急速な増加が予想される中、在宅高齢者等への支援の拡充を図るとともに、支援の在り方などについて検討していく。	19	C	緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者に通報用のペダントを貸与する事業であるが、廃止を含めて検討する。昭和61年から事業であり、平成18年は新規4件、機器確保契約台数200台のうち全設置台数98台にとどまっております。一定の事業目的を達成している。一方で、維持コストは年間530万円(54,000円/1台)である。代替手段(携帯電話、警備会社等)を検討する余地がある。また、契約業者への条件変更要請及び新しくコストパフォーマンスの良いシステム提案を行わせる等、大幅な見直しが必要である。 在宅介護者福祉手当は、寝たきり老人を介護する家族への現金給付であり、平成18年は361名を対象としている。福祉的な施策ではあるが、介護保険が導入され、政策がサービス給付へシフトしている中で、このような手当のあり方を見直す必要がある。	緊急通報システムについては、慢性疾患等で、常時注意を要する単身高齢者の救急救命を図ることを目的としており、執行については、効率化に努めている。平成21年度に機器貸借契約の見直し、平成22年度には保守点検の見直しを行い、事業費を抑制している。 在宅介護者福祉手当については、施設への入所によらず在宅で介護している家族を支援するために支給している。今後も介護保険の施設入所サービスを利用せず、在宅で介護する家族に対しては在宅介護者福祉手当の支給により、在宅介護を支援し、高齢者福祉の向上を図っていく。
180	手当給付事業	高齢介護課	H8	-	〔目的〕 日本国籍を有しない特別永住者で、公的年金を受給していないなど、一定の要件を満たす外国人高齢者の方への生活支援をする。 〔手段〕 月額5,000円を給付する。	高	高	高	高	B	外国人高齢者(日本国籍を有しない者で、大正15年4月1日以前に出生した満70歳以上の方に限る。)で、一定の要件を満たす方の福祉の増進のため、継続的に事業を行う必要があるが、事業の成果をより明確にしていなければならない。	検討・見直し	支給対象者の家計状況の把握など、事業の成果が明らかになるような指標を検討していく。	21	B	日本国籍を有しない1926年(大正15年)4月1日以前に生まれた方で、公的年金を受給できない外国人高齢者救済のための事業である。本事業の対象者は、現在4名であり、今後対象者の新規追加はない事業である。対象者の減少とともに、事業規模を縮小する事業である。 事業名が「手当給付事業」となっており、事業名からは、どのような手当を給付する事業なのか容易に推察できない。 また、成果指標が手当支給総額となっているが、これは、本事業の成果を測る指標であるとは言えない。現在の支給額で、事業目的である対象者の生活支援としての効果を評価するなどの検討をお願いする。	本事業は、公的年金を受給できない外国人高齢者救済事業であるため、引き続き事業を継続していくが、支給対象者の家計状況の把握など事業の成果が明らかになる指標を検討する。
181	成年後見制度利用支援事業	高齢介護課	H18	-	〔目的〕 身寄りのない判断能力の不十分な認知症高齢者等の福祉の向上を図るため。 〔手段〕 市長が法定後見の審判の開始を請求する場合の手続きを行う。 上記により法定後見を受ける者に対し助成金を交付する。	高	高	高	高	B	高齢化及び核家族化に伴い、成年後見制度や当該事業の利用の検討が必要な方は増加すると考えられる。必要な方に対し円滑に相談受理、利用検討を行えるよう周知が必要である。	検討・見直し	当該事業の利用を検討すべき市民に対し円滑に相談受理、利用検討を行えるよう、成年後見制度及び当該事業の周知を図る。上記の周知を図るため、また平成24年度に予定されている老人福祉法の一部改正に対応していくため、平成23年度に開設した成年後見センターこしがやをはじめ、当該事業以外の金銭管理、身上監護事業を実施する機関・団体との連携を推進し、多様な支援を行う。				
182	老人福祉センター整備事業	高齢介護課	H22	-	〔目的〕 高齢者の増加に伴い、老人福祉センターの利用者が増加することが予想されることなどから、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場などの便宜を総合的に提供する老人福祉センターを新たに整備するものである。 〔手段〕 市内4か所目の老人福祉センターを建設する。	高	高	高	高	A	新たな老人福祉センターが多くの方から利用されるよう、今後はその在り方について検討していく必要がある。	現状維持	平成24年度に用地造成を予定しているため、今年度中に用地の取得を行う。 新たな老人福祉センターの機能等について、関係者との協議を始める。 第4次総合振興計画に基づき取り組んでいく。				
183	保険給付事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 疾病、負傷、出産、死亡が発生した場合に給付を行う。 〔手段〕 被保険者に対して、医療サービス等の現物支給や現金支給を行う。医療費の保険者負担分(原則7割)を医療機関等を通じて給付する療養費の給付(現物給付)のほか、療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給を行う。	高	高	高	高	A	法に基づく保険給付を適正に行うとともに、法制度の改正への対応と併せて支給事務の効率化を進め、市民サービスの向上に努めている。また、レセプト点検、再審査請求、不当利得請求、第三者行為請求、医療費通知、頻回受信適正化指導等を実施して、医療費の適正化を図っている。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。	19	B	医療費の適正化(レセプト二重チェック)にさらに努めることを望む。 頻回受診などによる医療費のムダ使いを減らすための対策を進める必要がある。 国保連合会の事務の合理化を促進する必要がある。	平成23年9月より、レセプトの電子化がはじまり診療報酬の審査の質の向上及び国保連合会の事務の効率化が期待される。 頻回受診は毎年定期的に行い、その他医療費の無駄遣いを減らすための対策を行っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業						
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			事業内容は適切である	実施年度		総合評価	【 】は、補助金等名称				
																					事業内容が適切である			
																					課題が少くあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は			
184	共同事業拠出金事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	(目的) 都道府県内の市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図る。 (手段) 高額の医療費を支出した保険者に交付金を交付する共同事業に対して、拠出金を拠出する。 1 高額医療費共同事業医療費拠出金 2 保険財政共同安定化事業拠出金	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に運営している。	現状維持	継続して計画通り事業を進める。											
185	介護納付金事業(国民健康保険)	国民健康保険課	H12	-	(目的) 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方の介護保険の費用を納付する。 (手段) 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に運営している。	現状維持	継続して計画通り事業を進める。	20	B	制度に従い実施する事業であり、事務事業評価の視点からは課題は見つけない。あえて挙げるとすれば徴収率の向上策があるが、負担納付率を高める努力を重ね、市からの繰入金金の減少及び保険料アップをしなくても済む措置を期待する。	法で決められた事業であり、事業としての課題は無いと考えている。収納率に関しては、現年課税分は、平成22年度は平成21年度より向上している。更なる向上を目指している。							
186	特定健康診査事業(国民健康保険)	国民健康保険課	H20	-	(目的) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防する。 (手段) 40歳から74歳までの被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を行う。	高	低	低	高	B	法改正により特定健康診査等の実施が義務付けられたことに伴い、平成20年度から市民健康課と連携して実施している。受診率は毎年若干増えているが、さらに受診率を向上させることが今後の課題となっている。	検討・見直し	5年間で1期とし、平成20年度～平成24年度の実施計画を平成24年度に見直す。 実施計画に基づき事業を実施し、対象者に対し受診を促進する。	22	B	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活習慣病を予防するため、40歳から74歳までの被保険者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行う事業である。医療費の抑制は国・地方自治体問わず急務であり、事業の必要性は認められる。主要関連計画として「越谷市特定健康診査等実施計画」が策定されていることを踏まえ、当該計画を実現するための活動指標・成果指標の設定が必要であり、成果指標の「疾病の早期発見・予防」については「特定健診受診により疾病が発見された人/特定健診受診者数」等により数値化することを検討されたい。 また、越谷市独自の検査項目については、市民サービスの向上も重要ではあるが、統計データや対投資効果を勘案して選択・設定すべきであり、コストの削減に向けて事業内容の検証が必要である。 このほか、受診率向上のための広報活動について、近隣自治体や先進自治体の取組状況を参考に、費用対効果の高い方策により、更なる充実に取り組みたい。	成果指標については、来年度より「メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の率」を加える。 受診率向上に関しては、平成22年度にアンケートや市民まつりでの啓発を行った。平成23年度は未受診者に対する勧奨を行う予定である。毎年新規の取組を行っており、受診率は年々向上している。							
187	電算処理事務事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	(目的) 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付及び賦課徴収等に係る事務を電算化し、制度の円滑な運用を図る。 (手段) 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付及び賦課徴収等に係る電算管理を委託する。	高	高	高	高	A	業務を効果的に実施するために必要不可欠な電算処理である。	現状維持	今後とも法制度の改正に的確に対応し、効率的業務運営を推進するために、電算処理の活用を図っていく。											
188	連合会負担金事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	(目的) 国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の目的を達成するために設立された埼玉県国民健康保険団体連合会に負担金を納付する。 (手段) 国民健康保険団体連合会に対して、その運営経費を負担するものとして、平等割と被保険者割の合算額を納付する。	高	高	高	高	A	法に則って設立した国民健康保険団体連合会において国民健康保険諸業務に対応することは、現状において最も効果的・効率的である。また、国民健康保険については都道府県単位の広域化が検討されており、今後に向けて、連合会を通じた被保険者の連携を強化推進することが適切である(平成22年度は連合会システムの変更があったため決算額が増額となっているがすべて国の補助金で賄われた。)	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。											

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である					
												B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要				
189	運営協議会事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	(目的) 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 (手段) 国民健康保険法に基づき、被保険者代表、保険医、保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等代表の4者21名で構成する国民健康保険運営協議会を設置	高	高	高	高	A	法に基づき設置する運営協議会であり、必要に応じ開催し効果的効率的運営に努めている。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。				
190	審査委託事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	(目的) 国民健康保険法に基づき、保健医療機関等から請求を受けた診療報酬明細書(レセプト)の審査をする。 (手段) 埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する。	高	高	高	高	A	国民健康保険団体連合会への審査委託は、法に則って実施しているものであり、保険者の連合体でありかつ専門機関である連合会に委託することは、現状において最も効果的効率的である。また、国民健康保険については、都道府県単位の広域化が検討されており、今後に向けて連合会との連携を継続発展させることが適切である。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。	22	A	国民健康保険法第45条の規定に基づき、医療機関等から請求された診療報酬明細書(レセプト)の審査に係る事務を、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する事業である。医療費の適正化のため、診療報酬明細書(レセプト)の審査は重要な業務であり、点検事務の適正かつ効率化の観点から、必要性・重要性ともに高い事業である。事業自体は適正に実施されているが、委託単価について積算根拠の明示を求めると、委託先に対する管理監督を強化する必要がある。また、法律に基づく事務であっても、実施手順の改善や、別事業で行われているレセプトの再チェックや過誤請求に関する事務と連携を密にし、コスト削減に努める必要がある。なお、事務事業が細分化されており、全体像が見えにくくなっていることから、本事業にかかる総事業費が把握できるよう、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくするように改善する必要がある。	平成23年9月よりレセプトの電子化がはじまり、これにより審査の質の向上、審査支払業務の効率化、更には審査手数料の引き下げが期待できる。
191	疾病予防事業(国民健康保険)	国民健康保険課	S54	-	(目的) 国民健康保険被保険者の健康に対する認識を深めいただき、保険事業の健全な運営を通して医療の負担軽減を図る。 (手段) 医療費通知を発行する。 保養所利用助成事業等を実施する。	高	高	高	高	B	保養所利用助成については、利用者が平成20年度から平成21年度は増加をしている。今年度も増加の予定であったが、震災の関係で減となった。 医療費通知は、健康に対する意識や医療費の認識を深めるため、また病院の医療費の不正請求を防ぐために発行している。	検討・見直し	被保険者等の要望と他の保険制度(被用者保険、他市国保等)の状況等を勘案しつつ当面事業を継続する。	19	C	当事業は、国保の被保険者が、胃がん検診、人間ドック、保養所利用の3つの場合に助成するものである。胃がん検診の助成は、市民の利用者負担分を国保会計から助成する制度であるが、他のがん検診では助成していないこと、本来は自己負担で行うべきものである。人間ドックの助成は、市の基本健康診査とは別に個人で受診した場合の助成であり、特定の利用者だけに支給することの公平性に欠ける面がある。 保養所利用の助成は、国保の目的である医療給付とは直接関係がない。いずれも、国保の赤字補填に一般財源が880万円も投入されていることを念頭におき、他の保険制度(政府管掌保険、他市国保等)との比較検討もしながら、廃止を含めて助成金額の見直しが必要である。	平成19年度をもって胃がん検診、人間ドックについては廃止した。 保養所利用助成事業は、国民健康保険法で医療給付(保険給付)とは別に保健事業として位置づけられているものであり、保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。そのため、保養所の宿泊助成制度は今後も継続させていく必要性があると考えているが、内容については、他の保険者と比較検討をし、見直しをしていく。
192	電算処理事務事業(後期高齢者医療)	国民健康保険課	H20	-	(目的) 後期高齢者医療制度的確な執行と事務の効率化。 (手段) 電算管理業者への委託を行い、保険料徴収に係る事務を電算処理する。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。				
193	国民健康保険会計繰入金事業	国民健康保険課	H7	-	(目的) 国保財政の収支の均衡を図る (手段) 一般会計から国民健康保険特別会計に繰出しを行う。 1 保険基金安定繰入金 2 職員給与費等繰入金 3 出産育児一時金繰入金 4 その他一般会計繰入金 5 財政安定化支援事業繰入金	高	高	高	高	A	無職の被保険者を多く抱える国民健康保険は制度的に赤字基調となることから、制度維持のために一般会計からの繰入は不可欠である。平成20年度に税制改正を行い、適正な歳入確保に努めている。	現状維持	引き続き繰入額の制御に努めるとともに、歳入の確保と医療費の適正化を推進する。	18	B	国保会の赤字補填の為、一般会計からの繰入を当然と受け止めるのではなく、真摯な繰入金減少に取り組んでいただきたい。収納率は90%前後と評価できるが、医療費の減少に向け、関係部課が連携を取り、市が丸となって緊急プロジェクトを設置するなどとして、取り組んで頂きたい。	法定繰入に関しては適正に繰入している。その他繰入金に関しては税率改定も視野にいれ適正な歳入確保に努めるとともに医療費削減に向けて取り組んでいく。
194	後期高齢者医療費負担事業	国民健康保険課	H20	-	(目的) 高齢者医療制度の維持と推進 (手段) 埼玉県後期高齢者医療事業を実施する広域連合の運営費に係る負担金分及び後期高齢者医療費給付費に係る負担金分(医療費の1/1.2)を支払う。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
195	健康診査事業(後期高齢者医療)	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 高齢者の健康増進 〔手段〕 後期高齢者医療広域連合から委託を受け、被保険者の健康の保持・増進に資するため、健康診査を実施する。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。	23	B	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活の質の確保や介護予防、また、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し医療につなげて重症化を予防することを目的とした健康診査で、後期高齢者医療制度被保険者を対象としたものである。健診の内容は40～74歳の人が受ける特定健診と基本的に同内容である。 埼玉県後期高齢者広域連合から委託を受けて実施される事業であるが、委託元の広域連合からの委託費は上限が決まっており、市の一般財源からの持ち出しがある。特に平成22年度の人件費、事業費の増加率は顕著である。受診者が増加傾向にあり、事業費の増加は理解できるが、効率化に向けた取り組みは積極的に進められたい。例えば、現在、対象者全員に診察券を郵送しているが、後期高齢者の中にはかかりつけ医を受診しており、必ずしも健康診査を必要としない者も一定数はいると考えられる。その不要となる診察券を送付前にスクリーニングすることも可能である。 また、当該事業には数値化した成果指標が設定されていないが、疾病の早期発見・予防については「健康診査による疾病の発見率(健康診査受診により疾病が発見された人/健診受診者数)」等により数値化することが可能である。また、活動指標に「後期高齢者医療被保険者の内受診者数」が設定されているが、分かりやすく「健康診査受診率(健康診査受診者数/対象者数)」とすることも検討されたい。 適切な成果指標及び活動指標の設定により、当該事業の現状、成果、課題を的確に把握し、市民に分かりやすく伝えるときも、事業の改善に向けた具体的な取り組みに活かされたい。コスト増加にも注意し、受診者が増加傾向にあって、効率的な事業運営がなされるよう注意されたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
196	後期高齢者医療会計繰出金事業	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 高齢者医療制度の維持と推進 〔手段〕 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険基金安定納付金及び職員給与等について、後期高齢者医療特別会計に繰出を行う。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。				
197	レセプト点検事務事業(国民健康保険)	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 医療費の適正化を図る。 〔手段〕 医療事務経験のある臨時職員を雇用し、レセプト点検を行う。	高	高	高	高	B	職員及び臨時職員によるレセプト点検は、医療費適正化のために重要かつ効果的な事業であり、再審査レセプト数は着実に伸びているが、医療機関の請求業務の向上により査定額は伸びていない。平成23年9月よりレセプト電子化により事前に審査支払機関での点検項目が増えるため市の点検による再審査請求数は減ることになる。国民健康保険事業で重要な位置づけをされているものであり事業は継続する。	検討・見直し	レセプトの電子化の進み具合により見直す。	21	B	レセプト点検は、医療費適正化のための重要かつ効果的な事業である。効果を確実なものとするために、活動結果、成果について、定量的な目標値を設定され、一層の業務の効率化に努められることを望む。例えば、設定する目標値として、処理対象とするレセプト枚数、過誤調整等対象件数、金額、点検効率率等があげられる。 また、本事業にかかる給費用が把握できるように、事務事業の括りを整理されるよう検討を願う。	平成23年9月よりレセプトの電子化がはじまり、これにより審査支払機関での審査がより精密化され市での点検業務は削減される予定である。これにより、平成23年10月より臨時職員1名削減の予定である。点検については、毎年計画を作成しそれに基づき行っている。
198	国保推進員事業	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険税の収入確保と収納率の向上を図る。 〔手段〕 国保推進員として非常勤の職員を雇用し、徴収計画に基づく催告(文書・電話)、臨宅による納税の催告や徴税吏員の補助的業務を行う。	低	高	高	高	A	収納率の向上及び収納額の増加のため、国保推進員の業務は必要である。具体的には、分割納付管理や分割納付約束不履行者への催告(文書・電話)、居所不明者の調査のほか、財産調査などの徴税吏員の補助的業務を行うことで、徴税吏員の差押え等の滞納処分を早期に着手することができる。	現状維持	継続して計画通り事業を進める。	21	B	国保推進員の役割が変わっている現状において、推進員の選考については、市民の個人情報保護の観点からもより一層慎重な配慮を求める。 また、活動結果、成果については、定量的な目標値を設定され、業務の効率化に努められることを望む。例えば、電話催件件数、臨宅催告件数、徴収件数、収納率等があげられる。	国保推進員については、勤労性や社会性、堅実性、積極性、情緒安定性などを判断基準として慎重に選考しており、採用後についても個人情報保護等を含め研修を実施しているところである。 また、業務をより効率的・効果的に進めるため、定量的な目標値として、活動結果については電話催件件数及び現年度収入額を、成果については現年度収納率を指標として設定した。
199	後期高齢者支援金事業(国民健康保険)	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度を支えるために支援金を納付する。 〔手段〕 国保の被保険者に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に運営している。	現状維持	継続して計画通り事業を進める。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価						9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称	
						7. 個別評価			8. 総合評価					実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B						C
										D	事業内容が適切である						
200	前期高齢者事務費提出金事業(国民健康保険)	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 前期高齢者納付金制度の運用に係る事務経費を保険者で負担する。 〔手段〕 前期高齢者納付金制度の運用に係る事務経費を社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に運営している。	現状維持	継続して計画通り事業を進める。				
201	前期高齢者納付金事業(国民健康保険)	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費について保険者間の負担の不均衡を調整する。 〔手段〕 加入者数に応じた前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	A	法に基づく事業であり、適正に運営している。	現状維持	継続して計画通り事業を進める。				
202	広域連合納付金事業(後期高齢者医療)	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 高齢者医療制度の維持と推進 〔手段〕 高確法第105条に基づき、市内に居住する後期高齢者医療保険の被保険者から保険料を徴収し、広域連合に納付する。	高	高	高	高	A	継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	継続して計画どおり事業を進める。				
203	児童福祉審議会運営事業	子育て支援課	H13	-	〔目的〕 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。 〔手段〕 少子化対策、子育て支援、児童の権利擁護や虐待防止、認可外保育所への対応など、幅広く児童福祉に関する事項を調査、審議し、行政機関に提言等を行う。児童福祉審議会を開催し、少子化対策を始めとする児童福祉全般に関する事項を調査、審議する。	高	高	高	高	B	平成24年6月30日の改選により公募委員枠の拡大(15%20%)を図ったが、引き続き効果的かつ効果的な運営に努めていく必要がある。	検討・見直し	平成24年6月30日の改選においても、公募枠20%以上を確保し適正に運営していく。 次世代育成行動支援後期行動計画について、児童福祉審議会と年度ごとの進行管理の点検を行うとともに進捗状況を、公表する。				
204	児童相談事業	子育て支援課	S40	-	〔目的〕 家庭における児童の問題の解消、児童の健全育成 〔手段〕 専任の相談員が家庭における子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。家庭児童相談室において専任の相談員が相談、指導等を行う。	高	高	高	高	B	子育て環境、子育て意識等の変化から相談事業の重要性はさらに増していくと予想されるため、相談体制の充実が必要	検討・見直し	引き続き相談体制の充実を図り、子育て環境等の変化や相談者の実情に即した相談体制の充実を図っていく。	17	B	子育てに不安や悩みのある保護者を対象とした当該事業は、今後も継続拡充すべきである。ただし、子育てサロン委託事業や、保育ステーション事業等、類似目的業務との役割分担の明確化を図る必要がある。	子育てに不安や悩みのある保護者を対象として相談を受けているが、研修等への積極的な参加により、相談員の資質向上を図っている。また、近年増加している児童虐待についても、研修等により専門的な知識を習得し、子育て支援課のケースワーカーとともに対応できるようにすることを目指している。相談場所については、身近な場所で気軽に相談できる所として、子育てサロンや保育ステーションなどの利用を案内している。
205	子育て支援事業	子育て支援課	H10 H12 H22	-	〔目的〕 子育てに関する不安や悩みについて、相談員が、指導・助言を行うとともに、乳幼児とその親が自由に交流できる。子育て支援の拠点を整備する。 子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動体制を整備する。 〔手段〕 それぞれの運営を越谷市社会福祉協議会等に委託し実施する。	高	低	高	高	B	子育てサロンの利用ニーズが高いため、身近な場所への設置を進めることが必要 ファミサポについては、近年の経済状況から、就労する母親の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、提供会員の確保が課題となっている。	検討・見直し	ファミサポについては、多様化したニーズに対応した提供会員の確保に努める。サロンについても、更なる拡充を図る。	17	B	世帯の核家族化、共働き化等により、子育ての相談・指導や、コミュニケーションの場の提供が強く求められる。今後も大いに拡充すべき事業であるが、児童相談事業や保育ステーション事業等、類似目的事業との役割分担の明確化や、施設の共同利用等、事業運営の効率化を検討する必要がある。また、外部委託に関し、入札等により委託決定プロセスの透明化を図るとともに、コストダウンの努力を払うべきである。児童虐待等への対応を強化していく必要もある。	子育て中の親の育児不安や孤立感の解消を図るため、市内の様々な施設で相談や交流、情報提供等を身近に利用できる環境を提供する必要がある。また児童虐待等の防止、早期対応という視点を含め、日ごろから関係機関と連携しながら事業を実施している。事業運営の効率化については、引き続き既存施設を活用するとともに、経費の削減に努める。現在の契約方法は、相談事業等の特殊性に配慮しつつ安定的な事業運営が可能な事業者が限定されるため、随意契約(特命)としているが、将来的に受託可能な事業者が複数見込まれる状況になった場合には、契約方法の変更を検討する必要がある。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			実施年度	総合評価	
										担当課の評価								
										事業内容は適切である								
206	児童援護事業	子育て支援課	S33 S52	-	〔目的〕 経済的に困窮している妊産婦への助産及び心臓疾患等で手術等を受ける児童に対し助産を行う。 〔手段〕 児童福祉法に基づく入院助産制度の活用を図る。条例に基づき児童が心臓手術等を受ける際に要する費用の一部を助産する。	高	高	高	高	B	手術等に要した費用の査定基準	検討・見直し	入院助産については、出産後の生活面などの指導にも取り組んでいく必要がある。心臓手術に関して、制度発足時は保険適用ができないものがあったが、現在はほとんどのものが保険適用になっている。心臓手術に関しては、他の代替的措置を検討する中で、制度自体の見直しが必要である。	19	B	入院助産制度については、当制度の適用について十分検討していただきたい。単に助産支援をするだけでなく、生活自立のための指導・支援が必要と思われる。心臓手術に関する制度については、保険適用等の状況を見ながら、制度の見直し・廃止の検討をしていただきたい。	入院助産制度については、経済的な理由により、入院助産を受けることができないと認められる妊産婦の助産を受けさせるものだが、生活保護の受給者については社会福祉課や関係機関とともに、生活自立のための支援・指導を行っている。 心臓手術に関しては、ほとんどのものが保険適用となってきたため、動向を見極めたくて見直しの検討をしている。	
207	障がい児療育事業	子育て支援課	S55 H8	-	〔目的〕 ことばが遅い、発音に難がある等の幼児に治療・訓練を行い、発達を促進し、障がい等の軽減を図る。 〔手段〕 専任の職員等(言語聴覚士)による訓練・治療、保育士、理学療法士等による指導・訓練等	高	低	高	高	B	関係機関及び保護者とも連携を深め、また訓練内容などの充実を図り、より良いサービスの提供を促す。	検討・見直し	保護者との連携協力をより深め、多くの療育・訓練を実施していく。 障がい児施設の整備とあわせて、療育機能の充実を図る。					
208	障がい児補装具等給付事業	子育て支援課	-	-	〔目的〕 身体に障がいのある児童の、障がいによる負担を軽減し、日常生活の向上を図る。 身体に障がいのある児童の、身体機能を補い、日常生活の向上を図る。 〔手段〕 身体に障がいのある児童に対し、補装具費の支給および日常生活用具を給付する。	高	高	高	高	B	障がいの程度などは個々に違うので、その対応が課題となる。	検討・見直し	障がいの早期発見と機能訓練等により補装具等の着装が低年齢化してきているが、児童の状態に応じた適正な支給に努める。成長過程にある児童への補装具等支給となるため、サイズの変化や消耗が激しく、支給は増加の傾向になり予算面での取り組みは必要である。					
209	障がい児支援事業	子育て支援課	H15	-	〔目的〕 在宅の障がい児の地域生活を支援する。介護者宅への負担軽減を図る。 〔手段〕 障がいの程度、状況などに応じて障害福祉サービスの活用を図る。サービス団体において、一時預かり等の援助が受けられるよう必要な手続きを行う。	高	高	高	高	B	障害者自立支援法では、市がサービス量を決定し、これに基づき利用者は介護事業者や福祉施設との契約になる。利用できるサービス提供事業者も少しずつ増えてきているが、今後とも、必要なサービスが受けられるように支援していく。	検討・見直し	サービス提供事業者も増えてきていることから、必要なサービスが受けられるように支援していく。 サービス提供事業者の設置を国県に働きかけていく。					
210	こども医療費給付事業	子育て支援課	S48	-	〔目的〕 子どもの健康増進と子育て家庭に対する経済的負担を軽減する。 早期治療を促し、疾病の重篤化を防止する。 〔手段〕 子どもの医療費の自己負担分を支給する。	高	高	低	高	B	平成22年10月より、対象年齢を入院通院とともに中学校修了まで拡大し、平成11年9月より市内の医療機関(一部を除く)での窓口負担のない現物給付を実施していることから、病気の早期発見、早期治療を促進し、重症化防止につながる反面、短期的には医療費の支出の増額が見込まれる。	検討・見直し	県の補助制度や医療保険制度の動向及び、市の財政状況を見据えながら制度の在り方を検討する。	20	B	国や県の医療制度の影響を大きく受ける事業である。次期越谷市子育てプランの策定と合わせ、将来の財政的な状況を踏まえた市としての対応策を検討し、事前に準備することが重要と思われる。	平成22年度において、義務教育修了までの子どもがいる家庭については、医療費がかからないよう、経済的負担の軽減を図った。今後、安定した制度の構築に向け、国・県への働きかけや、医療費制度の動向を見据えて運営していく。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案		11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C		D	実施年度	総合評価	11. 外部評価			
																	11. 外部評価		【 】は、補助金等名称	
																	11. 外部評価			
担当課の評価													11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等					
担当課の評価													11. 外部評価			12. 外部評価を受けた対応等				
担当課の評価													11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等					
担当課の評価													11. 外部評価			12. 外部評価を受けた対応等				
211	ひとり親家庭等医療費給付事業	子育て支援課	H4	-	〔目的〕 ひとり親家庭の健康増進と経済的負担の軽減、及び福祉の向上を図る。 〔手段〕 ひとり親家庭の医療費の自己負担分を支給する。	高	高	低	高	B	経済基盤の弱い母子家庭や父子家庭への貢献度が高いひとり親家庭等医療費制度は、現物給付の要望が寄せられている。他市においても現物給付が進む中、現物給付の実施が必要と思われる。	検討・見直し	市の財政負担の増加や、医療費制度の動向を見据えながら、現物給付のあり方や申請手続きの簡素化を検討していく。 現物給付を実施するために、県や国に統一した医療費制度の実施を求めながら、制度の充実を図っていく。	22	B		埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱等に基づき、ひとり親家庭の健康増進、経済的負担の軽減、及び福祉の向上を図るために、ひとり親家庭における親子の医療費自己負担分を、県と市で支給する事業である。 「ひとり親家庭」に該当するか否かを確認するために、職員が現地調査を行うなど、適正な事務執行に対する取り組みは見られるが、提出された医療費の領収書に対する確認が行われておらず、制度の濫用に繋がる可能性があることから、何らかの確認体制の構築が必要であると思われる。 なお、現物給付については、市民の利便性向上や事務軽減に寄与する側面がある一方で、制度の濫用に伴う医療費の増加につながる恐れもあることから、現状の方式を維持することが望ましいと思われるが、現物給付による方法を全て排除せず、他自治体の情報収集についても積極的に進め、更なる事務の効率化に努められたい。 なお、制度自体が「届出制」となっているため、該当する市民の方がその機会を逸失しないよう、積極的なPR活動が必要である。ホームページでは事業内容が紹介されているが、所得制限の詳細が分からない、申請手続きの際に必要な書類が分からないなど、広報内容についても、市民目線で改善を行う必要がある。 同事業に関する条例に掲げられた「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る」という目的を達成するためにも、継続的かつ向上性のある事業展開に努められたい。	医療費の支給にあたっては、制度の濫用を避けるため、医療機関で発行された領収書の原本の提出を求めているところであり、適正な審査を経て支給している。また、制度内容を詳しく理解していただくため、パンフレットやホームページ等を活用して事業の周知を行っている。所得制限についても可能な限り分かりやすい情報提供に努めているほか、母子自立支援員や職員が個別に相談に応じるなど、きめ細かな対応を行っている。		
212	母子生活支援施設委託事業	子育て支援課	S33	-	〔目的〕 住宅・経済状況等の問題により、児童を養育できない母子世帯を保護し、母子生活支援施設に入所させ、母子が安心して生活できる環境を確保する。 〔手段〕 母子生活支援施設に入所させ保護する。単に保護するばかりでなく、生活、住宅、就労等母子が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を助長する。	高	高	高	高	B	母子生活支援施設への入所世帯は、多様な問題を抱えていたり、厳しい経済及び社会環境の中で、自立への見通しが立ちにくい、そのため入所が長期化することがある。	検討・見直し	多様な複雑な問題を抱える場合が多く、関係機関との連携を図り、入所者の自立に向けた支援に取り組んでいく必要がある。	19	B	事業の本来の目的は、母子の自立支援にあると思われる。 施設へ入所させる対応のみならず、自立に向けた指導対応を他の部署とも協力して進める体制を検討する必要がある。	施設入所も念頭に入れながら、母子の自立を図るため、親の養育能力の面から、支援が必要な場合には、関係機関と連携を図りながら支援を行っている。			
213	児童扶養手当給付事業	子育て支援課	S37	-	〔目的〕 父母の離婚などによる母子家庭の生活を安定させることにより、児童福祉の向上を図る。 〔手段〕 認定請求時の精査とともに、対象家庭の現状、所得の状況等を把握し、手当の適正な支給を図る。	高	低	低	低	B	国による母子・父子家庭の支援は、就労支援に比重を置いているため、今後の金銭給付拡大は見込めない状況であり、引き続き国からのあらゆる形態の支援情報収集に努める必要がある。	検討・見直し	引き続き、受給者に対する迅速な対応に心がけるとともに、母子・父子自立支援員の相談・指導体制により、自立支援教育訓練及び、高等技能訓練の給付を活用しながら、母子・父子家庭の就業による経済的な自立を支援する。	18	B	離婚増等の社会現象から受給者増の傾向とこのことであるが、市負担割合の増、受給額の減等を踏まえ、母子家庭自立支援や就業支援に向けた広報活動や理解を深める事業展開を期待する。また、将来、母子家庭自立支援員を配置することであるが、支援員を中心に母子家庭との経験、知識の交流の場としてブログなどITを活用したシステムの研究を進められることを提案する。	平成19年4月から母子自立支援員を配置し、経済基盤の安定や、自立に向けた援助、情報提供など、関係機関と連携を図りながら支援を行っている。また、ホームページでは、ひとり親家庭を対象にした施策を容易に把握できるよう情報提供しているほか、問い合わせフォームからの相談も可能となっている。			
214	母子家庭等生活支援事業（母子家庭自立支援給付事業）	子育て支援課	H19	-	〔目的〕 収入基盤の弱い母子家庭の母に対して、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や生活の安定に資する資格の取得を促進し、母子家庭の自立を図る。 〔手段〕 母子自立支援教育訓練給付金の支給・高等技能訓練促進費の支給	高	高	低	高	B	習得した資格等が的確な就労に結びつくよう情報の提供に努める。	検討・見直し	習得した資格等が的確な就労に結びつくよう情報の提供に努める。また、より安定した就労に結びつく看護師資格等の習得を指導していく。	23	B	母子及び寡婦福祉法に基づき、収入基盤の弱い母子家庭の母に対して、雇用の安定と就業の促進を図るために、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や、資格の取得に対し給付金を支給し、母子家庭の自立を図る事業である。法律に基づき事業であり、母子家庭の経済的自立を促すために当該事業の必要性は認められる。毎年、看護師、准看護師等の資格取得により、就労実績を残している。相談件数、支給件数、就労実績は増加傾向にある。 自立を目指す母子家庭の母から相談を受けた市の相談員が、ハローワークに同行し、就労支援員に引き継いだり、市とハローワークの情報交換会が年に1回開催されるなど、市とハローワークとの連携も図られている。 昨今の社会情勢や経済状況から、今後当該事業のニーズの高まりが予測される。現在、年に1回開催されているハローワークとの情報交換会の回数を増やすなど、ハローワークとの連携強化を検討された。 また、当該事業の支給対象者の就労状況について確認し、成果指標に支給対象者の「就労件数」、「就労率」等を加えることを検討されたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定			

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B					
215	母子家庭等相談事業	子育て支援課	H19	-	〔目的〕 経済的基盤などの弱い母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図る。 〔手段〕 母子自立支援員(2名の交代勤務)による母子家庭等に対する相談及び支援を行う。	高	高	低	低	B	母子家庭が抱える多様な問題に応えられるよう相談指導の充実を図る。	検討・見直し	母子家庭が抱える多様な問題に応えられるよう相談指導の充実を図る。母子家庭の自立には、安定した就労が必要であり、ハローワーク等との連携を図っていく。	22	B	母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図るために、母子自立支援員による相談及び支援を行う事業である。 ハローワークとの連携や、戸籍事務担当課との連携も図られており、事業目的に沿った方向で仕組みが機能している点は評価できる。 社会的・経済的状況から相談件数は増加傾向にあるが、相談員の人数を増やさず、効率的に相談業務を進める工夫が必要である。 なお、相談内容が複雑化しているため、専門的な内容と全般的な内容を精査しつつ、各課に分散する相談窓口を統一する検討を進められたい。 また、「ひとり親家庭ガイド」に記載されている各種支援施策に係る諸手続きについても、円滑かつ迅速な手続きが行えるよう、相談員が総合窓口となって進められるような体制の構築、より分かり易い支援施策とするための制度統合などについても検討を進められたい。 このほか、市民にとってよりわかりやすい行政評価とするために、活動指標については「相談事業のPR実施回数(越谷市における母子家庭等総数に対して、何世帯にPRできたか)」、成果指標については、「越谷市における母子家庭等の総数に対する相談件数割合」を設けることについても積極的に検討を進められたい。	母子自立支援員により相談を受け、自立に向けての各種の相談に応じている。「ひとり親家庭ガイド」についても、相談機関の情報を伝えたり、就労支援については、ハローワークとの連携や給付金事業についての相談も受けている。また、研修等も受ける中で、相談員の資質向上にも努めている。 毎年、児童扶養手当の現況届に合わせて、母子世帯の相談コーナーも設けて、相談員が相談に応じているが、活動指標・成果指標については、市民に分かりやすい指標とするためには、今後検討が必要である。	
216	民間学童保育室運営補助事業	子育て支援課	H16	-	〔目的〕 市内の特別支援学校等に通学する障がい児を、放課後の一定時間組織的に指導し、健全育成する場を提供する児童クラブに対し、助成を行い、障がい児を持つ家庭への子育て支援を図る。 〔手段〕 放課後児童クラブを運営するNPO法人に対し運営費を助成する。	高	高	高	低	A	事業所が増えたことで、ニーズに対応したサービスが提供されている。	現状維持	引き続きニーズに対応したサービスの提供を行う。	21	B	障がいを持つ児童のための、保育室運営事業である。 待機児童の解消に向けて、今後、事業を担う既存NPO法人の事業支援とともに、新たなNPO法人の設立を支援するなど、現在の事業内容枠にとどまらず、事業拡大のための方策を検討されることを期待する。	平成22年度に新たなNPO法人が、学童保育室を開設し、運営費の補助を行っている。今後は、児童福祉法や、障害者自立支援法改正による影響や国の動向を見極めながら、必要な支援を行っていく。	
217	子ども手当給付事務事業	子育て支援課	H22	-	〔目的〕 次世代を担う子どもの健全な育成を図る。 〔手段〕 子どもを養育している方に手当を支給する。	高	高	高	高	B	平成22年度から児童手当から子ども手当に移行し、所得制限も撤廃され、平成23年9月分まで、いわゆる「つなぎ法案」にて支給される。そのため、10月以降、国の動向や事務処理についての見直しが必要となる。	検討・見直し	国、県の補助制度や、市の財政状況を見据えながら運営する。					
218	障がい児施設整備事業	子育て支援課	H21	H24	〔目的〕 知的障がい児通園施設「みのり学園」及び肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」、ことばの治療相談室、早期療育発達支援事業等を一体化した施設を整備する。 就学前の児童に対し、個々の発達段階に応じた療育を実施するための施設環境を整える。 〔手段〕 施設建設工事や周辺道路の整備工事を行う。 児童の年齢や能力に応じて、日常生活に必要な動作訓練、基本的な生活能力や生活環境に対する適応性を養うため、専門知識による療育を実施する。	高	高	高	高	A	事業は計画どおりに進行している。	現状維持	23年度から24年度かけて建設工事を行い、25年4月の開所を目指す。					
219	みのり学園施設管理費事業	みのり学園	S46	-	〔目的〕 就学前の児童の日常生活能力や社会適応能力を促せるよう療育を図るために、必要な施設環境を整える。 〔手段〕 年齢やその子の能力に応じて、日常生活に必要な動作訓練、基本的な生活能力や生活環境に対する適応性を養うため、専門職員による療育を実施する。	高	高	高	高	B	施設は老朽化により建物や排水などの修繕箇所が増加している。改修を図りながら療育の向上・維持を目指している。	検討・見直し	施設の老朽化による不具合箇所の改修を進めていく。 知的障がい児通園施設「みのり学園」と肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」の2施設の機能を併せもつ施設、さらに新たな外来施設による一体的な施設として、障がい児施設を平成25年度に開設予定	20	B	児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 事業目的が施設の維持管理であるので、活動、成果指標については、施設管理面に関連付けた指標を設定していただきたい。 施設の複合化計画に合わせ、平成25年春までの間の施設維持計画に基づいた保全を実施するよう求める。	平成25年4月の複合化施設の開設を目的に、施設の一体化による業務の効率化を今後の協議において検討する。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			総合評価で認識した課題は			実施年度	総合評価
																事業内容は適切である				
																課題が少なく事業の一部見直しが必要				
課題が多く事業の大規模な見直しが必要																				
事業の休・廃止を含めた検討が必要																				
220	みのり学園運営事業	みのり学園	S46	-	〔目的〕 知的発達に遅れのある児童を早期に療養し、社会適応能力を高めるために、日常生活能力や社会適応能力を促す。 〔手段〕 年齢やその子の能力に応じて、日常生活に必要な動作訓練、基本的な生活能力や生活環境に対する適応性を養うため、専門職員による養育を実施する。	高	高	高	高	B	業務の効率化等による経費の削減を図ることとなるが、計画中の障がい児施設開設に併せて運営方法等を決定する。	検討・見直し	知的障がい児通園施設「みのり学園」と肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」の2施設の機能を併せもつ施設、さらに新たな外来施設による一体的な施設として、障がい児施設を平成25年度に開設予定	16	B	複合施設建設時に改善ということではあるが、事業費として大きな割合を占めている人件費の削減を検討する余地がある。	人件費の削減については、平成25年4月の複合化施設の開設を目的に、施設の一体化による業務改善を検討する。			
221	あけぼの学園施設管理事業	あけぼの学園	S51	-	〔目的〕 就学前の児童30名に対し、個々の運動発達段階に応じた運動指導、療育を実施し、日常生活に必要な基本的動作や知識の習得、運動機能の獲得を図るため施設環境を整える。 〔手段〕 毎日学園のバスで通園させ、運動発達段階に応じた治療、運動療法、生活指導ができるよう、施設清掃、設備保守管理や不具合箇所等の補修など、施設の維持管理を行う。	高	高	高	高	B	障害者自立支援法により、障がい児に対する自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこととする市町村等の責務が明記されており、肢体不自由児通園施設として肢体不自由児に対する療育を行う施設支援サービスを実施する意義は大きい、重度の障がいをもった児童の療育のため人件費の割合が多く、業務の効率化等により経費の削減を図ることが課題となっている。	検討・見直し	肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」と知的障害児通園施設「みのり学園」との複合化に向け、子育て支援課において施設建設が始まるため、関係課等との連携を図る。 新しい障害児施設が平成25年4月に開設予定であり、施設支援サービス、早期療育教室、ことばの療育相談室を含めた総合的な児童デイサービス事業を実施し、効率的な施設運営に取り組む。							
222	あけぼの学園運営事業	あけぼの学園	S51	-	〔目的〕 就学前の児童30名に対し、個々の発達段階に応じた運動指導、療育を実施し、日常生活に必要な基本的動作や知識の習得、運動機能の獲得を図る。 〔手段〕 毎日学園のバスで通園させ、囁託医による診察や看護師による健康管理、理学療法士による運動療法、保育士による集団生活指導や摂食指導及び心理判定員による心理判定・心理相談等を実施する。	高	高	高	高	B	障害者自立支援法により、障がい児に対する自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこととする市町村等の責務が明記されており、肢体不自由児通園施設として肢体不自由児に対する療育を行う施設支援サービスを実施する意義は大きい、重度の障がいをもった児童の療育のため人件費の割合が多く、業務の効率化等により経費の削減を図ることが課題となっている。	検討・見直し	肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」と知的障害児通園施設「みのり学園」との複合化に向け、子育て支援課において施設建設が始まるため、関係課等との連携を図る。 新しい障害児施設が平成25年4月に開設予定であり、施設支援サービス、早期療育教室、ことばの療育相談室を含めた総合的な児童デイサービス事業を実施し、効率的な施設運営に取り組む。	20	B	児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 平成25年春の施設複合化に向けて、現段階から保育士等の人材育成と、外部委託も見据えた業務効率化の準備を進めていただきたい。	施設複合化に向けた人材育成と業務効率化の取り組みについては、平成25年4月の複合施設開設予定を踏まえ、施設の一体化による業務の効率化を今後の課内協議において検討する。			
223	保育所入所事務事業	保育課	-	-	〔目的〕 保護者の就労等により自宅で保育ができない家庭の児童を、保育所（園）で保育を実施し、仕事と育児の両立を支援する。 〔手段〕 入所担当職員が、個々の保育ニーズを申込書及び面接等により把握し、各保育所と調整を図りつつ、受付、選考基準による選考、決定等の事務を行う。また、保育所入所システムの活用により迅速かつ適切な事務処理を行う。	高	高	高	高	B	子育てと就労の両立のため、必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。	検討・見直し	平成24年度向け、待機児童解消と保育ニーズへの対応のため、民間保育施設との連携を強化する。 平成24年度以降も民間支援を通して待機児童の解消と多様な保育ニーズへの対応の充実を図っていく。	18	B	待機児童の保護者を含む利用者の声を集めた要望集を作成し、保護者との共通認識を深める手段にされてはどうか、入所に関し、近隣市町村との比較でも、十分な成果が上がっているようであるが、多角的な子育て支援が求められることから、市民満足度の更なる向上のため、保育サービスのグレードアップ策も試行してみる必要があるのではなかろうか。	待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応については、民間保育園との連携の中で、平成16年度以降毎年1か所程度の保育園の新設を支援し、受け入れ枠の拡充を図ってきた。 また、かねてより保護者から要望があった、3歳以上児に対する主食(米飯)の持参を、保育所で炊飯提供することにより完全給食を実施した。			
224	私立保育所事業	保育課	S54	-	〔目的〕 私立保育所の円滑な運営と保育内容の向上を図るため、社会福祉法人立等の私立保育所に対し、保育所運営に必要な人件費及び事務執行諸経費などの運営費等を助成する。 〔手段〕 公共性の高い事業を実施した保育園に補助金を支弁する。	高	高	高	高	B	保育ニーズは依然と高く、民間保育園との連携はますます必要である。	検討・見直し	平成24年度も子育て支援費用に見合う予算計上を行い、健全な事業の推進に取り組んでいく。 ますます高まる保育需要と子育て支援の充実のため、効果的な事業の執行に努めていく。	20	B	〔私立保育所運営改善費補助金〕 〔内部評価：継続〕〔外部評価：継続〕 多様化する保育需要の潜在ニーズを、更にきめこまかく定量的に把握されることが重要である。 また、私立保育所の施設や人員配置の状況について、市民に対して分かりやすくPRし事業推進していただきたい。 保育行政に基づく保育従事者の確保・育成に向けて、時間単位での勤務など勤務条件の柔軟化、処遇の改善も求めていく必要があるのではないか。	〔私立保育所運営改善費補助金〕 私立保育所における人員配置や処遇改善等については、法人の運営に関わる事項でもあるが、低年齢児の待機児童解消対策には民間保育園との連携は欠かせないことから、入所希望児童を受け入れるための職員雇用の人件費等、法人運営経費の一部を助成し支援に努めている。			

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
225	家庭保育室事業	保育課	S48	-	<p>〔目的〕 多様な保育ニーズに応えるとともに、待機児童の解消を図るため、保護者の就労等により保育に欠ける乳幼児の保育を家庭保育室で行う。また、家庭保育室に乳幼児を預ける保護者に対し、その負担能力に応じて保育料の一部を補助する。 〔手段〕 委託先に補助金を交付する。(代理受領)</p>	高	高	高	B	特に0、1、2歳の低年齢児の待機児童の解消策として、保育所の補完的な役割を担う家庭保育室の充実を図るため今後も支援していく。	検討・見直し	埼玉県が本年度から予算化した「家庭的保育事業」についての調査・研究をし、今後の取り組みなどについて検討する。 保育所の補完的な役割を担う家庭保育室の充実を図るため連携を強化していく。	20	B	多様化する保育需要を踏まえ児童の積極的受入体制の整備が必要であり、また家庭保育室事業の市民へのアピールも大切である。 保育行政としての方針に基づいた、公立・私立保育所と家庭保育室のバランスを図る必要がある。	家庭保育室の指定について、事業者の経営、及び保護者の経済的負担軽減のため、市の指定までの期間を、従来の1年程度の実績から、今年度より6か月程度の実績でも運営に問題が無ければ指定することとした。 また、平成23年度から、事業委託料の一部の単価を引き上げ、さらに、保育室の施設維持管理等に資する目的にて新たな補助を創設した。
226	保育ステーション事業	保育課	H9	-	<p>〔目的〕 仕事と子育ての両立を支援するため、利便性の高い駅前に保育ステーションを設置し、送迎保育や一時保育・育児相談等を実施する。 〔手段〕 民間活力を活用し、多様な保育ニーズに応えるため、運営を社会福祉法人に委託する。</p>	高	高	高	B	保育ステーションは女性の社会進出、共働き家庭の増加に伴い、需要が高まっており今後も十分対応していく必要がある。なお、平成22年度は電車通勤での送迎保育の利用者が少なかったこと、計画停電等により一時保育の利用が少なかったことなどにより利用人数の減少となった。	検討・見直し	利用状況等の把握と整理を行い、多様な保育ニーズに対応できるよう取り組んでいく。 今後のサービス需要を把握しながら、保育ステーションの一層の充実に向けた検討を図っていく。	18	B	事業費は、2ヶ所の保育ステーションへの委託費であるが、利用ニーズも高く、利用者も増加傾向にあることから、事業継続も必要と思われる。市が自己負担する一般財源経費も増加傾向にある中、今後ますます増加する多様なニーズにどう対応すべきか、検討する必要がある。	利便性の高い駅前で事業だが、平成23年度から南越谷保育ステーションの隣に地域子育て支援センターを新設し、相談機能等多様なニーズの対応を図っている。
227	児童福祉法による委託事業	保育課	-	-	<p>〔目的〕 多様化する保育需要に対応するため、管内(市内)の民間保育園及び管轄外(市外)の保育園に入所を委託する。 〔手段〕 委託先に対し、各年齢毎の入所人数に応じた保育費用を支弁する。</p>	高	高	高	B	入所児童の増加と多様な保育ニーズに対応するため今後も民間保育園の充実を図る。	検討・見直し	待機児童の解消と高まる保育ニーズに対応するため、民間保育園施設との連携を強化する。 民間保育園への支援をとおして待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図っていく。	17	B	待機児童の解消に向けての取り組みについては、一定の成果を得られている。さらに一歩すすめる。現在は就労していないが就労への希望があるなど、届出されていない待機児童の潜在的ニーズを把握し、保育事業全体の事業計画に反映されることを願う。公立保育園の運営については、今後求められるサービスの多様化への対応を促すような施策の検討をお願いしたい。	待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応については、民間保育園との連携の中で、平成16年度以降毎年1か所程度の保育園の新設を支援し、受け入れ枠の拡充を行ってきた。 また、増築及び新設保育園には、子育て相談や、子育て講座の開催などの機能を有する地域子育て支援センターを併設してもらうなど、多様な子育てニーズへの対応を図っている。
228	保育所管理事業	保育課	S44	-	<p>〔目的〕 保育所の安全確保と保育環境の向上を図るため、効果的な施設管理に努める。また、緊急の修繕や年次計画的修繕を実施し、快適な保育環境の充実を図る。 〔手段〕 警備、清掃、防火施設、害虫駆除などの業務を委託する。</p>	高	高	高	B	施設の経年劣化が進んでおり、計画的に維持管理を行っていく必要がある。	検討・見直し	施設の現況把握に努め、安心、安全な保育施設の維持のために予算の効果的な執行に努める。 施設の老朽化を視野に入れ、計画的に修繕を行い、効果的に修繕等を行い、効果的な予算の執行管理に努めていく。				
229	保育所運営事業	保育課	-	-	<p>〔目的〕 増加傾向にある保育需要に対応するため、良質かつ適切な保育サービスの提供を行う。また、障がい児保育、延長保育等の多様な保育ニーズに応えられるよう、適切な保育所運営の確保に努めるとともに、地域に開かれた保育所づくりを進める。 〔手段〕 保育所運営に係る直接・間接経費の充実、適正な就労形態の維持と資質向上研修などを実施する。</p>	高	高	高	B	子育てと就労支援達成のため必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。	検討・見直し	事業実施において大きな割合を占める人件費の適正な執行に努める。 費用対効果を検証し、民間保育園との更なる連携強化を図っていく。	19	B	受け入れ児童の量的な拡大については、公立保育所の規模拡大が難しい状況にあることから、民間を積極的に活用すべきである。また、市では、民間で対応の難しい障害児保育、延長保育、地域保育への貢献に重点を移し、多様な保育ニーズへの対応に期待したい。 評価表の資源投入量について、保育士等保育所に勤務している職員の人件費が含まれていないため、正確なコスト把握ができていない。評価数値の記載方法について見直しが必要である。	待機児童解消の対策や、多様な保育ニーズへの対応における公立保育所の役割については、公立保育所の建て替えに伴う定員拡充や、子育て相談機能などを有する地域子育て支援センターを併設するなど、また、人的投資に伴う障がい児保育や延長保育の充実を図っている。 また、外部評価で助言があった人件費については、平成21年度から評価表に記載済である。
230	保育所改修事業	保育課	S44	-	<p>〔目的〕 施設の構造耐力の低下要因の対策と衛生設備等の充実を図るため、既存施設(公立保育所の屋根、外壁、内装、設備)の維持管理を行い、効果的な使用環境を整備する。 〔手段〕 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、特に屋根、外壁など直接雨水が浸入する恐れのある部位を重点的に改修する。</p>	高	高	高	B	施設の老朽化が進む中で、施設の安全確保を最優先に、限られた予算の効果的な執行に努める必要がある。	検討・見直し	良好な保育施設環境を確保するため、改修、改善に取り組んでいく。 順次、要改修施設・改修箇所を選定し、予算の効果的な執行に努めていく。	20	B	公立・私立保育園の設置、家庭保育室との分担など、保育行政全体を見据えたうえで、公立保育園の今後の役割を定め、中長期的改修計画との整合を図っていただきたい。成果指標については、改修計画に対する改修実施率などを設定していただきたい。	経年による劣化が見受けられる公立保育所においては、計画的な改修を行っていくと共に、その年次に発生する緊急修繕を実施し施設の保全に努めている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等			
						7. 個別評価						8. 総合評価	実施年度		総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							A	
																B	C
231	地域子育て支援事業	保育課	H14	-	<p>〔目的〕 保護者が急用等で保育に困った時やリフレッシュのため、一時保育や育児相談を行う。また、地域に根ざした子育て支援事業を展開するため、地域子育てサークル等の育成・支援を行う。 〔手段〕 保育所内の支援センターにおいて、一時保育や子育てについての悩みや不安などの相談に経験豊富な資格者が対応する。また、月に一度、子育て講座を開催する。</p>	高	高	高	高	B	<p>多様な子育て支援と保育ニーズへの対応を図るため事業の充実を図る。</p>	検討・見直し	<p>公立保育所の建て替えに併せ、支援センターの設置を検討していく。 既存支援センターの充実と併せ、各地域での支援センターを拡充していく。</p>	<p>平成24年度に向けた取組 中長期的な取組</p>	<p>【 】は、補助金等名称</p>	<p>があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業</p>	
232	大袋保育所建替事業	保育課	H22	H26	<p>〔目的〕 低年齢児の定員増、待機児童解消と多様な保育ニーズに対応すべく、大袋保育所を整備する。 〔手段〕 建て替えによる施設規模の拡大を図る。</p>	高	高	低	低	B	<p>平成25年4月の開所に向けて用地測量を実施した。</p>	検討・見直し	<p>保育所用地の購入等 適正な施設の維持管理に努める。</p>				
233	病後児保育事業	保育課	H18	-	<p>〔目的〕 仕事と子育ての両立を支援するため、病後回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児・児童を一時的に保育する。 〔手段〕 病後回復期にあり、保護者等の都合で、家庭での保育ができない児童を保育する。</p>	高	高	高	高	B	<p>多様な保育ニーズに対応するため、病後児保育の実施を検討する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>病後児保育の実施に向けた医師会との調整を進めていく。 病後児保育の実施に向けた検討を進めていく。</p>	23 B	<p>仕事と子育ての両立を支援するため、病後回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児・児童(生後3か月～小学校3年生まで)を一時的に保育する事業である。平成18年11月より社会福祉法人に委託し、市内で一箇所の専用保育室が設置され、定員4名に対し、看護師1名、保育士2名を配置し運営している。 保育室は土日、祝日、年末年始を除き、月に約20日利用でき、定員4名であるので、ひと月に延べ約80人受け入れ可能であるが、平成22年度の年間延べ利用人数はわずか42人しかない。対象乳幼児・児童は約20,000人いるが、登録数も400人に満たない程度しかない。制度の周知努力をしているとのことだが、事業の利用しやすさ等に問題がないかの検証と、この稼働率や登録状況を考慮し、実際に当該事業を必要とする市民がどれだけのいるのか、ニーズの把握をして、当該事業の必要性を確認するべきである。次世代育成支援行動計画後期計画に「充実希望の保育サービス」の調査結果があるが、これは「病後児保育」と「病後児保育」を一項目にまとめた結果が示されており、「病後児保育」に果たしてどれだけのニーズがあるのかは不明確である。 成果指標として、「登録者における実施率(=利用人数/利用登録者)」、「申込件数における実施率(=利用件数/申込件数)」を提案したい。 「病後児保育」と「病後児保育、それぞれのニーズを的確に把握し、それに応えるためには、どのような体制で事業を実施していくべきなのかを改めて検証し、事業の改善を進められたい。</p>		<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>
234	民間学童保育室運営補助事業	青少年課	S56	-	<p>〔目的〕 保護者の負担を軽減するため、昼間就労等で保護者が不在の家庭の小学校低学年または市内の特別支援学校に通学する障がい児の放課後の健全育成の場を提供する民間事業者に助成を行う。 〔手段〕 民間学童保育室を行うものに対して、補助金を交付する。</p>	高	高	高	高	B	<p>民間学童保育室を利用する保護者の負担の軽減に努める。</p>	検討・見直し	<p>平成24年度についても、民間学童保育室に入室している児童の保護者の負担を軽減するため助成を行う。 公立化を検討するとともに、待機(保留)児童の解消に努める。</p>	22 B	<p>民間の学童保育室に対して、その運営を支援するために補助金を交付する事業である。越谷市の基本姿勢として「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討していることを踏まえながら、民間学童保育室及び同入児童数を毎年減少させていく活動指標・成果指標の設定が必要である。 補助金額の算出に用いている「補助対象児童1人につき月額10,000円」については、「公設公営の保育室運営経費を入所児童数で除した児童1人当たりの経費から、児童1人当たりの月額保育料収入額分を減じた額」を基に精算しているとのことであるが、公設公営よりも高い月額料金を徴収している民間の保育室があることも踏まえ、受益者負担の公平性の観点や、サービス内容、社会情勢等を考慮した上で、補助単価(10,000円)の妥当性を検証し、必要に応じて見直しを実施するなどの対策が必要である。 また、補助金交付に対する市民理解を継続的に得るためにも、公設公営と公設民営とのコスト比較を早急に実施されたい。 そのためにも、補助金交付先民間事業者の財務状況や保育室の運営体制の把握などについて、積極的に取り組まされたい。 このほか、官民相互の情報交換を行い、双方が持つ運営のノウハウを共有することにより、より充実した保育サービスの提供に努められたい。</p>		<p>民間学童保育室に入室している児童1人あたり、1か月10,000円の補助金を交付している。 公立公営、公立民営の学童保育室の1か月1人当たりの運営費、民間学童保育室の学童保育室運営にかかるコストなどを鑑み、補助単価の妥当性を検証し、見直しを検討していく。また、受益者負担の公平の観点からも民間学童保育室と公立学童保育室との比較検証を行い、財務状況の把握やコスト比較、適正運営の確認、指導などを通じ、月額保育料の平準化を図っていききたい。</p>
235	学童保育室給食扶助事業	青少年課	H18	-	<p>〔目的〕 公立学童保育室に入室している要保護・準要保護世帯の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、給食費を扶助する。 〔手段〕 就学援助認定世帯及び生活保護受給世帯に扶助する。</p>	高	高	高	高	B	<p>学童保育室を利用する保護者の負担の軽減に努める。</p>	検討・見直し	<p>扶助対象者の経済的負担を軽減するためあやつ代の扶助を行う。</p>	19 B	<p>民間の保育室に対する扶助は行われておらず、公平性の面で課題が残ると思われる。民間保育室についても、同様に扶助の必要性を調査検討していただきたい。</p>		<p>民間学童保育室に入室している児童に対し、公設学童保育室同様、要保護世帯及び準要保護世帯を対象に給食扶助を行うためには、学童保育事業等運営費の補助を含め保護者に対する妥当な免除規定を設定する必要がある。いくつか検討課題があると思われるが、今後も引き続き民間学童保育室と連携し調査・検討を図っていききたい。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価					9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称		
						7. 個別評価							8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	質			A	B			
													事業内容は適切である	課題が少しあり事業の一部見直しが必要			
236	青少年問題協議会運営事業	青少年課	-	-	<p>【目的】 青少年の諸問題に携わる関係団体の長及び関係機関の代表で協議会を構成し、青少年問題の解決策及び今後の在り方について調査・審議する。 【手段】 青少年関係団体及び機関の代表28名と、市長、教育長の合計30名で構成し、年2回の協議会を開催し青少年問題について協議し、青少年行政の充実を図る。</p>	低	高	高	高	B	<p>青少年の健全育成及び非行化防止は、学校、家庭、地域関係機関などが連携して対応する必要がある。多様化する青少年問題の現状と課題を把握し中長期的視点で取り組む必要がある。</p>	<p>平成24年度に向けた取組としては、平成23年度において提言された、具体的な対応策の具現化に向けた取組について協議する。 中長期的、継続的に具体的対応策の実践に向け、関係機関・関係団体と連携、強化を図っていく。</p>					
237	青少年指導相談員運営事業	青少年課	-	-	<p>【目的】 喫煙・暴力行為などの非行対策と、不登校や引きこもりなど、青少年の内面に係る問題解決のため、関係機関との連携を図りながら青少年対策の充実を図る。 【手段】 非行、不登校、引きこもり等の青少年問題に対応するため、教育センター内に青少年指導相談室を設置し相談員を置き、毎週火・水・金の週3回の相談を実施している。</p>	高	高	高	高	B	<p>青少年や保護者が持つ、非行や健全育成上の悩みは、複雑、多様化している。相談機関も学校、児童相談所、少年サポートセンター等の相談機関が、それぞれの組織の立場から実施しているため、広く連携を図り協力体制をしていくことが課題である。</p>	<p>各相談機関が、定期的に会議・研修等を設け多様化する相談の問題解決に取り組んでいく。 近年の相談内容は、心の悩み相談が増加しているため、相談員の資質の向上を目指し研修会への参加を積極的に図っていく。</p>					
238	青少年健全育成推進事業	青少年課	-	-	<p>【目的】 青少年が社会の一員として、将来の目標を持ち、主体的に生きられるよう、青少年健全育成を目指す。 【手段】 青少年健全育成を目的に活動をおこなっている市民団体への委託、交付金の支出による側面からの支援や主催事業の開催や非行化防止パトロールの実施、また、社会の有害環境から青少年が非行化しないよう、地域と連携して、愛の一声運動を展開する。</p>	高	高	高	高	B	<p>青少年を取り巻く環境は大きく変化し、様々な影響を及ぼしている。各種メディアが提供する情報等には有用なものも多く、他方、暴力・残虐表現を含む情報が悪影響を及ぼす中、凶悪化・低年齢化が進み深刻な状況にあるため、関係機関と連携し指導パトロールの強化や、青少年指導員の資質の向上を目指し研修会等の開催を充実させる必要がある。</p>	<p>青少年の犯罪の粗暴・低年齢化や不審者情報が数多く発生している状況において、子どもたちが地域で安全に安心して活動できるよう地域と連携し、指導パトロール活動に取り組んでいく。 子どもたちの安全を守るため、学校・地域・家庭・行政・関係機関のより一層の連携を図っていく。</p>	21	B	<p>少年高齢化が急速に進展する中で、青少年の健全育成はますます重要な課題となっている。現在、交付金対象となっている3団体の果たすべき役割が重複している面も認められる。したがって、市長の附属機関である青少年問題協議会との関係や、3団体それぞれの役割・機能を再検討され、4団体それぞれの位置付けを明確にすることを望む。 なお、その際には、より効果的・効率的な組織を確立するため、団体の「発展的統合」も視野に入れられることを期待する。 【青少年地域ふれあい推進事業補助金】(内部評価: 終期設定) (外部評価: 継続) 地域の自主活動との連携も考慮し、趣旨目的に沿ったNPO等への補助などを継続されたい。 【青少年育成越谷市民会議交付金】(内部評価: 継続) (外部評価: 継続) 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。 【青少年指導員連絡協議会交付金】(内部評価: 継続) (外部評価: 継続) 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。 【青少年育成推進委員協議会交付金】(内部評価: 継続) (外部評価: 継続) 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。</p>	<p>青少年育成越谷市民会議を含む3団体については、果たすべき役割やその活動に共通している点があるが、各団体の設立の趣旨、目的が異なっており、それぞれ独自の組織体制で活動を行っていることから、現状においては「発展的統合」は困難である。今後は、各団体の役割・分担について明確を図るとともに、青少年問題協議会との関係及び団体の位置付けなどについて調査・検討を行っていく。青少年地域ふれあい推進事業については、より効果的・効率的な事業展開を図るため、事業内容の見直しを図った。</p>	
239	青少年育成者養成事業	青少年課	-	-	<p>【目的】 青少年が健全に成長するためには、幅広い分野にわたり、社会体験、自然体験等の指導者の養成を行う必要がある。地域や青少年関係者への指導者の派遣や親子での体験学習機会の充実を図る。 【手段】 関係団体と連携し、青少年及び成人対象の指導者養成講習会を開催する。ジュニアリーダー育成者講習会、レクリエーション指導者養成講習会、シニアリーダー育成者講習会を開催する。</p>	高	高	高	高	B	<p>講習を受けたジュニアリーダー、シニアリーダー、レクリエーション指導者には、既に青少年関係事業に派遣、協力いただいているが、より多くの人材を活用できるように必要がある。</p>	<p>平成24年度から、青少年関係者への指導者派遣、体験学習の提供についてより一層の充実を図る。 次代を担う青少年が、豊かな心を育み社会の一員として自己実現できるよう、活動の充実・整備を図っていく。</p>					

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である 課題が少く事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大規模見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は					
240	青少年団体育成事業	青少年課	-	-	【目的】 青少年団体自らが自主的に活動できるよう支援する。また、団体が地域や学校と連携しつつ地域に密着した青少年育成活動の充実を図れるよう支援する。 【手段】 指導者養成講習会の開催、スポーツ・文化事業などの共催など、事業の支援を行う。	高	高	高	高	B	近年、少子化や一人で遊べるゲームの普及等から、参加者、参加チーム数が減少傾向にあるが、より参加率を高める事業の企画、運営を図る必要がある。	検討・見直し	平成24年度から、子どもたちを取り巻く全ての人が、子どもたちの関わりを見直し、家庭、学校、地域、青少年育成団体等がさらなる連携を図るため、各種会議、事業等の充実を図っていく。地域と団体の実情にあわせて、活動の支援を行い指導者や団体の育成を図っていく。	20	B	「少子化が進展する中、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、いずれの組織においても加入者数が減少してきている。今後は、各組織が自立した運営ができるよう、助成金を主体とした事業から、指導者の育成や組織からの相談に乗るなどソフト面の強化を図る方向に向かうことが望まれる。 【越谷市子ども会育成連絡協議会交付金】 (内部評価：減額(縮小)・終期設定) (外部評価：減額(縮小)・終期設定) 現行でも子供会の加入率は約40%にとどまっている。少子化の進展、保護者の地域活動参加に対する意識の変化等により、今後とも子供会に加入する児童の数は減少することが予想される。現在の予算額にこだわることなく、子供会への加入数、加入率などの推移を確認しつつ、柔軟に予算額を見直すことが望まれる。 【ボーイスカウト助成金】 (内部評価：減額(縮小)・終期設定) (外部評価：減額(縮小)・終期設定) ボーイスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ボーイスカウトは、花火大会、市民祭り、ユニセフの募金活動など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。 【ガールスカウト助成金】 (内部評価：減額(縮小)・終期設定) (外部評価：減額(縮小)・終期設定) ガールスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ガールスカウトは、綾瀬川の水質調査など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。	少子化、核家族化が進み、また、生活スタイルが多様化する中、いずれの団体も子どもの加入数が減少している。そのため、各団体とも加入者の募集について、様々な事業を通して一層の広報活動を図った。特に、ボーイスカウト・ガールスカウトについては、生涯学習メニュー「TRY」(トライ)にての募集記事を掲載したところ、市民から数多くの問合せ等があった。今後も、各団体と連携し、定期的なPR活動を行うとともに、事業実施に合わせて広報活動を積極的にを行い、加入者の増加に努めていく。 また、各団体の事業活動が、自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援していく。
241	運営委員会運営事業	青少年課	H19	-	【目的】 越谷市放課後子ども教室推進事業の適正な推進を図るため、運営委員会の開催等を実施する。 【手段】 運営委員会を年3回程度開催し放課後子ども教室推進事業の課題等について協議し、教室運営の充実を図る。	高	高	高	高	B	放課後子ども教室がより充実した内容になるよう、運営委員会の主たる目的としてのボランティア等地域協力者の人材確保方策や安全管理方策の調査及び検討等に取り組む必要がある。	検討・見直し	平成24年度についても、子どもたちの健全な成長を育むため「放課後子ども教室推進事業」を円滑に推進できるよう開催していく。 中長期的にも「放課後子ども教室推進事業」の推進には、関係者からの提言を戴くことが不可欠であることから、運営委員会の充実に努めていく。特に平成23年度に小学校学習指導要領が改定されたことに伴い、事業実施日時等についても学校と協議し円滑な事業運営を図っていく。				
242	教室運営事業	青少年課	H19	-	【目的】 放課後及び週末における子どもたちの安全で安心な活動の拠点となる居場所を整備し、異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流及び子どもたち自身の意思によるのびのびした活動を通じ、心豊かなくまのびのび子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図る。 【手段】 市民との協働事業として、地域の幅広い年代の方々のご協力により事業の実施を図る。	高	高	高	高	B	現在、PTAをはじめNPO団体や青少年関係団体、地域の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所として、「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいる。本年度は小学校の校舎及び体育館の耐震工事があり、教室の開催日数が減少する見込みであるが、関係機関と調整し、より充実した事業を図っていく。	検討・見直し	平成24年度についても事業の拡充に努める。 地域ボランティアや異学年の子どもたちとの交流活動、様々な体験活動ができる場として、市民との協働により拡充に取り組んでいく。	23	B	平成19年度より国において創設された「放課後子どもプラン」に基づき「放課後子ども教室推進事業」を越谷市においても実施するための事業である。 「地域の教育力の活性化」を目的とし、市内すべての子どもを対象とし、安全・安心な子ども活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進している。国の方針や参加実績から事業の必要性が認められる。 資源投入量に見合った活動がなされており、教室の開催数、内容の多様さ、参加者数の多さを始め、参加者や関係者などにアンケートを定期的実施して、事業の検証に活用していることなどは評価できる。 成果指標として、「地域住民の地域の子どもたちへの関心度」を提案したい。 今後は放課後児童健全育成事業、学校応援団推進事業など、目的等が類似する事業との整合性や連携方法等を確認しながら、関係団体・部署との連携をさらに進め、効果的・効率的な事業運営を推進されたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
243	学童保育室施設管理事業	青少年課	-	-	【目的】 安全で快適な保育環境の確保と保育内容の向上を図るとともに、適正な施設の管理に努め、放課後児童の健全育成事業の充実を図る。 【手段】 定期的に施設のチェックを行い、専門業者に依頼し適正な維持管理を行う。	高	高	高	高	B	施設の経年劣化が進むなか安全で快適な保育環境を確保するため、適正かつ効率的な施設の維持管理に努める。	検討・見直し	平成24年度についても、適正な施設管理に努め、より一層安全で快適な保育環境の確保を図る。 放課後児童の健全育成事業の充実を図る。	21	B	公立学童保育室29ヶ所の軽微な修繕など、維持管理を行う事業である。 学童保育室は、校舎を借用したプレハブ建設保育室、及び校舎の一部を借用した保育室に大別されるが、特に、プレハブ保育室の老朽化への対処が課題となっている。 今後は、安心・安全の見地に立ち、長期的視点に立った計画に基づき、適切な管理に努められたい。	学童保育室の老朽化に対し、早急な対応が行えるように現状の施設及び設備の調査を行い、より安全で効果的な維持管理を行えるように努める。また、快適性を維持しながら省エネ・省CO2も考慮した管理を検討していく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
244	学童保育室運営事業	青少年課	-	-	(目的) 放課後児童の健全育成のため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。 (手段) 学童保育指導員及び臨時職員により対応する。また、一部について私立保育園に委託する。	高	高	高	B	多様化する就労形態に対応し、子育て支援、就労支援のため、より一層の放課後児童の健全育成の充実を図る。	検討・見直し	平成24年度についても、保護者の就労等により放課後の保育にかける児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。 子育て支援、保護者の就労支援として、放課後児童の健全育成の充実を図る。	21	B	各地域ごとの学童保育希望者数について年度ごとに増減があること、また多様化する保育ニーズへの対応など、事業計画を左右する様々な要因があることは理解できる。 今後とも、地域のニーズを把握され、民間施設の活用やパート指導員の活用などに配慮しつつ、変化に対応した柔軟かつ効率的な事業推進を望む。	効率的な運営を行うため、地域性の変化や保護者のニーズを把握して、柔軟に対応する。
245	学童保育室改修事業	青少年課	-	-	(目的) 児童の安全・衛生面及び施設のバリアフリー化等を考慮し、フローリング化の改修工事を行い、快適な保育環境づくりに努める。 (手段) 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、安全・衛生面を重点的に改修を行う。	高	高	高	A	施設の経年劣化が進む中、安全で快適な保育環境を確保するため効果的な改修を進める。	現状維持	平成24年度についても、老朽化した施設を改修し、快適な保育環境作りに努める。 空調機の新設、増設や老朽化した施設を計画的に改修し保育環境の充実を図る。	21	B	公立学童保育室29ヶ所の施設の大規模改修を目的とした事業である。 施設が老朽化する中で、これまで以上に学校施設等既存施設の有効活用を図り、市全体としての効率化を進められることを期待する。 なお、学童保育室施設管理事業(243)と管理対象が同一であることから、両事業の統合について検討されることを望む。	空調機の増設・更新や和式から洋式便器への改修など、環境や生活スタイルの変化に伴う大規模修繕を目的とし、過去の改修履歴や要望等に基づく長期的な計画により事業対象を決定している。主な事業が改修工事となるため施設管理事業とは区別している。
246	学童保育室増築事業	青少年課	S48	-	(目的) 増加傾向にある学童保育室の需要に対応するため、学童保育室の建設を行う。 (手段) 学校敷地内または余裕教室の活用を図り、学童保育室を整備する。	高	高	高	A	入室希望が増加し、多様なニーズに対応し、待機児童を解消するため、学童保育室の建設を計画的に進める。	現状維持	平成24年度については、待機(保留)児童の解消を図るため、2室化など新たに学童保育室を建設する。 保育ニーズが一層の高まりが予想される中、待機(保留)児童の解消、大規模保育室の解消、老朽化のため、学校敷地内または余裕教室を活用し、計画的に保育室を建設、整備する。	22	B	市立小学校に通学する低学年の児童について、帰宅後に保護者が就労等の事情により保育することができない場合、保護者に代わって保育する場所である学童保育室の増築を行う事業である。 学童保育室への入室需要増加に対応するための増改築事業であることから、待機児童数などの(ら)い解消したのかを成果指標に設定し、増改築の計画管理を行う必要がある。 越谷市では、学童保育室のあり方について「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討しているとのことであるが、市民に理解されるだけの根拠が必要である。 公設民営と公設公営とのコスト比較、保育所運営に係る経費に対する保育料収入の寄与度、月額保育料の適正価格等についてコスト分析がなされており、全般的にコスト意識が希薄である。市民ニーズが高く、必要性の高い事業であるだけに、より厳しい姿勢で事業に取り組まなければならない。	学童保育室は市民のニーズが高く、今後も必要性の高い事業であるが、福祉事業であるため収支のバランスだけで運営を行うことは困難である。しかし、運営コストと保育料の収入におけるコスト分析については、積極的に検討を行い、より具体的な事業計画を行う必要がある。今後は、統計的な手法を用いた建設計画と、収納業務の見直しによる保育料収入の向上を目指し、業務を推進していく。
247	児童館コスモス運営事業	児童館コスモス	S62	-	(目的) 子ども達の健全育成のための拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマにしたこども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し運営する。 (手段) 子どもの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の定着と拡大を図る。	高	高	高	B	児童の健全育成のための拠点施設として、また「天文と物理」をテーマにしたこども科学館として、今後も事業内容を精査しながら拡充していく必要がある。	検討・見直し	担当者等のユニークなアイデアを生かしながら、より深みのある事業展開に努めるとともに事業内容を精査しながら、地域に根ざした運営に努める。	18	C	子供が自ら学ぶ場づくりの社会的要請は特に高まっており、児童館による場の提供の意義は深く、20年間に及ぶ実績は大いに評価されるべきものと思っている。特に最近では、児童虐待、犯罪者からの防御、子育て支援等、新たな社会要請が出現してきていることへの配慮を期待したい。しかし、運営実態をみると、児童福祉の総合的な取組を提案し、より活動的な事業展開を考えた場合、現行の直営運営から、類似館を含め、指定管理者制度活用による委託運営、NPO等を活用した民間運営の研究を提案する。また、現状を継続するにしても、担当者のユニークなアイデアを生かした参加費を徴収する事業を企画して、より深みのある事業展開を検討する時期なのではなかろうか。	次代を担う子ども達が心身ともに健やかに育つ環境をつくるため、児童館が提供するサービスの質を高め、内容の拡充を図らなければならない。昭和62年の開館から続いている事業の意味・目的・必要性を職員が再認識し、今後もアイデアを生かした新しい事業を企画し、内容を精査しながら地域に根ざした運営事業に努めていく。
248	児童館コスモス施設管理事業	児童館コスモス	S62	-	(目的) 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設管理を行う。 (手段) 施設的安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	高	高	高	B	開館から24年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる。今後も児童館の安全と快適な環境を維持しながら、児童館の持つ機能が十分に発揮できるように計画的な施設・設備の改修を図る必要がある。	検討・見直し	児童館の安全と快適な環境の維持を目指し、施設管理事業の充実にも努める。また、児童館の持つ機能が、より発揮できるよう、逐次状況を確認しながら継続的に施設、設備の改修を実施していく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は				【 】は、補助金等名称											
249	児童館ヒマワリ施設管理事業	児童館ヒマワリ	H7	-	(目的) 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 (手段) 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	高	高	低	高	B	専門技術を持つ民間事業者への施設・設備機器の保守管理、部分的修繕等を効率的に行うことにより、開館や事業執行等児童館の持つ諸機能を十分に発揮し、児童自らが学び遊ぶ場として、安全かつ快適な環境の場を提供することが出来た。しかし、建設から16年が経過する中、耐用年数の経過した設備機器や施設の老朽化が多くなり、市民ニーズに対応した安全・快適な施設・設備を提供するためには、設備機器の更新や施設の大規模改修等を計画的に行うことが必要となっている。	検討・見直し	専門技術を持つ民間事業者への効率的な保守管理委託や既存施設・設備の計画的な部分改修・修繕により施設設備の延命化を図り、初期投資のコストパフォーマンスを実現します。 第4次総合振興計画期間内における計画的(平滑)な設備投資による施設設備の更新や大規模改修(オーバーホール、機器の入れ替え等)につなぎます。	21	B	児童館ヒマワリは、建設時に、用地費、建設工費を合わせ総額22億円を要した大規模かつ先駆的な施設である。 開館から14年を経過し、経年による劣化への対応が必要になっている現状を踏まえながら、本施設を今後どのように維持管理していくべきか、運営面での課題整理と併せた総合的な検討を進め、効率的な事業執行を期待する。	建設から16年が経過し多くの施設設備が耐用年数を超え、機器の入替え、大規模改修の時期を迎えている中、児童の健全育成、子育て支援の拠点施設として安全安心で快適な施設環境を継続して市民に提供するために、必要最小限の設備投資により既存施設設備を徹底して使いきるための適切な維持管理と部分的修繕を実施する。これにより、当面の施設設備リスクを回避し、延命化を図り、第4次総合振興計画期間における計画的な大規模改修につなげていく。
250	児童館ヒマワリ運営事業	児童館ヒマワリ	H7	-	(目的) 子どもたちの健全育成のための拠点施設として、また、「生物と環境」をテーマにした科学館として、地域に根ざした児童館を目指し、運営する。 (手段) 子どもたちの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の拡大と定着を図る。	高	低	高	高	B	入館者数が減少傾向にあったが、事業内容等の精査・改善により増加した。平成21年度の外部評価においては、入館者数の減少から総合評価が【C】となったが、平成21年、22年と事業内容等の精査・改善により平成22年度は、97,709人と増加に転じている。更なる市民ニーズに対応した事業内容等の精査・改善が必要である。	検討・見直し	「生物と環境」をテーマにした子ども科学館機能を併せ持つ児童館(児童健全育成、子育て支援、科学学習機能)への市民ニーズは高く、子育て支援機能、児童の居場所機能の充実等市民ニーズに対応した事業内容等を精査・改善し、利用者の増加を図る。 子育て支援事業の拡充、児童健全育成の高年齢(12歳から18歳)への対応を検討する。	21	C	入館者数が平成15年をピークに年々減少している。しかしながら、今回のヒアリングでは、主管部門で一定の見直しが進められているものの、入館者の増加に向けた積極的な対策が、必ずしも明らかではなかった。 今後、この施設をどのように活用していくかは、市にとって大きな課題であり、多額のランニングコストや青少年をめぐる環境変化への対応など、多面的な検討が必要と思われる。できる限り早期に、広く市民や有識者も加えた「運営総点検委員会(仮称)」を設置され、抜本的な検討を進めるべきと考える。 なお、当面は、本施設で実施されている自主事業に、これまで以上の創意工夫を凝らし、より一層、児童・青少年など多数の市民に愛され活用される施設運営を望む。	児童の健全育成については、今日の社会状況を背景に高いニーズがあり、特に、幼児の利用や保護者のニーズから、地域の子育て支援拠点としての機能の充実も求められていることを的確に捉え、これまで以上に幅広い児童福祉の向上と事業運営の効率化を推進し、機能を強化することにより、積極的な入館者の増加を図る。 平成22年4月から、保育士を配置(再任用短時間勤務職員の活用)して事業の専門性を高め、児童館における子育て支援機能の強化・拡充を図った。 平成22年度に、これまでの事業内容を精査し、より市民ニーズに沿った内容、事業開催数の増大に努め積極的な入館者の増加を図っている。 市民ニーズに対応した児童福祉向上のための児童館の役割とその機能拡充に向け、児童福祉審議会の意見を聞きながら効率的で効果的な運営を今後も推進していく。
251	救急医療対策事業	地域医療課	S52	-	(目的) 初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制を確保し、救急医療体制の充実を図る。 (手段) 休日・年末年始における在宅当番医制事業、近隣5市1町による病院群輪番制および小児救急医療支援事業を実施する。	高	高	高	高	B	埼玉県地域保健医療計画の中で病院数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療機関の中で実施していかなければならない。	検討・見直し	埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会をとおし、救急医療の充実、確保に努める。	23	B	<在宅当番医制事業部分> 初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制を確保し、救急医療体制の充実を図るために行われている救急医療対策事業のうち、休日や年末年始における初期救急医療体制を確保するための事業である。休日や年末年始における救急患者の診療を社団法人越谷医師会及び歯科医師会に委託し、所属する会員により、在宅当番医制で実施する。平成22年度は医科は委託日数20日、延べ40施設、利用患者は2,639人、歯科は委託日数20日、延べ26施設、利用患者は184人の利用実績がある。 平成17年度に、外部評価で「H17年度から日曜日診療が除外されていることを踏まえて」祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある」とコメントが出た。その後、担当部署により休日に診療している医療機関の数を調査したところ、医科11、歯科15であり、当該事業を縮小するには不十分と判断し、当該事業は平成17年度以降も現在まで同様の内容で継続されている。 休日及び年末年始の初期救急医療体制のあり方について、事業縮小・廃止の基準は設けず、埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会において、初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制の確保という観点から協議しているとのことであるが、病院群輪番制や小児救急医療支援など他の医療関連事業との関係性や役割分担を整理するなかで、在宅当番医制事業における課題を改めて把握し、業務改善に取り組まれない。 (参考)平成17年度外部評価:<在宅当番医制事業>D	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  在宅当番医・在宅当番歯科医制事業については、休日及び年末年始における初期救急医療体制の整備が図られるまで継続をしていく。 現在実施している小児の夜間の初期救急に対応する小児夜間急患診療所のほかに、成人の夜間の初期救急に対応する施設の整備を進めており、平成24年度の早い時期での開設を予定している。
252	急患診療所施設管理事業	地域医療課	H14	-	(目的) 市民が安心して利用できる救急診療施設とする。 (手段) 適正な維持管理を行う。	高	高	高	高	B	現状の保守水準を維持しながら、コストを削減できるよう、仕様の見直しを行う。	検討・見直し	現状の保守水準を維持しながら、コストを削減できるよう、仕様の見直しを行う。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
253	診療業務事業	地域医療課	H14	-	〔目的〕 夜間における小児の初期救急患者の医療を確保する。 〔手段〕 小児夜間急患診療所において診療業務を行う。	高	高	高	B	診療所の認知度を高めるため、さらなる周知・PRをする必要がある。	検討・見直し	様々な方法での周知・PRを図る。				
254	地域医療推進事業	地域医療課	H8	-	〔目的〕 保健衛生及び地域医療の向上を図る。 〔手段〕 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等地域医療団体と連携し、講演会及びシンポジウム等を開催する。	高	高	高	B	講演会、シンポジウム等のテーマ設定について、市民ニーズに合致したものであったかを事後評価し、翌年度に反映させる取組が必要である。	検討・見直し	現在の健康に対する市民ニーズを把握し、テーマを設定する。その時期に合致した健康に対する市民ニーズの適切な把握に努める。				
255	乳幼児等健康診査事業	市民健康課	S54	-	〔目的〕 乳幼児に対し、健康診査を実施し疾病及び運動機能や精神発達遅滞等を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い健全な育成を図る。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し妊娠中からの継続した支援を図り、母体や胎児の健康管理を図る。 〔手段〕 乳幼児健康診査対象者に通知し受診を勧奨する。妊婦健康診査については母子健康手帳交付時に受診票を交付し受診を勧奨する。公費負担を14回の継続及び検査項目の充実	高	高	高	B	乳幼児健康診査の受診に関しては、未受診者への勧奨等により、安定している。妊婦健康診査についての毎年の制度の変更に対しても個別の通知等により周知を図った。	検討・見直し	乳幼児健康診査は、予算、内容ともに安定しているが、妊婦健康診査については、国からの通知により大きく内容が変更となるため、通知内容に合わせ、対応を検討していく。	20	B	少子化対策の観点から当該事業は重要である。平成20年度からの妊婦健康診査の公費負担増に備え、事業費拡大は不可欠である。今後も、更に受診率向上に向けて未受診者の減少に努力してほしい。	受診率向上のため、乳幼児健康診査については、未受診者に対して引き続き定期的な受診勧奨を行った。また、複数の健康診査の未受診者には、訪問等により受診勧奨を実施した。さらに妊婦健康診査については、国の示す望ましい内容に従い、健診14回、超音波検査、血液検査、感染症の検査等に対する公費負担を拡大した。
256	母子健康づくり事業	市民健康課	S30	-	〔目的〕 育児不安の解消を図り、母子の健康づくりを推進するため、各種健康教育の開催、相談や家庭訪問を行う。また、同時に父親の育児参加に関する意識の高揚を図る。 〔手段〕 保健カレンダー等の広報機能を活用し、各種教室への参加を促進するほか、個別相談や訪問等を行う。平成21年度より「乳児家庭全戸訪問事業」を開始し、助産師による訪問を実施する。要経過観察者には、保健師が継続訪問を実施する。	高	高	高	B	母親学級・両親学級の開催スタイルの変更により、受講できる機会が広がったと思われる。	検討・見直し	見直しをしたばかりなので23年度同様の実施 受講する市民のニーズに合わせてスタイルの変更等検討をする。	16	B	女性も働いている現状では、平日対応だけではなく土日の対応をご検討いただきたい。また、ITを利用しある程度の相談内容をホームページからFAQで対応できるようにするなど必要ではないか。	平成22年度に母親学級と両親学級の開催日及び受講方法を見直し、母親学級の3日目を土曜日に開催することにより内容の充実と定員枠を拡大した。また、共働きの方を対象に、3日目のみ受講することができるコースも引き続き設定した。さらに、相談や質問については、市ホームページから対応できるように一層の改善を図りたい。
257	健康診査等事業	市民健康課	H20	-	〔目的〕 疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、市民の健康の保持・増進を図る。 〔手段〕 個別通知、または広報等の周知方法により、健康診査・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診を実施し、必要に応じて栄養・運動等について保健指導を行い、健康に関する知識の普及啓発を図る。	高	高	高	B	対象を当該年度40歳になる方と、41歳以上未受診の方としているが、一生に1回の受診機会であり同様の検査を受けた方は対象とならないため、未受診者の把握が困難である。平成22年度の肝炎訴訟等の影響で肝炎ウイルスに対する自分自身の感染状況を知ることの大切さを認識していただくことで受診行動につながるため、肝炎ウイルスに対する知識の普及に努める必要がある。骨粗しょう症検診については、定員を満たすよう周知が必要である。	検討・見直し	平成23年度より肝炎ウイルス実施要領の一部改正にともない、40歳以上70歳まで5歳刻みで受診勧奨を個別通知に行うこととした。	21	B	本事業は、大きく以下の3つの事業から構成されている。 生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導、肝炎ウイルス検診、20歳以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診  生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導の受診率は、2.5%(平成20年度実績で対象者1,150名に対して受診者29名)である。種々の事情により受診できない方もおられることを考慮しても、予防医療の重要性が叫ばれる中、2.5%という受診率は低い。未受診者に積極的に働きかけて、受診率の向上を図ってほしい。  肝炎ウイルス検診は1回だけの検診であるのに対して、骨粗しょう症検診は1年に1回の検診である。受診可能回数などを考慮して、受診率などの成果指標を設定すべきである。  骨粗しょう症検診は、毎年、6月から7月の18日間、医師会に委託して実施している集団検診である。平成20年度実績は、最大受診可能数1,520名に対して、1,420名が受診した。今後とも、受診者を増やす必要があるが、現在の検診形態では満杯の状態である。予算拡充も視野に入れて、医師会とも調整を行ったりするなどの対策を立案する必要がある。	健康診査については、生活保護受給者に個別勧奨通知を送付し、受診を促したことにより、平成20年度27名だった受診者が平成22年度は90名に増加した。骨粗しょう症検診の受診率向上に向けての取り組みについては、委託先である医師会と調整中である。各種検診の成果指標に関しては、肝炎ウイルス検診の成果指標を平成22年度から40歳の方の受診率に、骨粗しょう症検診の成果指標を検診の定員に対しての受診者数にそれぞれ変更し、適切な成果指標の設定に努めた。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価			8. 総合評価			実施年度	総合評価				
						妥当性	効率性	有効性	貢献度						A 事業内容は適切である		
															B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
258	がん検診等事業	市民健康課	S36	-	〔目的〕 がんの早期発見に努め、治療に結びつけるとともに、がん予防に関する知識の普及啓発を行い、市民の健康保持・増進に資する。 〔手段〕 検診(施設・集団)業務を越谷市医師会へ委託して実施するとともに、市民に対し広報等によるPRする。	高	高	高	高	B	受診者数、受診率ともに増加しているが、まだ国の目標とするところには達していない。女性特有のがん検診推進事業を平成21年度より実施しているが、今後従来のがん検診と時期を合わせることでより利便性の向上が図れると考える。がん検診受診率は、平成20年度の特定健診実施開始年度は低下したが、特定健診が3年経過し、加入保険に関係なくがん検診を受けられることが少しずつ周知されてきている。精密検査受診率が78%であり、精密検査受診率を高める必要がある。	検討・見直し	精密検査が必要でありながら受診をしないのではがん検診を実施した意味がないため、精密検査未受診者動員を行う。国の動向を見ながら、がん検診事業の充実を図る。	16	B	受診率の向上を図るため、対象者に案内を出すなどシステムを利用する方向で検討されたい。施設検診としていくに伴い、検診を統合し選択できる方式に順次かえていくことを検討していただきたい。市内の施設のみでなく柔軟な対応も考慮し、住民の利便性をはかられたい。	従来、集団検診のみであった肺がん・結核検診について、平成19年度から個別検診を開始した。これにより胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診又は乳がん検診とあわせて同一医療機関で複数の検診を受診することができるようになった。また、特定健診の受診券にがん検診についての案内を同封するなど、受診率の向上に努めてきた。
259	機能訓練事業	市民健康課	S63	-	〔目的〕 心身の機能が低下しているが、介護保険の認定を受ける程度ではない方を中心に、機能の維持・回復を図り社会参加を促すとともに日常生活の自立を支援し、介護予防に努める。また、言語障害のある方の社会参加を促す。 〔手段〕 職員である理学療法士・作業療法士が中心になり実施するほか、医師・言語聴覚士については越谷市医師会等に委託して行う。	高	高	低	低	B	介護保険サービスの充実に伴い、参加者が減少している。「機能訓練教室については、1年で終了となっているが、いきいき教室・言語の教室については継続の参加者が多い。	検討・見直し	介護保険法・障害者自立支援法の各法制度の整合性を考え、健康づくり及び介護予防と自立支援を視点とした事業の展開、並びに担当各課との連携を図る。 運動習慣の継続による機能維持と質の確保のための啓発事業の実施	20	B	介護保険の認定を受ける程度ではない人を対象に日常生活の自立を支援する事業である。要介護者を増やさないための予防という側面を持っており、今後の市の介護事業の負担を軽減するという意味で重要な機能を果たしている。 現在の課題は、訓練参加者の固定化傾向があることである。そのために、参加者の流動性を測定する指標(例:新規参加者数と訓練卒業者数・自立活動者数の割合)等を設定し、自らの活動をモニタリングしていくことが重要である。	訓練参加者の固定化傾向が課題であることから、流動性を測定することができるよう、新規参加者及び修了者の割合を指標とした。
260	予防接種事業	市民健康課	-	-	〔目的〕 予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を適正かつ円滑に実施し、公衆衛生の向上に寄与する。 〔手段〕 対象者には通知を送付し、高齢者には広報等にて周知し、予防接種を受けることを奨励する。(新型インフルエンザワクチン接種に関しては、ほぼ全世代が対象のため個別通知実施しない)	高	高	高	高	B	今後も接種率の向上と安全な接種のために周知を図る。	検討・見直し	法律に準じ実施するが、定期接種以外の国の新たな事業についても市の実情を把握しつつ、市民の健康を守る観点から適切に対応していく。	21	B	幼児から高齢者までを対象として、市民の健康増進を図る上で、必須の事業である。BCG、及びポリオの受診率は、それぞれ98.0%、92.5%と極めて高い値である。しかし、BCGやポリオの予防接種は、さらに高い受診率を目指すべきであり、そのためには保護者の一層の理解を得るよう努めなければならない。特に、BCGの未受診者(59名)に対しては、個々のフォローを行うことによって、実質受診率=100%を目指す必要がある。 ポリオが、BCGに比べて受診率が低い原因として、接種方法の違い(BCGは個別接種、ポリオは集団接種)が考えられる。ワクチンの特性によって、ポリオの場合は、集団接種を取らざるを得ないという制約があることではあるが、個別接種を行っている自治体もある。何らかの工夫を行い、BCG並みの受診率を目指すようにしていただきたい。 〔市外での予防接種費用助成金〕(内部評価:継続)(外部評価:継続) 予防接種助成金は、市が現物給付できない県外等で接種した場合の助成金であり、その必要性は認められる。	接種率向上のため、健診をはじめあらゆる機会を捉え予防接種を受けていただくよう保護者に周知し、勧奨を行っている。 また、接種期間の短いBCGについては、対象者は限定されるが越谷市独自で1歳未満まで延長し、対応している。
261	歯科健康診査事業	市民健康課	H8	-	〔目的〕 生涯を通じて自らの歯で食べる楽しみを享受し、豊かな人生を送ることができるとを目的に、幼児から高齢者及び障害者まで、歯科保健に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防を図るとともに早期発見、早期治療を行うことにより健康の保持・増進を図る。 〔手段〕 成人歯科健康診査を個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診相談を実施する。越谷市歯科医師会へ業務委託により行う。また、歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催する。広報等により啓発する。	高	高	低	高	B	成人歯科健康診査は歯周疾患検診としての検診である。歯周疾患とメタボリックシンドロームの関係が明らかにされ受診者はやや増加しているが、更なる知識の普及が必要である。	検討・見直し	健康教育において、歯周疾患についての知識の普及を図る。	18	B	高齢者の歯の疾患の予防は重要であるが、歯周病が原因で内臓疾患をもたらし、健康全体がそこなわれつつある事例があることを広く理解させる取組が必要と思われる。検診対象者の5%前後の受診率はやむをえない点もあるが、一層周知活動に努めていただきたい。	歯科健診については、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の方に勧奨通知を送付し、受診率の向上に努めている。 また、歯周疾患については、歯科健康フェアや健康教育において知識の普及を図るとともに、平成18年度からは介護予防事業として、口腔保健に取り組んでいる。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少くあり事業の一部見直しが必要			
262	保健センター施設管理事業	市民健康課	S63	-	〔目的〕 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 〔手段〕 業務委託により、施設の維持管理を行う。	高	高	高	高	B	機械設備保守契約については、単年度契約から長期継続契約への移行を検討するなど、仕様の見直しを行う。	検査・見直し	22	B	市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設管理を行う事業である。 施設管理の具体的な事業内容についての活動指標・成果指標の設定がなく、業務委託内容及び施設の適切な維持管理内容が不明確である。SLA( Service Level Agreement/ サービス品質保証制度)を導入し、業務委託内容が誠実に履行されているか否かを確認することができる体制を整備することが必要である。 また、全般的にコストに対する意識の低さが見受けられる。施設管理に係る業務委託契約の半数が長期継続契約となっているが、個々の契約について、長期継続による効果の妥当性を検証する必要があるほか、保健センター施設管理部分に係る指定管理者制度の導入についても、より積極的に検証を進められたい。また、事業内容に比べて人工の資源投入量が大きいため、人件費の効率化についても更に進められたい。 なお、管理事業と改修事業を分割して評価しているが、全体像が見えにくくことから、一体的な評価を行う必要がある。	指摘いただいたSLAの導入については、保健センターに限らず全庁的な検討課題と考えている。コスト意識については、市民健康課は自ら施設を使用して(健)検・予防接種業務等を行うものであり、指定管理者等の導入についてはなじまないと考えている。 また、施設設備の維持管理や清掃などを長期継続契約にすることで、経済的・安定的な役務の提供が可能と考えられている。 例えば、平成22年度10月からの警備業務委託を60ヶ月の長期継続契約としたことで30万円(12ヶ月換算)ほどの委託料の軽減が認められた。 なお、活動指標を設備保守、清掃業務、警備業務の実施日数とし、成果指標を設備故障等の指摘により修繕等を実施した件数とした。
263	保健センター施設改修事業	市民健康課	S63	-	〔目的〕 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 〔手段〕 施設の緊急修繕や年次計画的な修繕を行う。	高	高	高	高	B	昭和63年に建設され、老朽化が進んでいることから、計画的な修繕が必要である。また、事業に支障が生じるような突発的な修繕については、早急に対応する必要がある。	検査・見直し	22	B	市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設改修を行う事業である。 年次計画的な修繕と突発的な不具合に対する修繕が一体的に評価されており、評価内容が曖昧である。改修計画に対する進捗状況を成果指標として設定するなど、活動指標及び成果指標の見直しが必要である。 施設管理台帳は整備されていないが、総合振興計画の実施計画において計画的に修繕・改修が行われている。また、建物及び設備の老朽化とこれに伴う修繕・改修費用の増大を危惧しつつも、他の施設との複合化や建て替えなどの方向性については、平成23年度からスタートする第4次総合振興計画・前期基本計画の策定の中で検討されている中核市への移行に伴う保健所建設に伴い、保健センターの建物そのものをどう活用していくか検討することになることから、現段階では明確にすることができない状況であるとのことであった。 将来を見据え、各時点で最良な施設管理を実施するため、施設管理におけるITの導入、アセットマネジメントやファンリティーマネジメントなどの導入により、修繕等が必要な場所・量を正確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。 このほか、事務事業評価が「保健センター施設管理事業」と「保健センター施設改修事業」に分けて実施されているため、市民からみて全体像が見えにくくなっている。他の関連する事務事業を含め再検討を行い、事務事業を一体化する必要があると思われる。	財政負担の大きい大規模な改修については、総合振興計画の実施計画において計画的に進めていく予定である。また、中核市移行に伴う保健所建設も視野に入れ、計画的な修繕ができるよう管理方法を検討していく。 施設管理と改修の一体化については、全庁的な状況も考慮し今後検討していく。
264	健康づくり推進事業	市民健康課	H9	-	〔目的〕 市民一人ひとりが健やかでより多き人生を送れるよう、自分の健康管理について関心を持ち、自ら健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法を普及するとともに、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援する。 〔手段〕 講座や講習会を開催する。内容により、住民ボランティア組織(食生活改善推進員協議会等)へ委託する。健康づくりを推進するためのボランティアを養成・育成する。	高	高	高	高	B	健康づくり事業開催回数を増やすにはマンパワーに限りがあるため、1回の開催で多くの方の参加が望まれるが、参加型の教室のほうが参加者の満足度は高く、知識の普及啓発には効果的である。開催形式等検討しながら、限りあるマンパワーで効果的な運営ができるよう検討が必要である。	検査・見直し	18	B	健康づくりの多様なメニューを抱え大変と思われるが、自分の健康管理に関心を持ち、健康づくりを支援しているのだということの啓発が一層必要である。そのため、免疫力を高めるための健康対策、機能低下にならないための健康づくり対策、予防習慣を啓発する活動等、関心を持ちやすいユニークで親しみのある事業活動を期待する。	市民ニーズにあわせた健康教室の実施に努めている。 例えばメタボ予備群を対象とした生活習慣病予防のための教室は、3ヶ月で3kg程度減量することを目標に15回程度の選択型講座を用意し、参加しやすい工夫をしている。また、教室終了後の自主グループ作りにつなげることに伴い、自らの健康は自ら守るという意識の一層の醸成と地域の支えあいを高めるための工夫もしている。今後も市民ニーズを的確に把握し、健康づくりの効果的な推進に取り組んでいきたい。
265	環境審議会運営事業	環境政策課	H12	-	〔目的〕 環境条例第25条に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全や創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。 〔手段〕 環境審議会は、商工団体・農業者団体を代表する者および学識経験者ならびに公募による市民15人で構成する。	高	高	高	高	A	市長からの諮問に応じ、環境に関する重要事項を審議し、答申している。	現状維持			平成24年度からも、環境管理計画、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進行状況等について審議を行っている。 引き続き環境施策に関する重要事項について審議を行っていく。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
266	環境保全推進事業	環境政策課	H12	-	〔目的〕 地球温暖化対策等の環境保全事業を推進する。 〔手段〕 地球温暖化対策実行計画を21～22年度の2ヵ年事業で策定する。環境大会の開催や「環境ファミリー宣言」「ECOこしがや推進事業所宣言」等を推進し、市民・事業者への環境啓発施設や雨水貯留槽設置者に対する助成、風力発電の業務委託等の環境施策を推進する。	高	高	高	高	B	平成21年度の評価で認識した地球温暖化対策実行計画については策定完了し、計画に従って進行管理していく。	検討・見直し	平成23年度から環境管理計画、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき環境施策を推進していく。 各計画の目標年次経過後は見直しを行い、新たな環境問題に的確に対応した施策を推進する。	22	B	地球温暖化対策等環境保全を推進するための事業であり、その手段として市民・事業者への環境啓発事業を実施するとともに各種助成や委託等により環境施策に取り組んでおり、必要性は高い。 近年、環境問題は重要視されており、環境問題を解決するためには市民の環境に対する理解と意識が不可欠である。市民、事業者の環境意識の向上を図るために、環境ファミリー宣言登録者を増やそうとする試みは評価できる。また、「ECOこしがや推進事業所宣言」の企業には、ホームページで公表するなど企業が登録を促される仕掛けがされている評価できる。 本事業は、環境保全課において担当する業務の多くを包含しているため、企画、調整等に多くの人工が投入されている実情がある。しかし、業務内容を精査、分析することによって、必ずしも正規職員が従事する必要のない作業を見出すことも可能である。これらの作業を、正規職員の代わりに臨時職員に担当させるなどの対策によりコスト削減意識をもって本事業に取り組んでいただきたい。 現行環境管理計画における取組項目は、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、生物多様性等多岐にわたり、現時点において目標に対する達成状況、進捗度を一覽で確認できる構成にはなっていない。環境管理計画は、環境共生のまちづくり推進の基本計画であり、行動計画であることから、市民に分かりやすい計画にする必要がある。このため、現在、2ヵ年事業として策定中の次期環境管理計画については、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、生物多様性等の各個別項目ごとの目標値、目標達成に向けたスケジュール、主たる実施主体等を明確化した計画とすることが望ましい。さらに、計画実施後は、市民が見て、現在、目標に対してどれくらいの進捗状況にあるのかを項目別に一目で分かるような一覽表をホームページに掲載し、定期的に更新する等の工夫をして、市民・事業者総ぐるみによる環境保全推進に努めていただきたい。 活動指標として、「ECOこしがや推進事業所宣言 登録企業数」「太陽光発電・雨水貯留槽の助成件数」の追加を提案したい。	地球温暖化等の環境問題に対処し、持続可能な社会を実現していくために、地球温暖化対策実行計画(地域施策編)に基づき、再生可能エネルギーの普及や省エネ・省資源等の環境施策を推進する。具体的には、市民・事業者に対する各種啓発事業を展開するとともに、エコカーや省エネ家電などの省エネ機器の促進やヒートアイランド対策などを推進する。 雨水貯留槽設置費等助成金(浄化槽転用)については、公共下水道の接続に伴い廃棄される浄化槽を利用して雨水貯留槽に転用する市民に対し、工事代金の一部を助成する制度であるが、公共下水道事業の進捗に伴い申請件数も少なくなってきたことから、下水道課等の関係各課と調整のうえ、平成24年度以降に、公共下水道の進捗状況に応じて終期を定める。 (環境保全推進事業は、23年度から地球温暖化対策推進事業と再生可能エネルギー推進事業に分割)
267	自然保護事業【ふるさといきもの調査事業】	環境政策課	H12	-	〔目的〕 市内に残された自然を保全する。 〔手段〕 市民との協働で、身近な場所に多様な生き物が生息できる良好な空間と、自然とのふれあいの場を確保することにより、自然環境に関する啓発を図る。尚、ふるさといきもの調査事業は、5年ごとに実施する事業のため、20年度で当面事業終了。次回調査は平成24年度の予定	低	高	高	高	B	自然保護という事業の性格上、必要性が実感しにくいので機会のあるごとに啓発を進める必要がある。	検討・見直し	平成24年度に、第4次ふるさといきもの調査を実施し、結果の公表等により自然保護への啓発を進める。 自然保護への理解をさらに推進するため、新たなイベント等の取り組みを検討する。	21	B	担当課が総合評価を「B」とした背景には、河川の汚れ等の認識があり、本事業の事業目的を広い視野で認識された結果と考え、活動の成果指標として、ビオトープの設置累計数等を設定することも考えられる。 また、5年毎に発行している「ふるさといきもの調査資料編」や10年毎に発行している「いきもの発見図鑑」は、観光推進事業等と連携し、市内散策コースのガイドにも活用できるものである。本事業の成果を、市民へ向けずにアピールするとともに、市民サービスの一層の向上に向けて他主管部署との連携強化を図らねばならない。	第3次ふるさといきもの調査(平成19・20年度実施)の結果をまとめた「ふるさといきもの調査資料編」、同時に発行した「越谷自然探訪 いきもの発見図鑑」をもとに、身近な自然環境の保護に向け、小中学校の総合学習などでの利用や市民への啓発、市内散策のガイドとしても活用できるよう取り組む。 また、平成24年度からの第4次ふるさといきもの調査に向けて、現在準備作業を進めている。
268	大気・水質対策事業	環境政策課	H13	-	〔目的〕 公害の未然防止および市民の生活環境を保全する。 〔手段〕 関係法令に基づき、大気や公共用水域に係る環境測定を実施するとともに、排出基準等規定されている特定施設に対しては立入調査等を実施し規制基準を遵守するよう指導を行う。	高	高	高	高	B	県からの委譲事務等業務内容の増大に伴い、所管事務の質的向上が必要であると思われる。また、当該事務における特定工場等の立入調査の充実を検討する。	検討・見直し	越谷市として市民の理解を得られる環境レベルの達成維持の検討する。また、工場等の監視や立入調査を行い今後予想される環境問題を把握する。 の達成に向けた人材育成(職員の専門的知識の向上等)や公害測定機器の充実等を計画的に行う。				
269	生活環境対策事業	環境政策課	-	-	〔目的〕 日常感じる騒音・振動・悪臭等の感覚公害を未然に防ぐとともに、すでに発生している事業に対しては、速やかに問題解決に取り組む。 〔手段〕 開発時等に事前指導を行い感覚公害の未然防止に努めるとともに、発生源に対しては立入調査・測定等を実施し現状を把握したうえで適切な指導を行う。	高	高	高	高	B	近年環境問題が重要視されている中、特に住工隣接している地域にあっては生活環境問題は解決が難しい状況が続いている。今後何らかの対策を検討する必要があると思われる。	検討・見直し	住宅と工場等が隣接している地域において、事業所等設置申請が提出された場合は、近隣の生活環境に配慮するよう、申請時に指導し、生活環境保全を図っていく。 住工と工場等が隣接している地域における苦情が寄せられている工場等に対しては、法令等の遵守と段階的な改善を指導し、当事者間のトラブルの解消を図っていく。	21	B	感覚公害の分野で、やむなく対応が後手に回ることあるものの、快適な生活環境を守るうえで必要不可欠な事業である。 成果として「苦情解決率」を設定しているが、分かりやすい指標として評価できる。また、住工隣接地の騒音問題において、当事者同士の話し合いの場を設けるなど、工夫もつかえる。 今後も、開発指導課との連携を強化し、事業者から提出される事業設置計画書等に対するチェックを欠かさず、問題発生防止に役立てていただきたい。	生活環境対策事業の評価指標として苦情解決率を設定しており、より解決率を向上させるため、すでに発生している案件等については速やかに対応できるよう当事者間での協議の場を設けるなど、段階的な改善を指導しながら引き続き取り組んでいる。 また、騒音・振動等の苦情の発生を抑える予防対策として、関係課との連携をより強化し、感覚公害発生の未然防止に努めている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
270	防疫活動促進事業	環境政策課	S33	-	〔目的〕 市民の保健衛生の向上に資するため、地区における自主的な防疫及び環境衛生整備活動を支援し、感染症の予防を図り、快適な市民生活を確保する。 〔手段〕 自治会が自主的に実施する防疫及び環境衛生活動に、乳剤、油剤、殺鼠剤などの必要な薬剤を無償で配布する。	高	高	高	高	B	平成22年度に乳剤を油性系から、環境に優しい水性乳剤に変更をした。地域で散布を実施していない地域への対応を行う。	検討・見直し	各自治会へ薬剤の配布を実施するとともに、自治会で購入する薬剤散布機購入の補助や市所有の散布機の貸出しを実施していく。 公衆衛生確保のため、引き続き環境に優しい水性乳剤の配布を実施していく。	16	B	事業の実施効果を見極めるため、成果指標の設定を考慮された。	各自治会の防疫活動の成果を確認するため、平成22年度から過去2年間の間に、薬剤の配布要望のあった約240自治会へ平成23年度からの薬剤要望調査を行った。調査結果は、要望自治会が約160自治会と減少し、今までの防疫活動の成果が現れた。平成23年度より水性乳剤の配布を実施し、さらに散布量の減少をし、環境に配慮した防疫活動を進めていく。
271	空地除草事業	環境政策課	S44	-	〔目的〕 市内の空地及び空地以外の土地に繁茂した雑草類を除去することにより、清潔な生活環境を保持する。 〔手段〕 市内の空地のうち申請のあった民有地の除草について、所有者の雑草等除去委託申請を受理し、除草実施費収金を金融機関に支払いついても、関係各課より依頼のあった市有地除草箇所とあわせて草刈除草委託を実施する。	高	高	高	高	B	民有地の除草は、市への委託によらず、土地所有者自らが行なうことが原則である。但し、所有者が遠隔地に居住している場合や高齢で除草作業ができない場合などについては、申請を受け除草を行う必要がある。 土地所有者に対して、所有地の環境改善について啓発を図っていく。	検討・見直し	空地の管理は、土地所有者の義務であることを基本に推進しているが、やむを得ず市に委託している土地所有者の大半は、市外に在住者であり、土地所有者が直接除草業者に委託することは難しい。また、繁茂した雑草類を土地に放置しておくことは、近隣住民からの苦情の増加や衛生上の問題等があるため、条例に基づき除草事業を継続していく。	18	B	地権者156名が所有する217ヶ所の空地の除草であるが、多くは市に除草の委託をしており、経費も完納の状況である。しかし、経費を負担して市が除草する図式を見直し、空地の雑草の除去対策に止まらず、空地の環境改善に向けた多面的な取組を市民ボランティアの働きを醸成して進めてほしい。また、地権者にも、環境改善は義務であるとの考え方を理解いただく取組を進めてほしい。	空地の管理及び環境改善については、地権者の義務であることを、市広報等で更に啓発していく。また、外部評価で指摘があった「ボランティアの活用」について検討したが、自己所有地は、所有者が自ら管理することが原則であること、ボランティアの方を活用して草を刈ることは、個人の財産である土地への立ち入りなどについて、承諾等の問題が生じる。除草作業は危険性を伴う作業のため、専門業者に委託することにより安全で効率的な業務の執行ができる。ボランティアの方に草刈作業をお願いした場合、作業中の怪我等の発生に対応した補償問題が生じる。除草対象全体面積が、約36,440㎡と大きく、また、草の繁茂状況に対応するため、現在は年2回の除草を条件としていることから、除草機械を持っている業者での対応でないといけない。除草面積が大きいため、入札により決定された業者が実施することで、除草委託単価は安価である。等の理由から、現状では市民ボランティアの方を活用することは、得策ではないとの結論に達し、今後についても現行の方法で事業を進めていく。
272	犬の登録等事業	環境政策課	-	-	〔目的〕 犬の登録管理及び狂犬病予防の注射を実施することにより、狂犬病の発生やまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。 〔手段〕 犬の登録管理として、登録、抹消等の事務を実施し、所有者への鑑札の発行、集合狂犬病予防注射通知や注射済票の発行事務を行う。	高	高	高	高	B	犬のしつけ教室や窓口を通じて、犬の登録制度や狂犬病予防注射の周知の徹底を図る。 犬の所有者に対して、登録制度や狂犬病予防注射の啓発を引き続き行っていく。	検討・見直し	こしがや広報や市ホームページに登録制度や集合狂犬病予防注射の日程などを掲載するとともに、自治会で啓発用のチラシ等を回覧いただき、制度の周知を図っていく。 犬の所有者に対して、登録制度や狂犬病予防注射の啓発を引き続き行っていく。	17	B	犬の登録管理を徹底し、狂犬病を予防することは重要である。保健所からの事務移管を前提として、獣医師会ならびに地域自治会等との連携を深め、犬の登録率向上を目指していただきたい。登録の電子申請化など、登録を容易にする手段は今後も引き続き検討をお願いする。また、予防注射の実施にあたっては、獣医師に委託する等、会との連携をさらに強化することを望む。	狂犬病予防注射については、集合注射実施のほか、越谷市狂犬病予防協会会員の獣医師と協定を結び、登録受付や注射済票の交付を委託し、飼主の利便性を図っている。また、飼犬の登録や狂犬病予防注射の実施向上を図る目的で、平成22年度には、犬・猫の飼い方のルールブックの内容を見直し改訂版を作成し、窓口等で新飼主等に配布を実施している。飼い主のマネー向上や制度の周知については、市広報への掲載や全自治会対象に「犬の飼い方」についての啓発チラシの回覧を行うとともに、獣医師の協力を得て登録率向上及び接種率向上を目指している。登録の電子化については、既にインターネットを通じ電子申請を導入している。また、鑑札・注射済票の交付については郵送で行っているため、利便性の向上を図るよう、今後も検討を進めていく。
273	廃棄物減量等推進審議会運営事業	環境資源課	H5	-	〔目的〕 廃棄物の減量及び資源化を推進する。 〔手段〕 廃棄物減量等推進審議会を開催し、総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議する。	高	高	高	高	B	一般廃棄物の減量、資源化の施策に関するコンセンサスを取得していくためには、必要な会議である。	検討・見直し	ごみの減量化、資源化の推進を図るためには、引き続き審議会を開催する。特に、多量排出事業者のごみの排出量抑制に取り組む。 平成32年度を目標年度とし、1人1日当たりのごみ排出量を800gとする。	17	B		
274	廃棄物減量等推進員事業	環境資源課	H18	-	〔目的〕 市と市民の協働により、廃棄物の減量及び資源化を推進する。 〔手段〕 各自治会から推薦を受けた方を廃棄物減量等推進員として委嘱し、家庭ごみの適正な処理方法の普及啓発を行う。	高	高	高	高	B	推進員の認識及び活動について、自治会間において温度差がある。	検討・見直し	推進員未選出自治会に対し、廃棄物減量等推進員制度による活動等を説明し、推進員の選出の協力を求めていく。また、推進員の役割等について、理解を求めていく。 一般廃棄物の減量、資源化のより一層の推進を図っていく。	19	B	家庭ごみの適正な処理方法の普及・啓発活動に向けた推進員の役割は大きい。推進員が動きやすい環境作りを行うとともに、新たにオープンするリサイクルプラザ啓発棟の有効利用と合わせて、推進員の啓発活動を計画的に行っていくことが重要である。	廃棄物減量等推進員から4半期ごとに、ごみ集積の様子及び分別の状況を報告いただいているほか、各地区ごとに年1回、推進員を集め報告会を開催し、推進員の要望等を確認し、ごみの減量・資源化の推進に努めている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称													
275	分別収集普及事業	環境資源課	H18	-	〔目的〕 正しい分別の普及啓発と分別方法の徹底を図る。 〔手段〕 ごみ収集カレンダーを作成し、全世帯に配布するとともに、各集積所にカゴやネット等を配布する。	高	高	高	高	B	・ごみ収集カレンダーを全戸配布しているが、紛失などによる再配布の増加や住民登録未登録者への配布により印刷部数が増加している。 ・ごみ集積所が増加傾向にある。	検査・見直し	全戸配布方式の精度向上策の検討 現状で判別できない二世帯住宅や住民登録未登録者へのカレンダー配布等の検討 現状のステーション方式によるごみの収集方法やごみの出し方の検討	23	B	ごみの正しい分別の普及啓発と分別方法の徹底を図るため、ごみ収集カレンダーを作成・配布するとともに、ごみ集積所の分別回収体制を整備・維持する事業である。 事業目的を達成するために、コスト削減や業務改善を常に意識しながら取り組んでいる点は評価できるが、過剰なサービス提供となっている感が否めない。 特に、事業費(旧収集業務センターアスベスト除去工事費分を除く)の約50%を占める「ごみ収集カレンダーの作成・配布」については、コスト削減に向けた取り組みを強化する必要がある。現行は、市内10地域ごとのカレンダーを毎年作成しているが、カレンダー方式とする明確な理由に乏しい。近隣自治体や全国の先進事例を参考に、より簡素化した方式に改められたい。 また、その配布については、現行はポスティングを主体としつつ、一部で自治会や町内会の協力も得ながら全戸配布を行っているが、今後は、自治会等を經由した配布方法に軸足を移し、配布コストを削減する必要がある。 なお、「紛失等による再配布や、住民登録未登録者への配布による印刷部数の増加」という課題については、現方法以外の充実を図ることを早急に検討されたい。 例えば、市ホームページ上での利用しやすいごみカレンダーの提供や、ごみ収集日のメール配信サービスなどを、ASP(Application Service Provider)方式により、低価格で提供する事業者も存在する。現状でも当該カレンダーをホームページから入手することが可能ではあるが、必ずしも利用しやすいとは言い難い。情報政策部門との連携を強化し、情報通信技術の積極的な導入・活用を検討されたい。 ごみ問題を解決していくためには、自治会等の協力を得る中で、地域住民の意識改革を促し、一定程度を住民に任せていくことが重要である。高齢化をその阻害要因として挙げているが、これは全国共通の課題であり、それを踏まえた上での取り組みが必要である。甲信越地方では、家庭ごみの有料化及び容器包装プラスチックの分別回収導入にあたり、市内各地域で150以上の説明会を開催し成果を挙げている自治体もあるとのことである。地域住民との共同により、行政コストの増加に歯止めをかけるための取り組みについても、その妥当性について検討されたい。 このほか、成果指標については、事業目的を踏まえると、市民の「分別に対する理解度・浸透度」や、「不純物の混入率」などを指標として設定することを提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
276	可燃物収集運搬事業	環境資源課	S33	-	〔目的〕 一般家庭から排出される可燃ごみの収集運搬業務を効率的に行う。 〔手段〕 越谷市全域を週2回(月・木)(火・金)(水・土)の3コースに分けて、各家庭から排出される可燃ごみを定期的に収集する。	高	高	高	高	B	・ごみ集積所が増加傾向にあり、収集に要する時間が増加している。	検査・見直し	ごみ集積所に排出される事業系ごみの徹底指導 現状のステーション方式の見直しを含め、ごみの出し方の検討	21	B	可燃ごみ分別の不徹底によるコスト増大の対策として、有料化を検討中とのことであるが、効果が期待できると思われる事業については、早期に結論を出し、実施に移すべきである。 また、事業系ごみの出し方については、今後とも現場パトロールの強化などを通して、きめ細かい対応をとられたい。	廃棄物減量等推進審議会において、ごみ処理に係る費用負担(家庭系ごみの有料化、事業系ごみの手数料改定)のあり方について検討している。 また、事業系ごみの出し方については、現場のパトロール強化を図るとともに、悪質な不法投棄者には、警察署と連携しながら対応している。
277	資源物等収集運搬事業	環境資源課	H18	-	〔目的〕 家庭から排出されるごみの減量及び資源物の有効活用を促進する。 〔手段〕 ごみ集積所に排出される資源物(古紙類、ペットボトル、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみなど)を定期的に収集し、施設に搬入する。	高	高	高	高	B	資源物の分別の普及と効率的な分別方法の検討	検査・見直し	雑紙等の資源物の分別方法の普及によるリサイクル率のアップ 更なる分別種類の検討と効率的な収集体制の検討	23	B	家庭から排出される資源物を、外部事業者への業務委託により定期的に収集し、施設に搬入するとともに、家庭ごみの減量を促進する事業である。 資源ごみの回収及び有効活用により、可燃ごみの収集量は、平成17年度比で約11,800トン減少している。また、近隣自治体と共同で設置している一部事務組合が運営するごみ焼却場への負担金も、可燃ごみの処分量減少に伴い同年比約4,700万円の減額となり、コスト削減を図りながら、事業目的の達成に向けて取り組んでいる点は評価に値する。 今後は、一層のコスト削減を図ると共に、事業の進捗状況を的確な把握によって成果をさらに高めるために、活動指標や成果指標の見直しが必要である。 コスト削減については、ごみ収集区域及び収集車回収コースの見直しや、集団回収の普及促進によって、収集運搬に關する委託費を削減することに努められたい。また、売却可能な資源ごみの回収については、買取事業者に回収させるなどの方法を検証されたい。 活動指標については、回収の効率化を把握するために収集車1台あたりの回収量、成果指標については、ごみの減量実績や焼却場負担金の減額状況、資源物売払い率(=売払い量/収集量)など、努力の成果が見えるような指標設定を提案したい。 なお、成果指標として設定されている「売払い収入額は、認識のとおり、市場での取引価格の変動により左右されるため、活動指標とすることが適切である。収入額に關する指標を成果指標に設けるのであれば、資源投入量のうちのコストに対する売払い収入の割合を目標として設定し、その目標の達成率を成果指標とすることを提案したい。 このほか、資源物の売払い収入については、全額を一般財源に充当せず、毎年度一定割合を基金として積み立て、将来発生することが予測されるリサイクルプラザの改修や修繕費用に充てることを提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少く事業の一部見直しが必要				
278	粗大ごみ収集運搬事業	環境資源課	H3	-	〔目的〕 市民の生活環境を維持するため、各家庭から排出される粗大ごみを収集する。 〔手段〕 不燃ごみの収集区域ごとに収集日指定し、自宅及びごみ集積所にて家庭から排出される粗大ごみを迅速かつ確実に収集し、リサイクルプラザに搬入する。	高	低	高	高	B	粗大ごみの収集件数の減少に伴う単位当たりのコストが増加している。	検討・見直し	適正な収集件数見込みと委託料の算定根拠の検討 効率的な収集体制の検討	20	B	事業内容は、粗大ごみの収集及び処理場への搬入であり、その点においては適切な外部委託である。 課題は、リサイクル率アップ、減量化、手続の効率化である。 については市民へのアピール、は粗大ごみ処理券有料シールの採用や、パソコンシステムを活用した事務処理の導入の推進を期待する。	リサイクルプラザ啓発施設において収集した家具の一部を修理・再生して販売している。また電話受付の際に、適切な排出方法を案内するなど、さらなる減量化を図っている。粗大ごみ収集は21年9月より粗大ごみシールを導入し、より利便性の高い収集システムを整えるとともに、携帯電話からの収集予約システムを構築した。今後も市民の利便性向上を目的とした事務の改善を行っている。
279	公共施設廃棄物処理事業	環境資源課	-	-	〔目的〕 市の公共施設から排出されるごみを適正に処理する。 〔手段〕 可燃ごみは週2回の定期収集(東埼玉資源環境組合に搬入)、資源物等(びん・缶)、不燃ごみ、危険ごみは隔週1回(越谷市リサイクルプラザ)	高	高	高	高	B	雑紙等の資源物の分別の徹底による可燃ごみの減量	検討・見直し	可燃ごみに混入している資源物の分別徹底 各施設における廃棄物の排出抑制と分別の徹底	21	B	ごみの15種類分別に対する効果は期待できるが、分別を徹底させることがポイントとなる。 継続的に周知を図り、減量とリサイクル化に対する具体策を策定し推進していただきたい。	全職員を対象に年2回実施している「地球環境にやさしい越谷市率先計画」において、「用紙使用量の削減」、「ごみ量の削減とリサイクルの推進」に関する行動調査を実施することにより、環境に配慮し、ごみ減量に対する意識付けと啓発活動を継続的にを行い、ごみ減量に努めている。
280	動物死体収集事業	環境資源課	S61	-	〔目的〕 公衆衛生を維持すること 〔手段〕 専門業者へ委託することにより、道路や敷地内に放置された野良の動物死体及び飼育動物の戸別有料収集・処理を行う。	高	高	高	高	B	ペットの動物死体の処理方法が周知されていない。	検討・見直し	越谷市斎場などによる飼い主による個別火葬の推奨 飼い主によるペットの処理を継続していく必要があるか検討	18	B	飼い主がいる動物死体については、市民感情から、市の斎場で扱うようにすることを検討するが、現行3,500円の受益者負担額の増額を検討していただきたい。年間2,000体もの動物死体を処理し、1,000万円の経費が使われていることについて、市民のご意見を確認したい。路上放置の動物死体の処理は現行のままでも止むをえないと思われるが、動物を愛護する気持を啓発することを望む。	飼い主がいる動物死体については、委託料相当額を全額自己負担していただくよう平成21年度から動物死体処理手数料を3,500円から7,350円に改定し、市の負担をなくした。 また、斎場においても動物死体の火葬を行っていることを紹介している。
281	環境美化事業	環境資源課	-	-	〔目的〕 地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを図る。 〔手段〕 ポイ捨て及び飼育犬のふんの放置防止や不法投棄物、清掃活動等により集められたごみの収集・処分を行うとともに、不法投棄の恐れがある箇所等に啓発看板を設置する。	高	高	高	高	B	環境美化意識の啓発 不法投棄への対策	検討・見直し	施設管理者による不法投棄パトロールの強化並びに道路や公園などの管理の徹底。自治会による地域清掃活動へ支援を行い、環境美化意識の啓発 不法投棄対策の強化(警察OBの採用など)	19	B	ごみの不法投棄、タバコのポイ捨て等、住民のモラル向上対策は重要課題である。 新たに制定される路上喫煙禁止条例に期待するところは大きい。 不法投棄防止のパトロール継続とともに、自治会やボランティア清掃団体の環境美化活動への支援の拡充を図る必要性も考えられる。	平成20年4月1日に施行した「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」により、路上等の公共の場所などにおけるタバコのポイ捨て防止を図った。
282	し尿収集事業	環境資源課	-	-	〔目的〕 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 一般家庭等から排出されるし尿を業者に委託して定期的に収集運搬を行う。	高	高	高	高	B	公共下水道接続区域の拡大及び合併処理浄化槽の普及により、し尿取り世帯が減少している。	検討・見直し	平成24年度に向け、大規模災害時に対応可能なし尿取り収集車両の台数を検討する。 今後は、委託料の算定方法に可燃ごみ等の委託料の算定方法を取り入れることを検討するとともに、大規模災害時に対応できる浄化槽の清掃許可車両も含めし尿取り収集体制の確立を図る。	20	B	対象世帯は2,800程度と多くはないが、現状では継続が必要な事業である。今後検討すべきものとして浄化槽設置の推進があるが、補助金額のアップがどの程度効果的かを調べる必要がある。また、同時に市民への周知も欠かせない。 なお、災害時の対応については、危機管理課の防災施設整備計画担当との協議も必要と思われる。	8業者9台の委託車両台数を5業者6台まで減車し、し尿取り世帯の減少に対応している。今後も、更なる災害時に必要な収集体制を検証していく。
283	最終処分場維持管理事業	環境資源課	H2	-	〔目的〕 一般廃棄物最終処分場の安全を確保する。 〔手段〕 地下水の水質検査を月1回、各種機器の保守点検及び運転管理を月8回の巡回管理方式で、維持管理を行う。	高	高	高	高	B	浸出水を常時適正水準の水質に保つように維持管理する。	検討・見直し	安全性を確保するための各機器の保守管理や水質検査を行う。 また、迅速な機器の修繕を行う。 適正な施設の維持管理を行うための計画的な修繕の実施	21	B	本事業は、委託事業として行っている。水質検査は重要であり、万一ミスがあると、将来取り返しのつかない事態にもなりかねない。 現在、検査は職員立会いのもとで行われているが、結果報告においては環境資源課のチェック基準をマニュアル化するなど、チェック漏れ防止及びノウハウの伝達を考慮すべきである。	平成23年度より業務担当に浄水場、ポンプ場等の電気、機械等の保守管理の経験がある職員を配置し、さらに適正な維持管理を図っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
284	破砕物等搬出事業	環境資源課	H18	-	<p>〔目的〕 一般家庭から排出される不燃ごみ、缶、びん類、粗大ごみを再資源化するため、リサイクルプラザ資源化施設において選別・破砕処理を行った後の残渣や、不法投棄により回収した家電リサイクル法対象機器、その他の処理困難物をそれぞれの処分場に運搬する。</p> <p>〔手段〕 リサイクルプラザ資源化施設から出たものを、それぞれ業者に委託し、可燃物は東埼玉資源環境組合に運び、不燃物等は、それぞれの処理施設に運ぶ。</p>	高	高	高	高	B	不法投棄や処理困難物の廃棄にかかる処理経費の負担削減	検討・見直し	<p>更なる分別・資源化の徹底による排出量の減少 不法投棄の防止などによるごみの減量</p>	20	B	<p>破砕可燃物等を処理場へ搬入する事業であり、搬入の外部委託は適切である。課題としては、事業費の80%を占める不法投棄物や乾電池等の廃棄にかかる処理委託費の削減である。解決には、市民の理解が求められるので、より効果的なPR活動を行い、ごみの減量に努力していただきたい。</p>	<p>更なる分別、資源化を徹底し、可燃、不燃物残渣及び処理困難物の搬出量の減少を図り、不法投棄防止パトロールやリサイクルプラザ啓発施設での効果的な啓発を図っていく。</p>
285	リサイクルプラザ啓発施設管理事業(修理再生等啓発事業)	環境資源課	H20	-	<p>〔目的〕 ごみの減量、リサイクルの啓発を図る。</p> <p>〔手段〕 リサイクルプラザで年5回行うリユース展やリサイクル工作教室などを実施し、ごみの減量や再利用・再利用を市民に促す。</p>	低	高	高	高	B	<p>再使用・再生利用の意識の高揚を図るとともに、ごみの減量化、資源化に関心を高める必要がある。</p>	検討・見直し	<p>一般市民だけでなく、市内学校、公共施設、各種団体に対し、引き続き一層のごみの減量、資源化についての広報活動を行い、リユース展や講座さらなる充実に取り組む。 市民ニーズを把握し、より充実した事業に取り組む、また、ボランティア団体の活用を図る。</p>	22	C	<p>廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処分を行い、生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として設置された、「越谷市リサイクルプラザ」において、ゴミの減量やリサイクル等の普及啓発を行う事業である。 しかしながら、本事業の目的については、普及啓発に留まらず、ゴミの減量や再使用・再生利用について、市民が自ら率先して行動できるところまで次元を高めることが求められており、具体的な事業内容の妥当性について検証を行うべき点が見受けられる。 平成19年度の施設閉館以降、来館者数は増加しているが、啓発活動の結果として、ゴミの減量や再使用・再生利用が進んだか否かが判断できないため、適切な成果指標の設定が必要である。活動指標として「自主事業の実施回数」、「自主事業の参加率(参加者数/募集人員)」、「修理再生品の製作台数」などを、成果指標として「自主事業実施回数目標の達成率」、「自主事業参加率の達成率」、「ごみの減少量」、「修理再生品の製作台数目標に対する達成率」、「修理再生品の販売台数又は販売額」等を設定することを検討されたい。 リユース展及びリサイクル教室については、一定規模の収入、ゴミ減量、リサイクルに関する普及啓発に大きく寄与しており、効果のある事業として認められるが、これらの業務に対する従事時間を積算して正規・臨時職員の業務量が年間207人では過大ではないか。あるいは、他の事業への従事時間が、本事業への従事時間として積算されている可能性はないか、いずれにしても、人工の積算が不明確であり、市民から見た場合「人件費の割合が大きい」と認識される可能性が高い。今後は、事業の進め方においてボランティアの活用や市民団体との連携などを積極的に進め、業務効率化を図る必要がある。 根拠法令である、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、本事業内容に制約を課するものでないため、目的を絞った事業推進とコスト削減の方策を真摯に考える必要がある。特に、図書コーナーについては、有効に活用されているとはいえず、より効果的な活用に向けて、具体策を早急に講じる必要がある。 啓発活動の効果はすぐに現れるものではないが、「箱物行政」との批判を受けないよう、ボランティア団体や市民ひとりひとりの働きかけ、協働による事業推進など、地道な啓発活動に努められたい。 なお、事務事業評価が細分化されていることにより、市民から見て事業の全体像や背景が見えにくいため、事務事業のくくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民から見て分かりやすくするように改善する必要がある。</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民、事業者、行政の三者協働によるごみの減量化に取り組んだ結果、排出量と最終処分量については、目標値を達成した。しかし、リサイクル率は未達成であり、引き続き、普及啓発に努めていく必要がある。特に、雑紙を回収することが、リサイクル率を上げる方策である。雑紙については、多種多様であり、資源化が進んでいない状況であり、リサイクルプラザに來館、見学することで、学習ができるようにパネルに展示するなど、より多く回収できるよう努めている。 ボランティア団体については、今後、各種のリサイクルに関する教室、講座等を開催し、その中から、リサイクル関連事業が推進できるような団体を育成していきたいと考えている。</p>
286	粗大ごみ受付業務事業	環境資源課	H3	-	<p>〔目的〕 粗大ごみ戸別有料収集の事前申込みの受付</p> <p>〔手段〕 電話による収集申込みが年間約30,000件あり、この受付を迅速に行う。</p>	高	低	高	高	B	申し込み受付並びに収集依頼体制の整備等による事務の効率化	検討・見直し	<p>粗大ごみ申込み処理体制の確立 粗大ごみ受付と運動した処理システムの導入による事務の効率化</p>	17	B	<p>粗大ごみに関する問合せについては、インターネット等の活用により事業内容を広報し、事前に市民の理解を得られる方法を検討する。また、運搬費は一律にするなど、事業内容を単純化し、業務全体を標準化することにより市民にとってわかりやすく、また業務の実施にあたっては効率化することを願う。申し込み受付については、県の電子申請システムでの受付が実施されているが、さらに申し込み方法の説明を表示しながら入力できる機能追加を検討するなど、市民からの問合せ対応に効率よく対応できる方法の検討を望む。</p>	<p>適宜、ホームページ改訂を行う等、事業の広報周知を図っている。収集運搬手数料の料金体系はシール化により400円、800円、1200円の三種類に変更し単純化を行った。電子申請システムも見直しを行い、携帯電話からも受付できるよう改善した。今後も市民からの問い合わせに適切に対応できるよう事務の効率化を図っていく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業	
						7. 個別評価			8. 総合評価			実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	A						B
287	リサイクルプラザ資源化施設管理事業（不燃ごみ収集等事業+リサイクルプラザ施設管理費）	環境資源課	H18	-	〔目的〕 廃棄物の資源化及び減量を図る。 〔手段〕 資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率的に処理し、資源物を選別するため、運転管理等を委託することにより、資源化施設の維持管理を行う。	高	高	高	B	コストを意識した管理体制の構築	検討・見直し	22	C	<p>廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処分を行い、生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として設置された、「越谷市リサイクルプラザ」の施設管理、及び不燃ごみの収集等を行う事業である。</p> <p>施設管理については、目的と手段の設定が曖昧である。「目的:廃棄物を効率的に処理し、資源物を選別することにより、廃棄物の資源化及び減量を図る。」「手段:運転管理等を専門の知識を有する者に委託することにより施設の適正な維持管理を行う。」とするなど、再度、事業目的の設定から検討する必要がある。</p> <p>また、活動指標や成果指標も不適切な状態となっていることから、活動指標については「廃棄物の処理(選別)能力(52t/日)」、「運転トラブルの発生回数」などを、成果指標についても「搬入された廃棄物の資源化率(資源化できた廃棄物/搬入量)」、「ゴミの減少量」などを指標として設定することを検討されたい。</p> <p>業務委託契約については、市の方針により長期継続契約が導入されており、単年契約を行った場合とのコスト比較も実施されている。今後も、契約更新時には単年契約とのコスト比較を着実にし、コスト削減に努められたい。なお、清掃業務については仕様書の再検証を行い、施設の稼働状況や利用率に見合った業務内容とすべきである。</p> <p>施設維持管理における修繕の計画・見直しについては、運転管理委託先より提言を受け、耐用年数や稼働率から修繕の必要性を決定しているとのことである。また、委託事業者と市職員で構成される定例会議も月1回開催するなど、委託事業者との間で情報を共有するための体制も確保されている。修繕の計画・見直しについては、今後も職員が主体性を持って積極的に関わり、効率的な修繕の実施に努められたい。</p> <p>経年とともに増大する修繕費用の緩和対策として有効である、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」については、既存の業務委託契約の中で実施しているとのことであるが、より効率性を高めるため、建築ストックマネジメントの導入について検討に着手されたい。</p> <p>なお、ごみの資源化や分別作業等を委託しているにもかかわらず、人件費の金額が大きいことについては、今回のヒアリング(再ヒアリングを含む)で明確な説明を得られなかった。人件費の積算根拠や事業の運営体制について、市民に対してわかりやすい説明ができるように整理されたい。同時に、作業内容の整理・効率化を進め、重複する作業については他の事業との一本化を行うなどして、人件費を削減する必要があると考える。</p> <p>さらに、既存の関係審議会の活用も念頭に置きつつ、外部有識者を加えた、リサイクルプラザの運営体制や事業内容の妥当性を検証するため組織(運営委員会)の設置を検討されたい。</p> <p>不燃ごみ収集等事業については、コスト削減に向けた取り組みを強化するほか、普及啓発による更なるゴミの減量に向けた取組を進められたい。</p> <p>本事業は、市民からの注目度も高い環境関連事業であるため、事業内容について市民へのわかりやすい説明とともに、効率的・効果的な事業運営に努められたい。</p>	<p>平成23年度より、本庁舎等で施設管理を担当していた技術系職員を配置し、施設のトラブル等に関しても運転委託事業者と十分検討し、対応を図っている。また、平成24年度は運転管理業務委託、清掃業務委託の長期継続契約更新の年度であるので、仕様書等を見直し、さらに効率的な業務委託契約を図りたい。</p> <p>不燃ごみ収集事業については、適正な分別がリサイクルプラザの処理施設の効率的な運用や長寿命化と大きく関係していることから、市民に対する啓発を図る。</p>
288	東埼玉資源環境組合負担金事業	環境資源課	S36	-	〔目的〕 東埼玉資源環境組合において、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家庭から排出される可燃ごみ、伐採枝、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。 〔手段〕 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町で負担金を支払う。	高	高	高	A	越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家庭から排出される可燃ごみ等が、東埼玉資源環境組合において適正に処理されていることから事業内容は適正であると思われる。	現状維持				
289	資源回収奨励補助金交付事業	環境資源課	H1	-	〔目的〕 ごみの減量による処理経費の節減及び資源の有効利用に対する市民意識の高揚を図り、併せて地域コミュニティづくりを促進する。 〔手段〕 自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。	高	高	高	B	自治会等の団体に対し、資源化の意識啓発を図り、活動団体の増加に取り組む。また、既に活動している団体に対し、雑誌回収の啓発に取り組む。登録団体による、雑誌の回収に努める。	検討・見直し	18	B	<p>リサイクル活動の促進とごみ減量に回収奨励補助金を交付することは大変有効な事業と見做す。ごみ処理経費1キログラム当たり17円に対し、8円の補助金も妥当と考える。将来、補助金額の単価の見直しを考えられるが、単位当たりのごみ処理経費の大幅な縮減がなされる場合は別として、補助金が地域社会コミュニティ育成に活用されている点も考慮していただきたい。</p>	<p>市民の資源有効利用に対する意識の高揚を図ることから、制度の重要性を認識している。団体の運営にあたり当該補助金が有効に活用されていることから、今後も適正な補助単価の維持に努めたい。</p>
290	家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業	環境資源課	H12	-	〔目的〕 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進する。 〔手段〕 生ごみ処理機器を購入する世帯に対し、補助金を交付する。	高	高	高	B	家庭から排出される生ごみについて、処理機器による減量の認識が低い。	検討・見直し	19	B	<p>生ごみ収集は市民生活にとって不可欠な事業である。単に、「生ごみ処理機器購入費の補助」の周知活動にとどまらず、家庭での生ごみの処理が、市全体の生ごみの減量、ごみの資源化に有意義であることについて、積極的に啓発されることを期待する。</p>	<p>過去5年間1世帯当たり平均で年間約170kg処理をされ、ごみ減量が図られている。今後も引き続き、各種の広報媒体を通じ制度の啓発に努めるとともに、市内の公共施設にパンフレットの配布を行っていく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			事業内容は適切である					
												A	B				
C	D																
291	合併処理浄化槽普及事業	環境資源課	S63	-	〔目的〕 公共用水域の水質汚濁の防止と環境衛生の向上 〔手段〕 市街化調整区域に居住用の生活排水設備として合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。	高	低	高	高	B	従前、新築についても補助を行ってきたが、これを汲み取り便槽・単独式浄化槽からの転換の場合にのみ限定し、より厚く補助することにより、汲み取り便槽・単独式浄化槽からの合併式浄化槽への転換について、インセンティブを与える。	検討・見直し	平成23年度より、合併浄化槽へ転換に対する補助金を増額し、生活排水の水質向上を図る。平成37年度までに、生活排水処理人口100%を達成する。	16	B	補助金のみではなく、残額の融資も検討され普及をめざされたい。	し尿汲取りまたは単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助金について、国・県の補助単価にさらに20万円上乗せをするとともに、配管費用上限20万円を新たに補助することとし一層の転換を図っていく。併せて新設の補助を廃止した。 〔例〕5人槽 旧補助金上限392千円、新補助金上限792千円
292	産業雇用支援センター管理事業	産業支援課	H16	-	〔目的〕 産業雇用支援センターに来庁する市民等が安全に利用できるよう施設管理を行う。 〔手段〕 委託等により施設の保守管理を実施し、適正な運営管理に努める。	高	高	高	高	B	施設利用率の向上	検討・見直し	施設の利用者を工場させるため、施設利用のPRを実施するとともに、施設の保守管理に努め、施設の適正管理を行う。				
293	相談事業	産業支援課	S53	-	〔目的〕 事業者・労働者・市民からの労働問題に関する相談の解決を図る。また、家庭外で働くことが困難で内職を希望する方の就労支援を行う。 〔手段〕 社会保険労務士による労働相談及び委嘱相談員による内職相談を実施する。	高	高	高	高	B	内職相談における求人件数の確保	検討・見直し	労働相談において、理想は常時相談を受けられる体制づくりだが、関係機関を紹介し相談者に対して100%の受付はできている。内職については内職希望者に比べ求人数が少なく斡旋率が低いため求人数の確保を図る。	21	B	労働相談及び内職相談ともに、市民から見て身近な市役所で行われていることにはメリットがあり、今後も継続の必要性は認められる。 内職相談については、ハローワークをはじめ市内の他所では行っていないため有用である。なお、求人開拓を行う上では、その具体策を明確にする必要がある。 労働相談においては、相談日を週2回程度に増やす検討が必要と考えられる。成果指標として相談受付率を設けているが、さらに推し進めて、相談者の満足度など質的な成果指標を設定することが望ましい。 平成17年度以降、相談件数がともに減少傾向にあるのは、相談場所の移転に伴うものと懸念されるが、正確な原因究明が必要である。	内職相談については、内職の仕事をしたと希望する市民が多くあり、求人企業の確保が急務であるが、新たな企業の開拓とともに登録済みの企業に対しても定期的に電話連絡等により状況把握をして求人を確保していく。 また、労働相談については、雇用情勢等に大きく影響されるが、相談件数等の状況を見ながら相談日の回数については検討していく。
294	高齢者支援事業	産業支援課	S57	-	〔目的〕 高齢者の補助的、短期的な就業を通じて高齢者が自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実、社会参加への就業機会の増大と福祉の増進を図るための事業及び能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するためシルバー人材センターが行う事業に対し補助金を交付し、シルバー人材センターの事業推進を図る。 〔手段〕 補助金交付要綱に基づく補助金を交付して支援する。	高	高	高	高	B	シルバー人材センターの自主財源による運営	検討・見直し	シルバー人材センターにおいて策定された中長期計画に沿った運営が実施されていくよう指導を行っていく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価 A 事業内容は適切である B 課題が少く事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は	実施年度		総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							
																高
高	高	高	B													
				295	若年者等就職支援事業	産業支援課	H17	-	〔目的〕 若年者・女性・中高年等の就職支援を実施する。 〔手段〕 専門のキャリアコンサルタント(相談員)を1名配置し、個々のニーズを踏まえ、就職に向けた一貫した相談援助を実施する。	高	高	高	高	B	相談が長期化している方の支援	キャリアコンサルタントによる相談のほか、臨床心理士によるフォロー体制を継続し、相談者の実情にあった相談を行い、長期相談者の就職に対応する。
296	能力開発支援事業	産業支援課	S55	-	〔目的〕 勤労者等の能力開発及び人材育成を推進する。 〔手段〕 勤労者・事業主等を対象とした労働学院及び簿記講習会を開催するほか、就職を希望する方を対象に就職支援セミナーを実施する。また、人材育成を支援するため、OA室の貸出しを実施する。	高	高	高	高	B	共催事業もあり、関係機関との調整により事業が変化することが考えられる。	平成23年度は、事業内容を検討し時代に即した講座を開催する。 良好な労働環境づくりや雇用促進を図るため、多くの方が参加できるよう実施内容の充実を図る。	22	B	勤労者・事業主・就職希望者等を対象に各種講習会、セミナーを開催し、勤労者等の職業能力開発及び人材育成を推進する事業である。 景気低迷等の影響で雇用環境が悪化しており、就職活動を推進するために個人の能力を高めることは必要であり、勤労者の人材育成のためにも意義があることは理解できる。その上で、例えば簿記講座やパソコン講座等が民間においても開講されている現状を鑑み、改めて市が事業主体となって行う妥当性、有効性、必要性等について、改めて整理することによって、民間が開講する講座との相違、勤労者や事業主等が市主催講座を活用する意義についても明確化されるものと考えられる。 ただ単に講座を行うだけでなく、時代に即したセミナーを開催し、求職者の就職に結びつけるとともに勤労者の能力向上に結びつけることによって、雇用の創出につなげていただきたい。また、企業がどのような人材、能力を必要としているかを受講者アンケートや事業主への就業支援アドバイザー(仮称)による訪問活動等により具体的な把握をし、そのニーズに基づいたセミナーを開催すべきである。 本事業の強みは、産業雇用を支援する総合窓口である産業雇用支援センターにおいて実施され、1階に拠点のあるハローワークと緊密な連携が図られている点であり、評価できる。今後もハローワークとの連携を継続、拡大させ、受講者の満足度向上とともに就業支援に努めていただきたい。 また、ポータルサイトである「こしが@iネット」を能力開発支援のツールとして有効活用している点も評価できる。活動結果指標に、「こしが@iネットアクセス件数」を加える等、就業支援ポータルサイトとしての機能を一層拡充させ、一層の関連情報提供に努められたい。 昨年度策定された産業振興ビジョンにおいて、雇用支援、能力開発のための施策も盛り込まれた点も評価できる。産業支援の方向性として、ビジョンでは、新産業の創出、ソフトウェア産業の創出が打ち出されている。環境、エネルギー、福祉、健康関連の新産業やこれらの産業創出を支援する基盤となるソフトウェア産業等に職を求めている人に対して、新しい教育プログラムを立案・開講し、多くの就職希望者の就業支援に取り組んでいただきたい。 成果指標として、「受講者の満足度」を提案したい。受講者へのアンケートから数値化できるのではないかと。	市が開催する講座は、広く一般に受け入れられる内容の講座を開催する必要がある。また、経済状況の変化により新たなニーズが必要となるため、その時々々の経済状況を把握し、新たな講座を開催し受講者が満足できるような講座を検討したい。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要			総合評価で認識した課題は	実施年度		総合評価	11. 外部評価 【 】は、補助金等名称	
																				高	高
297	勤労者等福利厚生事業	産業支援課	S53	-	〔目的〕 市内産業の向上に貢献した事業所及び従業員を表彰し、地域経済の活性化を図る。また、勤労者の生活向上、福祉の増進、雇用の安定等を図る。 〔手段〕 越谷市商工会との共催により優良事業所・優良従業員表彰を実施する。また、勤労者団体に対し、福利厚生事業費補助金を交付する。	高	高	低	高	B	制度の周知を図り、地域経済の一層の活性化を図る。	検討・見直し	勤労者の福利厚生事業として定着し、地域経済の活性化につながっているが、さらに制度の周知を図り一層の活性化につなげていく。	17	B	昭和三十五年より永年継続している事業であり、地域経済の発展を目的とした当初の表彰の意義は既に薄められているが、平成14年度から制度の見直しに取り組まれている。さらに、市内で長年地道に伝統技術の向上に取り組まれている事業者に対してスポットをあて、技術の伝承とあわせ、市民の働き甲斐を掘り起こすような施策の検討もお願いしたい。	市内には、だるま組合、米糞組合、ひな人形組合、桐たんす組合、桐箱組合等の伝統的手工芸品があり、長年の伝統を受け継ぐ技能者を表彰している。他の業種組合を含め優れた技能功労者を積極的に表彰していく。				
298	商工対策委員会運営事業	産業支援課	S48	-	〔目的〕 市が実施する商工行政における重要な課題や今後の方針などについて、市長の諮問に応じ調査・審議する。 〔手段〕 越谷市商工対策委員会を開催する。 越谷市商工対策委員会委員 12名 (1)商工会を代表するもの 5名 (2)知識経験者 7名	高	高	高	高	A	商工行政の実施内容に対し、いろいろな立場のかたからの意見・提言を聞くことにより、事業運営に反映できる。今後も、効率的な運営ができるよう検討していく。	現状維持	経済環境の変化に対応すべく、適宜開催していく。								
299	産業情報化推進事業	産業支援課	H15	-	〔目的〕 急激に進展する高度情報化に対応するため、市内産業(商・工・農業等)の情報化推進を図る観点から、個別企業のデータ化を図り、インターネットを活用した産業情報の収集、促進を行うとともに企業PR等産業に関する総合支援システムとして整備する。 〔手段〕 越谷市産業情報ネットワークシステム(こしがやiiネット)の運用管理を専門業者に委託	高	高	高	高	B	産業情報リンク登録事業所の拡大と、パナー広告の利用者拡大	検討・見直し	継続的な利用者の拡大を図るため、内容の充実やPR活動を行う。また、利用しやすいホームページの構成や内容になるよう取り組んでいく。								
300	創業者等育成支援事業	産業支援課	H15	-	〔目的〕 市内産業を振興し雇用の創出を図るため、既存産業への支援及び創業者等の育成・支援を行う。 〔手段〕 創業者オフィス家賃補助:事業を営むために貸室に係る家賃の一部を助成する。(対象経費の1/2(限度額3万円/月)、2年間) インキュベーション施設:低料金で施設の提供を行うほか、アドバイザー(インキュベーションマネージャー)による経営・創業相談、創業等に関する各種セミナー等を開催する。インキュベーション施設の管理運営を委託する。	高	高	高	高	B	前年度に比較して相談件数、雇用人数ともに減少しており、さらなる制度の周知・充実を図る必要がある。	検討・見直し	創業者及び既存事業者向けの各種セミナーを月1回程度開催し、当該事業のさらなるPRを図っていく。また、相談日の再検討を行い、コストの効率化を図っていく。 平成25年度までに、定期的なセミナーの開催や制度の周知活動により、1日あたりの相談件数が1.5人になるよう利用の拡大を図っていく。	22	B	創業者オフィス家賃補助やインキュベーション施設でのセミナー等の開催を通じて、創業者等の育成・支援を行う事業である。 市内の産業を振興するためには、創業者への経済的な支援、情報提供やセミナー開催等の環境づくりが不可欠である。創業者等の相談件数は、増加傾向にあり、評価できる。今後は、相談件数の増加を図るとともに、相談を受けた企業が業容を発展させたかを追跡するとともに、創業者家賃補助、インキュベーション施設の活用により、創業者や創業件数がどれだけ増加したかについても留意して業務を推進すべきである。 セミナー事業の活性化策として、本事業の施策を受けて起業した方や事業を軌道に乗せた方などを講師に招聘することなども検討されたい。 インキュベーション施設の管理運営を平成17年度から現在まで、一貫して随意契約により委託している事実がある。確かにインキュベーションマネージャーを継続して雇用させるために単一事業者と契約を継続してきたという理由は、相談を持ち込む創業者、事業者側のニーズもくみ取ったものとも考えられ、一面理解できない(もない)。しかし、現行の管理運営委託業務の仕様を切り分けて、例えば、インキュベーションマネージャーとの嘱託雇用契約は市が直接契約し、残る施設管理業務、セミナー開催業務等の運営業者を一般競争入札で選定する等、業者選定過程に競争原理を働かせることにより、一層の事業費効率化に努めていただきたい。 産業雇用支援ポータルサイトとして機能している「こしがやiiネット」は、年々情報が充実し、アクセス数の伸びも順調である点を評価したい。その上で、ポータルサイト運営委託の調達方法の見直しを含め検討し、事業費効率化に努力されたい。 創業者家賃補助、インキュベーション施設の利用によりどれだけ創業者が増え、雇用が創出されたかが結果的に大切である。そのために「インキュベーションマネージャーによる企業訪問件数、活動を指標に追加してはどうか。 〔創業者オフィス家賃補助金〕(内部評価:継続)(外部評価:継続) 市内産業の活性化と振興を図り、雇用を創出できること、補助金の交付件数が増加傾向にあることから事業成果を評価する。さらに、交付した資金が創業者等の育成に寄与しているかについて把握に努められたい。 今後も利用者促進のため、こしがやiiネット、広報等で本事業の活動について周知を図りたい。	創業者オフィス家賃補助制度及びインキュベーション施設における相談業務やセミナーについては、これまで広報紙やインターネットによって周知を図り、いずれも利用件数は増加傾向にある。また、平成23年度からは従来の相談業務に加え出張相談を開始し、利用者の拡大を図っている。今後も引き続き、利用者のニーズに応えられるよう工夫をしていく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価					9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価							8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	質			A	B			
301	産業活性化推進事業	産業支援課	H15	-	〔目的〕 市内産業の活性化を図る。 〔手段〕 新技術・新製品の保護や研究開発等を奨励するため、工業所有権取得費の一部を助成する。(対象経費の1/2(限度額10万円)) 市内産業の活性化を図るため、商工業者・農業者が一堂に会し「こしがや産業フェスタ」について、実行委員会を組織し開催する。実行委員会への補助を行う。 地域特産品販売促進事業として、越谷の地産品等を活用した特産品の開発・販売促進等を、商工会への補助により支援する。	高	高	高	高	B	産業フェスタ来場者数については、前年度より改善したものの目標値には届かなかった。	検討・見直し	産業フェスタ来場者数については、第4次総合振興計画前期基本計画でも目標値を定めており(平成27年度156,000人)、周知方法やイベントの内容を再検討し、目標の達成に向けて取り組んでいく。	20	B	産業活性化の支援は市の重要な施策と思われるが補助の対象、効果の見直しを行い関連機関との協議を実施していただきたい。 【越谷市工業所有権取得費補助金】(内部評価:減額(縮小))(外部評価:終期設定) 補助実績は3件(29万円弱)と少なく、産業活性化に寄与しているとは思われない。対象が少ないこともあり、工業所有権等の取得費補助だけではなく、差別化できる商品及び技術の開発支援など本格的な支援策の検討が求められる。 【地域特産品販売促進事業費補助金】(内部評価:終期設定)(外部評価:終期設定) 「鴨ネギ鍋」の普及に注力を期待したい。3年間の補助金交付の成果を検証されることを望む。当市のブランド確立に向け更なる支援をすべきと思われる。	越谷のブランド確立について、平成23年度より「こしがやブランド」認定制度を立ち上げ、認定品のPR支援、販売促進や商品開発の補助を行っている。 「こしがや鴨ネギ鍋」については、ギフトセット商品の開発完了という一定の成果を上げたことから、平成22年度をもって地域特産品販売促進事業費補助金の交付を終了した。 今後も引き続き、補助対象や内容の見直しを行っていく。
302	伝統的地場産業育成支援事業	産業支援課	H9	-	〔目的〕 本市に古くから伝わる伝統的技術に立脚した地場産業(だるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等の育成支援を図る。 〔手段〕 各イベント出展によるPRの実施、市内小中学校での見学・体験学習の協力、商工会における伝統的地場産業育成事業への助成	高	低	高	高	A	伝統的地場産業の育成支援を図るために更なるPR活動等の充実を図る必要がある。	現状維持	平成24年度は市内で行われる各イベント等への参加による積極的なPR活動及び展示・即売の開催。越谷駅高架下の改修に伴い、更なるPR活動を開催後継者問題への取組	21	B	伝統ある地場産業の育成支援は重要なことであり、今後も展示会やイベントを通じて継続していくべきである。 PR活動に関しては、更なる充実に向けての具体策の検討が必要である。また、後継者の育成に関しては、県との連携を強化した仕組みを図られたい。 【伝統的地場産業育成事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 後継者育成に向けて、補助金の有効活用を検討いただきたい。	各イベントの出展によるPRの実施や小中学校での見学・体験学習の協力及び観光協会と連携を図り伝統的地場産業の育成支援に努めていく。
303	物産展示場等管理事業	産業支援課	H10	-	〔目的〕 東武伊勢崎線越谷駅高架下(交番脇)の物産展示場等の維持管理を行い、市内伝統的地場産業(だるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等を常設展示することにより、需要や販路の拡大、宣伝普及を進め、同産業の育成支援を図る。 〔手段〕 消防設備、自動ドア、空調機フィルター等の法定点検、床、ガラスの定期清掃(月2回)、画像転送監視システムによる24時間の監視ほかを委託する。(1会館時間午前8時30分～午後8時、2展示品 だるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等	高	低	高	高	B	展示内容、展示方法等を工夫し、入場者数の向上を図る。	検討・見直し	市内で生産されている伝統的手工艺品を中心に地場産品及び工業製品を展示し、市内外に対し積極的に宣伝普及を行い市内産業の振興に取り組んでいく。なお、越谷駅東口再開発に伴い、販売も出来るよう改修工事を行う。	18	C	伝統工芸の継承事業としても24時間無人での管理によるどちらかというと静態的な展示事業であるが、思い切ったリニューアルが必要と思われる。伝統工芸品の製作は、ものづくりの基本でもあり、地域を特徴づけるソリューションである。地域の活性化を視野におきながら、業者・市民を巻き込んだ事業展開を期待するが、あまりお金をかけずに市民が伝統工芸に関心を持ち、活性化できるような施策を検討・研究していただきたい。	物産展示場のリニューアルについて、平成24年度から販売機能を付加すべく、平成23年度に施設改修の予算計上を行った。また、越谷市東口再開発事業に伴い、平成24年6月に開設する市民活動支援センター内に人員を配置した観光・物産情報コーナーを設けるべく準備を進めている。
304	観光推進事業	産業支援課	-	-	〔目的〕 自由時間の増大や余暇活動の多様化に対応した都市型観光を推進し、市民生活の潤いを満たすとともに街の活性化を図る。 〔手段〕 越谷市観光協会と連携し、市内にある伝統文化や伝統工芸品、また、葛西用水等の水辺の景観を活かした各種事業を実施する。観光協会への支援と連携による各種事業の展開 各種事業:市民まつり、花火大会、北越谷桜まつり、さつく大会、菊花大会等	高	高	高	高	A	観光協会との連携を強化し、新たな観光事業の展開及び充実	現状維持	平成24年度は観光協会等と連携し、観光資源の活用を図り更なる発展を図っていく。 都市型観光の推進を図りつつ、新たな観光資源の掘り起こしを行い、市内外からの観光客の誘致拡大を図っていく。	21	B	観光資源発掘に加え、観光協会との更なる連携が課題と思われる。散策コースの整備及びボランティアガイド利用等の情報を広く知らせるためにも、観光協会ホームページの充実を図られたい。更に、越谷市のホームページTOPメニューから、観光協会のホームページワンクリックでリンクできるような仕組みもぜひ考慮いただきたい。 【観光協会補助金】(内部評価:減額(縮小)・終期設定)(外部評価:減額(縮小)・終期設定) 補助金は、イベントの経費にとどまらず、駅前や人の動きの多い場所への(直轄)PRコーナー常設に活用するなど、直接的な使途を含めた予算面における検討が望まれる。 【越谷市民まつり負担金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 使途の詳細を見直し、より有効な活用方法の検討が望まれる。	観光資源の発掘について、平成22年度から東埼玉資源環境組合(通称:リユース)第一工場向かいの水田に田んぼアートを新規展開し、リユース展望台来場者の増加を図った。これにより、展望台来場者(5～10月)が前年に比べ12.2パーセント増加した。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B					
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要	
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は								
305	勤労者等貸付事業	産業支援課	H14	-	〔目的〕 勤労者及び家内労働者等に対し、貸付事業を実施し、勤労者等の福祉の向上を図る。 〔手段〕 貸付資格を備えている勤労者等に対し、応急に必要となった生活資金を100万円を限度に中央労働金庫が貸付を実施する。	高	高	高	高	B	制度の周知を図る。	検討・見直し	制度の周知を図るとともに、貸付に係る資金使途等、相談内容を助案しながら利便性の向上をさらに検討していく。					
306	商店街活性化推進事業	産業支援課	-	-	〔目的〕 消費ニーズの多様化やモータリゼーションの進展への対応の遅れ等により、商店街への来客が減少し、空き店舗の増加が進んでいることから、商店街の活性化を促進させる。 〔手段〕 各種事業を実施する商店街団体等に補助金を交付し支援する。	高	高	高	高	B	適正に補助金が使われているか、さらにチェック機能を強化すると共に補助の利用を促進する。	検討・見直し	平成24年度は引き続き補助対象事業の周知を図り、更なる支援を実施していく。 商店街を活性化させるために、この事業の継続を図っていく。	20	B	〔商店街活性化推進事業費補助金〕 〔内部評価：終期設定・統合・メニュー化〕 〔外部評価：終期設定・統合・メニュー化〕 補助金交付の効果が薄れたことから、「商店街活性化」の判断基準を明確化し、補助の実績を個別に評価し成果を公表していただきたい。また、補助メニュー以外の申請も広く取入れる考え方が必要と思われる。大型店の出店にともなう影響は避けがたく、現状の補助金レベルでは活性化には限界がある。郊外の大型ショッピングセンターとの共存共栄について調査研究するとともに、商店街の自主的な工夫を支援する施策に転換することを商店側と一緒に検討する必要がある。		平成23年度に越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱を改正し、補助事業及び補助対象の見直しを実施した。今後も地元商店街の活動について、商店会の意見を伺いながら、補助金要綱の効果的な活用や見直し等を含め、越谷市商工会・越谷市商店会連合会と連携を図りながら、積極的な補助金活用をPRするとともに商店街の活性化に取り組んでいく。
307	中心市街地活性化推進事業	産業支援課	H13	-	〔目的〕 中心市街地活性化法第18条第3項の規定に基づき、越谷市商工会が策定し越谷市が認定した「越谷市中心市街地活性化商業タウンマネジメント構想(TMO構想)」を推進するため、越谷市商工会TMOが実施する中心市街地の環境整備、商業活動の支援、まちづくりハウスの蓄積、TMOの運営基盤強化に対し支援を実施する。 〔手段〕 商工会への補助金交付・越谷市中心市街地活性化推進事業費補助金	高	低	高	低	B	改正中心市街地活性化法を踏まえ23年度・24年度に中心市街地活性化基本計画策定予定。地域住民や、商業団体等とワークショップやシンポジウムを通じ、中心市街地の現状と課題を共有し、計画策定につなげる。	検討・見直し	平成23年度・24年度の2ケ年で基本計画を策定する。 第4次総合振興計画との整合性を図り、中心市街地活性化に向けた事業実施と進行管理を行っている。	20	C	〔中心市街地活性化推進事業費補助金〕 〔内部評価：統合・メニュー化〕〔外部評価：終期設定〕 当該補助金は恒常化しており、事業の成果が分かりづらい。現状では、3年にわたり予算及び実績が変わっていないなど、マンネリ化がうかがわれる。助成の成果を十分精査し、補助対象事業及び対象経費の助成割合等の検討、また各々の補助の結果、どのような状況になったのかについて具体的評価が必要と思われる。 今後は、住民の自主性を強力に支援する方向で事業を運用していくよう見直しをされたい。		平成18年の法改正を踏まえ、庁内コンセンサスの形成を図るため、平成21年に庁内検討委員会を組織。平成23年4月に課内に中心市街地活性化担当を組織し、中心市街地活性化基本計画策定に着手。改正中活法では、少子高齢化、消費生活の多様化に対応し、中心市街地活性化の推進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することとしており、今後は地域住民等多様な参画を得て事業を推進していく。
308	商工会補助事業	産業支援課	-	-	〔目的〕 市内の商工業の総合的な改善発展を図るため、越谷市商工会が実施する金融・税務・経営・労務などの指導や研修会・講演会の開催などの幅広い事業に対し助成を行っている。 〔手段〕 越谷市商工会への補助金の交付 小規模指導事業費補助金・一般事業費補助金・税務指導事業費補助金・たばこ小売活性化事業費補助金	高	高	高	高	B	経済状況は、依然厳しい状況にあり、市内中小企業者に対し、金融・経営・税務・労務など全般にわたり指導が必要と思われる。	検討・見直し	景気はやや持ち直しているものの、市内の大半を占める小規模事業者は依然厳しい状況にあり、商工会との連携を図ることにより事業者の支援を図る必要がある。今後も市内事業者の活性化を図るため、人材の育成・技術の向上・事業者間の交流の中心となっている商工会の役割は重要であり、今後も引き続き支援を行う。なお、自主財源の確保に努めるよう働きかけていく。	19	B	補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。 補助金の使い方だけでなく、補助金により実施した事業の成果を把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがある。 商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、目標を明確に定め、各事業の実績を把握され、補助金額、補助率等の評価をされることを望む。 〔税務指導費補助金〕、〔小規模指導費補助金〕、〔商工会一般事業費補助金〕、〔たばこ小売活性化事業費補助金〕 補助金により実施した事業の実績を把握すること。 〔若手後継者育成事業費補助金〕 平成19年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評価できる。		市内中小企業者の大半は小規模零細企業であり、企業の経営状況は依然厳しい状況にあり、商工会と連携の中で小規模事業者の経営の改善を支援し、経営基盤の強化を図る必要がある。市内産業の発展・振興を図るためには、商工会の果たす役割は重要であることから引き続き支援していく。また、補助事業の目的、目標を明確に定め、総会資料や補助金の監査時に事業内容の効果について報告を受け、適切な評価の方法について検討していく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価						9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価								8. 総合評価	実施年度		総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B							C	D
309	中小企業資金融資事業	産業支援課	H20	-	<p>〔目的〕 市内中小企業者の健全な発展及び近代化を推進し商工業の振興を図る。</p> <p>〔手段〕 市内中小企業者が金融機関から融資を受ける際、市が市内の金融機関に対し、保証協会を介した損失補償をすることで円滑な融資を促進するとともに、融資利用者に対し利子額の一部を助成する。</p>	高	高	低	高	B	<p>平成19年10月以降の責任共有制度導入に伴い融資制度の見直しを行ったが、市内中小企業者・起業家への融資制度の更なる周知を図るとともに、現下の経済状況や市内中小企業者等のニーズを的確に捉え、より利用しやすい制度となるよう見直しを図っていく必要がある。</p>	<p>市ホームページや越谷市産業情報ネットワーク(：ネット)等の有効利用に努め、市内中小企業者・起業家への制度融資の更なる周知や積極的な情報提供を図るとともに、利用者の利便性・財源等を考慮し、金融機関・保証協会との連携を図りながら、制度の見直しを検討していく。</p>	23	B	<p>市内中小企業者が融資制度を利用して事業資金を調達する場合に、その経費負担低減策として融資に係る利子の一部を補填する事業であり、昨今の厳しい経済状況の中で、市内中小企業の事業の安定と発展、さらには市内商工業全体の振興を図るために重要な事業であり、必要性は高い。</p> <p>自治体が行う制度融資については、発生件数は少ないものの悪用される事例も見られる中であって、現地調査を実施している点については、不正利用防止の観点から評価できる。今後も職員的能力向上に努め、低コストで実施できるよう取り組まなければならない。</p> <p>融資実績件数については、年度当初の目標値に対して実績値がその約1/4程度に留まっている状態が数年連続している。市内事業所数から見ても利用件数が少ないと言わざるを得ない。昨今の経済状況からすれば企業側の資金需要は高まっているはずであり、そのような環境下で利用が増加しないということは、制度融資の制度設計に問題があるのではないかと、課題として認識しており、市内中小企業者等のニーズ把握を実施するとともに、近隣自治体を含め国内の先進事例を参考にしながら、利便性の高い制度となるように見直しを図ることが必要である。</p> <p>制度融資の積極的な周知も必要であるが、企業にとって魅力がある制度でなければ、どんなに周知をしても利用増加は望めない。金融機関や信用保証協会との連携を強化し、早急な対応策を講じることが急務である。</p> <p>なお、制度融資利用企業が返済不能に陥り、信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行った場合、市側では損失補償金が発生する。こうしたリスクを回避するためには、様々な中小企業支援策の実施によって、中小企業の経営体質を強化していくことが必要である。社会情勢や経済情勢を注視し、時代の要請と企業ニーズに応じた支援施策を、柔軟かつ迅速に展開されることに努められたい。</p> <p>〔小口資金利子補給金、中口資金利子補給金、起業家育成資金利子補給金〕 (内部評価：継続) (外部評価：継続)</p> <p>昨今の経済情勢等を鑑みれば、制度融資を利用する中小企業者の経費負担を低減する取り組みが必要である。現状、企業からの申請に基づき利子補給を行っているため、申請の失念によって不利益を被る企業が生じない制度運用に努められたい。なお、企業側の経費負担低減だけでなく、事務負担の低減も図れる利子補給制度の設計を検討されたい。</p>	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定			
310	就職支援パソコンセミナー事業(緊急雇用創出基金事業)	産業支援課	H21	H23	<p>〔目的〕 就職活動を実施するにあたり、情報化時代に対応したパソコン操作技能の習得を図ることによる就職支援を行う。また、セミナーを実施するにあたり失業者を雇用し実施する。</p> <p>〔手段〕 埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、民間等委託によりセミナーを実施する。</p>	高	低	高	高	B	<p>終了(平成23年度)</p>	<p>平成23年度までの補助事業を活用し実施しており、実施基準等を遵守し行っていく。</p>	<p>平成23年度までの補助事業を活用し、実施していく。セミナーの開催にあたっては、定員枠の確保が図れるよう周知を行う。</p>						
311	消費者動向調査事業(緊急雇用創出基金事業)	産業支援課	S49	-	<p>〔目的〕 消費者の動向・意識を分析し、今後の本市商業の振興・指導・育成の指針とするため実施</p> <p>〔手段〕 住民基本台帳より男女2,000人を抽出し、無記名によるアンケート調査を実施</p>	高	高	低	低	B	<p>昭和49年度に第1回の調査を実施して以来、3年ごとに実施。実施年度においては、タイムリーな質問事項を考える必要がある。また、調査結果に基づき、今後の商業施策に活用するとともに、事業者の経営資料として利用いただくことが重要である。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>次回調査時(H25年)においては、その時々々の商業環境を踏まえ質問事項の見直しを行い、今後の商業施策の指針となるよう努める。</p>						
312	水田保全花園整備事業	農業振興課	S62	-	<p>〔目的〕 休耕田を集団化することにより水田の持つ遊水機能を確保し、雨水の新方川への急激な流入を防ぐとともに、休耕田の地力を維持しつつ、市民の憩いの場を整備する。</p> <p>〔手段〕 地元の権利者等で組織された大吉水田保全花園組合に事業を委託し、地域防災空間の確保、農地の保全、活用、景観農地の整備を目的に、吉地区約8.7haの休耕田をコスモス等の花園として整備する。</p>	高	低	高	高	B	<p>検討・見直し</p>	<p>本事業が、事業地域における集落営農に結びつくよう、現在の地権者との使用貸借期間が終了するH23年度をもって花園事業を終了し、集団農地を継続的に営農可能な担い手に貸し出す農地利用集積事業に変更する。そのため必要な圃場、水路整備をH24より本格実施する準備として、H23に測量・設計委託料を計上した。</p> <p>圃場整備が終了したのち、集団化された優良農地を継続的に営農活動を行なえる担い手に耕作していただき、農地本来の食料生産基盤として機能させることにより、産地形成、担い手の育成、食料自給率向上の一助とする。</p>	21	B	<p>過去の経緯から見ても、保水管理の継続性は認められる。また、景観、遊水機能の確保等の目的も理解できるものである。</p> <p>今後は、当該区域の地権者の相続等による世代交代を見越し、市民と事業継続に関する意見交換を重ね、将来に向けての対策案を検討すべきである。</p>	<p>地権者との使用貸借期間が終了する平成23年度で花園事業を終了する。</p> <p>また、耕作可能な農地として復元すべく、圃場・水路の整備を平成24年度から行う。整備終了後、「農地利用集積・円滑化事業」により、集団化された農地を一括して継続的に営農可能な担い手に貸し出し、農地の保全と有効活用を図る。</p>			

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
313	市民農園整備事業	農業振興課	H4	-	<p>〔目的〕 都市化の進展により自然や身近な緑地が減少し、市民が直接土に親しむ機会が少なくなっていることから、農作物の栽培を通して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園貸付制度を実施する。 〔手段〕 土地所有者から農地を借り受け農園利用者を募集し貸付をする。貸付期間1年間、但し、最長5年間利用可能。1区画は20～40㎡で、利用料を徴収(市街化区域5,000円/年、市街化調整区域2,000円/年)</p>	高	低	高	高	B	<p>利用率は概ね100%を維持しており、新規利用申し込み数は常に定員を上回るなど、需要の高い事業であり、楽農の形成に寄与できている。しかし、一部利用者内に貸付条件を遵守しないものがあり、近隣住民等からの苦情があるため、利用マナーの向上に努めるよう、貸付条件の啓発を強めていく必要がある。また、市の開設していない市民農園の約8割は市街化区域内にあり、市民が農業に親しみやすいという点では効果的であるが、越谷市が目指す農業振興地域の農用地の保全や有効活用、農業経営者の育成、都市農業の展開等には結びついていない。</p>	検討・見直し	<p>第2次越谷市都市農業推進基本計画に基づき、平成23年度より、事業を「農業体験支援事業」と改めた。レクリエーションの域を超え、利用者が農業への理解を深め、市民が農業を支える仕組みづくりに繋がるよう、また、農業経営の安定化に繋がるよう市民農園整備の方向性を検討していく。 農業経営の安定化、優良な農地の保全や有効活用、農業後継者の育成に繋がるよう、農業者や農業法人による体験農園の開業・拡充を支援していく。</p>	17	B	<p>農地の遊休化が進む他方で、家庭菜園を望む住民が増加することも予見される。遊休農地の所有者と家庭菜園の希望者との出会い場をつくるなど、潜在的な借り受け農園利用者の発掘と、遊休農地の積極的活用をさらに進めることを願う。</p>	<p>農業者や農業法人により展開される市民農園や体験農園は、市民の農業への理解の促進や優良農地の保全に役立ち、農業者の農業経営の安定化にも繋がる。このような農業者等による市民農園と市の市民農園のあり方や役割を整理し、本市の農業振興や地域振興に寄与する市民農園の開業・拡大を支援していく。</p>
314	農業技術研究事業	農業振興課	H10	-	<p>〔目的〕 農業者に対し、都市化と調和した安定的に効率的な農業経営を支援する。 〔手段〕 農業技術センターにおける養液栽培の実証試験、バイオテクノロジーによる優良苗の作出、土壌・堆肥・養液の分析等の各種試験研究により、蓄積された技術や情報を農業者に提供すると共に、栽培や土作りの指導を行う。また、農業者を対象とした講習会等の開催や農業者と消費者の交流を図るべく体験学習の開催、施設見学の実習を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>平成22年度に新規事業として都市型農業経営者育成支援事業を実施し、養液栽培業務の一部を民間に委託した。この事業の進捗の中で、従来の継続事業との連携等の新たな課題が浮上し、これらの課題の改善に向けた取り組みと他の業務の委託化についても検討していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>農業技術センターの更なる有効活用を図る中で、単に研究施設としてではなく、担い手の育成や求められる農業振興施策の展開と連携できるよう、継続事業である実証試験・研究、バイオテクノロジーによる優良苗の作出、土壌分析等の各業務について、外部委託化を検討する。</p>	18	C	<p>越谷市の農業産業維持発展のためには、重要な事業である。事業の実施に、正規職員が7名配置されており、5～7年で人事ローテーションしている。事業内容が高度に専門的である中で、職員が入れ替わることは、事業運営上非効率な面もある。市としての企画業務を正規職員に残し、専門的研究業務は、農業団体連合会や農業協同組合とも協力し委託化または、大学等と共同研究するなどの検討を求める。</p>	<p>業務内容の一部を見直し、都市型農業経営者育成支援事業をJA越谷市に委託した。その結果、人事異動が生じる正規職員数を縮小し、業務の効率化が図れた。</p>
315	かんがい排水整備事業	農業振興課	-	-	<p>〔目的〕 農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る。 〔手段〕 農業用排水施設(用排水機場、用排水路、樋門樋管、堰等)の新設や再編整理を行う。</p>	高	高	低	高	B	<p>既存の施設が、老朽化や破損により改修の必要箇所が増加している。しかし、補助金等の財源確保が難しく、整備の見込率が上がらない。整備手法やコスト面を再検討し、整備計画の見直しを図る必要がある。</p>	検討・見直し	<p>新規整備事業費の確保、発注時のトータルコストの検討、整備計画の見直しと、資金計画の策定及び確保</p>	23	B	<p>農業用排水施設の新設・再編など、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る事業である。 農業用排水施設は、農業生産を行う上で欠かすことのないインフラであるとともに、近年多発する「ゲリラ豪雨」などに対する浸水対策においても重要な施設である 特に農業については、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加への是非が検討される中であって、その結論如何に関わらず、安全・安心な農産物の供給や高い労働生産性などを具備した、強い農業生産体制を構築することが求められており、それらを支える事業の一部として、必要性も認められる。 しかしながら、国・地方共に厳しい財政状況の下、新たな設備の整備や、老朽化した設備の改修などに要する経費を継続的に確保していくことが難しくなっており、より一層の効率的な事業推進が求められる。 そのためには、今後の農地のあり方について早期に計画を策定し、守るべき水田を明確化することが必要である。その上で、新規整備計画や既存設備の改修計画を策定し、計画に基づく事業実施の優先付け、計画の進捗状況管理などを徹底して行う事が重要である。 また、施設の維持管理については、アセットマネジメントの考え方を導入し、ライフサイクルコストの低減を図ると共に、改修や更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫されたい。 なお、事務事業評価表の「減価償却費」の欄に金額の記載がなされていない。減価償却費について適正に把握されているか再度検証を行い、不備等があるならば、早急に改善されたい。 成果指標については、事業の進捗状況とともに、整備による農業生産向上の観点や、農業生産者の満足度の観点から指標を立て、農業生産者を含む市民全体に対して、本事業の成果をPRしていくことを提案したい。 今年度よりスタートした「第2次越谷市都市農業推進基本計画」の実施については、これまでの取り組みを改めて総括した上で推進し、より実効性のある計画となるよう、努められたい。</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称				
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B					
												C	D					
316	未田・須賀堰整備事業	農業振興課	H7	H23	<p>〔目的〕 老朽化した未田須賀堰(右岸:煉瓦造M38年、左岸:鉄筋コンクリート造T15年)を改修し、用水の安定供給を図るとともに、操作性を向上させ水防等への臨機な対応を図る。 〔手段〕 埼玉合口二期事業(用水・治水・上水)の中で堰の改築(水資源機構施工)を行った。この工事に要した費用(借入金、費用負担:県、元荒川土地改良区、関係市町)の内、越谷市分償還負担金</p>	高	高	高	高	A	建設に要した費用はの借入金は、平成7年度から平成23年度まで、元利均等年賦として適切に執行されている。	終了(平成23年度)	平成23年度で終了 最終償還は平成23年度	16	B	低利の市債の借り入れも含め、繰上げ償還を早急に検討していただきたい。	未田・須賀堰に要した借入金の償還は、平成23年度で終了する。	
317	土地改良事業	農業振興課	-	-	<p>〔目的〕 生産性の向上および地域環境の改善を図るため、県や土地改良区などと連携を取りながら、土地改良事業の推進と効率的な運営を行う。 〔手段〕 土地改良事業の適切かつ効率的な運営や農業施設の管理運営及び用水確保に関する費用負担などの負担金の抛出、土地改良事業を行う団体に対する事業費の補助を行う。</p>	高	高	高	高	A	農地に水を供給する「かんがい事業」は、広域・複数の土地改良区や県・他市などと連携を図る必要がある。協議会等を通して、農業用水の確保や水資源の有効利用を努めなければならない。	現状維持	広域・複数の土地改良区や県・他市と密に連携をとり、水資源の有効利用に努めていく。適正化事業の拡充に努め、施設の効果的な維持管理に努めていく。また、農業水利施設の必要性や重要性を広く市民に周知していくよう努める。		22	B	<p>生産性の向上と地域環境の改善を図るため、土地改良事業に要する経費に対し、土地改良事業を行う団体に、土地改良事業補助規定により予算の範囲内で補助金を交付する事業である。事業の目的自体は有意義なものであり、必要な事業といえるが、農業を取り巻く社会環境の変化を考慮し、補助が適切な額であるか、随時チェックをされたい。また、昭和31年4月26日の土地改良事業補助規程施行開始以来多年が経過しており、土地改良事業の適切かつ効果的な運営に本制度が果たしている役割について、一旦総括されたい。その上で、今後の土地改良事業の負担のあり方を含めて抜本的に検討されたい。 補助対象者が農業関係団体に限られるため、補助金がどのように使われ、いかに役立っているのかを農業者でない市民にも説明できるよう客観化する取り組みが必要である。 以下「環境経済部事業概要書」の4.事業内容より、当該補助金の問題点を列挙する。 ・土地改良団体連合会については、補助金により市の農業に対しどのような利益があるのか具体的な記述が無い。 ・春日部土地改良推進協議会については、補助金を活用してどのような事業を実施するのか具体的な記述が無い。 ・古利根堰連絡協議会については、古利根堰の円滑な管理運営のためにどのように補助金が使われているのか記述が無い。 ・南部葛西用水三市連絡協議会については、葛西用水路の管理方法の調整に関する事項を協議するためどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・見沼代用水協力協議会については、見沼代用水路の清浄化と維持管理のためにどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・未田大用水改修促進協議会については、水路改修工事が20年度に完了したとのことだが、事業量や事業費と、工事に対する振り返りの記述が見当たらない。 ・県土地改良県営部会については、どのように県に協力しているのか具体的な記述が無い。</p> <p>【小土地改良事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 小土地改良事業費補助金は、昭和31年4月26日に制度化されてから多年にわたり土地改良関連団体に補助されてきたもので、補助金額が非常に少額であるために、補助事業の申請・報告等の諸手続きにかかる人件費等の方がかえって高くなってしまっているのではないかとと思われるメニューも散見される。しかし、負担金として近隣自治体と同様に拠出している補助金であり、当面継続せざるを得ない状況である。そうであるとしても、補助金申請書、事業実施報告書、支出の証憑類、補助団体の運営状況などを厳しくチェックし、当該補助金が本市の土地改良事業、農業の生産性向上にどのように貢献しているか等について総括、整理し、市民に分かりやすく説明していただきたい。</p>	農業施設の維持・運用については、広域的な取組みが必要なこと、農業や農業用水が農産物の生産の場のみならず生き物や環境、文化や教育を育む等の多面的機能があることを幅広く市民に伝え、農業水利施設の維持管理の重要性についての理解向上に努めていく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		事業の休・廃止を含めた検討が必要		課題が多く事業の大幅な見直しが必要											
318	農産物生産奨励事業	農業振興課	S38	-	<p>〔目的〕 高品質な農産物の生産を目指し、地場野菜産地育成などの各種奨励事業による支援を行う。</p> <p>〔手段〕 農業近代化資金・農業経営基盤強化資金融資に対する利子補給及び地場野菜等産地育成事業に対する補助、特産物生産奨励助成金の交付を行う。</p>	低	高	高	高	B	<p>高齢化や後継者不足により、設備投資を図る農業者が減少しているため、当該制度の活用状況も減少傾向にある。</p> <p>しかし、平成21年12月の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地利用集積円滑化事業が創設され、第2次越谷市都市農業推進基本計画においても、農地の利用集積によって農作業の効率化、農業経営の安定化を目指す意欲ある担い手への支援を図ることを重要な施策と位置づけている。その中で、経営耕地面積の拡大に伴う設備投資に係る支援や、地場産野菜の産地育成、特産物生産に対する支援は重要なことである。</p>	検討・見直し	<p>農業委員会、越谷市農業協同組合等の関係団体との連携を強め、認定農業者を中心として意欲ある担い手への農地の利用集積を積極的に進める。</p> <p>その中で、農地の利用集積を進める農業者に対して制度資金活用を促し、支援を行っていく。農地利用集積円滑化事業の実施に向けて、農業委員会や越谷市農業協同組合と連携し、農地利用集積円滑化団体の設立準備を進めていく。</p>	18	B	<p>農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通して農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。</p>	<p>農業環境の変化に対応するため、新品種の栽培や新たな栽培方法について埼玉県春日部農林センターと連携し、地場農産物の拡大・拡充に努める。</p> <p>農業経営の近代化や効率化を図るため、農業機械の購入や施設整備の拡充に必要な借入金に対し利子補給を行い、意欲的に取り組む農業者を支援する。</p>
319	農業技術センター施設管理事業	農業振興課	H10	-	<p>〔目的〕 栽培や農業経営に関する技術や情報を農業者に提供するため、また、都市型農業の拠点施設として農業者及び担い手の候補者が有効に活用できるよう、試験温室や分析機器などの施設の維持管理を行う。</p> <p>〔手段〕 施設や設備等が経年変化とともに劣化・故障等の頻度が高くなり、本来の機能を発揮し農業者及び担い手のニーズに対応できるよう計画的なメンテナンスを行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>施設の機能を十分発揮し、事業の円滑な進捗を図るためには、設備等の大規模修繕やリニューアルが必要となってきたり、財政的な面で計画通りの修繕ができず、財源の確保が課題となっている。</p>	検討・見直し	<p>農業技術センター事業の見直しの一環として、平成22年度に事業の一部を委託化による事業（都市型農業経営者育成支援事業）を実施し、温室棟等を活用したいちご栽培や観光農園経営の研究・訓練を行っており、従来の事業と併せての事業が円滑に推進できるよう施設改修を行っている。</p> <p>試験栽培や土壌等の各種分析、情報提供等の従来のセンター事業の更なる推進と都市型農業経営者育成支援事業の定着化を図り、新たな都市型農業の推進拠点としての役割を位置付けていく。</p>	19	B	<p>経年変化とともに、施設や設備のメンテナンスが必要とのことであるが、都市型農業のオープンラボ（農業者の意見を反映した、開かれた研究施設）としての農業技術センターの存在意義を再確認し、それに従った修繕計画を作成することが必要である。</p> <p>ユニークなセンターであり、食育、環境、農業振興の問題解決や指導に取り組んでいただきたい。</p>	<p>農業研究及び研修施設として、農業者の生産活動に關与する施設・設備のメンテナンスや、都市農業の推進拠点としての機能を十分発揮するために必要な施設管理を優先的に進め、多くの市民に安全・快適に利用されるよう施設を適正に維持管理する。</p>
320	農政審議会運営事業	農業振興課	S46	-	<p>〔目的〕 農業政策における重要事項について、市長の諮問に応じて越谷市農政審議会を開催し、農政に関する必要な事項を調査及び審議し、答申を行う。</p> <p>〔手段〕 農用地区域の除外に関して審議し、答申を行う。</p> <p>都市農業推進基本計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想等の農業政策に関する事項について審議し、答申を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>昨年度は、年2回（6月、12月）に受け付けている農用地区域からの除外に関するもののほか、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しや第2次越谷市都市農業推進基本計画の策定に関する審議を行った。</p> <p>農用地区域からの除外については、守るべき優良農地地域の明確化に向けて、農用地区域の土地利用計画などに関して諮問を行う仕組みの検討が必要である。</p>	検討・見直し	<p>守るべき優良農地の明確化に向け、積極的な意見交換を図るとともに、農用地区域の土地利用計画や農業施策について諮問を行う。</p>				
321	農業施設維持管理事業	農業振興課	-	-	<p>〔目的〕 農業生産基盤となる水路等農用施設の維持管理を行い農業用水の安定供給を図る。</p> <p>広域的農用施設（古利根堰、末田須賀堰、水利権等）の適正な管理を確保する。</p> <p>〔手段〕 用排水路等の修繕、草刈りや浚渫等の委託、ポンプや電気設備の点検業務</p> <p>維持管理費について関係土地改良区、関係市町で応分の拠出を行う（負担金）。</p>	高	高	高	高	B	<p>農業従事者の高齢化や担い手不足から、地元で施設等の維持管理が困難となっており、除草や浚渫等の市への要望が増えつつあり、その結果として年々事業費が増える傾向にある。</p>	検討・見直し	<p>施設の定期管理により、機能の維持を図る。新たな補修方法や管理方法を、施設の延命化をし、トータルコストの削減につなげていく。</p>	21	B	<p>農業用水安定供給の目的において、施設維持管理は重要である。ただし、現行の委託料がコストとして妥当であるか検証の必要がある。</p> <p>また、修繕費の執行については、管理台帳を参照して修繕計画を立てる等、今後もこまめな管理を継続していただきたい。</p> <p>受益者負担については、地域内の住居地進出もあり、複雑な状況となっていることを考慮し、導入の是非について再検討の余地があると思われる。</p>	<p>農業生産の安定や農業用水の安定供給のため、農用排水施設の適正な維持・修繕を行う。</p> <p>国営事業や県営事業等により造成された施設に対し、維持管理費を関係市町村や土地改良区で公正に負担する。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価	実施年度		総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							A 事業内容は適切である	B 課題が少く事業の一部見直しが必要
322	農業従事・後継者育成事業	農業振興課	-	-	<p>〔目的〕 農業を支える農業関係団体や担い手がより一層効果的な活動ができるよう、農業者相互の情報交換・技術向上を図るとともに、農業後継者の確保・育成について支援する。</p> <p>〔手段〕 各団体が実施する農産物のPR活動をはじめとした越谷市の農業振興に係る活動に対して、補助金を交付し助成する。</p>	高	高	高	高	B	越谷市農業団体連合会、越谷市グリーンクラブ、越谷市農協女性部の各団体がより積極的かつ効果的に活動できるよう、平成23年度からは補助金の交付先を「担い手協議会」に一本化し、より意欲的に取り組む事業を支援していく体制の整備を図っている。今後は各団体の取り組みを精査し、より効率的な補助を行えるように事業を整備していく必要がある。	検討・見直し	19	B	<p>農業関係団体育成支援のためいくつかの補助金が支出されているが、支援の一貫性確保のため農政課が事務を取り扱っている。</p> <p>中には、収入が補助金主体の団体もあり、運営や事業展開に当たり、補助金に依存しがちにならないよう将来、自立に向けた取り組みや実施した事業の成果の把握も願いたい。</p> <p>〔越谷市農業団体連合会補助金〕 会員相互の連携を取りながら、関係団体とも協議し、地産地消を推進するなど、そ菜、花卉、稲作、畜産の各部会の活動は見るべきものがある。行政として農業関係団体の育成支援を通じ、後継者育成に積極的な働きかけを行ってほしい。</p> <p>〔農業後継者等育成費補助金〕 越谷市グリーンクラブと越谷市農協女性部への補助金であるが、両者とも農協との係わりが強く、JA越谷市からの補助金も受けている。事業活動も見るべきものがあり、越谷市の農業発展や地産地消活動にも寄与しており、地域農業の担い手である後継者育成のためにも、行政の支援は必要と思われる。</p> <p>〔21世紀・越谷塾補助金〕 21世紀越谷塾は、農業関係団体の代表者で構成されているが、そのメリットが充分生かされていると思えない。</p> <p>取り組んでいる事業も21世紀越谷塾が取り組むべき事業とは思えず、「越谷市農業農村活性化推進機構の設置及び運営に関する要領」の目的に示されている「農業農村の活性化」に寄与する事業の実施を再考していただきたい。</p>	<p>農業者の自主的な活動を促進し、より効果的に農業団体への支援が行えるよう組織の再編を実施。21世紀・越谷塾を越谷市農業担い手育成総合支援協議会に統合した。</p>	
323	農業・農村支援ネットワークづくり事業	農業振興課	H20	-	<p>〔目的〕 市民が農業・農村にふれあい、交流することにより、農業に対する理解を深め、市民全体で農業と農村を支える仕組みづくりを進める。また、越谷市の地理的特性や農村の持つ多面的機能を活かしたまちづくりを進める。</p> <p>〔手段〕 地区コミュニティ推進協議会が実施する農業関係事業を農業者、農業関係団体、地域の各種団体が参加し、活動を行なう。その事業に対して補助金を交付し、助成する。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>農業者と地域住民との交流を通じて、地域農業に対する理解を深めていくため、地区コミュニティ推進協議会において農業部会が設立されるに至った。これにより、今後も、地域における農業・農村支援のネットワークづくりが継続されることが期待される。同様に、今年度事業が終了する大袋地区についても、事業終了後も活動を継続できる仕組みづくりを推進するとともに、来年度以降新たな地区での事業開始に向け、地区との調整を進めていく必要がある。</p>	現状維持	22	B	<p>市民が農業・農家と交流することにより、農業に対する理解を深め、市民全体で農業と農村を支える仕組みづくりを進め、農地を保全し、越谷市の地理的特性や農村の持つ多面的機能を活かしたまちづくりを進める事業である。</p> <p>越谷市農業振興関係団体補助金等交付要綱に基づき、農業者、農業関係団体、地域の各種団体が参加して地区コミュニティ推進協議会が実施する農業関係事業に対して助成金を交付する。</p> <p>〔農業・農村支援ネットワークづくり助成金〕（内部評価：継続）（外部評価：終期設定） 本助成金については、現代の農業・農地を守っていく上で事業の必要性が認められるが、市民と農業・農家との交流事業は地元観光協会やJAでも実施しており、また、自治会、NPO等地域団体、市民活動団体との協働事業として地域活動推進担当部署でも支援可能なため、地域活動推進担当との連携を一層強化して、助成金の効果を高めるよう取り組まれた。</p> <p>助成金の一地区当たりの交付期限は3年間と決まっているが、助成金の趣旨は、あくまで「農業・農村支援ネットワーク構築のきっかけづくり」である。このため、モデル地区において地域住民が農業と農村を支える仕組みを構築している中で、当初予定どおり平成26年度を本助成金交付の終期として設定し、本事業を終了されたい。また、今年度で助成金の交付が終了する出羽地区・大相模地区においては、投入した助成金に見合う成果が出ているか早急に検討し、それを好事例として全市に広報するとともに、その取組みを他地区に拡大できるよう担当課として努力されたい。</p> <p>助成金の交付が終わった後のことを考えれば、単純に助成金を交付するだけではなく、事業の成果を検証し、最も成果の上だった取り組みに対して表彰する等、活動継続に向けたモチベーションを喚起してその取り組みを全市に広げるような方法も検討されたい。</p>	<p>持続的に農業が行われる環境づくりを維持・継続していくため、市民が地域の農業を理解し、農業を支える仕組み作りのきっかけとして、地域住民と農業者との交流により行われる農業用排水路の清掃や農地を活用する取組を支援する。事業が終了した地区への活動支援を検討する。</p>
324	水田農業振興対策事業	農業振興課	H16	-	<p>〔目的〕 地域に即した水田農業の推進を図るとともに、米の計画的生産が実施されるよう生産数量目標の配分や達成状況の確認などをJA越谷市と連携協力して実施する。また、地産地消や食育の推進を図るため、学校給食に地場産米の導入を促進するなど、必要な数量確保に努め、普及啓発に努める。</p> <p>〔手段〕 米の生産調整に関する事務や学校給食米の数量確保・集荷体制を構築していくことに対して支援を行う。その事業を行う、越谷市地域水田農業推進協議会・JA越谷市に対して助成する。</p>	高	高	高	高	A	現状維持	<p>需要に応じた米づくりの推進や効率的な水田の利活用など安定的な農業経営が展開できるような体制の構築を目指す。また、さらなる地産地消の推進を図るため、学校給食米を全量地場産米にすることを目標とし、関係機関と連携しながら、使用量の増加などを検討する。</p> <p>米粉用米等の利活用の検討や稲作以外で水田を活用して生産できる農産物の研究に努め、併せてこれらを原料とした加工品開発や観光農園促進などに取り組む。</p>	現状維持				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価						9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等			
						7. 個別評価			8. 総合評価					実施年度	総合評価				
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A 事業内容は適切である									
										B 課題が少くあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要						D 事業の休・廃止を含めた検討が必要		
325	農林漁業資金融資補助事業	農業振興課	-	H26	〔目的〕 農業生産力の維持増進及び食料の安定供給を確保するため、農林漁業資金融資事業により農業基盤整備や生活環境整備を行った農業者へ、その償還に対する補助を行う。 〔手段〕 償還金の補助	高	高	低	高	A	計画的に償還されている。	現状維持	平成24年度償還金額 4,858,190円 最終償還は平成26年度			【 】は、補助金等名称	があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
326	都市農業推進事業	農業振興課	H21	-	〔目的〕 農産物価格の低迷や農業者の高齢化や農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念されるなど、農業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、都市近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えている本市の地理的優位性を活かした地産地消の推進を軸に高収益が期待できる都市型農業の展開を図る。 〔手段〕 業務委託により「第2次越谷市都市農業推進基本計画」の策定を行い、各種農業施策を展開する。また、地産地消推進協議会の取組に対する支援や、農業シンポジウムの開催をする。	高	高	高	高	A	第4次総合振興計画策定に合わせて見直しを行い、個々の事業については、新たな体系の中で実施していくとする。 第2次越谷市都市農業推進基本計画に定められた持続的に農業が行われる環境づくりをすすめるため、首都近郊という地理的優位性を生かした都市農業の展開を支援する。 農産物直売所「グリーンマルシェ」を拠点とした地産地消の推進に取り組む。 農業に対する市民理解促進のため、一般市民を対象としたシンポジウムを定期的開催する。	現状維持	地場農産物の消費拡大に向け、農商工連携事業に取り組んでいく。 農産物直売所「グリーンマルシェ」を中心に地産地消を推進し、新たな販路の開拓を目的とした地場農産物の展示商談会、異業種交流会を図る。						
327	農業環境衛生改善事業	農業振興課	-	-	〔目的〕 病害虫防除及び農業経営の改善を図るため、防除を実施する農家団体や農業共済組合が行う農作物損害防止事業活動に要する経費を支援し、農業生産力の向上や農業経営の安定化を図る。また、市内の園芸用廃ビニール（ポリエチレン・塩化ビニール）を収集し、適正に処理する。 〔手段〕 病害虫防除を実施する農家団体や農業共済組合、また、JA越谷市と連携して、越谷市園芸用廃ビニール収集処理運営協議会に対して補助金を交付するなどの助成を行い、農業環境改善等に繋がる活動を支援している。	高	高	高	高	B	都市部で農業経営を営む農業者に対しては、環境や衛生面で農地近隣住居者への配慮の重要性を理解してもらう必要がある。また、このような取組を通して、地場産農産物に対する理解やイメージを向上させることは重要であり、行政が支援・指導を行う必要がある。	検討・見直し	引き続き、病害虫防除や園芸用廃ビニール適正処理に関する徹底周知を図り、都市部の農業が近隣住民の生活と共存できるよう支援を行う。	20	B	平成20年度より取組まれている農政課の地区担当者制は、評価に値する。地区担当者と各地域の農業組織団体との情報連携を一層強化し、市の農業の実態を把握し今後の農業施策のあり方を検討するとともに、市民にも農業の重要性をご理解いただくための取組を進められることを望む。 〔園芸用廃ビニール収集処理運営協議会負担金〕(内部評価：継続)(外部評価：継続) 地区担当者と組織団体との情報連携によって、廃ビニールの不法処理ゼロ化を進める努力が必要である。 〔病害虫防除事業費補助金〕(内部評価：継続)(外部評価：継続) 地区担当者による各農家の実態把握と事業内容のさらなる広報を推進し、病害虫防除に参加する農家の組織率向上が必要である。 〔埼玉東部農業共済組合補助金〕(内部評価：継続)(外部評価：継続) 農業育成上必要な制度であり、継続とする。			安全・安心な農作物を提供できる農業、環境に配慮した農業を推進するため、園芸用廃ビニールの再利用、農業災害や病害虫などによる農作物への損害防止等の取組みに対する継続した支援を行う。
328	農道整備事業	農業振興課	-	-	〔目的〕 生産性の高い農業を促進する。地域の生活環境を改善する。 〔手段〕 農道の整備を行う。	高	高	低	高	B	農業機械の大型化や農地の集約化に向けて、農業基盤整備の拡充及び費用対効果の検証が必要	検討・見直し	整備箇所及び費用対効果の検証	21	C	整備対象とされる道路は、現在農道として位置付けされており、一般道とは別枠管理されている。 農業政策としての事業の一環であることは理解できるが、農地が減少傾向にある現状では、他の道路整備事業との統合に向けた見直しが必要である。市内の道路管理全体の枠組みの中で、より効率的な運用を図られるよう検討されたい。			農道は、農村地域において農業の用に供するために設けられ、通行量の半分以上が農耕機やトラクターなど農業用車両となることを主な条件に、土地改良法に基づき整備される農業用道路である。生産性の高い農業の促進、農村地域の住環境の向上を図るため、農用地における農業用道路の基盤整備を計画的に行う。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
329	都市型農業経営者育成支援事業	農業振興課	H22	H26	<p>〔目的〕 本市の農業で緊急課題となっている後継者や担い手を育成するため、施設園芸（観光農園等）経営に必要な栽培技術や農業経営手法等の実習・訓練等を実施し、就農に導く。 〔手段〕 事業を着実に実施するため、業務をJA越谷市に委託する中で、関係機関との連携を強化する。</p>	高	高	高	高	A	<p>平成22年度からの新規事業で、研修期間が2年間であるため、成果を出すまでには至っていないが、今後は研修者の習熟度の確認や就農計画の策定を図る必要がある。なお、研修課程は順調に進んでおり、観光農園の拡大の可能性を実感すると共に、農業振興にとどまらず、他産業への波及効果も期待できると感じている。</p>	現状維持	<p>事業の成果として、施設園芸（観光農園等）での新規就農者が誕生するよう、関係機関との協力により支援していく。 事業の継続により、市内の農業経営者の施設園芸（観光農園等）への経営転換を促すほか、商工業との連携を推進していく。</p>	23	B	<p>後継者や担い手の確保や育成、小規模農家の経営安定化を図るために、高い収益性が期待できる施設園芸の経営に必要な技術や知識の研修等を行い、経営転換を促すとともに新規就農者を創出する事業として、5年間のモデル事業として、平成22年度よりスタートした事業である。 本事業は、施設園芸の経営に必要な農業生産技術や経営ノウハウなどについて、2年間の研修・実習を通して身につける事業であり、JA越谷市への委託により行われている。農業分野における後継者や担い手の確保及び育成は、全国的な課題となっていることから、その成果が大いに期待されている。 したがって、事業の推進に当たっては、市としての将来的なビジョンを明らかにした上で、目的を達成するための効率的な事業展開や、その進捗管理が重要である。 本事業は委託により実施されている。埼玉県からの補助金を得ているものの、高額な設備投資も行われていることから、委託に係る仕様書に基づき事業が適切に実施され、委託費用に見合った役割が提供されているかどうか、委託先からの成果報告書に基づく現地調査の実施、委託費用の妥当性検証等、監理監督を徹底して実施されたい。 なお、委託先としてJA越谷市が選定されているが、昨今は農業関連のNPO法人も存在する。幅広い情報収集の下、関連する機関との連携を図りながら、事業の推進に取り組むことが必要である。 研修終了後のフォローアップも重要である。起業支援や販路開拓などの支援体制についても、事業目的の達成につながるよう、6次産業化なども念頭に置きながら、必要な体制を整えることにも注力されたい。 研修者に対する月額15万円相当の手当支給については、市民目線で見した場合の公平性の観点からも、研修者が研修終了後に、農業以外の業種に就業した場合における手当返還義務などを盛り込むことを提案したい。 そのほか、活動指標や成果指標について、適切な指標の設定が急務である。活動指標として観光農園の来場者数を、成果指標として販売収入実績を設定することを提案するので、その妥当性を早急に検討されたい。また、将来的な経済波及効果の算出についても取り組まされたい。 なお、市民の理解や協力が得られる事業展開となるよう、モデル事業終了後のあり方について早期に検討を開始されたい。また、農林水産省が若い世代の就農を支援する交付金制度を2012年度に創設する方針を明らかにしている点を踏まえ、本事業での活用などについて調査研究に努められたい。</p>	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
330	交通安全施設整備事業	道路総務課	S37	-	<p>〔目的〕 歩行者や自転車利用者等の安全確保を図るとともに交通事故を未然に防止する。 〔手段〕 暗い交差点や見通しの悪い道路に道路照明灯や道路反射鏡を設置する。</p>	高	高	高	高	A	<p>歩行者や自転車利用者等の安全を確保し、交通事故を未然に防止するために必要である。</p>	現状維持	<p>電気使用料について、契約状況等を精査し、さらなる抑制を図る。 道路照明灯管理システムの活用により、道路照明灯の適正な配置を行い、道路交通の安全性の向上を図るとともに、二酸化炭素排出量を削減するなど、地球環境の保全に努める。 H23年度より道路街路課から道路総務課に移管となる。</p>	19	B	<p>交通安全施設整備に対する市民の要望が多い状況で、限られた予算を調整し対応されている点は評価できる。 今後、年間1億円にのぼる電気代、及び電球交換等の保守にかかる経費がますます増大することが予想される中で、市としての優先順位を定め予算を配分することを求める。 成果指標については、安全度の向上が評価できる指標とすることを望む。</p>	電気使用料については、契約状況等の精査と併せて、使用電力の削減効果の高いランプへの交換を積極的にを行い、さらなる抑制を図る。 増大する電球交換等の修繕費用や工事費用については、抑制した電気使用料を活用する等、効率的な予算の運用に努める。 また、道路照明灯管理システムを活用し、道路照明灯の適正な配置を行い、道路交通の安全性の向上を図る。
331	交通安全応急対策事業	道路総務課	S37	-	<p>〔目的〕 交通事故の防止を図る。 〔手段〕 交通事故発生箇所等に対し警察署等と協議のうえ白線や看板、滑り止め舗装等を施工する。</p>	高	高	高	高	A	<p>誰もが安全に安心して利用いただけるよう、交通管理者である警察と連携し、交通事故の防止を図る事業である。</p>	現状維持	<p>区画線の設置、復旧等により、道路の安全性の向上を図る。 越谷市道路交通環境安全推進連絡会をさらに充実させるとともに、幅広く関係機関と調整を図り、安全対策に取り組む。 H23年度より道路街路課から道路総務課に移管となる。</p>	19	B	<p>警察等他関連機関と連携して、事業を推進されている点は評価できる。 応急対応の結果を集約し、類似危険箇所については先手を打った対応をするなど、事故発生を未然に防止するための計画的な事業推進を検討する余地がある。 成果指標については、活動指標（標識等延長した長さ）ではなく、安全度の向上が評価できる指標、例えば、交通事故件数の減少度等を設定すべき。</p>	越谷市道路交通環境安全推進連絡会をさらに充実させるとともに、幅広く関係機関と連携を図り、安全対策に取り組む。 また、集約した応急対応の結果や類似危険箇所については、課題箇所として当会議に語り、事故発生時の未然の防止、道路の安全性の向上の対策に取り組む。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少く事業の一部見直しが必要			
332	道水路境界管理事業	道路総務課	-	-	〔目的〕 市が管理する道水路と境界が確定していない地域については速やかに境界線を確定していく。また、座標による境界線が、確定している地域については、基準点の維持管理を行い、境界点等の座標管理の充実を図る。さらに、道路内に存在する民有地の取得を行う。 〔手段〕 国・県等の補助事業による官民境界線調査を行い、座標による境界線管理区域の拡大を図る。	高	高	高	高	B	地籍調査が完了した地区と未実施地区との差や近隣市町との査定方法の違いにより、申請者に負担が掛かってしまう。また、地籍完了区域の座標を求めするための基準点の維持管理が難しくなっている。	都市再生地籍調査事業の進捗を図る。 座標管理区域を拡大することで、境界査定における個人負担等を掛けない境界線管理を目指す。	22	B	申請のあった土地に対し、官地と民地の境界を確定し、基準点の維持管理を行う事業である。官民境界が未確定の場合、道水路整備など公共事業の円滑な実施の妨げとなる場合が多い。境界争いを未然に防止し、公共事業の効率化を図るために必要な事業である。 また、基準点や境界の座標値は、市役所における窓口事務を迅速かつ効率化する地理情報システムの基礎的なデータとなるため、その拡大を図ることが急務といえる。 事業が未だ道半ばであり、今後とも境界確定率向上と境界点等の座標管理の充実を図られたい。 埼玉県国土調査推進協議会負担金については、それによって得られる利益と比較検討され、不適切な額であれば見直しを協議されたが、測量業務を委託しているのとことであるが、調達手続が適切な方法かどうか、コスト面を含めて検証を進められたい。	地籍調査の進捗に伴い境界確認申請が減少してきているが、市の管理する道水路との境界が確定していない地域がまだ多数あり、それらの地域に関しては、境界確認申請により境界の確定を行っている。また、地籍調査完了区域内においては、不動産登記法の改正により、公共基準点による測量による座標登記が求められており、その根拠となる基準点の維持管理を今後とも行うことが必要である。 埼玉県国土推進協議会負担金については、地籍調査事業を行うにあたり測量における技術取得や研修会に参加による情報の取得等が重要と考えられることから、今後とも引き続き参加していく。 測量業務に関する委託の主なもの、地籍調査区域内における境界線確認測量であり、座標申請に基づき境界測量を行う測量で、定期的に早急に確認を行う必要があることから、単価契約において委託業者を決定しておかなければ対応が出来ないが、コストの縮減については検討していく。
333	道路管理システム事業	道路総務課	H8	-	〔目的〕 道路に関する情報データ整理を行い、業務効果や行政サービスの向上を目指す。 〔手段〕 道路台帳図と道路境界線情報を関連付けし、新たに取得した道路情報データ等を整理し、効率的に入力処理する。	高	高	高	高	B	都市再生地籍調査事業の進捗を図り、世界測地系に準拠した基準点による座標管理区域を拡大する必要がある。また前年度に調査した、都市再生地籍調査完了区域の座標データの入力、低コストで行うことが課題である。	座標による情報を活用しつつ、業務の効率化を図る。 座標による登記を促進するため、基準点管理区域の拡大を図る。	20	C	越谷市道路管理システムとして、道路台帳管理、路線測量成果、道路工事、測量計算、基準点・境界線などのシステムを構築している。システムに道路台帳現況平面図データ、官民境界線・現況道路録データ、道路中心線データなど膨大なデータを保守管理していく必要があり、データ保守管理費だけで、年間数千円のコストがかかっている。このコストに対する効果が明確になっておらず、至急、効果を明確に算定し、事業のあり方を見直すべきである。将来の国のGIS化に備えたものとのことだが、地図データに互換性があるかについても懸念される。また、地図データ等については、民間で市販されているデータの活用も検討してほしい。	複数のシステムが統合しているため、コストに対する効果を即時に明確にすることは難しいが、各々のシステム毎に整理を行い説明を行えるように今後検討する。また、システムのメインである地籍事業等については、不動産登記法の改正により座標値の表示が義務化されたことにより、基準点の管理と境界線座標値に関して必須であり、既に適切管理してきた経緯からも事業を継続する必要がある。 地図データについては、デジタル化された道路台帳をシステムに搭載し、境界線データ等との接合を図るよう整理する。 市販されている地図データの活用については、道路台帳や地籍事業の測量等データとの接合や販売等を考えると縮尺の精度や著作権等があり難しい。 データ保守管理費については、情報統計課と連携を強化し、コストダウンに努める。
334	道路台帳整備事業	道路総務課	-	-	〔目的〕 道路法第28条により、道路管理者はその管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならないとされており、道路の構造・兼用工作物・占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項の把握を目的とする。 〔手段〕 既存の道路台帳に対し、市道の認定・廃止・区域変更等や道路改良等により、整備された道路の台帳更新を行う。	高	高	高	高	B	道路台帳の基原図がマイラー(ポリエステルシート)であり、この老朽化している原因に対し、地図等の更新処理を手作業にて修正を行っていることから、効率的に運用が図れていない。	地図管理の効率性の向上を図るため、マイラー-基原図(アナログデータ)のデジタル化を図る。 デジタル化した基本図に対し、年度更新を行う。また、GISの基本図として併せて整備を行っている。	17	B	地図に関する情報の必要性と利用方法を全庁的にとりまとめ、全庁で一括して必要な情報を収集することにより、全体のコストの低減化を検討することを望む。また、得られた情報の他部門との共有化を進め、情報の有効活用を検討することを望む。	地図管理の効率性の向上を図るため、マイラー-基原図(アナログデータ)のデジタル化を図る。 デジタル化した基本図に対し、年度更新を行う。また、GISの基本図として利用できるよう併せて整備していく。
335	都市再生地籍調査事業	道路総務課	H10	H31	〔目的〕 国土調査法に基づき、都市部の地籍調査を推進するために基礎データとして整備し、土地の境界を明確にし、土地取引、公共工事・災害時復旧事業の円滑を図るとともに、将来行う予定の一筆地調査の基礎データを作成する。 〔手段〕 市街地の官民境界や国・県等の道水路管理者と境界を確認し境界点測量の成果である座標をデータ化し、維持管理を行う。	高	高	高	高	B	事業の成果・効率性ならびに進捗率を上げる観点から、現在、街区の境界線確認作業だけとなっている。	国発注の都市部官民境界基本調査事業を活用し、事業の進捗を進めていく。 基準点管理区域の拡大を図り、世界測地系に準拠した基準点による座標での土地登記を促進し、官民境界先行の地籍調査が終了後に行う予定の1筆地籍調査に活用していく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
336	道水路管理業務事業	道路総務課	-	-	〔目的〕 市民生活の根幹となる道路の保護管理を図る。 〔手段〕 道路法に基づく(道路占用許可・道路工事等)施工承認・道路幅員証明・特殊車両の通行許可及び協議事務における適切な指導、道路工事調整会議等の開催	高	高	高	B	道水路占用許可・道路工事等施工承認の申請段階において、申請業者間で工事施行調整がなされていないものが多い。	工事調整会議等により、占用工事などの施工時期および期間の調整を行い、道路への負荷の軽減を図る。 同一箇所の道路占用工事をさけるため、計画的な占用工事の促進を図る。	16	B	許可等の件数を活動指標に記入していただきたい。 道路管理台帳のシステム化や電子申請などITを利用した業務の効率化、および申請に対する迅速な対応をはかり、住民の利便性を高めていただきたい。	許可等の件数は活動指標に導入済み。 道路工事調整会議等により、占用工事などの施工時期および期間の調整を行い、道路への負荷の軽減を図る。 また、同一箇所の道路工事をさけるため、計画的な占用工事等の促進を図る。 今後、将来の電子申請化について研究していく。	
337	道路施設維持管理事業	道路建設課	-	-	〔目的〕 道路環境の保全を図る。 〔手段〕 既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行う。	高	高	高	A	引き続き、既存ストックの有効活用等を図りながら、継続した維持管理事業を進めていく。	U字溝や蓋の再利用を積極的に図る。 既存ストックを有効活用し、道路施設の延命化を図る。	23	B	道路環境の保全を図るために、既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行う事業である。 毎年200件以上の道路補修工事を実施している。安心して利用できる安全な道路を維持するために必要な事業といえる。 工事の対象案件は住民からの要望、過去の要望の積み残し、市の計画する箇所の中からバランスをとり、緊急度の高いものから処理している。 毎年、約100件の要望が寄せられる中で、緊急度の優先順位付けについての基準は特になく、現場確認をして行われている。場当たり的な事業実施とならないように、中長期的な計画が求められるが、現状では、中長期的な計画が「確立されておらず、減価償却費の積算がなされていない」問題は問題がある。今後に向け、目減りしたストックに対して対応する数値を適正に積算し、道路施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、アセットマネジメントの考え方に基づき、計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。また、維持管理課が担当道路等の維持管理業務と当該事業の整合性を確認し、役割分担等を整理したうえで業務の効率化に取り組みたい。 成果指標として、「要望に対する補修工事完了率(=補修完了箇所/補修要望箇所)」を新たに提案したい (参考)平成16年度外部評価:<道路補修事業>B	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  補修箇所については、緊急性や現場の損傷の程度を見極めながら、優先順位をつけて順次整備を行っている。また、小規模補修については、道路整備単価契約により発注を行い、設計業務の簡素化、補修の迅速化を図っている。	
338	市道70002号線整備事業	道路建設課	H22	H23	〔目的〕 越谷駅東口第一種市街地再開発事業に合わせ、交通環境の向上を図る。 〔手段〕 越谷駅東口第一種市街地再開発組合に工事を委託し、効率的に道路の整備を行う。	高	高	高	A	越谷駅東口第一種市街地再開発組合に工事を委託することにより、越谷駅東口第一種市街地再開発事業と合わせた整備を効率的に行い、駅周辺の交通環境の向上が図れる。	終了 (平成23年度)					
339	道路舗装事業	道路建設課	-	-	〔目的〕 車両の走行性の向上を図る。 道路環境の向上を図る。 〔手段〕 幹線道路並びに生活に密着した道路の舗装改築を行う。	高	高	高	A	単価コストだけでなく、舗装の耐久性を含めた検討を行うとともに、道路の安全性を維持できよう、計画的な舗装整備を実施していく必要がある。	道路舗装事業の優先度を高めていきたい。 大型車の通行量の多い幹線道路については、質的改良を含めた整備に取り組んでいきたい。	21	B	予算上の問題で、道路舗装工事が思うように進められていない現状である。 以下の3点について検討をしていただきたい。 予算確保の手段として、現状の道路の安全性等についての問題点を調査報告する舗装の工法について調査・研究し、より耐久性のあるものを採用する 工事業者へ指導を行い、工事の品質向上を図る 道路舗装が進まない現状について、広く市民に理解をいただき、市全体予算の中での優先度を上げていく努力が望まれる。	良好な舗装状態を長期にわたり維持できるよう、一部の路線で舗装組成の検討を行い、質的向上を図った工事を実施している。また、請負者に対しては、施工の品質向上が図れるよう、指導・監督の徹底に努めている。 今後も、写真等で事業の必要性を理解していただき、更なる予算の確保に努めていく。	
340	道路改良事業	道路建設課	-	-	〔目的〕 生活道路の安全性の向上を図る。 道路の耐久性の向上を図る。 〔手段〕 道路の拡幅整備を行う。 道路の質的改良を行う。	高	高	高	B	沿線住民の理解を頂き、用地事務の効率化を図る。 車の通行量など、道路環境に即した整備に取り組んでいく必要がある。 整備の優先順位を明確にしなが、事業に取り組む必要がある。	継続して取り組む必要があるとともに、大型車両をはじめとする交通量の多い路線については、道路の質的改良も含め、道路の耐久性を高めていく必要がある。 道路の拡幅整備以外に耐久性の高い道路づくりに取り組んでいきたい。 また、優先順位も含めた取り組み状況等について、市民の理解を得ながら事業を進めるための方策を検討していく。	22	B	生活道路の安全性・耐久性の向上のため、道路の拡幅整備や質的改良を行う事業であり、自動車に大きく依存する現代社会では必要な事業といえる。 ただ、日本では少子高齢化が進み、人口が減少している中で、今後予想される社会に対応した計画を立てる必要がある。 道路の質的改良により、道路寿命を延伸し、将来にわたっての管理コストの削減をはかることについては、重要な取組みである。整備コストと将来的な管理コストを十分に比較検討のうえ計画されたい。 なお、整備についての住民要望の一覧表と整備の優先順位は公開し、整備箇所の優先度について、危険度などの付帯情報や整備優先理由を含めて、市民の納得が得られる取組みを実施されたい。 成果指標についても、要望にどれだけ対応できたかを市民にアピールできるものを検討されたい。	道路の質的改良を含めた道路寿命の延伸については、コスト面を十分考慮のうえ検討していきたい。 また、道路整備に係る要望の受付と対応状況について、適切な公開のしかたを検討する。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業の休・廃止を含めた検討が必要		課題が多く事業の大規模見直しが必要		事業の評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称											
341	歩道整備事業	道路建設課	-	-	〔目的〕 安全で快適な歩行空間を確保する。 〔手段〕 歩車道の分離や段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮した整備を行う。	高	高	高	高	A	安全で快適な歩行空間の確保を図れた。	現状維持	整備手法を検討し、整備延長を延ばす。 たれもが安全に通行できよう、用地取得も考慮しながら、整備を進める。	23	B	安全で快適な歩行空間を確保するために、水路に蓋を掛け歩道として整備したり、歩車道道の分離や段差解消を行い、安全な歩行空間を確保する事業である。 高齢者や障がい者に配慮した整備が行われている。また、過去に水路に蓋をかけて整備した箇所の安全確保のために、既設水路内に管を埋設する改修整備も実施している。誰もが安心して歩ける安全な歩行空間は市民にとって生活に欠かせないものであり、事業の必要性は高い。 平成14年に水路の破損が原因で、蓋の落下事故が起こったため、既設水路内に管を埋設する改修整備が実施されているが、市内の歩道全域について危険が予測される老朽化箇所などを包括的に把握するためのデータ化はできていない。現状において、危険箇所の把握は市民からの通報のほか、建設部の職員が現場にて確認したり、郵便局員の情報提供により行っているが、いずれも不定期なものである。 市内の歩道整備状況について、工事の実施年度や内容が総合的に把握できていない状態には問題がある。減価償却費の積算もなく、中長期的な計画や改修整備の明確な優先順位付けも不明確である。事故が起こってから、対策を立てるといふ対応とならないように、また、コスト面の効率化にも有効であるライフサイクルコストを考慮したアセットマネジメントの考え方にに基づき、歩道の耐用年数に応じた計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。 成果指標として、「市民(特に、高齢者や障がい者)の歩道に対する満足度」を提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
342	街路施設維持管理事業	道路建設課	-	-	〔目的〕 街路事業の進捗を図る。 取得用地の適正管理 〔手段〕 街路事業用地の取得 取得した用地に外柵工事・砂利敷き等を施し、適正な管理を行う。	高	高	高	高	B	先行取得用地の買戻しをおこなっているが、現在の財政状況では、多くの路線の事業化は見込めない状況である。 買収用地の現場パノラマ等を実施して現況を把握し、街路用地の適正な管理が必要である。 また、先行取得用地の有効活用について、検討する必要がある。	検討・見直し	街路事業により取得した用地に外柵工事や砂利敷き等を施し、適正な管理を行いながら事業の進捗を図る。 事業の進捗状況に合わせた効果的な用地取得、取得後の適正管理を行っていく。 また、先行取得用地について、事業化までの間の有効活用方を検討する。	21	B	担当課の総合評価「A」は、本事業を狭義に解釈すると理解できないが、事業のために取得した土地が長期間放置されている状況は無視できない。このことは、街路施設に限ったことではないと思われるが、遊休地の管理費(雑草駆除、ごみ処理)の経費支出や該当地から徴収できたであろう固定資産税額を考えると、無駄な支出があると云わざるを得ない。 長期間、遊休地となっているものについては、早期に活用策を講ずるべきである。	街路事業用地の適正管理に努めるとともに、事業化までの間の有効活用方策について検討を進める。
343	電線類地中化事業	道路建設課	H15	H24	〔目的〕 安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止および都市景観の向上を図る。 〔手段〕 電線類管理者等と協議しながら、電線類地中化の工事を進める。	高	高	高	高	A	都市災害の防止及び都市景観の向上を図るために必要な事業である。	現状維持	引続き、電線類管理者等との協議・調整を図りながら、整備を進める。また、既設配線を取り込む連携管の整備を図る。 無電柱化計画に基づき、電線類管理者との連携を密にしながら無駄のない事業推進を図る。	18	B	国の方策でもあり、わが国の電線事情を改善する上でも不可欠な事業である。今後は工法を含めたコスト削減を図り、計画通り事業を終了することが重要である。	コスト削減について、管路材料は既成化されているためコスト削減の余地はあまり無いが、埋戻し材料等に再生材を使用してコスト削減を図った。また、関連機関と協議を重ねながら工事を実施した。現在、ほぼ計画通りに事業が進んでいる。
344	土地区画整理地区界整備事業	道路建設課	H19	-	〔目的〕 土地区画整理事業地区界の円滑な交通を確保する。 〔手段〕 土地区画整理事業地区界の道路整備を行う。	高	高	高	高	A	土地区画整理事業では、事業地区内の道路整備を実施し、事業地区外の道路については、整備していない。このため、事業地区内と地区外との道路の取り付けなどを行う必要があり、必要最小限の範囲で事業を実施している。	現状維持	各区画整理事業の進捗にあわせ、事業に取り組んでいく必要がある。 各区画整理事業の進捗状況等に応じて事業を進めていく。				
345	橋りょう施設維持管理事業	道路建設課	-	-	〔目的〕 円滑な交通の確保を図るとともに災害時の安全性の向上を図る。 〔手段〕 既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う。	高	高	高	高	B	平成22年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画の速やかな公表を図る。長寿命化計画により、コストの削減を図りながら、補修を実施し、橋梁の健全性を保っていく必要がある。	検討・見直し	橋梁長寿命化修繕計画を推進する。 定期的な点検と計画的な維持修繕を実施するアセットマネジメントの考え方で維持管理を図る。	22	B	円滑な交通の確保を図るとともに災害時の安全性の向上を図るため、既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う事業である。 橋りょうの適正な維持管理は市民生活に不可欠であり、本事業は必要性があるが、21年度は事業費が1億円を超える単独事業となった。市債発行事業でもあるので、人件費も含めて一層のコスト削減の努力を実施された。 ライフサイクルコスト引き下げのため、橋りょうの維持管理にアセットマネジメントの考え方を導入することは重要な取り組みであるといえる。橋りょうの改修、更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫された。 なお、使用されていない橋りょうの廃止・統合・移設についても、アセットマネジメントの中に取り入れるなど、維持管理方法を工夫された。 平成21年度に補強工事を実施した堂面橋の他にも、修繕が必要な橋りょうが10本あり、その優先順位や補強工事の内容や工事の効果についても、必要に応じて市民にわかる形で公開を進め、市民の理解が得られるよう努力された。 成果指標についても、安全性の観点から指標を立て、市民に本事業の成果をアピールされた。	橋梁の維持管理にアセットマネジメントの考え方を導入し、橋梁の長寿命化、事業費の平準化を図っていく。H22年度は、橋梁長寿命化修繕計画を策定した。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
346	大袋駅舎建設事業	道路建設課	H20	H25	〔目的〕 大袋駅西口の開設を目指すとともに、駅利用者の利便性の向上を図る。 〔手段〕 鉄道事業者と連携し、自由通路を含む大袋駅の改修整備を行う。	高	高	高	高	B	本事業は、市単独で実施できる事業ではないため、鉄道事業者との調整・連携が重要である。また、現時点では、駅舎の建設に着手していないため、成果が現れにくい。	検討・見直し	平成23年度からの着手を予定しており、平成25年度半ばの完成を目指し、関係機関との調整を図っていく。 平成25年度の完了予定であるため、今後、維持管理方法の検討に取り組んでいく。				
347	浦和野田線整備事業(県営)	道路建設課	H4	-	〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(浦和野田線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	東武鉄道伊勢崎線から国道4号までの1.3km区間である元荒川工区について、建設に伴う諸問題がある。平成22年度は、ルート案の検討などが進められた。引き続き、県との連携により、残る区間の事業進捗に向けて取り組んでいく。	現状維持	元荒川工区の早期事業化に向けて、建設に伴う諸問題の解決を図る。				
348	越谷吉川線整備事業(県営)	道路建設課	H8	H25	〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(越谷吉川線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	平成22年度は、事業調整等が進められた。引き続き、県との連携により、残る区間の事業進捗に向けて取り組んでいく。	現状維持	県との連携を図りながら、事業の進捗を図る。	20	A	県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。	今後も、積極的に埼玉県との連携を図りながら、事業の進捗に努める。
349	八潮越谷線整備事業(県営)	道路建設課	H10	H24	〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(八潮越谷線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	相生陸橋以北の西方工区について、用地交渉が難航している。平成22年度は、用地取得に向けての調整等が進められた。引き続き、県との連携により、残る区間の事業進捗に向けて取り組んでいく。	現状維持	西方工区の早期事業化に向けて、埼玉県と連携を図りながら進めていく。	20	B	県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。但し、6年以上継続してほとんど進展がない一部用地の買収については、県との連携をより密にして、現実的な解決策を提案し、早期決着ができるよう努力していただきたい。	今後も、積極的に埼玉県との連携を図りながら、事業の進捗に努める。
350	南浦和越谷線整備事業(県営)	道路建設課	H8	-	〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(南浦和越谷線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	A	引き続き、県との連携により、残る区間の事業進捗に向けて取り組んでいく。	現状維持	埼玉県との連携により、事業の進捗を図る。	18	B	東西交通を担う重要な道路整備事業である。県とのコミュニケーションを深め、用地買収をスムーズに行うことにより、市の一般財源の追加負担を抑制すべきである。	今後も、積極的に埼玉県との連携を図りながら、事業の進捗に努める。
351	市道2200号線整備事業	道路建設課	H21	H25	〔目的〕 幹線道路として、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るとともに歩行者及び自転車の安全確保を図る。 〔手段〕 歩車道の拡幅整備を行う。	高	高	高	高	B	用地買収の早期完了を目指していく必要がある。	検討・見直し	用地買収の早期完了を図る。工事に關しては、用地取得箇所や状況を把握しながら、施工計画を行っていく。 平成25年度完成を目指し、地権者との用地交渉、関係機関との調整を進め、工事の進捗を図る。				
352	排水路整備事業	治水課	-	-	〔目的〕 雨水対策としての排水路整備を行い、生活環境の向上と浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 浸水対策としての整備、既存施設老朽化対策としての整備等、必要箇所を限定し、重点的かつ効率的な整備を図る。	高	高	高	高	B	市内の排水路全般を対象としている本事業は、既存施設の現状を把握しきれない中、経年変化による既存水路の改修や浸水被害の軽減を目的とするもの等幅広く対応しているが、更に効率的、計画的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握、改修計画策定が必要である。	検討・見直し	浸水被害の解消並びに良好な施設管理を図るため、本事業の積極的な実施が必要であるとともに、水路台帳の整備による計画的な事業執行を進める。	21	B	市内延長1,108kmの既設排水路の改修等を行う事業である。今後の課題としては、昭和61年度作成時点のままの水路台帳の整備がある。これをデジタル化、GIS(地図情報システム)化するのを早急に検討すべきであるが、多大な経費がかかることから(特にGISについては)関係する複数部署が連携し、全庁的に検討すべきである。	今後の課題として、水路台帳の整備を指摘されているが、水路台帳のデジタル化とのリンクを前提として、平成25年度からの水路台帳システム運用開始に向け、平成22年度より資料収集、現地調査、既存水路台帳のデジタル化等の準備作業に着手し、平成23年度も引き続き作業を行っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
353	排水路安全施設整備事業	治水課	-	-	〔目的〕 既存水路に歩道版を布設することで、緊急時の避難通路を確保し、市民生活の安全と快適な環境を図る。 〔手段〕 自治会要望による既存水路への歩道版布設	高	高	高	高	B	自治会より、既存排水路を緊急避難用通路や通学路等に利用するための蓋架け要望が多く、年度内受付分に実施が数年後に繰り延べとなる状況にあり、対応に苦慮している。	検討・見直し	蓋架け整備箇所について、地域性や必要性を精査し、優先順位を明確にして実施していく。要望延長に対する整備率は、80%であり市民要望に答え、利便性の向上を図る。	18	B	排水路の歩道化による安全対策は重要である。今後も引き続き、住民とのコミュニケーションを密にし、適切な安全施設整備を推進していく必要がある。	排水路の歩道化は、緊急時の避難通路や通学路として利用するなど、今日まで、数多くの自治会から要望をいただいている。今後、優先順位を明確にし、早期に整備が実施できるよう事業を進める。
354	七左エ門川改修事業	治水課	H20	-	〔目的〕 七左エ門川流域の治水安全度の向上及び環境改善を図る。 〔手段〕 老朽化した施設の改修並びに管理用道路の整備を行う。	高	高	高	高	B	新川との交差点から出羽公園手前までの管理用道路の整備を平成23年度から行うが、出羽地区センターの整備との整合を図り、かつ早期完了を図る必要がある。 また、新川都市下水路、県道蒲生岩槻線との交差点の整備(伏越し)が必要であり、平成24年度以降の実施に向け施工方法等について、入念な検討が必要である。	検討・見直し	施設の適正な管理を図るため管理用道路の整備を進める。 平成24年度以降の新川都市下水路、県道蒲生岩槻線との交差点の整備(伏越し)に向け、検討を進める。				
355	応急対策事業(浸水対策)	治水課	H20	-	〔目的〕 浸水被害の発生した地域の応急対応として、緊急かつ応急的に施設の新設や改良を行い、浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 水路の嵩上げやポンプ施設の新設、改良等を実施する。	高	低	高	高	B	浸水発生地区の浸水対策として緊急かつ迅速に実施する必要がある。 事業として、緊急性・必要性は高いが対応方法によって施工方法が異なるため1箇所当りのコスト比較ができない。	検討・見直し	浸水被害の発生地区について、ポンプ施設等の設置を図る。浸水被害の解消を目指し、計画的な施設整備を進めるため、水路台帳の整備を進める。	22	B	台風や大雨時における水防活動において浸水被害の軽減を図るため、河川施設の改修や仮設ポンプの設置・増設などの整備を行う事業である。 ゲリラ豪雨による災害など、突発的で予測困難な、長期計画では対応できない浸水対策工事を実施している。 近年はゲリラ豪雨により浸水被害が発生しており、また、大きな河川の多い平野部という地理的条件から、内水対策は必要不可欠といえる。計画的に実施され、市民の安心・安全を確保されたい。 減価償却費については、適正に把握されているかを再度検証し、施設更新計画を適正に作成されたい。 成果指標としては、「応急対策の事業箇所」を設定するとともに、このほかにも市民に分かりやすい指標を設定されたい。応急対策の事業箇所が少なければ整備が行き渡ってきているということであり、反対に応急対策の事業箇所が多ければ、予算を増やし事業量を増大させる必要がでてくる。	今後、頻発するゲリラ豪雨により浸水被害が生じた地域の雨水排水システムを調査し、より効果的な仮設ポンプの設置や増設を行い、浸水被害の軽減に努める。
356	水防システム整備事業	治水課	H20	H24	〔目的〕 近年のゲリラ豪雨等により浸水被害の発生した地域の対応として、迅速かつ的確な対応をとるべき施設の改修を行い、浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 既存樋門(6ヶ所)の改修を行う。(ゲートの電動化及び遠方監視制御)	高	高	高	高	A	越谷市内に設置してあるゲートの内、約割が手動ゲートである。 今後、浸水地域を重点に計画的な既存ゲートの改修が必要である。	現状維持	平成20年度から県の補助金を活用し、弥栄地区の樋門の電動化及び遠方監視制御を引き続き実施していく。 平成23年度に弥栄地区の御料堀ポンプ場に関連する6ヶ所のゲート及び遠方監視制御システムの改修が完了する。引き続き、東越谷地区の既存ゲートの改修を計画的に実施する。	22	B	大雨による浸水被害が多発している越谷市弥栄地区の浸水被害を軽減し、台風等の災害時における情報収集と水防活動の円滑化を図るため、県の補助金を受け、各排水機場の運転状況の把握及びゲートの開閉を含めた遠方監視制御を行うシステムを構築する事業である。 近年のゲリラ豪雨の発生により、各水防施設への人員配置が間に合わないケースも考えられ、必要性が認められる。 樋門は概して高価であり、電動、遠隔操作とするとさらに高価になる。浸水被害の軽減を図るため電動化する必要性は認められるが、いざというとき、コストに見合う働きをするかどうか、綿密に検証されたい。 また、ライフサイクルコスト引き下げのためのアセットマネジメントや、維持管理費のシミュレーションを導入し、より効率的な維持管理を実施するとともに、減価償却費計算表や施設の台帳を適正に管理し、更新計画策定に活用されたい。 市債発行により実施されている事業であるが、市債発行額が膨張すると本市の財政状況の悪化を招く恐れもあるため、一般財源の比率を高める努力をされた。	平成20年度より県の補助金を活用し、浸水地区(弥栄地区)の被害軽減を目的にゲートの電動化及び遠方監視制御を進めてきた。平成23年度には、弥栄地区の整備が終了し、水防活動の円滑化が図れ、浸水被害の軽減が図れるものと考えられる。また、今後についても浸水地区における流域の雨水排水を調査し、電動・遠方監視制御化する手動ゲートの優先順位を決め、事業を進める。
357	河川施設維持管理事業	治水課	H2	-	〔目的〕 流水阻害の除去及び河川環境の保全を図る。 〔手段〕 状況を確認し、草刈・浚渫・修繕等を実施する。	高	高	高	高	B	河川施設の老朽化が著しく、計画的な改修が課題である。また、河川の堆積物による流下阻害を防止するため浚渫の必要がある。	検討・見直し	河川の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。平成21年度より平新川に流入する河川・排水路の浚渫を継続して実施する。	17	B	河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。	河川施設のほか、道路施設・公園施設の草刈等について事業の統一化を図るため、平成23年度より維持管理課に業務を移管した。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		課題が多く事業の大規模見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要											
358	排水機・ポンプ場施設維持管理事業	治水課	H4	-	〔目的〕 水防時、排水機場等が正常に機能するよう点検及び改修を行う。 〔手段〕 排水機場等の機器類の維持管理を委託する。	高	高	高	高	B	排水機場等、河川施設の老朽化が課題である。 また、施設の機能を最大限活用するため、ポンプ場施設機器台帳を早期に整備し計画的な改修・修繕を実施していく必要がある。	検討・見直し	施設の機能を最大限機能させるため、引き続き施設の維持管理に努める。 排水機場等の機器台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。				
359	新川用水整備事業	治水課	H11	-	〔目的〕 新川の用水機能の確保、環境改善等を図るため、新川都市下水路の整備に合わせ、関連する新川用水の整備を行う。 〔手段〕 起債事業により護岸整備及び安全施設(防護柵)の更新と管理用道路の整備を行う。	高	高	高	高	B	既存の新川は用排水兼用の施設であり、施設の老朽化、土砂の堆積、水質の悪化、悪臭の発生等、治水に対する安全度、安定的な農業用水の確保に支障をきたしている。先行する新川都市下水路整備事業との同時進行が望ましいが、新川用水整備は予算面等の理由で遅れている。今後、更に有効な事業効果が得られるようコスト面を含めた事業手法等の検討が必要である。	検討・見直し	引き続き護岸整備を進め、老朽化している施設の更新により周辺環境、水質等の改善を図る。また、現在、隣接の県道蒲生岩槻線内に占用する人孔が損傷しており、安全確保のため修繕工事が必要である。 更に効率的な事業効果が得られるよう、整備手法、整備グレード等の検討、見直しを行う。	20	B	新川都市下水路(排水管)整備の事業にあわせ、新川用水を整備する事業である。1990年から2004年までの15年間に3回の大きな浸水被害があり、新川都市下水路の整備は不可欠な事業である。また、地権者や周辺住民のために用水路整備及び緑地を整備する当該事業の必要性は認められる。 新川都市下水路整備の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が進められることを期待する。	新川都市下水路整備の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が進められることを期待されており、地域との連携を含め効率的な整備に向けた検討を進めるとともに事業の進捗を図った。
360	平新川改修事業	治水課	S55	-	〔目的〕 平新川流域における浸水被害の軽減と河川環境の改善を図る。 〔手段〕 護岸コンクリートの嵩上げを行う。また、適正な河川管理を図るため、管理用道路の整備を進める。	高	高	高	高	B	護岸嵩上げ工については、単位当たりコストが上昇しているが、必要な嵩上げ高さが施工箇所毎に違うためコストに差が生じている。また、事業効果を上げるには、まとまった工事量が必要である。	検討・見直し	浸水被害の軽減を図るため、引き続き既設水路の嵩上げを行う。 適正な施設管理のため管理用道路の整備を進めるとともに、浸水被害の解消を図るため、ポンプの増強や既設水路の嵩上げを行う。また、平方公園の整備計画とあわせ、4号バイパスより上流部の平新川整備計画の検討を進める。	19	B	全体予算計画の中で、市民の理解と満足度を得られる優先順位をつけることが重要である。また、今までの取り組みの結果として治水効果が、向上している点を市民にさらに広報し理解を得る必要がある。	治水安全度の向上の観点から市民生活への影響の大きい護岸の嵩上げ工事について、平成19年度より着手し、平成21年度までに必要とされる区間における右岸側の整備を完了した。平成22年度からは、引き続き左岸側の嵩上げ工事に着手し、護岸嵩上げ工事全体の早期完了を目指し取り組んでいる。
361	都市下水路施設維持管理事業	治水課	H2	-	〔目的〕 流水阻害の除去及び都市下水路環境の保全を図る。 〔手段〕 状況を確認し、草刈・浚渫・修繕等を実施する。	高	高	高	高	B	都市下水路施設の老朽化・地盤沈下により修繕や計画的な改修が課題である。 また、浚渫等を計画的に実施し、流下能力を確保する必要がある。	検討・見直し	都市下水路の清掃・浚渫等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。 都市下水路施設の適正な維持管理に努め、浸水被害の軽減を図る。				
362	ポンプ場施設維持管理事業	治水課	H4	-	〔目的〕 水防時、ポンプ場等が正常に機能するよう点検及び改修を行う。 〔手段〕 ポンプ場等の機器類の維持管理を委託する。	高	高	高	高	B	ポンプ場等、河川施設の老朽化が課題である。 施設の信頼性の向上を図るため、今後、改築の必要がある。	検討・見直し	施設の機能を最大限機能させるため、引き続き施設の維持管理に努める。 ポンプ場等の機器台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。また、改築に関して補助制度等の活用について検討する。				
363	排水路施設維持管理事業	治水課	-	-	〔目的〕 排水路などの清掃・浚渫等を行うことで、排水機能の保全向上や堆積物の除去による環境改善を図る。 また、歩道版のがたつきや破損、水路構造物の破損、及び防護柵の修繕を迅速に処理することにより市民生活の安全を図る。 〔手段〕 状況を確認し、清掃、浚渫、修繕等を行う。	高	低	高	高	B	排水路は、経年劣化や地盤沈下により勾配不良を生じ、滞留発生箇所が多い状況にある。 また、水路整備によって、暗渠化した水路については、地元住民による清掃もできなくなり、市への清掃要望も多い状況である。	検討・見直し	老朽化した排水路や勾配不良箇所について、計画的に改修を実施する。 自治会清掃等、地域住民による清掃活動を引き続き支援する。また、浸水箇所については、定期的な清掃や修繕を行い、浸水被害の軽減に努める。	18	B	<排水路等清掃委託事業> 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を保つために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。	排水路の清掃のほか、道路側溝の清掃と併せて事業の統一化を図るため、平成23年度より維持管理課に業務を移管した。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
364	大相模調節池排水機場整備事業	治水課	H20	H25	<p>〔目的〕 埼玉県が整備する大相模調節池の排水機場と、越谷レイクタウン地区の千足排水区(草加市分を含む)のポンプ場を一体的に整備し、地域の浸水被害の軽減と治水安全度の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 埼玉県、草加市と費用負担協定を締結し、埼玉県が施工</p>	高	高	高	高	A	<p>25年度完成に向け、効率的な維持管理に関して、埼玉県、草加市との3者で協議を進める。</p>	現状維持	<p>引き続き、関連する樋管工事について、関係機関と協議・調整を図る。</p> <p>平成25年度完成に取り組む。</p>	23	A	<p>地域の浸水被害の軽減と治水安全度の向上を図るために、埼玉県が整備する大相模調節池の排水機場と、越谷レイクタウン地区の千足排水区(草加市分を含む)のポンプ場を一体的に整備する事業である。</p> <p>埼玉県、草加市、越谷市が受益に応じて費用負担協定を締結し、工事は埼玉県が施工している。まちづくり交付金及び社会資本整備総合交付金の交付を受け事業が進められており、平成25年度完成予定である。</p> <p>これまで、内水排除のために多数のポンプを必要としてきた元荒川と中川の流域における洪水被害を軽減するために、必要な事業である。受益と費用の分担については、埼玉県、草加市、越谷市で受益面積及び排水ポンプ容量に基づき、適正に管理されている。工事の進捗状況についても、定期的に県と協議を重ね確認し、平成25年度の事業完了に向けて計画とおりに進められている。</p> <p>事業終了後は完成した排水機場等の維持管理について、適正に実施されたい。また、当該事業は事業期間が複数年に及ぶものなので、定期的に事業の進捗状況を市民に分かりやすい形で情報発信するように努力されたい。</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>
365	新川都市下水道整備事業	治水課	H15	-	<p>〔目的〕 新川排水区の浸水被害の軽減及び環境改善を図る。</p> <p>〔手段〕 補助金等を活用し整備の促進を図る。</p>	高	高	高	高	B	<p>既存の新川は用排水兼用の施設であり、施設の老朽化、土砂の堆積、水質の悪化、悪臭の発生等、治水に対する安全度、安定的な農業用水の確保等に支障をきたし、本事業による整備改善が不可欠である。今後、平成24年度以降の七左エ門川との交差部の施工に向け、その構造、施工方法等の十分な検討が必要になる。</p>	検討・見直し	<p>平成24年度以降の七左エ門川との交差部の施工に向け、その構造、施工方法等の十分な検討を行う。</p> <p>補助金等を有効活用し、事業の早期完成を目指す。</p>				
366	管路整備事業(治水課)	治水課	S47	-	<p>〔目的〕 浸水被害の軽減、生活環境の改善を図るため、公共下水道(雨水幹線等)の整備を行う。また、越谷レイクタウン関連の公共下水道(汚水、雨水)の整備を行う。</p> <p>〔手段〕 補助金等を活用し整備の促進を図る。</p>	高	高	高	高	B	<p>本事業は、主に国庫補助事業による公共下水道事業を実施しており、効率的、効果的な事業の施行について常にチェックしながら進めている。また、本事業の公共下水道(雨水、汚水)整備に対する貢献度は大きいものがある。</p> <p>コスト面については、整備する管路の規模や現場条件等により大きく差が出てくるため、一概に単価比較することは難しい。</p>	検討・見直し	<p>計画的な整備を推進する。</p> <p>近年、気象の変化に伴い、ゲリラ豪雨が発生する等雨の降り方も変化してきている。このため、中長期的には雨水排水計画の見直し並びに計画的な施設整備、維持管理が必要である。</p>	23	B	<p>浸水被害の軽減や生活環境の改善を図るために公共下水道(雨水幹線等)の整備と越谷レイクタウン関連の公共下水道(汚水、雨水)の整備を行う。市民生活の安全を守る上で必要な事業である。</p> <p>管路整備については、越谷レイクタウン関連のものは汚水用と雨水用を一括して工事発注し、事業の効率化を図っているが、それ以外のところは過去に補助金交付対象となっていた汚水用のものが先行したため、当該事業では雨水幹線の整備のみを行っている。</p> <p>現在、平成22～26年度の5か年計画(社会資本総合整備計画)に基づき、国の補助金を得て整備を進めている。しかしながら、市内の雨水幹線等の総合的な把握については、平成16年度の外部評価で指摘を受け、平成22年度より緊急雇用対策を活用し雨水管の台帳整備を開始したところである。長期的な整備計画はまだなく、豪雨時などに冠水被害が出たところ等緊急度の高い箇所から対応している。</p> <p>雨水管路の整備に必要な事業費の確保は、公共下水道事業全体の計画と関係し、台帳整備が途中の段階では主体的な計画は立てにくい。台帳整備後は、減価償却費の積算を適正に行い、ライフサイクルコストの引き下げ、施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、アセットマネジメントの考え方に基づき、計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。(参考)平成16年度外部評価：B</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p> <p>(平成23年度外部評価実施前における対応等)</p> <p>今後の課題として、水路台帳の整備を指摘されているが、道路台帳のデジタル化とのリンクを前提として、平成25年度からの水路台帳システム運用開始に向け、平成22年度より資料収集、現地調査、既存水路台帳のデジタル化等の準備作業に着手し、平成23年度も引き続き作業を行っている。</p>
367	管路改修事業(治水課)	治水課	-	-	<p>〔目的〕 公共下水道の管路等を対象に修繕及び補修を行い、適正な施設管理を行うことにより浸水被害の軽減、快適な環境の維持を図る。</p> <p>〔手段〕 必要箇所を限定し、改修を図る。</p>	高	高	高	高	B	<p>管路改修事業は、既存施設の現状を把握しきれない中、公共下水道の管路等を対象に経年変化等による施設の改修に対応しているが、更に効率的、効果的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握、改修計画策定が必要である。</p>	検討・見直し	<p>既存施設が良好に機能するよう、引き続き施設の維持管理に努める。</p> <p>施設の老朽化により、現在予定していない修繕等の増加が見込まれるため、限られた予算内で適切かつ効果的な処置が必要となってくる。また、計画的な改修を進める必要がある。</p>	21	B	<p>管路改修には、今後多額の維持費用の発生が予想され、計画的な事業の推進が求められるが、その第一歩として、管路の現状を管理するための水路台帳の早急な整備が必要である。台帳整備については、台帳の有効利用に向けて関係部署が連携し、全庁的に検討することが望まれる。</p>	<p>今後の課題として、水路台帳の整備を指摘されているが、道路台帳のデジタル化とのリンクを前提として、平成25年度からの水路台帳システム運用開始に向け、平成23年度より資料収集、現地調査、既存水路台帳のデジタル化等の準備作業に着手し、平成23年度も引き続き作業を行っている。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価	実施年度		総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度								
						A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大規模見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は											
368	受益者負担金・使用料徴収業務費(受益者負担金業務部分)	下水道課	S58	-	(目的) 公共下水道の受益を受ける者から事業費の一部を負担金を徴収する。 (手段) 受益者に負担金を賦課し納付書により収納 未納者には、督促・催告及び戸別訪問の実施	高	高	高	高	B	受益者負担金業務は、最低必要コストがかかる。	検討・見直し	23	C	公共下水道の受益を受ける土地所有者から事業費の一部を「下水道受益者負担金」として徴収する業務である。都市計画法、越谷市の条例及び規則に基づき行われ、下水道事業継続のために欠かせない事業である。 負担の公平の原則を守るために、100%に限りなく近い収納率が求められるが、平成22年度の収納率は現年度で86.46%、滞納繰越分を含めると64.25%であり、これでは公平性を担保できていないといえない。また、これまでに約9千万円以上の債権を5年の時効により欠損している。下水道受益者負担金は強制徴収公債権(税の例により滞納処分可能な債権)であるにも関わらず、滞納処分の実績もなく、時効中断の措置は主に納付誓約のみで、法で定めた措置が十分に取られていないなど、債権管理・回収の体制は極めて不十分である。 平成18年度の外部評価において、回収方法の工夫と、回収コストの採算性改善が指摘されており、対応として電算委託業務を見直し、コスト削減に努めたことだが、一方で、徴収率の低下と9千万円以上の欠損という事態が現れている。当該事業を開始した昭和58年度から平成22年度までで54億8千万円の収納があったことだが、その1.7%に当たる額が回収できていない事実を重く受け止めるべきである。 新規の賦課・徴収の発生も考慮し、事業継続の必要性は認められる。しかしながら、業務の棚卸を抜本的に行い、当該事業のあり方を大幅に見直す必要がある。 当該事業は、賦課・調定、取引される土地への負担金の賦課状況についての問い合わせ対応、徴収・滞納整理が主なものだが、は下水道課に残し、についてはデータベースを活用して効率化する(例えば、ホームページ上で地番を入力すれば賦課状況を自動的に分かるようにする)などとして、手間を省かない工夫をすること、については平成23年度に収納課に新設された債権回収係に案件を積極的に移管することを提案したい。 負担金の他、税金、各種料金などの公的債権の滞納者は複数の公的債権を滞納する例が多い。当該業務以外にも関係することだが、各部署で非効率に徴収に動くことを見直し、庁内で債権回収の一体化を進められたい。 (参考)平成18年度外部評価: C	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  平成19年7月より業務委託であった賦課収納業務の一部をリース等に変更し事務所内で業務処理を行うことで経費の縮減を図った。また、今後収納課債権回収係と連携を図りながら収納率の向上に努める。	
369	受益者負担金・使用料徴収業務費(使用料業務部分)	下水道課	S58	-	(目的) 下水道使用者より、下水道使用料を徴収する。 (手段) 水道料金との併合徴収(越谷・松伏水道企業団へ業務委託) 未納者に対しては、越谷・松伏水道企業団と連携し、督促・催告・戸別訪問の実施	高	高	高	高	B	越谷・松伏水道企業団で、併合徴収業務を実施していることから、定期的な情報交換を行う。	検討・見直し	21	B	最大の課題は、収納率の向上である。平成20年度の未納額の約60%は、転居等による宛先不明が原因となっている。 極めて難しい側面はあるが、水道企業団・庁内他部署と連携し、転居等による宛先不明を追求調査する等、収納率改善に向けて効果的な方策を検討していただきたい。	越谷・松伏水道企業団と定期的な連絡調整会議を行い、早期収納に向け業務の連携を図っている。また、上水道のデータを活用し早期の未届接続世帯を把握することで使用料の向上に努めている。	
370	公共下水道情報管理システム事業	下水道課	H12	-	(目的) 公共下水道の情報を適正に管理し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。 (手段) 下水道情報整備やシステム改良及び機器の保守点検委託の実施	高	高	高	高	B	整備した情報の有効活用や迅速に正確な情報提供を図る。	検討・見直し	20	C	管路情報における表示内容について、より分かりやすくするようシステム改良を行う。 下水道情報管理システム内にある管渠情報の適正管理を続けて利用者への利便を図る。	公共下水道情報管理システムの必要性は認められる。しかし、これまでのIT投資額は3億円を超えており、以下のような課題が考えられる。 ・システム構築の内訳が明確になっていない。 ・保守費の算定根拠が不明確である。 ・情報システムの関連図等がなく、システムの構成が不明確である。 ・情報システム調達時に、情報システム部門等他部門との連携がなされていない。 このため、システム調達におけるコスト削減や品質向上の観点から、改善の余地が大きいと思われる。IT化にあたり、ITの専門部署である情報統計課との連携を強化すべきである。	機器リース3契約を、1契約に統合した。統合及びシステム業務委託を発注する際にも情報統計課の協力を得て、経費節減に努めた。
371	水洗便所普及啓発事業	下水道課	S58	-	(目的) 水質汚濁の防止、水洗化率の向上を図る。 (手段) 融資あっせん業務 下水道展による広報活動 未接続世帯への戸別訪問による普及活動	高	高	高	高	B	未接続世帯への継続的な普及活動が必要である。	検討・見直し	17	B	平成21年度から再雇用職員を活用することとし、未接続の解消に向けて随時戸別訪問指導に取り組んでいく。 未接続世帯の解消に向けた、効率的な手法の調査・検討をしていく。	公共下水道への接続100%化を達成する期限を区切り、各年度ごと達成率の計画を明確に立案されることを望む。事業期間が長引けば、それだけ総事業費がかかることを認識され、各年度ごとの事業の実施方法の検討を願う。また、融資あっせん制度などの積極策については、引き続き指定工事店及び管工事組合等との連携を強化し、普及促進することを望む。	公共下水道への接続率を更にする為、再任用職員による未接続世帯の接続指導と併せて、未接続世帯等の現地確認をする業務委託に取り組んでいる。
372	管路施設維持管理事業	下水道課	S58	-	(目的) 公共下水道を利用する住民の快適な生活環境の保全や事故防止、また管路施設の機能維持を図る。 (手段) 管路施設の修繕実施及び清掃委託	高	高	高	高	B	管路の状況把握が十分でないことから、計画的な維持管理実施が難しい。	検討・見直し	20	B	人孔及び人孔内調査に基づき清掃や修繕を実施する。 供用開始区域全体の管路機能や通行の安全を確保するため、人孔及び人孔内の簡易調査を行い清掃、修繕を進めていく。	公共下水道を利用する住民の快適な生活確保や事故防止を図るために、当該事業は必要であると認められる。ただし、事業費が多額となるため、今後とも一層のコストダウンを図ってほしい。成果指標として修繕箇所数や清掃実施件数をあげられているが、事業目的に沿って管路施設の機能維持を表す成果指標を設定すべきである。	道路管理者等と一体の施工をすることにより、コストの削減を図っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
373	ポンプ場施設維持管理事業(汚水)	下水道課	S58	-	(目的) 常時稼働している施設の機能維持を図り、利用者の快適な生活の保全を行う。 (手段) ポンプ場運転管理や保守管理の委託及び異常個所の修繕実施	高	高	高	B	コスト削減を図る手段として設備機器の予防的修繕を行うことが有効であるが、機器の状態把握が不十分であるため実施が難しい。また、委託契約方法の見直しによるコスト削減を図る必要がある。	検討・見直し	引き続き委託・修繕等の維持管理を行う。また、委託においては複数年契約の実施を行う。各ポンプ場の状態を調査確認し、予防的修繕計画の策定を進める。	16	B	委託範囲を可能な限り拡大し、人件費削減を図られたい。	できる限り民間委託を行い、経費の節減を図っている。また、長期継続契約を行って、安定した維持管理に努めている。
374	公共下水道会計繰出金事業	下水道課	S58	-	(目的) 公衆衛生の向上や河川等の公共水域の保全を図り、安全で快適な生活環境を維持する。 (手段) 一般会計より公共下水道特別会計へ繰り出す。	高	低	高	B	公共下水道事業は、雨水は公費負担であるが、汚水は私費(使用料等で賄う)のため、資本費に対する基準外の繰出金の抑制が必要になる。	検討・見直し	建設コストの削減・水洗化の促進及び使用料収納の確保を図り、基準外の繰出金抑制を図る。今後は、事業費の平準化と併せて適正な使用料金への見直しを図り、一般会計からの繰出金の削減を進めていく。	21	B	公共下水道の整備は、市街化区域内は概ね完了したものの、今後はその維持管理が重要課題となる。しかし、現状ではその事業費が充分に見込めないことから、予算確保が重要になる。使用料金の見直しのためにも、事業費の訴えることができるように、正確な現状分析が求められる。さらに、維持管理コストの縮減のためには、公共下水道施設維持管理事業等と連携した対応が必要と思われる。	平成22年度に下水道使用料等審議会を開催し、算定期間4年間(平成23年度から26年度)の歳入、歳出の分析をした結果、平成23年7月使用料改定(改定率25%)を実施。改定により一般会計への負担軽減を図った。また、平成22年度から24年度の3年間で補償金免除繰上償還を実施し、低金利への借換により支払利息額の低減に努めている。
375	公共下水道台帳整備事業	下水道課	H12	-	(目的) 新設や更新があった下水道施設について、利用者への最新管路情報の提供や適正な維持管理業務への利用を図る。 (手段) 新設、更新した下水道施設の台帳整備委託の実施	高	高	高	B	台帳と現況が不一致の場合がある。台帳作成に一部実施している現況調査について、実施方法を検討しコスト削減を図る必要がある。	検討・見直し	年2回の台帳更新を実施するとともに、現況調査に掛かる費用のコスト削減を検討する。下水道台帳の精度を向上するために、他事業で実施している管路カメラ調査結果の反映と現地調査の実施を進める。	19	B	ITを活用し、職員の負荷軽減、市民の利便性向上を図られている点については評価できる。新設、変更箇所の台帳への反映期間を短縮することを検討する必要がある。また、工事中および工事申請中箇所の一覧表を情報提供すればさらに利便性が向上すると思われる。	年2回の台帳更新を行い、市民サービスとして情報提供をしているが、新しい情報はすぐに提供できないので、紙台帳にて随時提供できるように対応している。
376	管路整備事業(下水道課)	下水道課	S58	-	(目的) 都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図る。 (手段) 公設機、取出し管及び下水道本管設置工事の実施	高	高	高	B	認可区域内であるが、私道等で公共下水道の未整備箇所がある。	検討・見直し	公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るために、下水道未整備箇所の解消を進める。	16	B	下水道台帳の整備を行い、現地確認作業の軽減等によるコスト削減および工事実施までの期間短縮を図られたい。	土地区画整理事業を除き、市街化区域の整備は概ね完了している。残りは私道関連であり、関係者と協議のうえ、整備を行っている。
377	管路改修事業(下水道課)	下水道課	-	-	(目的) 管路施設の機能確保や延命化を図る。 (手段) 管路施設の改修工事の実施	高	高	高	B	老朽化した施設のストックが多く、改修に長い期間がかかる。	検討・見直し	平成22年度で策定した施設長寿命化基本計画に基づき選定された区域の実施計画書を作成し、国庫補助事業の承認申請事務を進める。 長寿命化支援制度を活用し施設の長寿命化に取り組む。	23	A	公共下水道の管路施設の機能確保や延命化を図るために、管路施設の改修工事を実施する事業である。市民生活の快適な生活環境を守る上で必要な事業である。 平成18年度外部評価の指摘事項を踏まえた庁内の検討、取り組みにより、平成22年度に越谷市公共下水道事業経営健全化計画及び施設長寿命化基本計画が策定され、アセットマネジメントの考えに基づき、ライフサイクルコストの引き下げや、優先順位をつけた計画的かつ効率的な事業運営を目指した取り組みが進められていることは評価できる。また、適切かつ柔軟な事業運営を行うため地方公営企業法適用を目指し、使用料の値上げや、債務の借り換えなど、歳入歳出のバランスをとる努力をしている。 今後は、改修費用と耐用年数に見合った減価償却費を適正に計上するとともに、管路改修にかかるコストのピーク時期をシミュレーションにより明らかにしながら、施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、公共下水道事業経営健全化計画及び施設長寿命化基本計画に基づく事業進捗管理を徹底されたい。 (参考)平成18年度外部評価：C	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  平成25年度より「越谷市公共下水道長寿命化基本計画業務委託」の報告書等に基づき、長寿命化制度を活用して管路改修を順次行っていく。
378	流域下水道事業	下水道課	S47	-	(目的) 中川流域下水道は、埼玉県東部15市町が関連し、効果的に水質汚濁防止を図るため、管渠・ポンプ場・終末処理場等の建設費及び維持管理費の一部を負担する。 (手段) 建設負担金・維持管理負担金の納付	高	高	高	B	流域下水道事業は、広域的に汚水処理を行うことにより、効果的に河川等の水質汚濁防止を図ることができる事業ではあるが、今後の建設費や維持管理費がかかることから、より一層の水質汚濁防止を図り、使用料の財源確保が必要となる。	検討・見直し	効果的な水質汚濁防止を図るため、水洗化促進事業を推進し、未水洗化世帯の解消に取り組む。	22	B	都市の健全な発達と公衆衛生の向上を目指し、あわせて公共用水域の水質を保全するため、県が管理運営する中川流域下水道事業に対し、その設置、改修、修繕、維持その他管理に要する費用の一部を負担する事業である。 負担金の支払い先の流域下水道に対し、合理化、効率化しているかをチェックする姿勢は評価に値する。 下水道事業は現代社会に必要な事業だが、事業費が非常に大きく、市債の発行もされている事業であり、公債費比率を上げさせないよう注意されたい。本事業の市債の利息も単年度で1億4,500万円に上っており、財源の見直しが必要である。 引き続き、本事業の効果を高めるため、水洗化促進事業を推進し、未水洗化世帯の解消に取り組まれたい。	平成22年度より、新たに県流域下水道事業運営協議会全体会議及び調整会議を設置し、流域別会議だけであった事業計画への意見・要望・チェック体制等の充実を図っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
379	ポンプ場改修事業	下水道課	H21	-	〔目的〕 下水道利用者に快適な生活環境の提供を図る。 〔手段〕 ポンプ場施設の改修工事の実施	高	高	高	高	B	電気・機械設備の老朽化したポンプ場が多く、改修計画の前の倒しの検討が必要である。	検討・見直し	平成21年度より実施しているポンプ場改修事業を引き続き行う。 現在策定している改修計画に基づき改修事業を進める。				
380	営繕管理事業(CADシステム・公共施設維持管理システム)	営繕課	H15	-	〔目的〕 公共施設の予防保全や点検整備の基準を明確化し、適切な維持管理をすることで、今後の修繕費の負担軽減や平準化を図る。 〔手段〕 公共施設維持管理システム業務(第1期)の越谷市公共建築物施設情報収集業務の委託	高	高	高	高	B	事業目的がシステムの完成にあるのではなく、各施設の長期的保全計画の作成にあることから、その体制づくりが必要である。	検討・見直し	平成24年度からシステムの本格稼働を行う予定であり、施設の所管部署と意見を交換しながら、実用性の高いシステムの構築を図るためのカスタマイズを行う。 平成23年度は、施設情報収集が完了していない125施設の調査を行い、データベース化を図る。	19	C	公共施設維持管理システム 事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。 システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をできるよう勧告する体制を整備する必要がある。 また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。	平成23年度は、施設情報収集が完了していない125施設の調査を行い、データベース化を図るためカスタマイズを行う。
381	道路施設維持管理事業	維持管理課	-	-	〔目的〕 誰もが安全に安心して利用できるよう、道路の維持管理を行うとともに、良好で快適な道路環境を保全する。 〔手段〕 道路パトロールを実施し、破損箇所の早期発見に努める。また、修繕にあつては、修繕業者との連携を図り、適宜対応して行く。	高	高	高	高	B	安全で良好な道路環境を維持していくことが課題である。 道路の老朽化とともに、新設等により路線延長が伸びていく中、維持管理に係るコスト削減についても、さらなる努力が必要である。	検討・見直し	安全で良好な道路環境を維持していくため、道路占用者や交通事業者、建設業協会等の協力を得て、事故などが起きないように道路の不良箇所等の早期発見に努める。 維持管理のさらなる充実を図る。 H23年度より建設総務課から維持管理課に移管となる。	18	B	<道路修繕事業> 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路補修等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。	平成23年度より維持管理課として、従来の道路、水路、公園緑地、街路樹等の維持管理窓口をひとつにし、受付から処理に関する委託の発注、修繕の発注、直営での処理を一元化し、業務の迅速化、市民サービスの向上を図っている。委託や非正規職員の活用については、業務の内容や規模、緊急時の対応、今後の業務量の推移を見極めながら、検討していく。なお、平成22年度より直営の道路パトロールに加え、市内全域を対象に、定期的な道路パトロールを実施している。
382	都市計画審議会運営事業	都市計画課	H12	-	〔目的〕 都市計画審議会は、その権限に属された事項を調査審議する。また、市長の諮問に応じた都市計画に関する事項を調査審議し、審議の結果を答申する。 〔手段〕 本審議会は、市長が委嘱する委員(現在の構成は学識経験者6人・市議会議員6人・関係行政機関又は県の職員3人・市の住民委員3人の計18人)で組織されている。 審議会事務局は、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、当審議会を設置している。事務局として、審議会を円滑に実施し、かつ、審議会の開催効率をさらに高めるための努力が必要である。	検討・見直し	市が開催する都市計画審議会は、市や県が決定する都市計画を調査審議することが主務である。そのため審議会の開催については、定期的な開催ではなく、決定案件の手続きの推移に左右されることになるが、審議会の開催効率を高めるため、審議会開催時の都市計画決定案件の更なる集約化に取り組む。				
383	公共事業再評価委員会運営事業	都市計画課	H15	-	〔目的〕 本委員会は、国土交通省所管の補助事業において、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、事業採択後長期期間が経過している事業等に関し、市長が策定した対応方針等を付議する諮問機関である。委員会は当該諮問に対し、継続又は見直し等の意見を決定し、市長に答申する。 〔手段〕 市長が委嘱する委員(法律・経済・都市計画・環境・建築の計5人)で組織されている。委員会事務局は、委員の委嘱等の組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	公共事業再評価委員会は、国土交通省所管事業を対象としており、広範な公共事業等の評価(再評価、事後評価等)を行う第三者機関としての活用が考えられる。そのため、まちづくり交付金評価委員会との連携について、改善・検討をしていく必要がある。	検討・見直し	まちづくり交付金評価委員会との連携を図り、同日日の開催を模索するなど開催効率をさらに高める。また、審議案件の集約化にも取り組む。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要			
384	都市景観推進事業	都市計画課	H10	-	<p>【目的】 美しい都市景観形成を促進するため、景観に関する市民意識の高揚を図り、自然環境や歴史的特性と調和した、ゆとりやうるおいある街並みを創造する。</p> <p>【手段】 市街地では、地区計画等を導入するとともに、都市景観形成基本計画(平成7年3月策定済)に基づき、庁内で組織する都市デザイン協議会等の協議により、本市の都市計画形成、公共施設の形態、意匠並びに越谷市公共サインマニュアルに準拠した公共サインの整備を促し、先導的な整備の推進に努める。</p>	高	高	高	高	B	<p>公共サインの整備等については、平成18年度事務事業評価外部評価において、その必要性は、一定の理解をいただいている。今後は未整備箇所について、他事業との併合整備などによる整備推進及び整備の優先順位並びに将来の維持管理などを考慮し、効率的な整備を行う必要がある。また、本市が平成21年4月、景観行政団体になったことから、庁内の都市デザイン協議会において景観計画及び景観条例の策定に向けた調査、研究を行うとともに、計画策定のための体制づくりをしていく。また、市民の景観に対する意識啓発を必要とする必要がある。</p> <p>当面、情報拠点となる鉄道駅の大拠点サインの整備を最優先に、他事業との併合整備などにより順次整備推進を図る。また、既設サインについては、案内地図等の時点修正など、整備を行い、維持管理に努める。</p> <p>平成24年度の景観計画策定後は、適切な運用体制を整えるとともに、協働による越谷らしい景観づくりを推進していく。</p>	23	B	<p>良好な都市景観を形成するために市民への啓発を図り、自然環境や地域特性を生かした個性あふれる都市景観整備を進める。越谷市の都市景観を維持管理し、市民にとって美しい街並みを創造するための事業である。</p> <p>平成21年4月1日より景観行政団体に移行したことから、景観法に基づき、景観計画の策定に取り組む必要がある。計画の策定にあたっては、市民に対して啓発活動や勉強会を通して景観に関する理解を得ること、市民の意見が反映される体制を整えていただきたい。</p> <p>また、外部の専門家、有識者等の意見を反映させるために、庁内で組織する都市デザイン協議会に参加するように組織づくりをして計画策定に取り組むことを検討されたい。</p> <p>これまで本事業の中心的な業務だった公共サインの整備、修繕に関しては、優先順位を決めて計画的に効率的な修繕に努めていく必要がある。予算に関しても、公共サインの整備、修繕に関する計上が主で啓発や街並み整備には予算計上がほとんどなされなかった。今後は景観行政団体として、越谷らしい景観づくりに取り組んでいただきたい。</p> <p>景観形成には、市民、事業者、行政のそれぞれの役割があり、行政としては、景観に配慮しながら公共事業などを進めることのほか、まちづくりを進める公平な立場から、市民の意見を反映した明確な目標像を示すとともに、市民や事業者の活動を支援する役割を担っていただきたい。また、景観行政団体となったことに伴い、市の景観計画や景観条例の策定を行い、景観行政を本市自ら推進することとなるため、今後の事務量が大幅に増加することとなる。このため、景観施策に対する計画を立て、関係各課が連携して効率化等を検討する必要がある。</p> <p>越谷市では景観に関する市民意識の高揚のために、講演会やタウンウォッチングなどの啓発活動を実施しているが、参加人数も少なく、毎回決まった人しか参加していないのが現状にある。景観整備を推進するにはより多くの市民の理解が不可欠なため、多くの市民が参加するように啓発活動を工夫していただきたい。</p> <p>講演会などの啓発活動回数を活動指標としているが、講演会などへの参加人数を表す「景観行政啓発活動への参加人数」を提案したい。また、成果指標に設定されている「公共サイン設置数」は活動指標が適切であるため、来年度は改善してほしい。新たな成果指標に、市民が景観にどれだけ理解が進んだかを表すために「景観に対する市民の満足度」を追加したい。</p> <p>(参考)平成18年度外部評価：C</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p> <p>(平成23年度外部評価実施前における対応等)</p> <p>新たな公共施設の設置や既存施設の改修、補修計画並びに駅前広場に合わせて、優先順位を付けて計画的に整備している。</p>	
385	都市計画基礎調査事業	都市計画課	-	-	<p>【目的】 都市計画法第6条の規定により、概ね5年ごとに都市計画に関する基礎調査を行う。</p> <p>【手段】 調査内容については、人口規模、土地利用をはじめ、都市の現状、都市化の動向等について広範囲なデータを把握し、都市計画については、同法第21条第1項の規定により、必要に応じて変更等を行う。5年ごとの大規模調査(28項目)については、平成17年度に業務委託により実施済。経年時の調査については、臨時職員により実施してきたが、平成19年度から職員で対応している。</p>	高	高	高	高	B	<p>今後、全庁的な統合的システム(GIS)等の整備導入により、関係各課のデータを共有することができ、更には、都市計画支援システムの機能を追加することで更なる効率化を図る。</p> <p>次回、大規模調査年度(平成28年度)においては、調査項目の変更などが予想されるが、経年変化の「農地転用、建築状況」について、把握していく。</p>	22	B	<p>都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」であり、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現状及び将来の見通しを調査する事業である。</p> <p>調査内容は人口規模、土地利用をはじめ都市の現状、都市化の動向等について広範囲なデータを把握するもので、重要な資料となるため、本事業を推進する必要性が認められる。</p> <p>昨年度は農地転用状況と建築状況について動態調査を実施した。</p> <p>実際の作業は、農業委員会と建築住宅課から農地転用状況と建築状況のデータの提供を受け、都市計画支援システムに入力する作業である。</p> <p>窓口業務の待ち時間短縮や事務の省力化のため、地理情報システムの導入を検討されたい。本事業の成果は市街化区域の拡大や道路の決定、再開発計画などの元となる資料になるが、成果の活用を図るとともに、本事業の成果がどのように役立ったかについての把握を進め、成果指標とされたい。</p>	<p>地理情報システムを活用した都市計画支援システムを既に導入済みである。今後は、都市計画情報をWEB配信対応の可能なシステムに変更していく。また、都市計画基礎調査の成果を、都市計画決定等の際、どのように役立てたかの成果指標を検討する。</p>	
386	地区計画推進事業	都市計画課	S55	-	<p>【目的】 良好な市街地環境を形成・保全し、地区の特性を生かしたきめ細かなまちづくりへの規制、誘導を推進するため、積極的な住民参加による地区計画の策定を促進する。</p> <p>【手段】 まちづくりの意識啓発のため、地区計画案内板設置、地区計画パンフレット、ホームページ掲載等、広報活動を通じ、広く一般に周知し、地元と協働のまちづくりを進めていく。</p>	高	高	高	高	B	<p>地区計画は、地区独自のまちづくりのルールとして画期的なものであるが、届出・勧告制度のため、その実効性を高めるためにも、建築条例化等について、建築住宅課との連携を図ることが必要である。また、既存の市街地での住環境の保全等のため、地区計画の策定を推進していく必要がある。さらに、平成21年4月、本市が景観行政団体になり、今後、策定していくこととなる景観計画との整合性を図っていく必要がある。</p>	21	B	<p>平成21年度にJR武蔵野線南側のレイクタウン地区において、地区計画を決定した。そのため既決定の地区計画区域にも増して建築物の建築等の行為の届出件数が増加しつつあるため、効率的な審査事務に努めるものとする。</p> <p>景観計画策定にあたっては、各地区の地区整備計画の制限内容との整合性を図っていく。</p>	<p>地区計画の策定とその具体化は、長期にわたる事業となる。それゆえ、地域住民からの幅広い意見を聞き、理解を得ながら粘り強く取り組むことが重要である。</p> <p>こうした特性を考慮すれば、活動指標を、単年度の活動量として捉えるのではなく、過去からの累積件数で示すなど、市民にわかりやすい指標とすることを望む。</p> <p>なお、21年度から「景観計画の策定」に着手したとのことであるが、広く市民等の意見を聴取しつつ早期に策定されることを期待する。</p>	<p>地区計画の届出件数は、平成20年度322件、平成21年度353件、平成22年度459件と増加傾向にある。特に、越谷レイクタウン北、南地区は、開発計画の推移に合わせ、相談、協議する件数も増えており、適切な対応に努めている。活動指標については、さらに市民にわかりやすい指標を検討していく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要											
387	まちづくり推進事業	都市計画課	S32	-	〔目的〕 市街地における整備促進のための調査研究及び越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の推進を図る。 (駅前広場整備、大相模調節池、水辺の親水、無電柱化等) 〔手段〕 各種協議会等の活用による他自治体の整備手法の行政実例の調査・研究。地元発意によるまちづくり組織の育成。まちづくり支援補助金等の活用。越谷レイクタウン特定土地区画整理事業施行者であるUR都市再生機構及び関係機関との協議調整を図る。	高	高	高	高	B	市内の市街地整備促進地区の整備手法には様々な方法があるが、現下の社会経済情勢においては、新規事業の立ち上げが厳しい状況である。今後は、真に必要な事業を見極めながら、地元発意によるまちづくりの組織育成をはじめ、行政からの支援を検討する必要がある。	検討・見直し	関係権利者の意向の把握に努め、市内の市街地整備促進地区の整備手法の可能性を探る。地域の理解を得ながら、一緒に取り組むための話し合いの場を作ることが大切である。レイクタウン地区では、平成25年度の完成に向け、UR都市再生機構と連携をしながら、地元の発意によるまちづくりの組織育成を図る。 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の早期完成に向け、計画的な事業進捗が図られるようUR都市再生機構と協議調整を図る。	21	B	住みやすいまちづくりを推進する上で、市街地開発事業の具体化が重要になる。そのため、日頃より地域住民の意見を集約し、理解を得ることが大切である。 今回、活動結果及び活動成果の指標は示されなかったが、今後は、市街地開発事業の進捗状況を市民に理解いただくためにも、「開発事業の具体化に向けて取り組み中の案件数」などを指標化されるなど、工夫をされたたい。	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の平成25年度の完成に向け、UR都市再生機構と連携を図っている。また、事務事業の都市核の整備箇所数を活動指標としている。
388	開発審査会等運営事業(都市計画課分)	都市計画課	H15	-	〔目的〕 開発審査会は、都市計画法第50条に規定する審査請求に対する採決のほか、同法第34条第12号に規定する開発行為等について審議を行う。また、越谷市まちの整備に関する審査会は、越谷市まちの整備に関する条例に規定する諮問に応じ審査する。 〔手段〕 本審査会は、市長が委嘱する委員(開発審査会計5人、まちの整備に関する審査会計3人)で組織されている。審査会事務局は、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	平成18年度から、審査会の独立性を確保するため、開発指導課から都市計画課に審査会事務局を置いている。事務局として、審査会の審査を円滑に実施し、かつ、審査会の開催効率をさらに高めるための努力が必要である。	検討・見直し	審査会の開催については、定期的な開催ではなく、審議案件の手続きの推移に左右されるが、審査会の開催効率を上げるため、審議案件の更なる集約化に取り組む。				
389	建築審査会運営事業	都市計画課	S59	-	〔目的〕 建築審査会は、建築基準法の規定に基づく例外許可に関する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する採決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて建築基準法に関する重要事項を審議し、関係行政機関に対して建議を行う。 〔手段〕 市長が委嘱する委員(法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生、行政の計7人)で組織されている。審査会事務局では、委員の委嘱等事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	平成18年度から、審査会の独立性を確保するため、建築住宅課から都市計画課に審査会事務局を置いている。事務局として、審査会の審査を円滑に実施し、かつ、審査会の開催効率をさらに高めるための努力が必要である。	検討・見直し	審査会については、建築確認申請に伴い、審査案件も継続的に発生することから定期的に開催しているが、審査会の開催効率を高めるため、審議案件の更なる集約化に取り組む。	20	B	建築審査会は、専門的な知識を有する弁護士や学識経験者等から組織する第三者機関として組織され、また、事務局も建築住宅課から独立した都市計画課が担当しており、適切に運用されているといえる。 成果指標として、審査会の開催回数を設定しているが、案件処理件数等業績を示す指標を設定する工夫が必要である。また、審査会の開催効率を更に高める努力を期待する。	活動指標は、建築審査会開催回数だけでなく、諮問された案件数とし、成果指標に、諮問に応じた答申件数、不服申し立ての審査請求総件数としている。また、審査会の開催効率化に努めている。
390	まちづくり交付金評価委員会運営事業	都市計画課	H20	-	〔目的〕 まちづくり交付金評価委員会は、「まちづくり交付金交付要綱」に基づき、国土交通省所管の補助事業により実施した各事業の最終年度に実施するもので、まちづくり交付金がもたらした成果等を客観的に検証して、今後のまちづくりのあり方を検討する。また、事業の成果を住民に分かりやすく説明することを目的としている。 〔手段〕 市長が委嘱する委員は、越谷市公共事業再評価委員会委員で組織されている。委員会事務局は、委員の委嘱等事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。	高	高	高	高	B	平成16年度に創設された「まちづくり交付金交付要綱」に基づき、事後評価は、現在実施されている「公共事業再評価」の実施手続きと相違するものの、都市計画やまちづくりの分野等に関し、中立的な立場で意見を述べるなど、体系的に類似している。事務局として、委員会の審議等を円滑に実施し、かつ、委員会の開催効率を更に高める努力が必要である。	検討・見直し	平成23年度は1地区で再評価の時期を迎えることから、「公共事業再評価委員会」との連携を図りながら、同日開催を模索するなど、開催効率を更に高めるため取り組む。審議案件の集約化にも取り組む。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なくあり事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大規模な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
391	都市計画支援システム事業	都市計画課	H11	-	〔目的〕 都市計画事務は、構想・計画から実現化の過程において、相互に関連する多種多様な情報を的確に把握し、これらの情報を集計・解析し、総合的に判断する必要がある。本システムの活用により、これらの情報を一元的に処理することで、その業務の効率化と質の向上を図る。 〔手段〕 多様化・高度化している市民ニーズに対し、窓口業務の迅速化・的確性の向上を実現するシステムの構築・運営のため、最新のデータ更新や機能追加、及びシステム稼働のための機器の賃貸や保守管理を行う。	高	高	高	高	B	平成18年度から現行システムを稼働している。システムの充実を図るため、今後とも都市計画支援システムの基となる稼働データ等を全庁的に情報収集するなど、より一層工夫する必要がある。また、市民サービスの向上のため、ネット配信等を検討する必要がある。	検討・見直し	搭載データ等の情報収集や機器の機能更新により、更なる市民サービスの向上を図る。事務の効率化を図るため、統合型GISシステム、ネット配信等の検討を行っていく。				
392	都市計画図書等作成事業	都市計画課	-	-	〔目的〕 都市計画基図データは、都市計画縦覧図(計画図等)に背景図として用いられるだけでなく、都市全体を網羅する適切な地形図であることから、他部局においても背景図として広く活用する。 〔手段〕 土地利用状況の変化に合わせて、都市計画基図を定期的に更新し、併せて市民等にも活用できるように地図印刷を行い、有償頒布を実施している。また、本市の都市計画情報に係る広報的周知を図るため、PR用冊子「越谷の都市計画」、「地区計画パンフレット」等の作成を行い、無償頒布している。	高	低	高	高	B	窓口サービスの一環として、平成20年4月から、都市計画支援システムの活用により、都市計画情報等の頒布サービスを実施している。今後、情報化社会の進展に伴う市民サービスに対応するため、出来るだけ早期に都市計画図等の都市計画情報をホームページ上で提供できるように取り組む。	検討・見直し	引き続き、都市計画支援システムの活用により、都市計画情報等の頒布サービスを実施する。一方で、市民ニーズに対応するため、出来るだけ早期に都市計画図等の都市計画情報をホームページ上で提供できるように取り組む。	17	B	<地図印刷事業> 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討願う。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。	地形図等の情報収集については、現在、検討している統合型GISの導入により、統一した収集が期待できる。また、頒布価格については、5年ごとに見直しを行っており、その基となる航空写真においては、資産税課と共同で委託し、経費削減を図っている。
393	公共交通事業	都市計画課	H4	-	〔目的〕 社会状況の変化により、交通環境に対するニーズが多様化している中、誰もが外出や活動しやすいリアフリーのまちづくりを進めるため、市民の利便性、安全性の向上を図る。 〔手段〕 公共交通機関と各種公共施設とのアクセスの維持・強化による利用拡大を目指し、各同盟会、協議会を通じ、輸送力増強及び施設改善等の要望活動を行うとともに、新規ノンステップバス車両導入等の交通手段のバリエーションを促進する。	高	高	高	高	B	少子高齢社会の進展、環境に対する意識の高まり等、社会情勢の変化にあわせ公共交通事業者と連携し、交通空白地域を解消すると共に、市民の利便性、安全性が求められる。そのため、要望の多いバス路線の新設が課題である。また、毎年継続的に行っている関係機関への各種要望活動については、その効果が最大限得られるように、効率化を図る必要がある。	検討・見直し	関係機関への要望活動と合わせて、更に、事業者との連携を深めることで、進展を図る。	21	B	本事業は、公共交通機関へのニーズが多様化している中で、市民からの要望をとりまとめ、交通機関組織との調整を進めることを内容としている。市民から寄せられた要望の実現を図る重要な事業であるが、要望が実現するまでの期間が長期化するケースも少なくない。よって、単年度で捉えるのではなく、過去からの要望の累積件数とその実現件数を示す等、事業の進捗状況が明確になるよう、創意工夫を講じられたい。 【ノンステップバス導入促進事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 国・県との連携を一層強め、ノンステップバス導入のさらなるスピードアップを望む。	公共交通機関への要望について、事業の進捗状況が明確になるように指標を検討する。
394	西大袋地区区画整理事業	市街地整備課	H8	H24	〔目的〕 西大袋地区に安全・安心で健全・快適な市街地を形成する。 〔手段〕 土地区画整理の手法により地域内の街路、上下水道、調整池等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。	高	高	高	高	B	例年の課題である事業計画及び実施計画の見直しが行われていない。	検討・見直し	区画整理地内の幹線道路である大袋駅西口線および健康福祉村大袋線について、一部は既に開通しているが、平成25年度末の全線開通に向けて、積極的に建物移転補償等を行う。それに合わせたスーパー等の商業施設についても平成23年中には着手(H24年度初旬オープン)できる旨積極的にPRしていく。また、バス路線についても引き続き路線の拡充をバス事業者に対して要望していく。	16	B	長期にわたる事業のため、外部環境の変化に応じて当初計画の適宜見直しを進めていただきたい。	平成22年度は、大袋駅西口線の完成を目指し、移転補償等を行った。事業に合わせ商業施設の早期開業及びバス路線の拡充について、引き続き要望していく。平成23年度は、前年同様工事、移転補償等を行い、事業の早期完成を見据えつつ、平成24年度までの事業計画、実施計画の変更の準備を進める。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
				C	D	課題が多く事業の大規模見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は							
395	東越谷土地区画整理事業	市街地整備課	S61	H23	〔目的〕 越谷駅前線が中央を通り、病院、警察署、裁判所等の公共施設も多い東越谷地区に、市の中核として賑わいのある街並みを形成する。 〔手段〕 土地区画整理の手法により、地域内の街路、上下水道、公園等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。	高	高	高	高	A	事業完了に向けての準備段階	現状維持	事業計画の延伸の検討を行うが、早期の事業完了を目指す。	18	B	すでに全事業費の8割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成20年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	平成22年度は、事業完了に向けて、工事、移転補償等を行った。また、事業の進捗に照らし正規職員の削減についても1人減員した。平成23年度は引き続き事業完了に向け工事、移転補償等を行うとともに、平成23年度末までの事業計画の資金計画等の変更を行う。
396	七左第一土地区画整理事業	市街地整備課	H6	H23	〔目的〕 駅に近い新たな地区拠点として魅力ある市街地(住宅地など)を形成する。 〔手段〕 土地区画整理の手法により、地域内の街路、上下水道、公園等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。	高	高	高	高	A	事業完了に向けての準備段階	現状維持	事業計画の延伸の検討を行うが、早期の事業完了を目指す。				
397	越谷駅東口市街地再開発事業	市街地整備課	H9	H23	〔目的〕 細分化された土地の整理や高度利用、道路や駅前広場などの整備を一体的に行う再開発事業を行い、新たな商業、業務機能等の集積を図り、中心市街地の賑わいの創出や活性化などを図る。 〔手段〕 都市再開発法に基づく市街地再開発事業を施行する団体に対し、事業推進を図ることを目的とし、越谷市市街地再開発事業補助金交付要綱により補助金を交付するとともに、公共施設整備費を負担する。また、事業についての必要な助言や監督を行い、事業の推進を図る。	高	高	高	高	B	引き続き、組合と連携を図り、事業を支援していく。	検討・見直し	事業計画の延伸手続きを行っており、平成24年度の事業完了を目指している。 については該当しない。(平成24年度の事業完了を予定しているため。)	18	B	ベッタタウン化しつつある越谷市として、駅東口の市街地の再開発は大変魅力のある事業であるが、買い物は都心やロードサイドに流れる傾向があり、駅前の一等地周辺を魅力ある街区にしていけるためには特段の集客要素が求められる。また若者が集まる特段の工夫が必要と思われるので、市の役割を最大限活用されての事業進展を期待する。	当事業の施行者である越谷駅東口市街地再開発組合と連携を図りながら、平成24年度の事業完成に向け事業を推進する。
398	緑化推進事業	公園緑地課	S48	-	〔目的〕 市民や団体に記念樹や苗木を配布し、公園内の空地や自宅の庭に緑を育てることにより、緑化を推進する。 〔手段〕 随時、記念樹を配布しており、春と秋の「緑の月間」には、市民を対象に苗木の無料配布を行っている。	高	高	高	高	B	市民の方々には苗木の配布事業が浸透しており、まちの緑化は進んでいるものと考えている。苗木配布時のアンケートではピーターの方が多く、配布する苗木の種類や配布場所などについて調査、検討する必要がある。また、電話等の問い合わせでも、苗木の配布事業を知らない方や配布日時を聞かれる方もいるため、今後広報活動を強化する必要がある。	検討・見直し	苗木の配布時のアンケートにより、育成調査を平成18年度から始めており、平成24年度においても同様に調査を継続するとともに、苗木の育成方法などについても説明し、緑化に対する意識を啓蒙する。 緑の基本計画に基づき、緑化を推進するためには、今後も苗木配布を継続し、併せて緑化意識の向上を図る。	16	B	緑化推進の必要性は高いが、配布樹木の手渡し以外の方法も検討することで、正規職員の人員費削減の余地あり、苗木配布時アンケート等をもとに事業活動に連携した適切な成果指標を設定することが望ましい。	4月と10月の苗木の無料配布は市職員により配布を行っているが、5月の野鳥の森フェスティバルでは越谷市造園業協会に配布を依頼することで職員の人員費削減を図った。また、苗木の無料配布時のアンケート結果によると、過去に配布した苗木が「成長が良い」との回答が約75%あり、多くの樹木が根付いたと分析している。この結果を踏まえ、更なる緑化のため今後も苗木の配布を継続していく。
399	公園施設改修事業	公園緑地課	-	-	〔目的〕 市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場である公園を、安心して利用できるよう保全するとともに、地域住民に愛されるよう整備する。 〔手段〕 公園施設や体育施設を改修する。	高	高	高	高	B	市民から多岐にわたる改修要望や新設要望があるが対応しきれない状況である。また、安全性の確保が最優先事項であり、計画順位が変動することがある。	検討・見直し	予算の範囲内で優先順位を設定し、施設の改修や新設を行う。市民の利用頻度の高い公園施設や体育施設の充実を図るため、永続的かつ計画的な改修を進めている。	21	B	利用する市民が安心・安全に公園体育施設を利用するための改修工事であり、当事業の有効性は認められる。平成20年度では、公園施設改修工事費用が約1.3千万円、体育施設改修工事費用が約1.5千万円の実績である。今後も、効率的に改修工事を進められることを希望する。事業評価表については、事業目的に安心・安全を確保するための改修工事である等を明記いただきたい。	公園施設及び体育施設を利用する市民の安全・安心・快適性を確保するため、施設の定期点検等により、現状把握を行うとともに、過去の改修履歴等に基づき、計画的かつ効率的な改修工事を実施している。
400	平方公園整備事業	公園緑地課	H11	-	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動の拠点的作用を築くとともに、災害時の避難場所、市北部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 〔手段〕 都市計画の決定、公園用地の買収、公園の整備を行う。	高	高	低	低	B	財政状況が厳しいため、整備手法を検討し、コスト削減に取り組む必要がある。	検討・見直し	平成23年度・24年度で都市計画決定に取り組むとともに、国庫補助や特定財源を確保すべく調査・検討を加える。 早期の事業着手が望まれており、第4次総合振興計画前期には、用地買収や公園整備を進める必要がある。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
課題が少く事業の一部見直しが必要																
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																
事業の休・廃止を含めた検討が必要																
総合評価で認識した課題は																
401	(仮)増林公園整備事業	公園緑地課	H15	H28	〔目的〕 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場として増林公園を整備する。 〔手段〕 計画的に公園の整備を行う。	高	高	高	B	財政状況が厳しく、多年にわたる整備期間となっており、早急な整備が望まれている。	検討・見直し	平成24年度以降は、遅滞している計画を取り戻すため、予算の増大を図る必要がある。			【 】は、補助金等名称	
402	住区基幹公園等整備事業	公園緑地課	-	-	〔目的〕 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場として増林公園を整備する。 〔手段〕 計画的に公園の整備を行う。	高	高	高	B	用地取得や公園整備における財源を確保する必要がある。	検討・見直し	国庫補助金を有効に活用し、事業の進捗を図っていく。 公園空白区域の用地買収や公園整備に取り組んでいく。	18	B	<住区基幹公園等整備事業(用地買収)> 市民が安全で快適に生活できる街づくりのうえで、計画的な公園整備は必要な事業である。土地開発公社が公園用地として取得した23,166㎡(30億6400万円)の用地取得については、公社の健全化計画に従い、計画的に進めることを願う。また、公園空白地を把握し、優先順位を付け用地買収を進めていく必要がある。	越谷市土地開発公社の健全化計画に基づき、計画的に公園用地の買戻しを進めている。また、市内の公園空白地を把握し、公園の適正配置を進めるとともに、整備の優先順位等を検討しながら整備を進めている。
403	ふれあい公園整備事業	公園緑地課	S60	-	〔目的〕 ふれあい公園は、都市公園の機能を補完し、未利用地の有効活用を図り、自治会のイベントやスポーツ・レクリエーション活動など市民の交流の場とする。 〔手段〕 地権者から公園用地を借地し、市で施設整備を行う。維持管理は地元自治会でを行う。	高	高	高	A	地権者・地元自治会の一層の理解と協力により、ふれあい公園の面所数を確保する必要がある。	現状維持	地権者の都合で用地変換が生じた場合、公園空白地域に存するふれあい公園については、将来の街区公園予定地として用地取得に努める。 ふれあい公園を都市公園として位置づけ、恒久的に公園を残せるよう手続きを進めていく。	18	B	市民と自治会の協力のもとに、無償で公園用地を取得し、維持管理する仕組みは評価できる。さらなる自治会の協力を得るために、自治会等への積極的な働きかけを行い、必要な用地取得のため協力要請を推進することを望む。	近年は契約者の相続人からの契約解除や、契約期間10年を超えた契約者からの土地の返還を求められる事例が発生している。地域住民が親しんで利用してきた公園であることから、できる限り市が用地を取得する方向で対応してきたが、用地取得には多額の費用が必要であり、大変厳しい状況である。今後も地元自治会と十分に調整を図りふれあい公園の存続に努めていく。
404	元荒川緑道整備事業	公園緑地課	H13	-	〔目的〕 緑の基本計画に基づき、市民が散策・健康増進の場として利用できる緑道を整備する。 〔手段〕 元荒川緑道を整備する。	高	高	高	B	補助金整備区間が終了した平成21年度の整備区間は、補助金の獲得はできなかったが、起債事業として整備することができた。今後は新たな補助金確保が課題である。	検討・見直し	平成22年度までの第3次総合振興計画で整備予定であった区間については、「まちづくり交付金」の獲得により、既に完成しているが、今後は新たな特定財源の獲得が必要である。 水と緑のネットワークの早期構築を実現するため、河川管理者との協議の上、緑道の未整備区間を計画的に進める必要がある。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			事業内容は適切である				
												A	B			
405	公園施設維持管理事業	公園緑地課	S56	-	<p>〔目的〕 市民が公園を常に快適に利用できるよう、公園・街路樹等の剪定・除草を行うとともに、遊具やベンチ等の修繕を行う。 〔手段〕 平成21年度は、453箇所の公園・街路樹等の剪定・除草・清掃などを委託するとともに、530箇所の修繕を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」が市民の方々に浸透しているとは言いがたいので広報活動を強化していく。効果的な維持管理業務を推進していく。</p>	<p>「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園維持管理活動が進められているが更なる普及に努めていく。 引き続き要綱の普及に努めていくとともに、業者に委託していない部分についても委託し、アウトソーシングを図っていく。</p>	23	B	<p>公園施設の維持管理は市民が安心して快適に利用するために不可欠な事業である。子どもの遊具による事故等の防止の観点からも日頃の安全管理が欠かせず、定期的な点検を実施することが求められる。 平成16年度の外部評価において、「職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要」と指摘されていたが、「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」を作成し、市内の自治会やその附属団体、ボランティア団体等に公園の維持管理の参加を促し、コスト削減に一定の効果をもたらしたことは評価できる。しかし、依然として人件費が高いことから、公園及び公園施設の維持管理に参加しようとする公園維持管理団体(自治会、ボランティア団体)を増加させることで、職員人件費を削減し、効果的な管理に結び付けていきたい。また、公園維持管理団体を増やすために、広報活動を積極的に実施し、市民への浸透を図っていただきたい。 また、コスト削減の面でも花田苑やキャンベルタウン野鳥の森のように指定管理者制度を導入することや、4億～5億の事業費のうち6割を占める造園業者への委託料を見直すなどの効率化を検討された。 委託先(財団法人 越谷市施設管理公社)への評価について、業務が適切に行われているか評価(モニタリング)することは重要であり、公園施設維持管理事業は事業費が非常に多いため、市が評価、指導することで監視機能を高め、効率化とサービス向上を両立させる運営につなげることが求められている。また、評価結果(モニタリング結果)については透明性を確保するためにホームページで公表することを検討していただきたい。 公園の適正配置について、公園が必要な箇所に設置されているのか、地区によるアンバランスは存在しないか、住民のニーズを把握しているのか、再度見直しをされたい。 活動指標に実際に修繕した箇所を示す「修繕箇所数」を提案したい。 成果指標の「公園等委託率(平成23年度目標)は平成22年度実績を下回った目標設定となっていることから目標値を上げることが必要であり、公園等委託率は成果指標として適切ではない。成果指標には自治会やボランティア団体による公園維持管理活動を行っている「公園維持管理団体数」を目標として設定することを提案したい。また、成果指標の「公園等1か所当たりの維持管理費(緑道を含む)」は平成23年度目標値を下げることを求められる。 (参考)平成16年度外部評価: C</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定 (平成23年度外部評価実施前における対応等) 平成18年度に花田苑と野鳥の森の2公園について指定管理者制度を導入した。また、平成19年度には「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」を制定し、公園や緑道の清掃や除草等をボランティア団体をお願いしており、平成23年7月現在38団体に登録をいただいている。</p>
406	開発指導業務事業	開発指導課	H15	-	<p>〔目的〕 越谷市まちの整備に関する条例の冊子及びパンフレットを作成し、市民や関係団体等に条例について広く周知することを目的とする。 〔手段〕 印刷を市内印刷及び印刷業者へ委託する。</p>	高	高	高	高	A	<p>現状維持</p>	<p>条例施行から7年が経過し、市民の方々の一定の理解を得できているが、条例冊子及び平成20年度に作成した条例の解説等の配布やホームページ等を利用して一層円滑な事業の推進を図る。 まちの整備に関する条例の運用により住みよいまちの整備を図っていく。</p>	17	A	<p>越谷市まちの整備に関する条例の役割について、一般市民の方のご理解を得るための広報は継続して実施して頂きたい。また、引き続き条例の調整についての検討をお願いしたい。</p>	<p>越谷市まちの整備に関する条例については、条例冊子及び条例解説冊子の配布やホームページへの掲載を継続し、普及に努めている。 また、電話等による問い合わせにおいては、丁寧でわかりやすい説明を心掛けている。</p>
407	開発行為等に係る事業	開発指導課	H15	-	<p>〔目的〕 越谷市まちの整備に関する条例に基づき、開発地等に接する道路の後退要請を行い、市に道路用地として帰属した土地の所有者に対して分筆手数料負担金、物件等補償料及び道路後退協力金を交付することにより住民負担の軽減を図り、道路後退による道路幅を円滑に行い環境の改善と都市整備を図る。 〔手段〕 開発行為等による道路後退に対して「越谷市まちの整備に関する条例の協力金の交付等要綱」による交付事業を行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>現状維持</p>	<p>継続して開発地等に接する道路の後退要請を行い、協力金等の交付により道路幅を円滑に行っていく。 幅員6mの道路整備を進め、良好な住環境の整備を図っていく。</p>	18	B	<p>開発許可は市(特別市)の行政指導であり、正規職員14名(前年より1名減)で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が1000件程度ある。しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないかと、入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。</p>	<p>越谷市まちの整備に関する条例に基づき(道路用地後退協力金の交付申請書等の受付業務等及び開発行為等申請書類の電子ファイリング入力業務を臨時職員で行っている。</p>
408	画像情報システム事業	開発指導課	H10	-	<p>〔目的〕 開発指導業務の窓口業務等にかかる申請・相談に迅速かつ正確に対応するため、過去の許可書類等をPCファイリングシステムの機器に蓄積し、その情報提供に関する事務の効率化を図る。 〔手段〕 開発行為等申請書の確認業務を行う画像情報装置の借上げ及び保守管理委託</p>	高	高	高	高	A	<p>現状維持</p>	<p>引き続きファイリングシステムの活用により、迅速かつ正確な窓口業務を行う。 許可等の書類の蓄積を確実に進め、過去の情報を迅速かつ正確に把握することにより、一層円滑な業務の推進を図る。</p>	20	B	<p>画像情報システムには、都市計画法に基づく許可申請書、条例、建築基準法関連のデータが蓄積され、業務効率をあげているといえる。しかし、システムコストは努力次第で削減可能な面があるため、常に見積の妥当性、根拠を検証し、コストダウンに努めていただきたい。</p>	<p>電子ファイリングシステム契約更新時に見積の妥当性を考慮し、さらにコストダウンにつなげることを図っていく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価										11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等
						7. 個別評価					8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	低	事業内容は適切である							
											A	B	C					
					課題が少く事業の大幅な見直しが必要			平成24年度に向けた取組 中長期的な取組		【 】は、補助金等名称								
409	住宅融資事業	建築住宅課	H16	-	〔目的〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良を図るため、融資を行う。(3制度)高齢介護課・環境保全課・産業支援課において行っていた事業 〔手段〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良資金等を融資し福祉の増進を図る。	高	高	高	低	B	金融機関においては、既に金利の自由化が進み低利な融資で利用者獲得を図っている中で、市が行う融資事業は手続きが多く必要な時期に申込みができなく資金計画が立てにくい。	検討・見直し	融資制度の利用率が少なく、他市町の利用状況調査を行い、真に利用したい制度導入へ向けて検討を進める。 市民ニーズを満たせられる即効性の高い融資制度を立ち上げる。	18	C	住宅融資事業には3つの異なる目的の事業が含まれている。高齢者の専用居室の増改築と浸水住宅の改良は、ニーズが減少しており、取扱い件数、残高ともに僅かであり、廃止を含めて見直しが必要である。勤労者住宅は一定のニーズがあり、維持することに効果がある。今後は、耐震改修を含めた住宅政策の中で、融資事業のあり方について、必要性の有無、市民に利用しやすい制度を検討する必要がある。預託金方式の見直しも必要である。	3つの住宅融資事業については、その時々に対応して多くの市民に利用された経緯があるが、金融機関での低利な融資やアフターサービスの充実が図られてきたことが、利用者が減少した要因と考えられる。そこで、各融資制度を統合した助成金制度に切り替えを検討していく。	
410	建築指導業務事業	建築住宅課	S59	-	〔目的〕 建築物の確認申請に対し、審査、検査、指導等を行い、法令違反を防止する。また、特殊建築物及び昇降機等の所有者等に、特定行政庁への定期的な維持管理状態を報告させることにより、適正な維持管理を図り、人命及び財産の消失を未然に防止することを目的とする。 〔手段〕 建築物の定期報告について(財)埼玉県建築住宅安全協会及び、構造計算適合性判定についてに判定機関に各業務委託をしている。また、良質な住宅を長期にわたって良好な状態で仕込まれることを普及させるため、長期優良住宅の認定業務が加わった。	高	高	高	高	B	法令遵守の低下、認識不足	検討・見直し	現場パトロールでの現地指導や、建築物等所有者及び管理者に対する事前の情報提供と合わせた指導の強化を図る。 違反建築主や、定期報告対象建築物等の所有者及び管理者の法令遵守する意識を高揚による成果の向上を図る。	20	B	建築確認については、大きな問題はないと考える。 定期報告対象建築物については、昇降機に関する報告率と、その他施設に関する報告率を個別に捉え、実態を把握したうえで報告率向上のための対策を検討する必要がある。	定期報告受付機関から未報告建築物の所有者等へ提出を促す指示通知の送付、また、ホームページやチラシ等で定期報告の必要性・重要性の周知等を引き続き行っていくことで報告率の向上を図る。	
411	屋外広告物対策事業	建築住宅課	H11	-	〔目的〕 道路及び公共用地の不法占有広告物の撤去活動を行うことにより、美観(街並みなどの人工的美しさ)と風致(自然のもつ美しさ)の維持や公衆に対する危害の防止を目的とする。 〔手段〕 市と屋外広告物対策協議会との共同による撤去活動、及び違反広告物簡易除却推進員への委嘱による撤去活動	高	高	高	高	B	現行法では撤去物に保管管理等の規制があり、事務処理に難しい面がある。	検討・見直し	違反広告物を掲出させないことが一番である。よって広報活動等を行い事業者への協力を願う。 屋外広告物対策協議会を活用するとともに、ボランティアによる活動を促進し地域住民の参加意識を高め、撤去のための巡回回数増加を図っていく。	17	B	屋外広告物対策協議会の活用は、今後さらに進展が予想される地域住民との協働のありかたを示す例として評価できる。今後、さらにボランティアによる活動を促進し、地域住民の参加意識を高め、撤去のための巡回回数増加を図るなど事業の推進を望む。	違法広告物の撤去活動については、越谷市屋外広告物対策協議会及び簡易除却推進員の協力を得ながら行ってきたため、最近では違法広告物が大幅に減少し、その効果を上げている。今後も、美観や風致を保たれるよう引き続き推進していく。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
412	住まいの情報館施設管理事業	建築住宅課	H11	-	<p>〔目的〕 新たな戸建て住宅や集合住宅の建設や建替え等において「災害に強く(人にやさしい家作り)を進めるうえでの参考となるよう、耐震性・耐久性及び省エネルギーと高齢者等にやさしい住宅の情報を視覚的・体験的に提供を行う。 〔手段〕 住まいの情報館施設管理を社会福祉協議会へ委託している。</p>	高	高	高	高	B	<p>関連事業を取り入れて、施設利用度を上げる。また、老朽化した施設や設備の更新等が必要である。</p>	<p>今後も関連事業との積極的なタイアップとともに、住まいの情報館の必要性についてPRを図る。展示設備の修繕・更新を検討する。</p>	23	D	<p>越谷市住まいの情報館は市民防災意識の高揚等を図る目的で設置され、耐震性・耐久性・環境共生(省エネルギー)に優れ、かつ高齢者等にもやさしい住宅の情報提供を行う施設である。段階的消機、階段昇降機、天井走行リフトなどの福祉機器が設置されており、福祉機器の体験を通して家づくりの参考にすることができる。本事業は当該施設を適切に管理することを目的とする事業である。</p> <p>本事業は、平成16年度の外部評価においてD判定(事業の休・廃止を含めた検討が必要)を受けたが、事業を廃止した場合の国からの補助金の返還負担等を考慮して、平成17年度以降も存続することが決定し現在に至っている。</p> <p>しかし、災害に強い家づくりや高齢者にやさしい家づくりに関することは民間企業において類似の情報提供(住宅展示会や住宅メーカーが開催するイベントなど)がなされており、市が主体となって関与すべき事業とはいえない面がある。</p> <p>今後は設備展示の老朽化が進行し、最新の備品等を整えていくための費用や維持管理費用が必要となる。それに関わらず、施設の今後のあり方に対するビジョン、計画も明確になっておらず、費用対効果の検証もなされていない。利用者へのアンケートもとっておらず、市民の満足度や必要性についての統計的な把握ができない。住まいの情報館が市民にとって本当に必要な施設なのか、調査検証し、施設の妥当性について、早急に分析する必要がある。また、国への補助金返還義務についても、正確な条件等を調査し、事業廃止した場合の市の財政負担や手続等を明らかにし、事業を存続させる場合の費用負担等と比較・検証する必要がある。</p> <p>事務事業評価表における平成23年度当初予算の減価償却費がゼロとなっているが、施設の耐用年数は建設後22年であり、償却が終了していないことから、事務事業評価表への適正な記載を求める。</p> <p>本事業の存続を前提とした場合も、施設の運営にあたり、委託先の社会福祉協議会との連携をとり、利用者からのニーズを把握する必要がある。また、施設利用度を見ても、開館日の3割は利用者がいない状況であることを示しており、稼働率の向上に向けて改善する必要がある。施設利用者を増加させるために啓発活動を積極的に実施するとともに、ホームページの充実を図る等、施設へ出掛けたいくなるような仕掛けが必要である。</p> <p>また、成果指標として、施設を利用したことにより、施設利用者がどれくらい満足したかを「施設利用者の満足度」の追加を検討いただきたい。</p> <p>利用者数については、平成16年度の外部評価当時に比べ、大幅に増加している。しかし、利用者数の主因は子育て支援課が子育て支援事業の一環として実施している「子育てサロン」の開催によるものであり、情報館の設置目的に合致しているものとは言い難い。また、耐震啓発を目的の一つとしているにもかかわらず、震災後の利用者が昨年同月と比べ、増加率も小さく、減少している月も見られるなど、適切な耐震啓発がなされているとはいえない。</p> <p>以上の諸点を勘案し、本事業については早急に廃止・施設撤去を含めた検討をすべきと考える。(参考)平成16年度外部評価: D</p>	<p>費用対効果の検証について、来館者の個人情報を把握しておらず追跡調査は不可能だが、来館時にアンケートを実施することを検討する。</p> <p>施設の妥当性については、本来の目的である施設利用者を増やすべく(地区の防災訓練及び出張講座等)を利用して広報する。なお、研修ルームの有効活用として子育て支援事業が行われ、平成23年度の利用者が7000人を超えていることを考えると、複合的な施設活用として効果を上げているものとも考えられる。今後、施設を廃止するのではなく、耐震性・バリアフリー・環境配慮等の建築施設を基本としながら、子育て支援事業だけでなく、今の時代に要請される施設として複合的に有効活用していくことを選択すべきと考える。</p>
413	借上型市営住宅運営事業	建築住宅課	H16	H37	<p>〔目的〕 ストック活用計画に基づき、市営住宅の供給拡大を図る。 〔手段〕 民間が建設した住宅を市営住宅として20年間借上げる。</p>	高	高	高	高	B	<p>管理代行制度を導入したこと、民間活力やノウハウの提供が望まれる。</p>	<p>管理代行制度導入により、コスト縮減とともにサービス低下にならない取組が必要である。平成38年まで借上げ期間を設定してあることから、ランニングコストを抑えられよう長寿命化計画の策定に努める。</p>	19	B	<p>現在直営で行っている住宅の運営管理については、外部委託を検討し経費の軽減を進めていただきたい。</p> <p>今回の借上型のケースの成果を分析・検証し、公営住宅制度のあり方を見極める努力をしてほしい。</p>	<p>借上型市営住宅の管理業務については、平成22年4月1日から管理代行制度を導入し、入居管理、財産管理、計画・修繕等を埼玉県住宅供給公社へ委託した。今後、埼玉県住宅供給公社の専門的知識を活用しながら、市民サービスをさらに向上するよう指導する。</p>
414	木造住宅耐震改修促進事業	建築住宅課	H18	H28	<p>〔目的〕 国において「地震防災戦略」を決定し、東海地震及び東南海・南海地震の被害想定死者数や経済被害について、今後10年間で半減させるという被災目標が定められた。また、この目標を達成するため、住宅の耐震化率が現在の77%から5年後には90%に設定された。 〔手段〕 本市においても同様の目標設定とする。住民に対し、無料耐震診断の実施を促し危険性がある建築物の所有者には、更に一般診断、耐震改修へと誘導し耐震化率の向上を目指す。さらに本年より共同住宅(分譲マンション)の耐震診断へ補助金の支給を拡大</p>	高	高	高	高	B	<p>耐震相談業務及び補助制度のPR不足</p>	<p>住宅相談会や防災訓練、自治会等への出前講座を行い、より多くの市民に事業の周知に努める。</p> <p>平成27年度までに住宅の耐震化率90%を目指し、住宅所有者に対して制度の普及を図る。</p>	19	B	<p>事業として開始されて間がなく、住民に対して制度を積極的にアピールし、より多くの活用を図っていただきたい。</p>	<p>住宅相談会や防災訓練、地区センター、自治会等への出前講座を行い、簡易耐震診断、一般耐震診断、耐震改修に関する情報の普及と事業の重要性を啓発していく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
415	市営住宅施設管理事業(住宅対策事業共)	建築住宅課	S39	-	(目的) 市営住宅の水質検査、保険加入、各種保安機器等の保守点検を行い、入居者の安全と住環境の向上 (手段) 各種業務委託、検査の実施、保険加入	高	高	高	B	管理代行を導入した結果、コスト削減の効果は上がるが、細部にわたる業務が欠落している。	法的に位置付けされた施設管理事業であり、安全・安心な住環境の確保を図る。 管理代行制度の充実とともに、埼玉県住宅供給公社とのさらなる連携を深め、適切な住民サービス向上に努める。	18	B	市内の公営住宅は、市営197戸・県営644戸の合計 841戸あり、世帯数の0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持している。『越谷市市営住宅ストック総合活用計画』(平成15年)に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。しかし、見直しは平成20年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付けの検討を前倒しで実施することが望まれる。また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減に向けた取組を進めていく必要がある。	市営住宅の管理業務については、平成22年4月1日から管理代行制度を導入し、入居管理、財産管理、駐車場管理、計画・修繕等を埼玉県住宅供給公社へ委託した。今後、埼玉県住宅供給公社での専門的知識を活用しながら市民サービス向上とともに、コストダウンに努めていく。	
416	市立病院繰出金	庶務課	S47	-	(目的) 市民に対して良質な医療の提供と病院経営の健全化を図る。 (手段) 民間病院では経営困難な救急・高度・特殊医療に要する経費及び施設・設備等の建設改良費に対し、法に基づき他会計から繰り入れる。	高	高	高	B	市立病院第二期中期経営計画に基づき、「収益確保対策」「費用削減対策」「医療の質の向上・患者サービスの向上」「管理運営体制の強化」の4つの目標について着実に取り組み、経営の健全化を図る。	総務省の定める「繰出基準」に則り、繰出金額を算定しているが、具体的な項目等については随時見直しを図る。	18	B	病院の経営状況を救済するような印象を受ける一般会計からの繰出ではなく、繰出金のルーレ化を早急に協議し、市立病院財政・経営の健全化に一層努めてほしい。経営健全化委員会が設置されていることであるが、職員のアイディアや他病院の成功事例を参考に、支出削減策、収入の増収策を検討し、独立採算経営を目指し積極的に取り組まれるよう期待する。	平成21年度予算編成にあたり、不採算部門に要する経費など、行政側の負担について見直しを図った。今後はこのルールに基づき、さらなる収支の改善に向け取り組んでいく。	
417	照査管理事業	出納課	S33	-	(目的) 市が各種事業を実施する中で、公金の支出及び収入が法令・予算に適合していることを確認する。また、安全確実な公金の保管を徹底する。 (手段) 適正な伝票の審査及び管理を行う。また、公金は、指定金融機関等に預金するなど、最も確実かつ有利な方法によって保管する。	高	高	高	A	本事業においては、全ての予算執行に伴う支出命令書等の審査を行っている。職員が必要に応じて出納課以外の職員(研修や合理的な事務分担を実施し、職員の資質向上を図ることにより、照査事務の精度向上を図る。	平成24年度支出命令書等の審査照会において、一層の精度向上に努めている。今後は公金の安全確実な運用手法を検討すべく、専門職員の育成を図る。	17	B	照査管理事業は、内部統制の視点からも重要な業務である。今後の課題としては、職員数が5名なので、人事異動を考慮した研修プログラム(OJT含む)の開発、業務処理マニュアルの整備、出納課として危機対応マニュアルの作成(地震、銀行破たん等)に取り組むことが望ましい。	平成22年度に財務会計事務の手引きの見直しを行い、支出伝票等の作成事務や審査事務に活用できるよう手引きの整備を図っている。 また、平成22年度から公金の運用については、運用先金融機関の拡大を図り、見積合わせを行うなど安全確実かつ有利な運用に取り組んでいる。	
418	出納管理事業	出納課	S33	-	(目的) 歳計現金(歳入歳出に属する現金)及び歳計外現金(市が保管する現金)の収納並びに支払に係る出納事務を正確に執行し、収支日計・月計の記録及び決算書等の調製を行う。 (手段) 財務会計システムの活用及び収納データ作成業者への委託並びに支払事務パソコンサービス(エレクトリックバンキング)の活用などにより、収納及び支払事務の効率化を図る。	高	高	高	B	今後も行政コストを抑制しつつ、出納事務を正確に執行するため、電算化など、収納及び支払事務の効率化を図る必要がある。	平成24年度は収納事務の効率化を図るため事務処理方法を見直し、処理の正確性を維持しつつ、更なる向上に取り組んでいく。 収納事務全般を見直すことで、更に効率化を図っていく。	18	B	基幹業務である。出納係7名の正規職員で担当されている。財務会計システムのさらなる活用、公共料金等の支払方法の改善に取組まれ、一層の業務改善を進められることを望む。	口座振込による支払分について、平成20年度から債権者の通帳に担当課名を表示することで、口座振込済通知書の送付の廃止が可能となり、口座振込通知書の作成・封入の業務や封筒の印刷製本費・郵送料の経費の削減が図られている。 また、平成20年度から公共料金口座振替システムの導入により、支出命令書の削減が図れ、所管課の支出伝票の起票事務や出納課の審査事務などが軽減されている。	
419	広報活動事業	議事課	S42	-	(目的) 市民に市議会の活動状況を周知し、議会に対する理解と認識を深めてもらうことを目的とする。 (手段) ホームページによる情報提供 議会中継による情報提供 議会報による情報提供	高	高	高	B	市民の方々が議会に関心を寄せていただけるよう議会活動の周知に努める。その方策として、ホームページや議会中継、議会報の充実を図ることが必要と考える。	さらに見やすい議会中継となるようシステムの再構築を図る。市議会の活動を広(周知)するため、ホームページや議会中継、議会報の更なる充実を図り広報活動に取り組んでいく。	17	B	越谷市議会だよりに加え、ホームページや議会中継による情報提供により、市議会の状況を広く伝えることは、大変重要な業務である。ただし、ホームページ等による市民への伝達力はまだまだ非常に脆弱であると言わざるを得ない。平成16年度のアクセス率実績4.54%の向上改善を早急に行い、アクセス単位当たりコストの低減が急務である。	議会のホームページについて、平成21年6月よりリニューアルを図りWebアクセシビリティの向上等を図った。リニューアル後のアクセス率は、平成16年度の4.54%から平成22年度の8.70%と向上している。	
420	幼稚園就園奨励費補助事業	教育総務課	S47	-	(目的) 幼児期に集団生活を通して、社会性を身につけるため、幼稚園への就園を奨励するとともに、保護者の経済的負担軽減を図る。 (手段) 私立幼稚園が入園料、保育料を減免した場合にその相当額を補助する。	高	高	高	B	交付申請から補助決定に至る事務処理に手作業が多く時間がかかるため、システム化を検討する必要がある。	平成21年度から幼稚園就園奨励費補助金システムの開発について検討を開始し、平成24年度の導入に向けて調整中である。 手作業が多量なことから事務処理の負担について効率化を図るため、補助金システムの改善を随時行いながら、システムの定着及び円滑な運用に向けて取り組んでいく。	18	B	国の補助金制度に従い実地している事業である。少子化対策の意味もあり、事業の必要はある。対象園児数の6400人、市内26園、市外40園の事務処理を効率的に実施することが課題である。学校業務全体のシステム化を検討する教育委員会総合システム検討会での検討結果をふまえ、市の全体最適視点による業務の効率化を検討して頂きたい。	事務処理の効率化を図るため、補助金システムの導入について準備を進めてきたが、平成24年度からシステムが稼働する予定である。 また、システム導入に向け、平成23年度中にシステム内容について具体的な調整を予定しており、事務処理方法の大幅な転換に際して円滑な運用が行えるように努める。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少くあり事業の一部見直しが必要
				C	D	事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称							
421	幼稚園振興事業	教育総務課	H1	-	〔目的〕 私立幼稚園の教育環境の保持及び向上をはかり、幼稚園教育の振興に資する。 〔手段〕 私立幼稚園に対し、教材・教具・図書・環境整備に要する経費の一部を補助する。	高	高	高	高	A	公立幼稚園がないことから、幼稚園教育の振興を私立幼稚園に依存しているため助成は必要である。	現状維持	幼稚園教育の振興を私立幼稚園に依存しているため、施設充実への助成は必要である。	16	B	私立幼稚園の教育環境の維持及び向上を図るため重要性を増している。継続（維持）の方向で進めていく必要がある。26私立幼稚園の管理等事務処理の改善による効率性向上を図っていただきたい。	平成23年度の振興事業実施については、前年度までと同様に現状維持を図りつつ、幼稚園を対象とする事務説明会において、説明及び質疑を徹底することで、さらなる事務処理の円滑化に努める。
422	教育委員会運営事業	教育総務課	S29	-	〔目的〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校その他の教育機関及び社会教育その他教育、学術・文化に関する事務を管理、執行するため、教育委員会の円滑な運営を推進する。 〔手段〕 教育委員会としての説明責任を果たし、市民の教育行政に対する理解と協力を得るため、原則公開で教育委員会会議を開催するとともに、教育行政推進において必要な交際費や各教育委員会連合会負担金を支出する。	高	高	高	高	B	今後も教育行政の中立性と安定性を確保するとともに、本市の実情に即した教育行政の推進のため、教育委員会を円滑に運営する必要がある。	検討・見直し	常に教育行政の中立性と安定性を確保し、国の方針はもとより、社会の動向や本市の実情を踏まえ、効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の活性化を図っていく。				
423	表彰事業	教育総務課	S29	-	〔目的〕 教育の振興に寄与し、特に功績が顕著であるもの、越谷市立小中学校の児童生徒で、学業優秀にして他の模範となるもの、越谷市立小中学校に永年勤続する教職員で、成績優秀な者及びその他特に表彰に値すると認められるものに対し表彰を行うことにより、本市の教育、学術及び文化の振興発展に貢献する。 〔手段〕 関係団体等に推薦(年1回)を依頼し、被表彰者を教育委員会会議において決定する。	高	高	高	高	B	児童に対しては、6カ年皆勤賞を行っているが、生徒に対しての表彰は行っていない。また、教員に対しては経験年数に限らず個人の功績に着目した表彰が求められている。	検討・見直し	平成23年度において、学校現場の意見を聴きながら児童生徒及び教員の励みとなるような表彰制度とするため、関係例規の整備を行い、実施していく。表彰制度の目的を達成するため、引き続きその在り方について検討していく。	18	B	教育関係者の意識高揚のために必要な事業である。一方で、昭和29年より継続している事業でもあり、近年の被表彰者の意識の変化を考慮し、表彰制度の在り方を再検討する必要がある。秘書課が検討している越谷市全体の表彰制度の見直しと併せて再検討を進めることを望む。	表彰制度の在り方については、被表彰者をはじめ周囲の励みとなるよう、表彰に対する意識の変化を考慮するとともに、学校現場等の意見も踏まえながら、平成23年度中の表彰規程見直しに向け、現在検討を進めている。
424	定時制教育等振興会負担金事業	教育総務課	-	-	〔目的〕 県定通教育振興会及び越ヶ谷高校他3校の定時制教育振興会が円滑に運営されることにより、県高等学校定時制教育及び通信制教育の普及・振興を図る。勤労青少年に、勤労と修学に対する正しい信念を確立させることにより、教育水準と生産能力の向上を図る。 〔手段〕 定時制教育及び通信制教育の振興に資するため、各振興会に対し負担金を支出する。	高	高	高	高	B	教育の機会均等の観点から多様な生徒が学習する場を確保するため、定時制教育及び通信制教育の普及・振興を支援する必要がある。	検討・見直し	勤労青少年や不登校者、全日制中途退学者等多様な生徒が学ぶ生涯学習の場の確保と定時制教育及び通信制教育等の普及・振興に資するため、各振興会に負担金の支出を実施し、負担金がどのように活用されているか把握に努めるとともに、振興会が円滑に運営されるよう働きかけていく。	22	B	県定通教育振興会及び越ヶ谷高校他3校の定時制教育振興会が円滑に運営されることにより、定時制及び通信制教育の普及・振興を図る。その手段として、各振興会に負担金を支出する。勤労青少年や不登校者、全日制中途退学者等に生涯学習の場を提供すること、勤労と修学に対する意識を確立することは社会的にも意味があり、意義は大きい。市から支出する負担金がどのような活動に使用されているのか把握に努める必要がある。そのため、各振興会の運営状況、財務状況をしっかり把握しておくことが求められる。事業開始年度不明であるが、相当長期にわたって継続されてきた事業である。本事業は、高校により負担金の有無に違いがあるなどの問題があり、また負担金の金額や使途を考えると支出した効果がどれほどあるかは疑問である。現代の後期中等教育制度全体の中の定時制高校の位置づけを踏まえて、大局的な見地から今の時代に適合するように制度のあり方を抜本的に見直されたい。成果指標については、「越谷市在住生徒数」では、市民の目から見れば理解が難しく、適切では無いと思われる。例えば、「勤労者や不登校、中途退学した者のうち、何人が定時制及び通信制教育の場で学ぶことができるか」というような、成果を市民にわかりやすくアピールすることができる指標の方がより適切と思われる。	定時制及び通信制教育の普及振興や教育施設・設備の充実等に資するために負担金を支出していることから、振興会の総会資料及び決算資料などにより活動内容や負担金の使途について把握に努めたい。また、成果指標については、より市民にわかりやすい指標の設定を検討する。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
				C	D	事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称							
425	入学準備金貸付事業	教育総務課	S42	-	<p>〔目的〕 高校、大学、専修学校(高等課程、専門課程)等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達に困難な方に対し、等しく教育を受ける機会を与えるため、入学準備金を貸し付ける。</p> <p>〔手段〕 生徒一人につき次の額を限度として貸し付ける。 高等学校・専修学校(高等課程)・高等専門学校等50万円以内、専修学校(専門課程)・短期大学・大学等80万円以内</p>	高	低	高	高	B	<p>滞納繰越分の償還金については、一定の収納目標を達成できた。貸付件数の減少については、合格発表前の申請受付ということもあり、不合格等の辞退者についての予測は困難であり、当年度の需要を予測することが課題である。</p>	検討・見直し	<p>平成24年度から現年度の収納率を上昇させるため、入学準備金償還金の督促後の滞納金に対し、早期に連帯保証人への督促に取り組んでいく。 (平成27年度までに)現年度の収納率を上昇させるため、滞納整理業務を標準化して、安定した収納率の維持を図っていく。</p>	23	B	<p>入学準備金の貸付は、入学資金の調達が困難な保護者に対して貸付を行う事業であるとともに、進学を希望する生徒に対して、平等に教育を受ける機会を与えるため、事業の意義は大きい。 経済的理由で入学資金の調達が困難な方へ貸付を行う事業であり、回収に時間を要することは理解できるが、滞納金を安定的に回収できるように、文書、電話以外にも家庭訪問を実施して滞納整理業務の改善に努める必要がある。さらに、貸付金の償還方法として、5年以内年賦又は半年賦となっているが、中期的には利用者の声を反映させるなどして償還方法の多様化を検討していただきたい。 また、収納率を向上させるために1,2回の督促でも応じない世帯については、市民税務部収納課債権回収係と連携して収納率の向上に努められたい。 平成22年度に連帯保証人への督促を強化した結果、滞納繰越金の回収が1,000万円増加したことは評価できる。今後も継続して連帯保証人への督促をしていただきたい。 入学準備金の調達が困難で、本事業による貸付を必要としている多くの市民に利用してもらうためにホームページや広報だけでなく、市内中学3年生の全保護者へリーフレット配付及び市内高等学校へ制度の周知などを行っているが、引き続き、学校との連絡調整を密にして貸付事業の周知を図られたい。 人件費については債権回収を強化したため、平成21年度決算に比べ、平成22年度決算は増加しているが、臨時、非常勤職員等の活用により、コスト削減を図る余地もある。 活動指標として、総額でいくら貸し付けることが出来たかを示すために「貸付金額」の追加を検討されたい。また、成果指標には、入学準備金の償還率の向上を図るために「償還率」の追加を提案したい。本事業は、貸付と償還の双方とも重要な業務であるため、活動指標、成果指標には、貸付、償還の双方の活動、成果を示す指標を検討されたい。 (参考)平成19年度外部評価：B</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定 (平成23年度外部評価実施前における対応等)</p> <p>平成22年度の入学準備金債権回収については、連帯保証人への催告を強化し、その結果、収納額が増加し、収入未済額も減少した。 平成23年度も、借受人や連帯保証人への催告を実施するとともに、平成23年度に新設された収納課債権回収係と連携を図り、さらなる債権回収に努める。</p>
426	伝統芸術文化振興事業	生涯学習課	H2	-	<p>〔目的〕 市民に個性ある日本の伝統芸術文化等の体験学習や鑑賞する機会を提供して、市民文化の創造及び文化のまちづくりを目指すとともに地域文化の振興を図っていく。</p> <p>〔手段〕 こしがや新能、能楽体験教室、こしがや能楽の会、郷土芸能祭を開催する。</p>	高	高	高	高	B	<p>能楽体験教室の受講者が能楽愛好団体に加入するなど成果は上がってきているが、さらに多くの市民に興味をもっていただけるよう、鑑賞機会の提供や体験学習のPR方法を検討していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>事業については、市広報誌、ポスター、市のホームページ等で周知を行っているが、さらなる振興を図るため、現在実施しているPR方法以外の、PRに努める。 芸術文化活動は、人生を豊かにすることができる活動であり、生涯学習や余暇を充実させるものであることから、事業を継続し、事業内容を充実させていく。</p>	17	C	<p>「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真剣に取り組むことが強く求められている。</p>	<p>施設利用状況を勘案した上で、平成20年8月に能楽堂使用料の改定を行い、より受益者負担を考慮した料金設定を行った。</p>
427	日本文化伝承の館運営事業	生涯学習課	H5	-	<p>〔目的〕 能楽をはじめとする日本の伝統芸術文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進のため、施設の効率的な運用と利用促進を図る。</p> <p>〔手段〕 効率的、かつ柔軟な管理運営が期待できることから、指定管理者財団法人越谷市施設管理公社に管理運営を委託する。</p>	高	高	高	高	B	<p>利用促進を図るため、能楽以外でも利用できることを一層PRする必要がある。</p>	検討・見直し	<p>能楽堂の利用促進を図るため、県内唯一の公立能楽堂のPRを行うとともに、能楽堂を利用した事業につき、ポスター作成・広報誌・ホームページ・ミニコミ誌等に掲載しPRを行う。 伝統芸能である能楽を広めるため、一般参加者を対象とした能楽体験教室等を継続開催するほか、能楽以外の活用方法も検討し、多くの方に周知していく必要がある。</p>				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	担当課の評価					実施年度	総合評価	
										A	B	C					
428	文化振興支援事業	生涯学習課	H4	-	〔目的〕 市民の文化芸術の向上と活性化を促進させるために、市内文化芸術団体の集まりである越谷市文化連盟に財政面から支援を行う。 〔手段〕 越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、越谷市文化連盟に補助金を交付する。	高	高	高	高	B	「こしがや文化芸術祭」や「文化振興講座」などのイベント開催や、機関紙「しらこぼと」の発行など活発な活動を展開している。活発な活動を通じて、本市の文化芸術における水準の向上に大きく貢献している。しかし、活動費を補助金及び各構成団体からの負担金で賄うだけでなく、自主財源を確保し運営を行なえる事が必要となってくる。	検討・見直し	補助金及び各加盟団体の分担金のみで活動を行なうのではなく、自主財源確保の必要性を説きながら、今後、検討を求めていく。また、伝統文化の継承と育成を図るため、郷土芸能保存協会に社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、支援を行う。市内の文化芸術の発展に重要な役割を担っている越谷市文化連盟に対し支援を行なうとともに、今後も市芸術文化活動の推進・発展を目的に、市と越谷市文化連盟は協働で活動を行なっていく。また、郷土芸能保存協会の協力により、越谷市郷土芸能の普及・振興に努めていく。	20	B	【文化連盟助成金】 (内部評価・終期設定) (外部評価・終期設定) 市の文化事業に貢献するという事業の重要性は十分認められる。ただし、現在は各行事などの参加人数を把握することと、助成金交付に対する事業成果が十分に把握されていない。今後は、参加者によるアンケート調査を盛り込むなど、事後評価を適切に行うことが望まれる。また、実施した事業の成果によって、助成金の額を決めるようにすべきである。	越谷市文化連盟及び構成団体の主な事業の参加人数及び成果については、事業終了後の事業実績報告書により把握し、事業成果を検証するよう努めている。また、助成金の額の交付手続き等に関する規則、「越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱」、「補助金等評価基準」、「補助基準」に基づき算定している。
429	社会教育委員運営事業	生涯学習課	S30	-	〔目的〕 社会教育に関し、教育委員会に助言するために、必要な調査審議を行う。 〔手段〕 社会教育に関する諸計画や教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。	高	高	高	高	A	当会議は、社会教育法第17条に基づき設置されており、社会教育に関する諸計画の立案及び教育委員会からの諮問に意見を述べるため必要な調査研究を行う職務を担っている。そのため、様々な意見を聴取する機会を積極的に設けていく。	現状維持	社会教育に関する事業について協議を行う。 今後も社会教育に関わる、課題や問題点を抽出し、その時代がかかえる適切なテーマを設定し、当会議において研究協議を行っていく。協議結果については、提案書としてまとめ教育委員会に提出するとともに、小中学校や社会教育関係団体等配布し、社会教育・生涯学習の振興に活用していく。				
430	人権教育推進事業(社会教育)	生涯学習課	S52	-	〔目的〕 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会に存在する差別意識の解消を図り、人権尊重の精神が行動することができるよう人権教育・啓発を一層推進する。 〔手段〕 人権教育・啓発の推進、指導者の養成。研修会や講演会の開催	高	高	高	高	A	人権問題を自分自身の問題として捉え、自ら積極的に学びたいとする意識づくりが必要である。	現状維持	参加型の学習内容を取り入れて、人権意識を高める。 継続して人権教育・啓発を推進する。				
431	各種学級・講座開催事業(公民館)	生涯学習課	-	-	〔目的〕 市民の多様なニーズに対応するため、各年代に応じた学習機会を提供し、豊かな人間性を育むことができるよう、各種学級・講座・講習会等を行う。 〔手段〕 市民のライフステージやライフスタイルに応じて、主体的に学習活動ができるよう、各種学級講座を開催する。	高	高	高	高	B	高齢社会の到来や国際化・情報化等、社会情勢の急激な進展により、学習要求は多様化・高度化している。市民の多様なニーズを的確に把握し、各種学級・講座を開催する必要がある。	検討・見直し	公民館は、地域の生涯学習の拠点施設であり、地域の特性を生かしながら、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、ライフスタイル、ライフステージに応じて、主体的に学ぶことができるよう、引き続き各種学級・講座・講習会を実施する。 学習活動の継続を推進するとともに、その学習成果を地域社会に生かすことができるよう事業を展開する。	18	B	平成17年度実績として215事業、29,688人の参加を得ている実績を評価表に記載すべきである。運営協力委員会を通じての、市民の要望、意見を取り入れる仕組みは、評価できる。今後は、NPO団体等の協力を得て、講師の確保と新規講座の企画を推進する仕組みを検討したい。生涯学習の拠点としてのさらなる拡充を望む。	平成17年度外部評価の結果を受け、事業実績について、講座回数と延受講者数を評価表に記載し、活動結果の把握をしている。また、公民館運営審議会において、市民がライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、各種学級講座について協議し、公民館が地域の生涯学習の拠点施設として、さらに事業を展開できるよう取り組んでいる。
432	IT講習会開催事業	生涯学習課	H12	-	〔目的〕 市民がIT(情報通信技術)に対応できるように、操作技術の向上と普及を図る。 〔手段〕 市内地区センター・公民館のうち5館を会場として開催する。初心者入門コース24回、基礎コース16回、計40回開催する。	高	高	高	高	B	初心者入門コースと基礎コースの参加者数に差が生じているため、多くの参加者を募れるよう事業の見直しを行う必要がある。	検討・見直し	9月から10月の2ヶ月間にわたり、5地区センター・公民館で開催していく。 初心者を対象としたパソコンスキルアップのためのパソコン無料相談室の開催	19	B	初級者講座に特化し、市民にパソコン操作をするきっかけ作りをする意義は認められる。講習会参加者のネットワーク作りなどの支援も期待したい。 当面は事業を継続するも、中長期的に公民館などの自主事業とのすみ分けを見直すなど、検討・見直しを図るべきである。	初心者を対象に、パソコン操作をするきっかけづくりの提供を目的に開催している。 講習に係る受益者負担は、教材費1,000円をいただくのみで、受講料については無料で行っている。このことは、民間事業者では提供できないサービスということで、アンケート結果からも好評をいただいている。 また、講習会参加者のネットワークづくりも見られており、サークル活動のきっかけづくりとしても意義ある事業と考えている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
				C	D	課題が多く事業の大規模見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は						
433	社会教育団体支援事業	生涯学習課	-	-	<p>【目的】 社会協力団体の目的遂行のための事業活動が主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援を行う。 【手段】 越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、連合婦人会(会員数668人)及びPTA連合会(会員数24,225人)に適切な補助金額を交付する。</p>	高	高	高	高	B	<p>平成19年度外部評価で認識した、連合婦人会助成金の助成額を、社会教育団体の事業活動が主体的にできるよう健全かつ適切に都度、見直しながら支援することが重要であるという課題を踏まえ、補助金等評価基準の結果に基づき、平成22年度に補助金等見直し計画書を作成、平成23年度より助成額を減額したが、引き続き会員の高齢化により退会者が増加し、団体数・会員数の減少が改善することが課題である。</p>	<p>平成24年度から、補助金等見直し計画書の計画のとおり、地域社会へ貢献、還元する各種講演会・講習会等の事業を自主的・主体的に行えるよう支援する。 越谷市連合婦人会の団体数・会員数の増加及び会費収入の増加に努め、自主財源の確保を図っていく。</p>	19	B	<p>【連合婦人会助成金】 当該事業の有意性は認められる。今後、社会教育団体が自主的・主体的に事業展開できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直しながら支援することが重要である。</p>	<p>平成19年度の外部評価における指摘については、「補助基準」、「補助金等評価基準」、「越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則」、「越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱」を踏まえ、平成22年度は事業収入の増額により自主財源の確保に努めた。さらに、平成23年度は連合婦人会助成金を減額(縮小)することにより、社会教育団体の事業活動が自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援を行っている。これにより、平成22年度より「補助金等評価基準」では改善され、継続の評価結果となっている。</p>
434	生涯学習推進事業	生涯学習課	H13	-	<p>【目的】 第2次越谷市生涯学習推進計画に基づき越谷市生涯学習推進市民委員会を推進母体として、市民との協働により、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う。 【手段】 市民がいつでも、どこでも、だれでも主体的に学習できるよう学習情報の提供や事業の実施について、越谷市生涯学習推進市民委員会に委託する。</p>	高	高	高	高	B	<p>生涯学習推進市民委員会をはじめとし、他の生涯学習・社会教育推進組織を含め、組織の見直しを行い、新たな総合的な推進体制組織の構築を検討していく。 新たな推進組織を母体として、生涯学習・社会教育を総合的に推進していく。今後、ますます多様化・高度化する学習ニーズに的確に応え、市民一人ひとりが主体的に学習できるよう、学習機会の充実と豊かな学習環境づくりを推進していく。また、学習成果を地域やまちづくりに適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現を図っていく。</p>	<p>越谷市生涯学習推進市民委員会を推進母体として市民との協働により、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う事業である。 市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりは大切であり、生涯学習は人格形成にも寄与する。 多様化する市民の学習ニーズを的確に捉え、関係機関との連携により、学習機会の実現を推進していくべきである。 情報誌の発行は生涯学習の情報を発信するものであるが、その情報がどれほど生涯学習活動に参加するきっかけとなったかなどを成果指標に設定し、市民にPRしていく必要がある。さらに、生涯学習活動参加者からとっているアンケートの内容から、次回参加希望など満足度を示す指標を導き出す。市民に対し、活動の成果を積極的にアピールされたい。 また、現在製本している「生涯学習クラブ・サークル団体ガイド」や「生涯学習リーダーバンク」については業務委託による印刷製本を中止し、必要部数を簡易製本やコピーで対応するなど、コスト意識を持って業務の効率化を進められた。 事業の実施については、現在、業務委託先である越谷市生涯学習推進市民委員会が多くの業務を担っている。一方、市はその事務局としての活動に留まっており、本来の事業主体としての生涯学習課の位置づけが不明確である。また、人件費についても各業務において必要な人工を積み上げた上での積算であるか不明確である。業務見直しにより人員配置を再検討し、人件費削減の努力をされたい。 「TRY」の編集発行業務についても、越谷市生涯学習推進市民委員会と市の役割分担が不明確である。このため、市民委員会と生涯学習課との役割分担を市民にもわかりやすく明確化するとともに、委託者としてのチェックに努め、適正に業務管理されたい。</p>	22	C	<p>平成22年度外部評価コメントを踏まえ、生涯学習情報を発信するだけでなくとどまらず、どれほど生涯学習活動に参加するきっかけとなったか成果指標を設定し、アンケート等を実施していく。また、「生涯学習リーダーバンク」及び「生涯学習クラブ・サークル・団体ガイド」の外部発注方式を見直し、市内印刷による発行とした。さらに、生涯学習課が事務局として担う役割を明確にするため、越谷市生涯学習推進市民委員会への生涯学習推進業務委託を廃止し、市の一般会計において生涯学習推進事業予算を計上した。越谷市生涯学習推進市民委員会は生涯学習の推進母体として継続的に事業を実施していき、市民との協働による生涯学習を推進していく。</p>	
435	文化総合誌「川のあるまち」発行事業	生涯学習課	S57	-	<p>【目的】 市民に文芸創作活動の発表等の機会を提供するとともに、文化について広く市民の交流を図り、豊かな教養と人間性を養い、薫り高い文化を育てるため。 【手段】 市民が投稿した作品を、有識者で構成する委員会において選考及び編集し、文化総合誌「川のあるまち-越谷文化」を発刊する。</p>	高	高	高	高	B	<p>応募作品数及び応募者数が昨年とほぼ同数である。今後さらに多くの方から応募頂くために、事業の周知について再検討していく必要がある。また、販売冊数を増やすために、購入の利便性の観点から販売書店の拡大を進めていく必要がある。</p> <p>市内唯一の文芸創作活動の発表として、より良い冊子の刊行を目的に他の自治体での取り組みを参考に、応募者数及び応募作品数の更なる増加を図る。</p>	<p>平成24年度に向けて応募者数及び応募作品数を増加させるために、応募部門と関係のある市民団体等にダイレクトメールなどの方法で事業を周知していく。また、販売冊数増加のために、市内販売書店を増やし、購入における利便性の向上を図っていく。</p>	16	D	<p>民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るに留めていただきたい。市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい。宣伝広告の掲載等、事業収入の方策も検討していただきたい。</p>	<p>「川のあるまち」は随筆や小説、詩、短歌、俳句などの幅広い分野で応募できる市内で唯一の文化総合誌であり、市民の文芸創作活動発表の機会を提供している。なお、経費の縮減を図るとともに事業収入の方策も検討し、販売箇所の拡充や紙面の改善などの努力を続けている。具体的には、冊子の規格見直しによる印刷製本費等による経費の縮減を図る一方で、魅力的な紙面づくりの工夫をしている。 今後も投稿者をはじめ市民の意見等を参考にしながら、事業の充実を図っていく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である	課題が少なく事業の一部見直しが必要				C
					総合評価で認識した課題は		【 】は、補助金等名称										
436	展覧会開催事業(市展)	生涯学習課	H12	-	<p>〔目的〕 市内の美術家の作品を広く市民に紹介し、市民の美術思想の普及と創造的表現力の開発、市民の芸術活動の普及をはかり、本市の文化向上に寄与する。</p> <p>〔手段〕 市内の美術関係団体代表者及び学識者によって構成された実行委員会に業務を委託し、日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門を対象に作品を公募する。審査により入選以上の作品を公開展示し、特に優秀な作品については表彰を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>昨年度と比べ、1日あたりの来場者数は増加したが、出品者数はここ数年ほぼ横ばいとなっている。市民の芸術に関する関心の向上を図るため、PR方法を検討していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>事業について、広報誌、ポスター、ホームページなどで周知をしているが、別の様々な広報媒体を活用し、より多くの方に越谷市美術展覧会を知っていただき、来場者の増加に努める。</p> <p>出品作品数の増加を図るため、様々なPR方法を検討し、幅広い層への事業の周知を図っていく。また、実行委員会に委託している展覧会の運営方法についても、幅広い意見や他市を参考に検討していく。</p>	21	B	<p>市当局が、市民の芸術活動を支援しその振興を図る上で、本事業の果たす役割は大きい。しかしながらここ数年、応募者、応募点数が減少傾向にある。この原因を追究し、市民の芸術活動の裾野を広げる対策を検討されることを望む。例えば「中学生にも応募機会を与えること」、また、「公序良俗に反しない限り応募者全員の作品を展示すること」も一案と考える。</p>	<p>応募者数の増加を図るため、平成21年度から、「越谷市生涯学習クラブ・サークル団体ガイド及び「越谷市生涯学習リーダーバンク」の登録者等に、出品案内を送っている。</p> <p>平成22年度からはポスターだけでなく、新たにチラシを作成し、事業のさらなる周知を図るほか、申込受付時間の延長を行った。</p> <p>また、平成23年度からは、作品搬出時間も延長し、市民がより出品しやすい環境づくりに努めている。</p>
437	市民文化祭開催事業	生涯学習課	S44	-	<p>〔目的〕 文化に対する理解を深めるとともに、豊かな教養と人間性を養い、地域文化の向上に寄与する。</p> <p>〔手段〕 越谷市・越谷市教育委員会・越谷市文化連盟の三者主催とし、文化連盟関係者及び一般の市民団体代表者等により組織する実行委員会に運営を委託し、文化に親しむ市民の成果発表の場として市民文化祭を開催する。</p>	高	高	高	高	B	<p>出演希望者数が年々増加していることから、市民による自主的な文化活動が積極的に行われていることが伺える。今後は、活動発表の場を効率良く提供できるように工夫していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>出演希望者数が年々増加している現状を踏まえ、より多くの人が効率良く参加できるように工夫する必要がある。また、芸術文化に触れる機会でもあるため、広報活動にも尽力し、来場者数の更なる増加を図る必要がある。</p> <p>今後、さらに多くの市民の意見や他市の文化祭等を参考にしながら事業を継続し、更なる事業の充実を図っていく。</p>	18	B	<p>来場者が12,000人となる大きなイベントである。市民参加による実行委員会をボランティアにより運営しており評価できる。参加者が年々増え続けている中で、収容施設は限られており、限界に達しつつある。参加費を徴収するなど運営方針の再検討が求められる。また、市の方針との調整を前提にパンフレットへの広告掲載など、経費削減方法を検討し事業の拡大を目指すべきである。</p>	<p>文化活動の発表の場として、実行委員会をはじめ市民の意見等を伺いながら、さらなる事業の充実を図る。</p> <p>また、経費削減の方法を検討する中で、市民文化祭パンフレット等への広告募集を行ったが応募がなかったことから、今後方法について検討していく。</p>
438	文化財調査委員運営事業	生涯学習課	S33	-	<p>〔目的〕 市民が市内の文化財に親しみ、それらを活用した学習活動が行えるよう文化的環境を醸成するため、越谷市文化財保護条例第4条及び越谷市文化財調査委員に関する規則に基づき活動を行う。</p> <p>〔手段〕 具体的には市内所在の様々な文化財や歴史的遺産の調査、文化財の保存・活用に関し、教育委員会の諮問等に応じ本市文化財保護行政に係ることについて審議し、必要と認める事項を建議する。</p>	高	高	高	高	B	<p>既存指定文化財の保護政策に関する審議や新規指定文化財候補物件について調査・研究を進めるため、適切な委員会運営に努める。</p>	検討・見直し	<p>継続協議中の指定文化財候補物件の新規指定に向けて諮問・答申を行っていく。</p> <p>新規指定文化財候補物件に係る調査・研究を進め、文化財指定に向けて諮問・答申等を行うため、効果的な委員会の開催に取り組む。</p>	17	B	<p>越谷市民の精神的支柱の一つである文化財を調査し、維持運営していくことは重要な事業と言える。今後、文化財の適切な評価、保存のため学識者を中心とした、効果的な委員会運営が求められる。</p>	<p>本市の貴重な文化的遺産である文化財の保存と活用を目的に、学識経験者による審議・調査が円滑かつ効果的に進めるよう委員会運営を図る。</p>
439	文化財施設管理事業	生涯学習課	-	-	<p>〔目的〕 文化財施設を適正に管理することによって歴史的建物を後世へ保存・継承するとともに、学校教育や生涯学習・郷土学習等において利用していただくため、施設の一般公開と活用を図る。</p> <p>〔手段〕 地方自治法に基づき、適正な方法で施設管理を行うとともに、施設の性格にあったイベントを開催する。</p>	高	高	高	高	B	<p>施設管理の充実を図るとともに、市内外多くの方々を対象に、各種イベントに参加できるように、さらなる保存・管理に努める。</p>	検討・見直し	<p>一般来館者の増加と郷土の歴史学習、伝統文化の普及を目的に、今後も市民団体と協働で効果的な様々な事業を展開できるよう、より一層の保存・管理を行っていく。</p>	16	B	<p>文化財施設の活用による教育効果は高いと認識するが、適切な入場料設定、市民参加による管理方法を検討していただきたい。また、隣接市を巻き込んだ生涯学習の一環としてより一層高い展示効果の実現も検討していただきたい。</p>	<p>適正な施設管理を行うとともに、市民団体と協働により、展示はもとより、体験しながら郷土の歴史や文化を効果的に学ぶことができるよう、事業展開の充実を図る。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
440	文化財調査事業	生涯学習課	H6	-	〔目的〕 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地内に含まれている場合、開発事業地内の埋蔵文化財を破壊から守るため、文化財保護法により事前に試掘調査・現状保存等の対策を講じる必要がある。 〔手段〕 開発事業等との調整を図りながら法律に則り試掘調査等を実施し、埋蔵文化財の保護策を講じるとともに、事業者に対して適切な指導を行う。なお、試掘調査等において埋蔵文化財が確認された場合は発掘調査を行う必要がある。(ただし、本予算は試掘調査に限定したものを。)	高	高	高	高	B	生涯学習課には埋蔵文化財の発掘調査等に関する有資格者が配置されていないことから、埋蔵文化財に係る調査案件については、埼玉県から埋蔵文化財専門職員の認定を受けている庁内職員の応援により事業を行っていた。今後は、事業が円滑に執行できるよう、関係各課や機関と調整を進めるとともに課内に専門職員を配置していくことが必要である。	検討・見直し	埋蔵文化財の調査等を行える有資格者を配置し、試掘や確認調査、さらに発掘調査を実施しながら、埋蔵文化財の保護に努めるとともに、事業等開発事業者に対し、適切な指導・助言を行っている。	19	B	【越谷市郷土芸能保存協会助成金】 越谷市の文化継承を支援していく意義は大きい。指導者の高齢化の問題等を解決すべく、リーダーバンク制度の活用等、指導者への支援や指導の場作りなどを強化することが重要である。また、次世代を担う子供たち等が、文化財に触れる機会作りをより積極的に支援することを期待する。	平成20年度から越谷市放課後子ども教室推進事業との連携事業として、越谷市郷土芸能保存協会が小学生を対象に郷土芸能の指導を行っている。次世代を担う子ども達が越谷の伝統的な郷土芸能に触れ合い、身近に感じることができ貴重な体験として、参加する子どもたちにとって良い経験となっている。
441	文化財普及事業	生涯学習課	-	-	〔目的〕 市民が市内にある文化財に親しみ、それらを活用した学習活動が行えるよう文化的環境を醸成する。 〔手段〕 活用事業の実施、指定文化財所有者及び郷土芸能保持団体への助成、文化財説明板の設置・修繕、各種行政機関との連携	高	高	高	高	B	市民の歴史文化学習の普及を図るため、市民団体との協働により様々な事業を展開する必要がある。	検討・見直し	郷土の歴史文化学習の普及を図るため、指定文化財の周知に努めるとともに、市民団体と協働して様々な事業を実施していく。	19	B		
442	中村家住宅復元整備事業	生涯学習課	H14	-	〔目的〕 レイクタウン事業に伴い解体部材として保管している中村家住宅を復元する。(レイクタウン事業地内に800㎡の復元予定地は確保済み。)復元した建物は越谷市の歴史に欠くことのできない建物として適正な維持管理を行い、後世に保存・継承する。また、市史に関する理解を深める良い機会となるよう、一般公開することができる施設とする。 〔手段〕 早期の復元整備事業実施に向けて、関係機関等と連携を図り、調査等を進める。	高	高	高	高	B	中村家住宅の復元整備に向けて、今後も関係各課等と調整するほか、関係法令との整合性を図る必要がある。	検討・見直し	復元実現に向けて、22年度に継続して解体部材保管倉庫のくん蒸処理を実施し、部材の保管に努める。また、復元予定地の地質調査や看板設置により近隣住民への周知を図る。また、関係法令と整合性を図りながら、建築審査会に諮っていく。 平成24年度以降、復元工事が行えるよう、関係各課・機関と調整していく。				
443	成人式開催事業	生涯学習課	S29	-	〔目的〕 成年に達した青年男女の祝福し、社会の一員としての役割と責任を自覚する節目として地域の方々とともに成人式を開催する。 〔手段〕 各地区に成人式実行委員会を組織し、市民との協働により成人式を開催する。実行委員会には、地域社会への参加機会の一つとして、新成人も加わり、成人式の企画や運営にかかわる。	高	高	高	高	B	参加者アンケートの回収率向上に努め、内容に反映できるよう工夫する。	検討・見直し	各地区実行委員会による成人式開催を継続し、出席率の向上を図るとともに、参加者アンケートの回収率向上に努める。 各地区実行委員会の代表者と協議を行い、市民との協働による心温まる成人式を開催していく。また、参加者アンケート等で寄せられた意見を参考に、事業内容の充実を図る。	20	B	新成人が実行委員会に参加して自ら企画運営を行うなど特徴ある成人式を行っており、意義が認められる。 現在の成人式に対する満足度は70%を超えているが、アンケートの回収率が25%程度と低い。今後は、回収率を向上させ、さらに精度の高い情報収集のための工夫が望まれる。 また、新成人に越谷市の文化を紹介するなど越谷市の特色を加えることが望まれる。	各地区実行委員会による成人式の開催が定着しており、市民との協働による心温まる成人式が行われている。 実行委員会については、新成人も構成員として企画運営に携わっており、社会の一員としての役割と責任を自覚するきっかけづくりにもつながっている。 また、成人式全体の満足度が90%を超えていることから、引き続き市民との協働による心温まる成人式を行っていく。 アンケート回収率については、各実行委員が新成人一人ひとりに声をかける等対応した結果30%を超えるまでとなったが、引き続き、各実行委員会で回収率向上を図り、より多くの新成人の声を反映できるよう努めていく。 さらに、新成人全員に配付するパンフレットに市のあゆみ等を掲載するなど、越谷市の特色を出せるよう工夫に努めている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
				C	D	課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は						
444	公民館運営審議会運営事業	生涯学習課	-	-	(目的) 公民館における各種事業の企画実施について調査審議する。 (手段) 年3回程度会議を開催し、課題等の検討を行う。	高	高	高	B	会議の活性化を図る。	検討・見直し	23	B	公民館運営審議会は社会教育法に規定され、自治体の判断により設置が可能である。越谷市においても、公民館運営審議会が設置されており、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議を行っている。 公民館運営審議会運営事業の目的と手段について、目的に「公民館における各種事業の企画実施について調査審議する」とあるが、調査審議することは手段であり、目的とはいいがたい。審議会は公民館運営に民意を反映させる機関であるため、目的には社会教育法第20条(公民館の目的)の内容が適切と考えられる。 人件費が事業費の割合と比較的高いため、業務内容を改善して効率化を進め、人件費の適正化に努力をされたい。また、臨時・非常勤職員等を一部業務に活用してコスト削減にも取り組んでいただきたい。 社会教育法において、審議会必置規制の見直しにより審議会の設置義務がなくなったことから、越谷市社会教育委員会議との統合を検討する余地がある。統合することで、人件費、事業費のコスト削減につながり、事務の効率化が図られる。 審議会において、市民のニーズを反映させる必要があるため、市民の声が審議会に反映するよう組織体制を構築していただきたい。また、審議会の委員については、委員の資質向上を図るための研修、プログラムを実施することが望ましい。 委員の選定にあたっては、特定の個人や団体に受益が偏らないようにバランスのとれたメンバー構成にし、条例において25名以内と定められているが、最適な人数で運営することが適切である。会議の活性化が公民館の活性化に結びつくため、審議会の開催が形骸化しないよう、工夫されたい。 公民館の利用人数については、平成18年度と平成22年度を比較すると、10万人近く増加しており、審議会の検討・提言が一定の効果があったといえ、評価できる。今後も高齢者や青少年の利用者増加に向けて審査会において調査審議をしていただきたい。 審議会は公民館活動を通して市民に学習情報を提供し、学習活動の充実を図るための組織であるため、公民館の講座に対する市民の満足度を示す「公民館活動に対する満足度」を成果指標に提案したい。さらに、青年に対する公民館活動が活発になってきていることから活動指標に「青年対象の講座数」、活動指標に「青年対象の講座への参加人数」をそれぞれ追加を検討していただきたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
445	コミュニティセンター管理事業	生涯学習課	S54	-	(目的) 市民にとって明るく豊かな社会の形成と文化生活の向上を図るため、コミュニティセンターの効率的運用と利用促進を図る。 (手段) 効率的かつ柔軟な管理運営により市民サービスの向上を図るため、指定管理者財団法人越谷コミュニティセンター(H23.4.1から財団法人越谷市施設管理公社)に管理運営を委託する。	高	高	高	A	文化振興の拠点施設である本施設につき、安全で快適な環境を維持するため適正な修繕・工事を行い、幅広い国内外の優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、市民の芸術文化活動の成果発表の場としてより一層の活用を図っていく必要がある。	現状維持	23	B	コミュニティセンターは市民が芸術文化に触れ、鑑賞機会を提供するだけでなく、市民自らが日頃の芸術文化活動の成果を発表する場でもある。市民の文化生活の向上と市民の安全確保を図るため、適正な施設運営が必要である。 コミュニティセンターは事業費が毎年5億円近くで高額なため、指定管理者に対してより厳しい基準でモニタリングを実施する必要がある。評価表については、越谷市の全庁的な評価表を使用しているが、これに本施設に特化した評価項目を加えた独自の評価表を作成し、使用することでモニタリングの質を高め、指定管理者への監理体制の精度を上げることが求められる。評価結果(モニタリング結果)については、年度ごとに越谷市ホームページで「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」により企画部企画課において公表されているが、今後も透明性を確保しながら市民への説明責任を果たしていただきたい。 安全管理の面では、事業計画書にある「施設長期修繕・備品購入計画表」及び「施設中長期維持管理計画」に基づき、今後も適切な安全管理に努めていただきたい。また、平成22年度に施設の耐震診断が実施・完了し、照明や天井材などの非構造物材についても、建築基準法や事業計画書の規定等に基づき定期的な点検を実施していることは、大規模災害に備えた適切な対応と評価できる。また、災害時に、行政と連携して市民が円滑に避難できるように危機管理マニュアルを作成し、隣接事業者との合同実施を含め、定期的な避難訓練等を実施する中で、当該マニュアルの見直しを行っていることも評価できる。今後、施設のバリアフリー化、長寿命化への対応を期待したい。 稼働率については、越谷市の他の施設に比べ高い水準にあるが、和室など稼働率が50%と低い施設もあることから指定管理者との連携を図りながら全体的な底上げを推進していただきたい。年間利用人数は平成21年度実績に比べて、平成22年度実績は震災等の影響もあり、7千人近く下回っているが、利用者の増加に向けた取り組みが必要である。市民の参加を促すために工夫されたホームページの更なる改善を続けながら、広報紙での周知、公民館、自治会などの関係機関との連携による情報提供、広報活動をしていただきたい。 市民の満足度調査において9割近くが「満足」「非常に満足」と回答しており、引き続き市民のニーズに応える芸術文化の鑑賞機会や快適な環境の確保に努めていただきたい。 活動指標は市民が実際に活動したことを示す「芸術文化の鑑賞機会の回数(鑑賞会、講演会など)」や「市民の芸術文化活動の発表の回数」を提案したい。 成果指標である「稼働率」を上げるために、指定管理者の制度を効果的に運用している先進的な自治体の取り組みを参考にしていきたい。また、稼働率の目標値の設定が低いいため、すべての施設の平均稼働率を65%に引き上げていただきたい。また、利用の促進を図ることを目的としているため、「年間利用人数」は活動指標ではなく、成果指標に変更されたい。	越谷コミュニティセンターは、文化振興の拠点施設として、優れた芸術文化など鑑賞機会の提供や市民の芸術文化活動の発表の場として多くの市民に御利用いただいている。平成22年度の稼働率は、61.3%であるが、今後ホームページの更なる改善や広報紙等の活用を図るとともに先進的な自治体の取組を参考にし、更なる稼働率の上昇に努める。 施設の整備については「施設中長期維持管理計画」に基づき取り組んでおり、平成23年度は大ホールの舞台壁面改修工事や小ホール客席空調機更新工事等を実施予定である。今後も引き続き、安全性と快適性の確保に努める。 また、バリアフリー化に係るエレベーターの設置については、事前調査の結果を踏まえ課題等を整理しつつ、今後検討していく。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			総合評価	実施年度	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大規模な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は																	
446	南部図書室管理事業	生涯学習課	H8	-	〔目的〕 生涯学習社会の進展に伴う学習意欲の向上に資するため、市立図書館以外の施設で市民に書籍の貸出サービスを提供する。 〔手段〕 越谷コミュニティプラザ(株)所有の建物の一部を「南部図書室」として借用する。	高	高	高	高	A	本施設は駅に近く交通の利便性がよいことから、多くの市民が貸出し図書の利用に活用している。今後も、市民が一層利用しやすい図書室として、指定管理者である財団法人越谷市施設管理公社に管理運営を委託していく。	現状維持	市民が快適に施設利用ができるよう適切な管理運営に努め、年間来室者数及び貸出冊数の増加を図っていく。 南部方面における利便性の高い図書室で年末年始を除きほぼ年中無休に近い開館をしており、今後も引き続き市民サービスの向上に努めていく。				
447	公民館施設運営管理事業	生涯学習課	H21	-	〔目的〕 大規模公民館の適切な管理運営を行い、快適な施設環境を確保するとともに、市民に学習の場や情報を提供する。 〔手段〕 施設管理について、専門業者に委託するとともに、臨時職員を雇用し、貸館業務を中心とした効率的な運営管理を行う。	高	高	高	高	B	施設の老朽化に伴い、今後各種修繕箇所が発生することが予想される。	検討・見直し	引き続き、施設の適切な管理・運営を行い、地域に密着した社会教育施設として利用いただく。施設管理については、専門業者に委託することにより、快適な施設環境を確保し市民に学習の場を提供していく。				
448	少年自然の家施設管理事業	生涯学習課	S56	-	〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として、安全で快適に利用できるような施設の保守管理を行う。 〔手段〕 業務委託により、施設・設備等保守管理、エレベーター保守管理、電気主任技術者委託、庭園管理委託、害虫駆除委託を行う。	高	高	高	高	B	小中学校の自然教室・林間学校、スキー教室として、また一般市民が安全・安心に利用できるよう、施設機能の維持・向上に努める。	検討・見直し	施設設備の保守管理者の専門的意見を参考に、施設設備の維持に努めるとともに、経年劣化等について、状況を把握する。利用者の安全・安心の確保に努めるとともに、保守費用の削減を図っていく。	22	B	少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の保守管理を行う事業である。 少年自然の家は自然の大切さに触れることができ、心身ともに健全な少年の育成が図られるなど、青少年等の社会教育施設としてその存在価値は大きい。 活動指標の「延べ利用者数」については、目標値を引き上げる方向で検討されたい。 成果指標の「客室稼働率」については、既に平成20年度、平成21年度実績が平成22年度目標である35.0%を上回っており評価できる。今後は、現在策定中の第4次総合振興計画前期基本計画において、より高い目標値を設定されたい。また、成果指標にアンケートでの「利用者の満足度」を追加していただきたい。 今後も、利用者が安全で快適に利用できるような施設の保守管理を期待したい。	活動指標である延べ利用者数の目標値設定については、平成22年度から平成25年度までの実施計画策定調査において、目標値を引き上げるとともに、利用者数の増加を目指し、市のホームページ等で広報活動の充実を図る。 今後、さらに広報活動を充実するため、公共施設をはじめ交流館や自治会館等へのポスター等の掲示や民間の商店等へも掲示協力を図るとともに、利用者が自然とふれあう活動拠点施設として安全に安心して利用できるような快適な施設の保守管理に努める。また、成果指標に「利用者満足度」を反映できるようにアンケートに盛り込んでいく。
449	ふれあいの森整備事業	生涯学習課	S61	-	〔目的〕 緑や水資源など自然から恩恵を報いるとともに、国土の保全や地球環境を視野に入れた市民の手による森づくり、シビック・トラスト分収造林「越谷市ふれあいの森」の保護育成に努める。 〔手段〕 市民の手により保護育成を行う「ふれあいの森育てる集い」を開催する。	高	高	高	高	B	平成23年度以降の間伐材の有効利用については、営林署の指導により間伐を20年から30年に延ばし間伐するよう通達があった。今後の間伐材利用について検討が必要	検討・見直し	植樹した樹木の保護・育成に引き続き努める。 平成23年度以降の間伐材の有効利用については、営林署の指導により間伐を20年から30年に延ばし間伐するよう通達があり、今後の間伐については平成27年度までは実施できないが、在庫の間伐材を利用し事業啓発を図っていく。				
450	少年自然の家運営委員会運営事業	生涯学習課	S56	-	〔目的〕 少年自然の家の適正な運営を図るため、あたら高高原少年自然の家運営委員会の開催及び現地視察を実施する。 〔手段〕 あたら高高原少年自然の家運営委員会委員10名により、年2回程度の会議を開催する。	高	高	低	高	B	施設の適切な運営のための意見・提言をいただきながら、施設の運営を取り組んでいく。	検討・見直し	近隣施設の状況等を参考に活発な意見をいただきながら、施設の運営を取り組んでいく。 運営委員会の意見を内容別に計画的に具現化していく。				

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は				【 】は、補助金等名称											
451	少年自然の家活動運営事業	生涯学習課	S56	-	〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として安全で快適に利用できるよう施設を運営する。 〔手段〕 業務委託や賃貸借契約等により、また、関係機関と連絡調整により施設を運営する。	高	高	高	高	B	小中学校の自然教室・林間学校、スキー教室として、また一般市民が快適に利用できるよう施設運営の向上に努める。	検討・見直し	少年自然の家運営委員会の意見や利用者アンケートを参考に施設運営の向上に努める。 少年自然の家運営委員会の意見を参考に施設運営に係る課題解決に取り組む。	22	B	少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の運営を行う事業である。 小中学生、一般市民が快適に利用できるように施設運営を行ってほしい。また、運営委員会によりよい施設運営をしていくために継続的に協議してほしい。 客室稼働率が低い状況にあるので、より多くの市民に利用してもらえるために市ホームページで少年自然の家を利用して良かったという肯定的な意見を掲載してPRをし、施設の稼働率向上に努めてほしい。特に、夏・冬以外の利用率が低い状況にあるので、出来るだけ経費をかけず、魅力あるイベントや体験教室を開催し、集客を図り、さらにリピーターを増やす工夫も必要である。 また、施設利用申請の手続については、利用者の立場に立ち、より簡素化が可能かどうか検証していただきたい。 委託料に関して、保守管理委託料、食費委託料についてはこれまでの単年度契約から長期継続契約(3年間)に変更したことにより、3年間で1000万円を超える経費削減を実現させたことを評価したい。 しかし、従来の手法で今後も同様に運営コストの削減を図ることは困難といわざるを得ない。そこで、類似施設の運営、経営の専門家等からも意見を聴取し、本施設の運営形態、運営コストについて、売却・民営化等も含めた試算を実施して比較検討する等、中長期的な展望を示されたい。 例えば、管理・改修・運営事業で年間8000万円以上の経費がかかっている一方、年間の学校関係の実利用人数は8000人弱である。一人あたり1万円使うのであれば、その費用で、他の公共団体や民間が運営する施設を借りた方が市財政負担としては安上がりであるともいえる。確かに、社会教育施設としての本施設のあり方、市内小中学校の野外教育の場としての施設の役割、宿泊料保護者負担軽減を実現している等の評価もあり、どちらの運営方法も一長一短ある。しかし、少年らが自然環境の中で学び成長するといった本来の目的を達成するために、施設の公有公営にこだわる必要はなく、市の管理負担軽減や児童の選択肢を広げる方法も選択肢の一つとなる。これらも含め、当該施設の運営方法について検討する時期に来ているものと考えられる。	施設のPR活動として、公共施設をはじめ交流館や自治会館等へのポスター等の掲示や民間の商店等へも掲示協力を図るとともに、利用者が安全に安心して参加できる魅力あるイベント等を開催するため、二本松市や福島市、さらに観光協会等に協力を仰ぎながら、事業の充実を図る。さらには施設の安全を広く市民に広報し施設の稼働率の向上に努める。 施設利用の申請手続きについては、利用時のトラブルを防ぐため、他の公共施設と同様な手続きとしているが、今後申請の簡素化についても検証していく。 施設の活動運営については、委託契約を長期継続契約に変えるなど経費の削減に努めてきたが、今後は小・中学校の利用状況や類似施設、さらには他市の状況を踏まえ、経済性・効率性などを総合的に捉えながら、中長期的に適切な施設の運営方法を検討する。
452	少年自然の家施設改修事業	生涯学習課	S56	-	〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として安全で快適に利用できるよう、必要な施設の修繕・改修を行う。 〔手段〕 改修工事(手摺塗装・浴槽タイル張替・脱衣所床張替・厨房タイル張替)及び大浴場浴槽濾過装置循環ポンプ機器保守工事等を行う。	高	高	高	高	B	経年劣化等により、施設の修繕・改修箇所が多岐にわたっている。	検討・見直し	施設設備の適正管理を行い、利用者の安全を最優先に捉え修繕に取り組んでいく。 施設設備の適正管理を行なうとともに、施設設備の経年劣化など状況を把握し、経費削減のため計画的な修繕改修を図っていく。	22	B	少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の修繕・改修を行う事業である。 今後、本施設の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの削減を図り、環境負荷を低減させなければならない。 そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの削減」、「維持管理費用の平準化」などを旨とした公共施設のファシリティマネジメントに関する取り組みを推進することが必要である。 社会教育施設である本施設についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費の適正な積算等を通じ、必要となる財源確保に努めるとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を着実に実行されたい。その際、経年劣化等について状況を把握し、コスト削減意識をもって臨む必要がある。また、施設設備更新計画の内容について、市民に対してわかりやすく説明されたい。 建設後相当年数を経過した施設の老朽化、経年劣化は避けられないため、利用者が安全、安心に利用するための施設への投資は必要なものである。したがって、突発的に起きた事象への応急措置的な対応のみならず、中長期的な施設設備更新計画に沿った改修を行っていただきたい。 今後の予算措置が前提とはなるが、市内の小中学生が多く利用する教育施設として、特に安心・安全が求められる施設であるために耐震補強工事は現計画どおり着実に実施されたい。 一方で、これらの施設改修工事については、適正な調達手続により経費の削減に努めることも重要である。 今後も、利用者が安全で快適に利用できるよう施設改修に努められたい。	「維持管理費用の平準化」等を旨としたファシリティマネジメントについては、施設における経年劣化・老朽化に対する保全対策等を踏まえ、日常の安全点検を行うとともに、電機・機械設備等の専門者による保全対策の指導を仰ぎながら、利用者の安全・安心な施設管理に努める。 中長期的な施設設備更新計画については、市の「公共建築物施設情報収集業務システム」が平成24年度から稼働することから、このシステムを利用し計画的な修繕や改修工事に努め、市民にわかりやすく周知する。 さらに耐震化対策については「越谷市建築物耐震改修促進計画」に基づき、利用者が安全で快適に利用できるような着実に実施する。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要										
453	科学技術体験センター施設管理事業(H22科学技術体験推進事業と統合)	科学技術体験センター	H13	-	<p>〔目的〕 子供から大人まで、気軽に科学技術を体験することのできる拠点センターとして、より多くの市民の利用促進を図るため、効果的な施設管理を行う。また、来館者の皆様が安全かつ安心にご利用いただけるよう、各種設備等の維持管理に努める。</p> <p>〔手段〕 科学実験・工作体験を通して、科学的なものを観る目を養い、科学を学ぶ楽しさを伝える。また、緊急事態に備え危機管理体制を見直し、来館者の安全対策について周知徹底する。</p>	高	高	高	高	B	<p>平成22年度より、業務を一部委託化することにより人件費や運営費のコストダウンができた。また、科学実験・工作体験において、平成21年度は、小学校3～4年生から体験していたものが、平成22年度からは、科学実験・工作体験ができる部屋を2部屋に分け、低学年用・高学年用メニューの2通りにて体験の場を提供した。今後、更なる新イベントや体験メニューの考案に努め、リピーターを増やしていくことが課題となる。</p>	検討・見直し	<p>委託業者との連携を保ちながら、新たなメニューを考案していくことを検討していく。</p> <p>施設の経年劣化、施設内の機械・器具の交換を計画的に行っていく。施設の来館者の年齢層が変化してきていることから、幼児にもできるメニューを検討する。理科・科学技術の拠点として、学校と連携をとりながら活動をしていくことを検討する。</p>	18 B	<p>市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定めたうえで指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。</p> <p>&lt;科学技術体験推進事業&gt; H21外部評価実施 平成20年度の延べ利用者数が約14万人で、一日平均465人利用されている。科学技術体験等、理科・科学に子供たちが興味を持つ場としての重要性は認められる。 今後は、新サービスや新イベントを展開し、利用者数、リピート率をさらに上げる事業展開を期待する。</p>	<p>科学技術体験センター施設管理事業 平成22年度の施設の管理運営については、より効果的かつ効果的な施設の運営が図れるよう、事業の改善を行い、施設設備管理事業に関する業務と、科学教育推進事業に関する業務の一部を委託し、経費の削減を図った。</p> <p>科学技術体験推進事業 平成22年度より新イベントとして天文への興味・関心を高めるため、月の美しさや不思議さを体験する天体観測会を夏と冬2回開催することとした。 平成23年度については、科学講演会の内容を見直し、環境問題についての講演を行った。 また、一人でも多くの市民に科学技術への興味・関心を持っていただけるよう、平成23年度よりサイエンスボランティアが中心となりマイコンクラブを立ち上げ、未来を担う創造性豊かな人材の育成に努めている。 さらに、市内観光協会と連携し、多くの市民に科学技術体験センターを御利用いただけるようウォーキングコースの立ち寄り場所としてセンターを御利用いただくとともに、サイエンスショーや科学実験、工作の体験を通して科学を学ぶ楽しさを伝えることに努めている。</p>
454	科学技術体験センター運営委員会運営事業	科学技術体験センター	H13	-	<p>〔目的〕 体験センターの円滑な運営を図るため、科学技術体験センター運営委員会を置き、事業計画やセンター機能の充実などについて、専門的かつ様々な立場で意見を伺う。</p> <p>〔手段〕 運営委員会を年2回開催し、事業計画やセンター機能の充実などについて、幅広い視点からご意見をいただき、センターの機能充実を図る。</p>	高	高	高	高	B	<p>委員より幅広い意見・要望等を聞きながら施設の管理運営を行う。</p>	検討・見直し	<p>意見要望等について、十分に検討し、事業に反映できるよう絶えず見直しを行う。</p> <p>施設管理運営事業の改善について運営委員会と連携を図り、今後の運営について検討をする。</p>			
455	総合体育館管理運営事業	スポーツ振興課	S62	-	<p>〔目的〕 総合体育館の管理運営を効果的に行う。</p> <p>〔手段〕 指定管理者制度を活用する。</p>	高	高	高	高	B	<p>施設の経年に伴い、改修箇所が多く、安心して利用できるよう計画的な改修が必要である。</p>	検討・見直し	<p>施設の状況を把握し、計画的な施設整備を行っていく。</p> <p>災害時の避難所でもあることから、施設・設備の安全度の向上に努める。</p>	20 B	<p>総合体育館の主会場については、利用率が97%に達しており、利用促進面の努力が認められる。利用率71%のサブ会場等施設の更なる効率的活用に向けて、指定管理者の自主事業の拡大は重要と考える。自主事業については、スポーツ教室等開催事業と連携するなどの工夫が求められる。ビーチバレー、エアロビクス、バドミントンの開催が成果指標に挙げられたが、市民の健康増進を図る目的としてふさわしいかについては、対象者の満足度を調査するなどの検討が必要ではないだろうか。</p>	<p>自主事業については、子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるスポーツをテーマとして、ビーチボールやバドミントン、卓球、エアロビクス教室を中心に実施した。また、平成22年度は利用者からの要望を取り入れ、ダイエット効果も期待されるタイ式ヨガの「ルーシーダットン教室」も実施した。今後も利用者の要望やニーズに対応したスポーツ事業を展開していく。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					課題が少なく事業の一部見直しが必要
課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要															
総合評価で認識した課題は						【 】は、補助金等名称											
456	総合体育館 施設改修事業	スポーツ 振興課	-	-	〔目的〕 施設の維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所の修繕・改修を行いサービスの向上を図る。 〔手段〕 施設の修繕および改修工事を実施する。	高	高	高	高	B	施設の経年に伴い、修繕箇所が多く、安心して利用できるよう計画的な改修が必要である。	検討・見直し	施設の状況を把握し、計画的な施設整備を行っている。 災害時の避難所でもあることから、施設設備の安全度の向上に努める。	23	B	施設の修繕・改修は利用者の安全を確保し、利用者が快適に施設を使用するために必要な事業である。また、経年劣化に伴う事故防止の観点からも施設の適切な維持管理に努めることが大切である。 総合体育館は単なるスポーツ、レクリエーション施設としての機能だけに留まらず、災害時には避難所となり、公益性が特に高い施設である。近年、全国各地において災害等が数多く発生しており、市民の安全に関する関心も高いことから、施設の安全確保と災害等緊急時に即応できるような体制にすることが必要である。指定管理者（財団法人 越谷市施設管理公社）から、緊急性の高い修繕箇所についてはリストをもらい、対応しているが、長期的な視点に立ち、中長期的な施設の改修修繕計画が必要と考えられる。 東日本大震災では天井材や照明器具などの非構造部材が落下してくる事故が相次いだ。非構造部材の耐震状況を定期的に点検していただきたい。照明器具等に関しては、長期的な視点でLED照明の導入により、光熱水費等の削減に努めることを検討された。 修繕箇所については、市と総合体育館の指定管理者（財団法人 越谷市施設管理公社）が連携して、緊急性、重要性の高い箇所から適宜修繕を実施していただきたい。修繕箇所はホームページに掲載する方法により、利用者に情報提供し、適切な管理運営を行うことが望ましい。 事務事業評価表の減価償却費の記載がゼロとなっているが、器具や照明など耐用年数のあるものについては計上することが望ましい。次年度以降は、事務事業評価表への記載をお願いしたい。 また、事務事業評価表の総合評価、改革改善のコメントが毎年同じコメントになっており、課題解決に向けての成果が見えにくいことから、事実に基づき、適切にコメントを記載していただきたい。 日常点検や適正な維持管理がなされていることにより、総合体育館内での事故発生数も減少する。「施設内での事故発生数」を成果指標とすることで職員のモチベーション向上にもつながるため、成果指標への追加提案をしたい。また、予定していた修繕、改修がどの程度達成できたかを示す「計画の達成率」の追加も検討いただきたい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
457	スポーツ・レクリエーション 団体支援事業	スポーツ 振興課	S44	-	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動体制の充実を図るため、越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会の活動を奨励・推進するための3協会に対する補助事業である。 補助により、協会事業の自主的・自発的な運営を促し、組織の充実を図るとともに、市主催事業への協力等により連携を図る。 〔手段〕 越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会への補助金交付	高	高	高	高	B	団体活動が活発となり、多くの市民が参加できるよう、組織の充実を図る必要がある。	検討・見直し	団体の自主的な運営がさらに進められるよう、引き続き活動への支援、指導、育成に取り組む。 スポーツ・レクリエーションの活動体制の充実を図るため、団体との連携と協力により、市民の団体への参加を促進するとともに、自主的な取り組みを促進することで、団体活動の充実を図っていく。	18	B	<越谷市レクリエーション協会補助事業> 高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。 <越谷市体育協会補助事業> 当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。	平成22年度に越谷市体育協会の主催事業である越谷市元旦マラソン大会において、地元企業の協賛を得て物品（ゼッケン40万円相当）を提供していただき運営費の削減を図った。自主財源の確保の他、各団体に適した自主運営に向けての支援について調査検討をすすめている。
458	屋外体育施設 管理運営事業	スポーツ 振興課	S59	-	〔目的〕 屋外体育施設の効率的な管理運営や備品等の管理を効果的にを行い、利用者の安全管理、利用促進およびサービスの向上を図る。 〔手段〕 指定管理者制度を活用し、市民球場、弓道場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場、庭球場、野球場、ソフトボール場の施設の管理運営を行う。	高	高	高	高	B	施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	検討・見直し	施設・設備の維持管理に努める。 施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。	21	B	施設及び設備の老朽化については、長期的な修繕計画を策定され予算化されることを望む。 指定管理者制度の下、自主事業の推進を支援するとともに、制度の効果的活用の観点から、「毎年度の実績評価システム」の強化を期待する。	維持管理については、利用者の利便性や安全性の確保のため、指定管理者と管理運営会議を実施し、計画的に行っている。また、指定管理者制度については、毎年度指定管理者制度導入施設における指定管理者に対する評価を実施し、効果的活用を図っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業					
						7. 個別評価						8. 総合評価	総合評価		実施年度				
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							A	B	C	D
																事業内容は適切である			
総合評価で認識した課題は																			
459	江戸川運動公園管理事業	スポーツ振興課	S60	-	〔目的〕 江戸川運動公園野球場(4面)の管理を委託し、施設の利用促進を図る。 〔手段〕 管理・運営に伴う負担金を支払う。	高	高	高	高	B	河川敷内のグラウンドということもあり、施設整備に制限がある。また、平日の利用率が低く、休日についても更なる利用率向上への取り組みが必要である。	検討・見直し	ともに平日利用を促進するため、青少年の夏休みの利用など増加に向けたPRを行うとともに、引き続き土・日・祝の利用率向上に努める。	22	C	江戸川運動公園野球場の管理を委託し、施設の利用促進を図るとともに市民の健康増進に寄与する事業である。 しかし、現状の問題点として、軟式野球・ソフトボールのみの利用に制限されていることから、休日を中心とした利用にとどまっておらず、施設利用者も目標には届いていない。 したがって、今後は施設の利用促進のために、施設利用を軟式野球・ソフトボールのみに限らず、多目的に利用可能な体育施設に変更していく必要がある。例えば、平日昼間の利用を促進するために、平日に時間のゆとりがある高齢者、主婦向けに野球以外のスポーツ活動の場を提供することが挙げられる。 この課題に対しては、既に管理委託先に対して、4年半前から申し入れ、交渉を行っていることが、ヒアリングにおいて確認できた。不断の粘り強い取組については評価できる。しかしながら、各種の制約のため、未だ多目的利用についての実現の目途は立っていない。 ヒアリングで示された今年度中という交渉期限を念頭に置いて、管理委託先との交渉を迅速に対応していただきたい。今年度中に交渉がまとまり、来年度当初から多目的利用が実現するよう期待する。 今後、運動公園の多目的利用実現のために、3市による協定でニュースポーツなどの他種目への開放を検討していく必要がある。その際、野球関係団体との調整をする必要がある。 現在9面のうち4面を越谷市で利用しているが、他市(草加市、八潮市)が使用したいという申し出があった際には使用を許可し、運動公園の有効利用が図られるように3市で調整を進めていただきたい。 また、施設管理者からターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ等の多目的使用が認められた際は、利用関係団体へ手紙、通知等を通じて周知を図るとともに、広く市民に対しても、市報、ホームページ等を通じて、利用促進のPRに努めていただきたい。 成果指標の「延べ利用者数」については、文字どおり施設を利用した人数を把握するものである。事業目的が施設の利用促進を図ることであるため、成果指標に「施設の稼働率(平日、日曜・祝日等)」を加えることを検討されたい。	利用拡大については、グラウンドゴルフ等の関係団体を利用を推奨している。また、平成23年度より3市(越谷市、草加市、八潮市)及び管理を委託している財団と作業部会を発足し、今後の管理運営等についての検討を行っている。		
460	越谷市民プール管理運営事業	スポーツ振興課	H14	-	〔目的〕 市民の健康増進と体力向上を図るため、越谷市民プールの積極的な利用促進および管理運営を効果的に行う。 〔手段〕 指定管理者協定に基づき、管理・運営委託料を支払う。	高	低	高	高	B	指定管理者により適正な管理を行っているが、施設・設備については計画的な整備が必要である。	検討・見直し	市民の健康増進のために各種講座や教室を開き、利用者の促進を図る。 指定管理者と連携し、市民サービスの向上を図るとともに、計画的な施設・設備の整備を行う。	21	B	市民の健康増進と体力向上を図るための施設としての意味は大きい。当市民プールは、隣接する福祉施設との関係が深い施設である。他方、市内のJRや私鉄の駅周辺では、民間経営の「プール付きスポーツクラブ」の進出も進んでいる。 こうした点を踏まえ、「市民プールと福祉施設」からなる複合施設は、抜本的な見直しの時期を迎えていると考えられる。よって、複合施設の効率性及び効果性などの点検を早急に始められ、社会体育施設としての位置付けの再構築を期待する。	健康増進と体力向上のために各種講座や教室を開催した。平成22年度は「アクアウォーキング」「知的障がい者向けプール教室」「初めての平泳ぎ」「ボディシェイプアップクワ」「キッズ向けプール教室」また、多目的ホールにおいて「リラクゼーション:ヨガ」「ピラティス」「けいらくピクス」を実施した。 トレーニングルームには2名の係員を配置し、マシンの使用方法の説明や使用中の補助を行っている。マシンは高齢者の方でも簡単に扱うことができるため、高齢者の利用も増加している。		
461	体育指導委員運営事業	スポーツ振興課	S33	-	〔目的〕 市民が健康・体力づくりとスポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには、適切な指導者の存在が欠かせない。体育指導委員が十分な活動ができるよう、支援するとともに、活動の充実にも努め、適切な指導者の育成を図る。 〔手段〕 ・スポーツ・レクリエーションの実技指導 ・市民のスポーツ活動の促進を図るため、組織の育成 ・ニュースポーツの普及・啓発 ・指導技術の向上のための研修会の開催 ・主催事業の企画・運営	高	高	高	高	B	スポーツ・レクリエーションの実技指導や主催事業の実施、ニュースポーツの普及など、体育指導委員の活動により、市民の交流と健康・体力づくり、さらには活動機会の充実が図られている。 今後も、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を始められるきっかけづくりとなるよう、ニュースポーツの普及活動を引き続き進めていく必要がある。	検討・見直し	平成23年度にニュースポーツのドッジビー、さいかつボールの本格的な普及活動を行っていくが、平成24年度は平成23年度の状況を踏まえ一層の普及活動を行っていく。 市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、適正な体育指導委員の確保と指導力の更なる向上を図り、スポーツ・レクリエーションの活動機会・活動体制の充実を引き続き図っていく。	17	C	スポーツ・レクリエーション事業の充実により、心豊かなまちづくりを推進することは重要であり、そのための指導員を生産スポーツ講座やスポーツ教室に派遣することは、これまで十分意義を持っていた。しかし、スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、必ずしもスポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなってきた。今後、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである。	ニュースポーツ教室の開催については、「放課後子ども教室推進事業」において「ドッジビー」を実施した。 平成22年度は市内小学校5校、平成23年度は7校を対象に「出前講座」を実施する予定である。 また、フライングディスク協会から講師を招き、ドッジビーの研修会を開催し指導力の向上を図った。		

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
課題が少くあり事業の一部見直しが必要																
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																
事業の休・廃止を含めた検討が必要																
総合評価で認識した課題は																
462	スポーツ振興審議会運営事業	スポーツ振興課	S46	-	〔目的〕 スポーツ振興法の規定に基づき、スポーツ振興審議会を設置 スポーツ振興に関する事項について調査審議により、スポーツの振興を図る。 〔手段〕 審議会を開催し、スポーツ振興全般にわたり、意見を聞く。	高	高	高	B	委員の持つ専門的かつ広範な見地から、生涯スポーツ事業や体育施設のあり方などについて、広く意見をいただく必要がある。	検討・見直し	体育施設の使用料の見直しや市立第1・2体育館の立て替えを含めた体育施設のあり方について、委員から意見を聞く。 今後のスポーツ・レクリエーションの振興策などについて、広く意見を聞く。	21	B	「スポーツ振興審議会」を「各種の事業実績報告の場」とにとめず、各施設の有効活用方法等（例えば、市民ニーズの変化と体育施設のあり方）について、「定期的に、専門的見地から広く意見をいただく場」として活用されるよう期待する。	当審議会では、毎年、スポーツ講座等の開催状況や体育施設の利用状況から市民のスポーツへの関心等を検証し、委員から施設および設備をはじめ、運営全般について意見をいただいている。また、平成22年度は、生涯スポーツ振興計画に基づく取組に対して評価をいただいた。さらに、同計画は、平成23年度からスタートする越谷市教育振興基本計画に融合し策定するため、策定にあたっては、委員からスポーツ振興に関して広く意見をいただき、いただいた意見を同計画に反映させた。引き続き、専門的見地からスポーツ振興について広く意見をいただく場として活用していきたい。
463	スポーツ教室等開催事業	スポーツ振興課	S59	-	〔目的〕 いつでも、どこでも、だれもが気軽に健康・体力づくりに取組めるよう、活動機会の充実を図るとともに、生涯スポーツの普及を図る。 〔手段〕 生涯スポーツ講座、スポーツ教室、健康体操教室などを開催する。	高	高	高	B	市民の一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康・体力づくりを支援していくため、現在開催している生涯スポーツ講座、スポーツ教室、健康体操教室など、事業の対象や内容について見直しを行い、更なる充実を図る必要がある。	検討・見直し	受益者負担の観点から、参加費の徴収を検討していく。 子ども、成人、高齢者、障がいのある方が一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康・体力づくりが進められるよう、だれもが参加しやすい教室・講座となるよう事業の見直しに取組み、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図っていく。	20	B	市民の健康増進のためにスポーツ参加意識を向上させるための当事業の意義は大きく、また提供されている教室や講座の満足度が高いことは評価できる。現在の課題は、高齢者特に男性の参加が女性に比べて少ない事ではないだろうか。男性や高齢者、初心者を中心に参加させるための新しいスポーツ、軽スポーツ等種目の充実の検討が求められる。 また、参加者にスポーツを継続させることをねらいとして、週ごとのエクササイズ数を把握し合うなど、参加者の励みになるようなプログラムの検討もお願いしたい。	健康体操教室では、生活習慣病予防や運動の習慣化などを目的に市民健康課と共催し実施している。また、埼玉県立大学の協力により、専門的な知識や技術（体力測定）等の指導助言を得て実施している。 スポーツ教室では、男性のスポーツ参加率向上のため、男性の退職者等を対象とした「男性のための軽スポーツ教室」を実施している。 生涯スポーツ講座では、初心者及び高齢者でも参加できるように「ラ・パルパルバレー」と「けいらくピクス」を新種目として設定した。 プログラムについては、体育館の運動環境を考慮し、暑い時期には運動量が少ない種目、寒い時期には運動量が多い種目を設定し、かつ、だれもが参加しやすいように同様な種目が重ならないよう考慮し作成している。
464	スポーツ・レクリエーション推進事業	スポーツ振興課	-	-	〔目的〕 生涯スポーツを普及・推進するため、スポーツ講演会や各種大会等の開催により、市民のスポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。 〔手段〕 スポーツ講演会及び各種大会（教育委員会主催事業）の開催 越谷市スポーツ・レクリエーション傷害等見舞金の支給	高	高	高	B	スポーツ講演会、体育賞と同時期に開催していた「生涯学習フェスティバル」と同日開催とした。今後さらに運営方法、PR、進行などの開催方法を検討し、事業の成果を高めていく。	検討・見直し	多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種事業の充実にも努めるとともに、より一層多様な活動機会の充実を図っていく。	19	B	スポーツ講演会、スポーツリーダーバンク登録、体力テスト、なわとび大会の運営、また競技参加者への障害見舞金の支給等、スポーツ・レクリエーション振興の事業である。 今後、後援ないし共催団体である体育協会やレクリエーション協会との役割分担、すみわけを検討し、各種団体に事業を委託することも考慮していただきたい。 また、生涯スポーツ振興計画を踏まえ、各活動状況を分かりやすく取りまとめた越谷スポーツレポート（仮称）の発行等により一層市民の健康・体力づくりの啓発に努められてはどうか、また、成果指標を設定し、定量的効果の公表にも努めていただきたい。	体育協会主催事業である「体育賞」、「スポーツ講演会」、元日マラソン大会をはじめ体育指導委員が主体となり開催している「なわとび大会」、「ファミリーウォーク」、「体力テスト」、さらにはレクリエーション協会主催の代表的な事業である「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」などは、各団体が事業の運営主体となり開催されている。また、引き続き、市民がスポーツ・レクリエーション活動に連なって参加できるよう、市広報、ホームページをはじめ毎年発行している「社会体育関係事業計画の概要」などでスポーツ・レクリエーション関係事業の情報提供の充実を図っていく。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												事業内容は適切である				
				事業内容が適切である		課題が少く事業の一部見直しが必要		課題が多く事業の大幅な見直しが必要		事業の休・廃止を含めた検討が必要		総合評価で認識した課題は				
465	市民体育祭事業	スポーツ振興課	S31	-	<p>〔目的〕 市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進するとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す。</p> <p>〔手段〕 各種大会の充実 1部大会…体育協会、レクリエーション協会加盟団体による大会 2部大会…13地区の地区体育祭 3部大会…中央大会、種目別大会(ソフトボール大会、バレーボール大会、卓球大会、グラウンド・ゴルフ大会、駅伝競走大会)</p>	高	高	高	高	B	<p>事業の成果上げるため、中央大会や種目別大会の内容や開催方法等について、主催団体と協議・検討が必要である。</p>	<p>競技種目や運営方法について、継続的に関係団体と協議・検討し、さらに市民が参加しやすい大会となるよう努めている。 市民の交流と健康・体力づくりがより一層進められるよう、さらにスポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図っていく。</p>	22	B	<p>各種大会を開催することにより、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進し、豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す事業である。 昭和31年開始の伝統ある事業であり、地区の団結・交流を図るための重要な催しであるとともに、市民の年中行事の一環として受け入れられている事業といえる。 また、市民の交流と健康づくりを促すとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展に寄与している。 平成16年度以降、組織の充実、新種目(グラウンドゴルフ大会)と子どもたちの大会参加の促進、中央大会のブロック制の導入、中央大会の種目の見直し等、市民や地区、主催団体の意見を取り入れ、事業運営の改善に取り組んできた点について評価したい。 しかし、平成19年3月の越谷市生涯スポーツ振興計画策定のためのアンケート調査報告書によれば、一般市民の市民体育祭等の行事への参加希望は15.0%と児童生徒や体育指導委員の参加希望割合に比べ、かなり低い割合にとどまっている。市民体育祭が、越谷市の生涯スポーツ振興を支える主要事業として機能していることは認められるが、多くの市民の交流と健康づくりを促す機能を、現行の市民体育祭が果たしているかについては、疑問が残る。今後も、より多くの市民参加が図れるよう、市民体育祭の実施内容については常に見直しを行い、計画-実施-評価-改善のPDCAサイクルに沿った事業運営を実施されたい。 前記アンケートによれば、比較的軽いスポーツに関する一般市民の参加希望が33.4%と最も多くなっている。そこで、比較的軽いスポーツ等を市民体育祭3部大会の種目に取り入れる、スポーツ人口の拡大を図るため、毎年同じ種目ではなく、市民のニーズの高い種目を隔年で実施する等、関係団体と協議しながら、一層の事業実施内容の改善に取り組み、より多くの市民が参加を希望する市民体育祭になるようにしていただきたい。 また、今後もスポンサー企業を募集して、事業費の一部を負担していただくことも可能な限り進めていただきたい。 さらに、市としても大きな事業であり、各種関連団体との調整や準備等に一定の業務時間が必要なことは理解できるが、平成21年度決算における正規・臨時職員の年間業務量1.73人は過大ではないが、人工の積算根拠が不明確であり、市民から見た場合「人件費が大幅にかかっている」と認識される可能性が高い。そこで今後は、定型的業務についてはより臨時職員担当業務として振り替えること、また、中央大会会場であるしらこぼと運動公園の指定管理者に一部業務を委託するなど、より効率的な運営方法を検討し、実施コストの削減を図っていただきたい。 成果指標について、現行の3部大会参加者数に加え、1～3部大会参加者数合計を集計することによって、市民の大会参加率を成果指標として設定することも検討していただきたい。 (参考)平成16年度外部評価：D</p>	<p>市民体育祭事業の実施にあたっては、主催6団体(体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会)が、毎年種目や競技方法、運営方法について、協議検討を重ねている。引き続き、市民体育祭事業が市民の交流と健康づくり、体力づくりが図られ、さらにより多くの市民が参加を希望する市民体育祭となるよう取り組んでいく。</p>
466	市立体育施設管理事業	スポーツ振興課	S36	-	<p>〔目的〕 地域体育館の維持管理を適正に行い、施設の機能および安全確保を図る。</p> <p>〔手段〕 施設の維持管理に必要な保守点検および夜間警備等の委託を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。</p>	<p>施設・設備の維持管理に努める。 施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。</p>	19	B	<p>市内4地区にある5体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。 委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費節減や施設の点検に努め9.0%の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。</p>	<p>平成20年度の北体育館をもってすべての市立体育館に再任用職員を配置した。また、施設や備品の軽微な修繕についても体育館職員が効率的に行っている。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価	実施年度		総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度							A	
																B	C
467	市立体育館施設改修事業	スポーツ振興課	H15	-	〔目的〕 施設の維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所の修繕・改修を行いサービスの向上を図る。 〔手段〕 施設の修繕および改修工事を実施する。	高	高	高	低	B	施設の老朽化に伴う修繕箇所が多く、利用者に安心して使用していただくために計画的な改修が必要である。	検討・見直し	施設の状況把握に努め、計画的な施設・設備の整備を行う。災害時の避難所でもあるため、耐震補強も含めた整備を行う。	23	B	市立体育館の利用者が安全・快適に使用できるように、施設の修繕および改修工事を行う事業である。越谷市には5つの体育館があるが、特に第1体育館は建設して約50年が経過し、経年劣化が懸念される。施設の老朽化、利用頻度、利用価値等を総合的に判断して、継続的に使用するものと使用しないもの(取り壊し等)を区別することが求められる。 市立体育館はスポーツや運動を通じ、地域住民の健康増進を図るために不可欠な施設であり、利用者の安全を確保するため、日常点検が必要である。さらに、災害時には避難所となることから、5つの市立体育館各々の耐震診断、改修工事等の計画を策定することが求められる。また、計画的な修繕、改修を実施するだけでなく、天井や照明器具などの非構造部材の耐震状況の点検も欠かせない。 また、避難所としての機能を有効に発揮するため、耐震補強工事や改修の際に、震災等で電気が止まっても、避難所である体育館は電気が使用できるなどの整備体制の充実を図りたい。 修繕箇所については、緊急性、重要性の高い箇所から適宜修繕を実施していただきたい。修繕箇所はホームページに掲載する方法により、利用者に情報提供し、適切な管理運営を行うことが望ましい。また、ホームページで市立体育館のページが見つづらく、利用者にとって分かりづらいため改善を要する。 事務事業評価表の減価償却費の記載がゼロとなっているが、器具や照明など耐用年数のあるものについては計上することが望ましい。次年度以降は、事務事業評価表への記載をお願いしたい。 また、事務事業評価表の総合評価、改革改善のコメントが毎年同じコメントになっており、課題解決に向けての成果が見えにくいことから、事実に基づき、適切にコメントを記載していただきたい。 市立体育館は市の直営となっており、夜間の管理は民間が管理業務をしている。総合体育館は指定管理者制度を導入しているため、市立体育館においても指定管理者制度の導入を検討し、市立体育館の存在意義、目的が達成されるような体制づくりをされたい。 活動指標の「工事修繕箇所数」は具体性がなく、指標として適切でない。 具合の悪かった箇所をどの程度解消されたかを示す「解消された不具合件数」と計画されていた工事・修繕がどの程度実施されたかを示す「実施率」を成果指標へ追加したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
468	市立体育館管理運営事業	スポーツ振興課	-	-	〔目的〕 地域体育館(併設の庭球場も含む)の夜間における鍵の開閉業務および体育館の個人開放事業の運営等について、効果的かつ経済的な管理運営を行う。 〔手段〕 鍵の開閉業務および個人開放事業の協力依頼を行う。	高	高	高	高	B	夜間施設管理人の高齢化が進んでいるほか、事業実施するうえでの人材も不足している。また、夜間利用者など特定の利用者に偏っている。	検討・見直し	夜間個人利用者の拡大に努める。地域に密着した施設であるため、地域との協働による管理運営体制について検討していく。	18	B	地域のスポーツ、レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。	平成20年度の北体育館をもってすべての市立体育館に再任用職員を配置した。このことにより、休館日であった火曜日についても弾力的に開館し体育館利用の促進を図っている。
469	図書館施設管理事業	図書館	-	-	〔目的〕 図書館を快適に利用できるよう、施設管理に努める。 〔手段〕 日常的に館内巡回を行う。警備業務・庭園管理をそれぞれの業者へ委託する。	高	高	高	高	A	市民が快適に図書館を利用していただくために、施設の点検整備を計画的に行った。館内巡回点検及び日常清掃を実施した。 警備業務や庭園管理は、専門業者に委託して実施した。なお、庭園管理は、剪定や除草、枝の伐採を実施し、図書館の快適な環境を保った。	現状維持	17時以降の館内警備については、職員による館内巡回を強化していく。 館内のダクト清掃等、図書館の快適な環境維持・改善に引き続き取り組んでいく。	18	B	図書館施設の維持管理上必要な事業である。清掃、庭園管理については、委託内容を見直し要求仕様を明確にすることにより一層の経費削減を望む。警備員の配置については、今後夜間開館時間のさらなる延長が求められることから、特に17時以降の警備体制強化を検討すべきである。	清掃・庭園管理業務委託については、従来から委託内容を検討し仕様を明確にすることにより、経費削減に努めてきた。なお、平成19年度には、清掃委託の内容について、床面洗浄業務の回数を減らす等経費削減を図った。また、警備業務については、特に17時以降の図書館内外の巡回回数を増やす等警備体制の強化を図っており、引き続き、施設管理を適正に行っていく。
470	図書館施設改修事業	図書館	-	-	〔目的〕 市民が快適に施設を利用できるよう、施設の整備を図る。 〔手段〕 エレベーター改修工事、多目的トイレ修繕等を行う。	高	高	高	高	A	市民が快適に図書館を利用していただくため、優先順位に基づき、改修工事及び修繕工事等、安心して市民に利用していただくため、計画的な改修に取り組んでいく。	現状維持	市民が快適に利用できるよう、引き続き非常照明器具の改修工事を行うとともに、階段・廊下の手摺りの設置を検討する。 図書館外壁の改修工事、非常照明器具の改修工事等、安心して市民に利用していただくため、計画的な改修に取り組んでいく。	20	B	老朽化した図書館の施設改修事業である。図書館は、多くの市民が訪れる公共施設であり、安全、バリアフリーにも配慮し、高齢者や子供にも優しい施設であるためには、適切な改修箇所を確認し改修計画を立案し、積極的に対応されることを期待する。 予算通り執行し改修完了したことをもって事業評価をAとすべきかには疑問である。改修対象案件及び改修内容を最小コスト、最大効果の視点でどの様に決定したが、また改修費用の妥当性は何かをもって確認したが等、明らかにしていただきたい。	昭和58年の開館であり老朽化しているため、施設の改修にあたっては、優先順位に基づき計画的に対応している。また、実施にあたっては、休館日に設定するなど、市民サービスの低下を回避しつつ、最小のコストで最大の効果という視点で取り組んでいる。 なお、懸案となっていたエレベーターの改修については、財政事情が厳しい中で、平成21年度に補助率が100%の事業採択を得て、安全・バリアフリー仕様にも配慮した工事を行ったところである。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
471	図書館協議会運営事業	図書館	S29	-	〔目的〕 図書館運営へ市民の意見を反映させるため。 〔手段〕 図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関を設置し、図書館の効果的な運営を行う。	高	高	高	B	協議会委員からの意見・提案内容を精査し、可能な案件については適宜実施するとともに、結果については迅速に報告する。また、(仮称)市民活動支援センター内の中央図書室の開室に向けて意見を集約していく。 第2図書館の建設を視野に入れた先進図書館視察の実施により、各委員からの多角的な意見を集約し、建設計画の参考として生かしていく。	21	B	図書館協議会は、図書館の運営について、「館長の諮問に応ずること」と、「館長に対して意見を述べること」が役割であるが、館長からの諮問はなされていない現状である。今後は、より積極的に協議会を活用されることを望む。 会議録で確認する限り、委員からの意見・提案が多数述べられており、そのうちの数件については既に実行に移されていることは確認できたが、協議会への報告が不十分でない。今後は、提案の採用、実施、結果等の報告を行い、委員からの意見をいただくなど、協議会のさらなる有効活用を図らねばならない。	図書館協議会は、図書館法に基づくもので、図書館運営へ市民の意見を反映させるためのものであることから、形式的ではなく、より実効性のある運営が求められる。こうした視点に立ち、平成22年度においては、(仮称)市民活動支援センター内の中央図書室のコンセプト等や、子ども読書活動推進員事業について協議していただくとともに、平成23年度においても、これまで2回にわたって進捗状況等を報告する中で、さらなるご意見をいただくなど、現実的な形で実効ある協議会の運営に努めている。		
472	講演会・講座開催事業	図書館	-	-	〔目的〕 図書館利用の一層の推進と市民文化の高揚の一助として、講座・講演会等を実施する。 〔手段〕 それぞれの事業にふさわしい講師への依頼、広報等によるPRを実施する。	高	高	高	A	市民文化のさらなる向上を目指し、講座・講演会等を引き続き実施していく。 講座等の開催について、広くPRを行い、幅広い世代の市民が参加できるよう計画・実施していく。	19	B	市民が図書にふれる機会を拡大していくため、当該事業の有意性は認められる。一定の事業費内でより魅力的な講座を展開していくことが重要である。	公立図書館が果たすべき役割ならぬのは事業として、各種の講演会・講座等を開催しているが、魅力のある内容となるよう、その都度、テーマ・講師を検討するとともに、PRも十分にを行い、幅広い世代の参加に努めている。		
473	蔵書等整備事業	図書館	-	-	〔目的〕 資料の製本・図書情報の作成・電算システムの活用等を行い、蔵書の整備を図ることにより、より良いサービスを提供する。 〔手段〕 官報等の製本、郷土資料・行政文書の整理・保存対策を行い、有用な資料の整備を図る。また、予約やリクエストの件数を飛躍的な伸びを見せたい。	高	高	高	A	平成24年度オープン予定の(仮称)市民活動支援センター内の中央図書室の開室に向けて、電算システムの構築に取り組む。 第2図書館の建設に向け、蔵書の計画的整備をしていく。	20	B	図書館システムは5年間のリース購入であり、平成22年にバージョンアップを計画されている。現システムについて、利用者の利便性向上と業務効率化のための改善ポイントを整理するとともに、専門家の意見を聞くなどして慎重な更新をお願いしたい。現状での図書館運営上の問題点を明らかにし、その問題点をどの様に改善するのか、更に何がどうなれば成果が出たと判断できるのかを整理したうえで、成果指標及び目標値を設定し評価していただきたい。分かり易く納得性のある指標の設定をされることにより、更に市民の理解を得られると思われる。	蔵書等整備事業は、図書を適切かつ効率的に管理することにより、利用者の利便性の向上を図るものであるが、平成22年10月に図書館システムの更新を行い、機能の強化を図りつつ、事務処理の効率化と経費削減も実現した。 具体的には、この機能強化により、従来からの蔵書検索、予約、貸出、予約状況の確認に加え、貸出期間の延長処理を利用者自身ができるようになった。また、新着案内メールのサービスとして、メールマガジンの配信を開始するとともに、家庭のパソコンから利用者自身でパスワードとメールアドレスの登録を可能にし、サービスの迅速化と職員による入力事務の省力化を図った。 こうした中、インターネット予約件数が大幅に増加しており、この件数を含む予約・リクエスト件数を成果指標としていることから、事業評価に一定程度反映されている。		
474	野口富士男文庫運営事業	図書館	H6	-	〔目的〕 越谷市に縁のある作家・野口富士男とその周辺作家の作品鑑賞をとおして、より豊かな市民生活を送る。また、野口富士男研究の拠点となり得る。 〔手段〕 運営委員会・特別展示・講演会の開催、小冊子「野口富士男」の発行を行う。年1回の講演会では、野口富士男ゆかりの作家・研究者に野口富士男の文学について、語っていただきたい。平成23年度は、野口富士男生誕百年にあたり刊行する記念誌「越ヶ谷日記」関連のテーマで講演者を招聘し、開催する。	高	高	高	A	事業内容は適切であり、毎年講演会、小冊子についての反響が大きい。また、越谷市に関係する文学者として愛好者からの関心も高い。新聞、雑誌等においても、野口富士男文庫は評価の高い個人文庫として紹介されている。	21	B	事業範囲を敢えて厳格に捉えれば、運営委員会開催(年2回)、講演会実施(年1回)は計画通りであり、総合評価「A」とした内部評価は理解できる。しかし、その成果の判断には、評価表上に質的な評価が可能な実績を示す必要がある。 また、今回のヒアリングにおいて、1993年以降年1回発行している小冊子「野口富士男文庫」や、講師を招いての講演会の企画など、地道な事業活動が各方面から評価を得ていることが理解できた。今後とも、価値ある資料を、より広く、積極的に市民にPRする努力・工夫を継続していただきたい。	「野口富士男文庫」については、越谷市特有のものであり、各方面からの関心も高く、評価も高い。 こうした中、平成23年度は、生誕百年にあたり、記念誌「越ヶ谷日記」を刊行するとともに、講演会も記念誌に関連のあるテーマで行うこととしているが、今後とも、価値ある資料のさらなる活用を努めていく。		
475	移動図書館事業	図書館	S45	-	〔目的〕 図書館から離れた地域に居住する市民や学童保育室への図書館サービスを行う。 〔手段〕 移動図書館車を市内32か所に巡回させる。学童保育室への貸出を行う。	高	高	高	B	巡回するにあたり、時間の制約がでてしまうので、巡回の順路、駐車場の確保、待機時間等の検討が必要である。	平成23年度は新たにD グラフォートレイクタウンに巡回することになり、世帯数も多いこと等、近隣の方の利用も見込まれる。引き続き、計画的に実施していく。 移動図書館車の担う役割を十分考慮し、より効率的・効果的な移動図書館事業を目指す。	19	B	一定の利用者を確保しており当該事業の有効性は認められる。事業を継続すべく、適正な巡回箇所の見直しを図り、利用率の拡大を図ることが重要である。	図書館サービスの地理的な公平性等を維持する上でも、移動図書館は有効といえ、巡回箇所の設定は、重要な事項となる。 こうした中、平成22年度において、巡回箇所ごとの利用状況等を踏まえ1箇所を廃止するとともに、新しい街を形成しつつあるレイクタウン地区に新規開設をしたところであり、今後とも、巡回箇所の適正化を図るため、継続して見直しに努めていく。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少く事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
476	備品整備事業(視聴覚教材・教具整備事業)	図書館	-	-	{目的} 社会教育と学校教育における視聴覚教育の振興を図る。 {手段} 視聴覚機器の維持管理、映写機・16ミリフィルム等の貸出等を行うとともに、DVDソフトを購入し、月例映画会を開催する。	高	高	高	低	B	視聴覚機材の老朽化が進み、16ミリ映写機については生産がすたになされていないとのことである。 映写機については不具合箇所、修理と年1回の点検を実施し、維持管理に努め、利用を継続していく。	検討・見直し	平成22・23年度において、16ミリ映写機の点検を行い不具合箇所の修理を行う。また、年1回の点検を行う。 16ミリ映写機やその他の機材の維持管理に努め、利用を継続する。DVDソフトの購入を継続する。	21	C	備品整備事業の実態については良く理解できるものの、問題点把握の視点がやや不明確である。 昨今の家庭におけるAV機器の普及状況も鑑み、当ライブラリの特長を活かすなど、事業継続の意義を再度見直し、効果的な事業運営の方向性を検討していただきたい。例えば、事業継続の考え方として、以下の視点がある。 古い機材(16ミリ映写機等)そのものの持つ存在価値に注目し、保存・利用する。コンテンツの価値を保つため、媒体変換(フィルム→CD)するなどして、維持・保管に努める。	AV機器、ソフトが家庭に普及している現状があることから、DVDソフトの購入を進めている。 また、16ミリ映写機・フィルムの維持管理に努め、貸出を継続している。なお、16ミリ映写機の修繕部品の調達等が難しくなっていることから、所蔵する16ミリフィルムのうち同タイトルのDVDソフトが販売されたときは購入を検討していく等、適正な管理に努めている。
477	図書購入事業	図書館	-	-	{目的} 市民の生涯学習の拠点として、蔵書の充実と確保に努め、幅広く質の高い資料の提供を行う。 {手段} 利用者の要求を把握し、書評等を参考にし、資料選定を毎週行う。	高	高	高	高	A	図書については、「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき購入している。限られた予算の中で、図書購入計画を踏まえながら、市民のニーズに合った資料の収集に努めている。	現状維持	平成24年度オープン予定の(仮称)市民活動支援センター内の中央図書室の開設に向けて、越谷駅前の商業施設という立地に考慮した図書の選定・購入に取り組む。 第2図書館の建設に向け、図書の計画的整備をしていく。	17	B	図書館サービスの高度化、図書館の役割拡大は、今後ますます求められている。電子図書館等高度な図書館サービスへの移行もにらみ、現在の効果的かつ効率的な図書購入事業を継続させることはもちろん、当該事業の意義を再度見直し、市民ボランティアの活用、職員的能力向上による適正な事業展開が求められる。	限られた予算の中で、図書館サービスを充実させるために、図書館に求められる役割を十分認識した上で、図書館資料収集方針を周知徹底し、資料の選定・購入に努めている。 また、限られた蔵書能力の中で、資料を収集し、魅力ある資料構成を維持するためには、資料の除籍も必要となるが、単なる廃棄をするのではなく、貴重な市民の共有財産であるとの視点に立ち、平成20年2月から、リサイクル本として図書館利用者に還元することとしている。 なお、平成22年度においては、「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」の対象として事業採択を得て、図書購入事業の予算措置の増額を図ったところである。 図書館ボランティアについては、平成18年5月からスタートさせているが、資料の配架・書架整理はもろもろのこと、破損した資料の補修も行っていただいており、貴重な財産の適正な管理に大きく貢献しているところである。
478	雑誌等購入事業	図書館	-	-	{目的} 市民の生涯学習の拠点として、資料の充実を図り、幅広く質の高いサービスを行う。 {手段} 計画的な雑誌等の購入を行う。	高	高	高	高	A	「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、限られた予算の中で雑誌等の購入を行っている。市民の要求を尊重しながら、特定分野に偏らないよう雑誌等を収集し、利用者へ提供していく。	現状維持	平成24年度オープン予定の(仮称)市民活動支援センター内の中央図書室の開設に向けて、越谷駅前の商業施設という立地に考慮した雑誌及びCD・DVD等の選定・購入に取り組む。 第2図書館の建設に向け、雑誌等の計画的整備をしていく。	18	B	公共図書館として、雑誌類の購入は必要である。限られた予算の中で、最大の市民満足度を得る雑誌の取捨選択を行うためには、雑誌別の閲覧実態を調査分析し、市民に説明できるデータ収集が必要である。また、市の政策・施策と連携した資料を購入する等の検討が必要である。	図書館としての情報提供・保存機能については、雑誌類の果たすべき役割も大きいことから、市民の満足度を高めるため、市民の要求を尊重しながら、特定分野に偏らないよう、選定・購入に努めている。
479	中学校仮設教室借上事業(中央中)	学校管理課	H21	H25	{目的} 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 {手段} 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	生徒数が増加し、仮設教室を増やす状況になった場合、その施設を設置するための敷地がない状況である。	検討・見直し	平成24年度も継続的に仮設教室の借り上げを行っていく。 生徒数の推移によっては、仮設教室を増やすことも考えられるため、推移を注視するとともに、候補地の選定を行っていく。				
480	学校活動支援事業	学校管理課	H18	-	{目的} 学校の環境整備、給食関係業務等に携わる校務主事及び学校業務員の適正な業務管理を行うとともに、研修を実施し必要な知識を修得させることにより、学校運営の円滑化とさらなる充実を図る。 {手段} 適宜、出勤簿等の人事管理、福利厚生等に関する適正指導及び相談業務を行うとともに、研修会を職種毎に年2回(新任者研修会、全体研修会)開催する。	高	高	高	高	B	研修内容の見直し	検討・見直し	事業内容に即した研修を実施していく。特に、校務主事については、技能研修や労働安全衛生に関する研修を行うなど意識の向上を図っていく。 研修内容がマンネリ化しないよう常に見直しを行い、研修効果の向上を図っていく。	21	B	本事業の対象者である校務主事及び学校業務員に対し、各々2回の研修の実施、及び人事管理を行う事業である。校務主事、学校業務員とも、学校運営を支える貴重な業務を担っており、本事業を遂行する意義はあると思われる。 事務事業評価表の事業内容には、研修の件のみが記述されているが、実際の活動内容は人事管理に関わる業務量が多く、研修に関する業務の割合は大きくない。事業の内容を適切に反映した記述としていただきたい。「(4)事業目的及び手段」の内容は、事業内容の実態に合わせて記述していただきたい。また、「改革改善」については、事業目的に照らし、再確認をお願いする。	「(4)事業目的及び手段」、「改革改善」の記述内容を変更した。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
481	小・中学校施設管理事業	学校管理課	-	-	〔目的〕 小中学校の施設・設備等を良好な状態に維持し、学習空間のさらなる整備・充実を図る。 〔手段〕 施設・設備の修繕及び工事による改修、又は保守点検(電気主任技術者、エレベーター、機械整備、浄化槽等保守点検)を実施する。	高	高	高	高	B	施設の老朽化のため大規模な改修が必要である。また、経済設計及び費用対効果を上げる工夫が必要	検討・見直し	19	B	本事業は、児童・生徒の良好な教育環境を維持するために必要不可欠な事業であり、現在の施設・整備の状況を的確に把握し今後も引き続き推進していく必要がある。  日常の点検が施設管理経費の節減につながることから、コスト意識を持たれ適切な執行に努めておられる。公共施設において、点検が義務付けられたこともあり、日常点検に加え、定期点検の円滑さ、統一的な管理のため、学校施設管理指針の越谷市バージョンの一層の整備、徹底に努められた。  なお、管理の円滑さのため、学校毎の施設管理台帳やチェックマニュアルをネットワークで学校の教職員も容易に検索し、点検チェックリスト等を入力できるシステムについて検討いただきたい。	施設の日常点検・定期点検については、長期継続契約制度を活用するなどコストの削減に努めた。また、管理を円滑にするためのシステム等については、引き続き検討していきたい。	
482	小中学校防犯カメラ借上事業	学校管理課	H20	-	〔目的〕 防犯カメラにより、犯罪の抑止効果及び小中学校施設への侵入者による不測の事態から児童生徒の安全確保を図る。 〔手段〕 賃貸借期間：平成20年9月1日～平成25年8月31日	高	高	高	高	B	防犯カメラの維持管理	検討・見直し			犯罪の抑止効果及び施設への侵入者による不測の事態から、児童・生徒の安全確保のために、適切な維持管理に努めていく必要がある。		
483	小・中学校活動運営事業	学校管理課	-	-	〔目的〕 越谷市立小・中学校45校の学校活動に支障のないよう、学級数、児童・生徒数等を考慮して各学校へ予算を配分するとともに、共通経費の予算を一括で管理し、効率的かつ円滑な学校運営を行う。 〔手段〕 市内小・中学校全校(45校)の各種学校活動を支援し、円滑な学校運営に資すべく、必要な予算を各校に配分し、さらに共通経費について一括管理を行う。	高	高	高	高	B	多様化する学校活動を円滑に実施するため、学校活動の実情を十分に把握する必要がある。	検討・見直し	19	B	多様化する学校活動を円滑に実施するために必要な経費であり、また、市立小中学校に通う全児童生徒の教育環境の確保に資するものであることから、今後も十分な予算の確保に努めていく必要がある。  学校活動の実情を十分に把握し、より適正な予算の配分を推進する。	学校活動の実態を整理し、備品については、財務会計システムと連動し既に台帳をデータベース化している。また、各学校が、状況に応じ、自らの裁量により決定できる配分予算の執行については、各学校で起票された伝票を学校管理課で受領し、伝票を確認することにより予算の適切な執行と指導を実施している。	
484	小・中学校施設改修事業	学校管理課	H11	-	〔目的〕 施設・設備等を改修することにより良好な教育環境の維持を図る。 〔手段〕 修繕及び工事による改修	高	高	高	高	B	施設の老朽化のため、外壁、設備等の大規模な改修が必要である。	検討・見直し	21	B	学校施設の老朽化に伴う学習環境の低下を招くことのないよう、今後も計画的に雨漏り、外壁、設備等の大規模な改修に努め、良好な教育環境の維持を図る。  45の小中学校にある計164棟の校舎の改修を行う事業である。昭和40年代に建てられた校舎もあり、老朽化が進行しており、危険箇所の修繕を怠ると、学校で学ぶ児童・生徒の安全が確保されないことになりかねない。したがって、本事業を遂行する意義は大きい。  現在でもかなり綿密に計画立案を行っており、必要とする改修については積極的に予算計上されている。しかし、対象とする校舎は164棟もあり、修繕対象箇所数は膨大である。さらに今後は、備品などの管理も含まれ一層きめ細かい対応を行い、適切な優先順位を設定する必要がある。そのため、市と学校現場が一体となった情報管理が必要である。  例えば、修繕箇所に関する情報整備について、年次や半年に一度程度のデータ更新にとどめず、情報通信の活用等により、学校現場と市が更新され蓄積された生きた情報を共有することができれば、修繕計画の優先順位の検討に効果を発揮する。	工事、修繕については、きめ細かい対応を行うため、学校の要望に優先順位をつけてもらい学校側の考える優先順位を参考にしながら内容を決定し、対応を行うこととする。  また、速やかに学校へ工事、修繕の内容を通知するため、学校系LANを活用し、情報の共有化を図ってきたい。	
485	小・中学校図書整備事業	学校管理課	-	-	〔目的〕 学校図書は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っており、学校教育に欠くことのできない基礎的備品であることからその充実・活用を図る。 〔手段〕 学校図書の充実を図るため、市内小中学校全校(45校)に予算を配分し、図書の整備を行うとともに学校図書館運営ボランティアを各校に配置し、学校図書館の更なる充実を図る。	高	高	高	高	B	学校図書館の更なる充実のため、新刊の整備を中心とし、劣化が著しく利用頻度の高い図書を継続して更新する。	検討・見直し	20	B	各学校で教育内容に適した図書の選定を進めるとともに蔵書管理を徹底し、学校図書の充実を図る。  各学校で蔵書率100%を目指す。	図書ボランティアの活用は評価できる。図書ボランティアや各学校の図書主任間の情報連携をさらに進め、必要となる書籍の選定の精度を向上させる取組が必要である。また、保護者の協力を得て各家庭に書籍の寄贈を求めると、経済的な蔵書充実に向けた検討を願う。さらに、蔵書の利用率、回転率についても把握し、図書館の利用促進に向けた取組と連携することが必要である。	各学校で選定した図書の購入や寄贈を合わせ、学校全体での蔵書率100%を維持している。今後、図書ボランティアや図書主任と連携を進め、図書館の利用促進を図ってきたい。
486	小学校仮設教室借上事業(東越谷小)	学校管理課	H14	-	〔目的〕 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 〔手段〕 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	仮設教室を解消するための予算措置がつかない状況である。	検討・見直し			平成24年度も継続的に仮設教室の借り上げを行っていく。特別教室を校舎内につくることにより、仮設教室借り上げを終了していく。		

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B					
												C	D					
487	小学校仮設教室借上事業(蒲生南小)	学校管理課	H15	-	〔目的〕 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 〔手段〕 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	仮設教室を解消するための予算措置が見つからない状況である。	検討・見直し	平成24年度も継続的に仮設教室の借り上げを行っていく。特別教室を校内につくことにより、仮設教室借り上げを終了していく。					
488	小学校仮設教室借上事業(大袋北小)	学校管理課	S34	-	〔目的〕 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 〔手段〕 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	仮設教室を解消するための予算措置が見つからない状況である。	検討・見直し	平成24年度も継続的に仮設教室の借り上げを行っていく。特別教室を校内につくことにより、仮設教室借り上げを終了していく。					
489	小学校仮設教室借上事業(西方小)	学校管理課	H17	-	〔目的〕 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 〔手段〕 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	仮設教室を解消するための予算措置が見つからない状況である。	検討・見直し	平成24年度も継続的に仮設教室の借り上げを行っていく。特別教室を校内につくことにより、仮設教室借り上げを終了していく。					
490	小・中学校備品整備事業(教材等整備事業含む)	学校管理課	-	-	〔目的〕 学校教育における備品の重要性に鑑み、新規教材の整備及び現有教材の更新を行うとともに管理備品の整備を進め、学校教育の充実を図る。 〔手段〕 予算措置 教育内容に則した備品の購入及び更新	高	高	高	高	B	教育環境の整備拡充のため、教育内容に沿った備品の整備が必要である。	検討・見直し	備品管理システムの導入により、学校備品の効率的管理が整った。 耐用年数が過ぎた備品を計画的に購入し、整備する。備品管理システム等を使って、整備が必要とされる備品の優先順位が各学校から表示されるようなシステムの構築	16	B	<教材教具等整備事業> 今後の財源の動向を勘案し、教材・教具の学校内・学校間共有化の推進および事務処理のIT化によるコスト削減と効率化の向上を図っていただきたい。		備品管理システムを活用し、備品の効率的な管理を進め、事務処理のIT化によるコスト削減と効率化を行った。今後も、より一層のコスト削減と効率化の向上を図ってきたい。
491	小・中学校施設耐震化事業	学校管理課	H11	H24	〔目的〕 児童生徒が安全に学べる学習環境を整備する。 〔手段〕 旧耐震設計で設計された校舎、屋内運動場の耐震補強工事により、耐力の増加を図る。	高	高	高	高	A	財政面での配慮があり、3年計画を前倒しすることができたが、監督業務を行う人材の確保に苦慮している。	現状維持	平成21年5月に「学校施設耐震化計画」を策定し、平成27年度を完了目標に学校施設の耐震化工事を進めてきた。 平成23年5月に「学校施設耐震化計画」の改訂を行った。 今回の見直しに際しては、耐震性の不足している建物を中心に耐震補強工事実施年度の見直しを行い、耐震化完了目標を3年早め、平成24年度とし、Is値0.3未満の建物については、平成23年度に完了を目指している。 平成24年度校舎14棟、屋内運動場4棟 合わせて18棟の補強工事を行っていく。 平成24年度耐震化率は、100%となる。	23	B	近年、自然災害が多発しており、強い地震から児童、生徒の身を守ることは行政にとって大きな責務である。また、保護者の耐震化へのニーズも高まっており、児童、生徒が安心して勉学に励むためにも重要な事業である。さらに、災害時には、駅に近い防災拠点として地域住民の避難場所にもなることから迅速な耐震化対応が求められる。 児童、生徒の安全をいち早く守るために耐震化対応の早期化が課題となっているが、財政面の配慮により学校施設耐震化計画において耐震化完了目標を3年早めて耐震化を進められることは評価できる。さらに、平成24年度には耐震化率が100%を達成する見込みであり、学校施設耐震化計画が計画どおりに完了することを望む。 耐震化補強工事は建物本体の補強が優先され、天井材や照明器具などの非構造部材の対策を後回しにしがちであるが、東日本大震災において避難所となっている体育館の天井材や照明が落下してくるという事故が相次いだため、これらの非構造部材の耐震状況を点検し、耐震対策を実施していただきたい。 耐震化の完了目標が3年前倒しされたことにより、監督業務を行う人員の確保に苦慮しており、管轄課でも人員が不足している。業務委託等で対応している状況にあるが、事業のスピードに追いついていけるように管理体制の改善が求められる。耐震化工事が円滑に進行するように庁内連携による事業運営を推進された。 耐震補強工事は1校でも相当な経費を要する。Is値及び耐力の低い棟が出た場合には改築となることもあり、厳しい財政状況の中で、より効率的な対応をしていただきたい。また、耐震診断の結果を踏まえて、耐震化事業を推進することを望む。 事務事業評価表の財源内訳「国・県支出金」の欄に国の耐震改修費の補助金額を明示するとともに「市債」についても適正な額を明示していただきたい。 計画されていた耐震化工事が年度内に実際に施工されたかを示す「計画の達成率」を成果指標に追加していただきたい。 (参考)平成20年度外部評価: B		平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定  (平成23年度外部評価実施前における対応等)  耐震化計画及び耐震改修状況について、広報やホームページを活用して市民への情報提供を行っている。 今後、非構造部材の耐震状況を点検し、耐震対策を実施する予定である。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
492	中学校仮設教室借上事業(東中)	学校管理課	H22	H26	〔目的〕 生徒数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 〔手段〕 仮設教室の賃貸借	高	高	高	高	B	生徒数が増加し、仮設教室を増やす状況になった場合、その施設を設置するための敷地がない状況である。	検討・見直し	平成24年度も継続的に仮設教室の借り上げを行っていく。生徒数の推移によっては、仮設教室を増やすことも考えられるため、推移を注視するとともに、候補地の選定を行っていく。				
493	学校活動支援事業	学務課	H18	-	〔目的〕 児童・生徒の課外活動や各種学校活動への支援、特別支援学校の教育振興への支援事業を推進し、保護者の経済的負担を軽減する。 〔手段〕 課外活動等へ補助金を交付する。	高	高	高	高	A	課外活動や特別支援学校等に対する教育振興への支援事業である。今後も補助金及び交付金の適正な交付と効果的な活用を図り、事業を継続する必要がある。	現状維持	実績報告等により成果を確認する。林間学校等開設費補助金については、補助金の効果的な活用を図るため事前調査結果を学校間で共有し事故防止・安全確保に努めるよう、校長会・教頭会において引き続き指示伝達を行う。	18	B	児童・生徒の課外活動や各種学校活動への支援の意味から事業の継続は必要である。補助金交付後のフォローを確実に行う必要がある。また、林間学校等開設費補助金については、現地実地調査の結果を学校間で共有するなどして、補助した事業の成果を効果的に活用することを望む。	林間学校開設費補助金については、引き続き校長会等において実地調査結果の共有を図る。なお、特別支援学校負担金については、県の方針により各特別支援学校教育振興会組織が解散となることから、平成23年度で事業終了予定である。
494	臨時教職員配置事業	学務課	H12	-	〔目的〕 重度の障害を持つ児童・生徒の学校生活への支援、並びに帰国外国人児童・生徒への日本語指導の支援などのために市費で配置し、児童・生徒の学校生活の充実を図る。また、欠員補充等の臨時的任用教職員の配置時に県の任用決定までの一定期間、市費による任用を行い、担任が不在の状態を軽減し、学校運営の円滑化を図る。 〔手段〕 市費による臨時的任用教職員、特別支援教育支援員、日本語指導員の配置	高	高	高	高	B	障害のある児童・生徒の就学が増え、引き続き特別支援教育支援員の配置をするともに、配置日数及び時間の延長を検討する必要がある。	検討・見直し	更なる制度の充実に向けて検討していきたい。	19	B	学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。	児童・生徒の状況等により臨時教職員の配置を拡充し、あわせて各学校からの支援員配置要望に応えるために予算の拡充を図っている。また、支援員配置要請のあった学校の状況を精査し、指導課教育相談担当との密接な連携のもと、特別支援教育支援員の適切な配置に努めている。
495	小・中学校就学援助事業	学務課	S32	-	〔目的〕 経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。 〔手段〕 学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、新入学児童生徒学用品費等を支給する。	高	高	高	高	B	昨今の経済状況から、就学援助事業の重要性が高まり、更なる申請件数及び認定者の増加が見込まれる。増加する経済的困難な学齢児童生徒の保護者へ適正な援助を行うことが課題である。	検討・見直し	就学援助制度を周知するため、転入者へも積極的に就学援助制度の案内をする。	22	B	経済的な理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費等の就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する事業である。就学援助は景気低迷等の影響から利用者が全国的にも増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれる。利用者が増加すれば、それだけ予算の確保が必要になってくるが、他の支援施策と重複する場合は支給額を調整したり、支給基準を厳格化するなどの対応も検討していただきたい。 また、支給を逸してしまい、不公平がないように、事業の周知徹底に心がけていただきたい。さらに、今後も関係各課と連携をとり、適切に事務事業を執行していただきたい。	こども医療費支給制度の拡充により就学援助費の医療費支給額が軽減された。また就学援助の周知方法については、年度当初に学校を通じて保護者にリーフレットを配布し、広報、ホームページに掲載するなど継続して情報提供するよう努めるとともに途中からの転入生へも周知徹底を図る。
496	校医及び薬剤師運営事業	学務課	S33	-	〔目的〕 学校医等の配置を行い児童生徒の健康診断を実施し、適正な健康管理を行うとともに学習効率や学習環境の向上に資するため。 〔手段〕 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置	高	高	高	高	A	法に基づいて実施しなければならない事業であるため、継続して実施していく。	現状維持	法に基づいて実施しなければならない事業であるため、継続して実施していく。	20	B	学校保健法に基づき、学校に校医・歯科医・薬剤師を配置する事業で、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦を受け、委嘱している。校医等の職務は「執務状況調査一覧表」で報告を受けているが、医師会等とともに連絡を密にし、今後とも校医等推薦にあたっての協力を継続的に得て、児童・生徒の健康管理に資していただきたい。	学校保健安全法に基づき実施しなければならない事業であり、各学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置し、児童生徒の健康管理を行っている。
497	教職員健康管理事業	学務課	S33	-	〔目的〕 教職員の疾病の早期発見・早期治療に努め心身両面からの健康づくりを推進するため。 〔手段〕 定期健康診断・胃検診・肺がん検診を実施し、産業医・健康管理医の適正な配置を行う。	高	高	高	高	B	特定健康診断対象者の健診結果の把握と課題の分析	検討・見直し	特定健康診断結果の把握し、引続き教職員の健康状態の把握と課題の分析を行っていく。 人間ドック受診者を含む健康診断結果及び特定健康診断結果をより正確に把握するために、保険者と調整しながらデータの電子化を目指し、分析調査の実施を図っていく。	20	B	教職員の健康管理は特に重要であるが、定期的な健康診断や特定健康診断結果を一元管理し、健康管理に役立てる情報管理の仕組みを作り、健康状況の分析に取り組みられることを期待する。 なお、メンタルヘルス面での取組については、産業医とも連携し、制度や仕組みにこだわらず、身近で信頼関係のある者に相談できるようにするなど、積極的な対策をしていただきたい。	学校保健安全法に基づき定期健康診断等を継続し実施している。 また、各学校には、健康管理医を配置しており、メンタルヘルスに関する対策も整備している。さらに、管理職や衛生推進者を対象に、メンタルヘルスに関する講演会を開催し、自校教職員の対応に役立てるよう指導を行っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少なく事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
498	児童生徒健康管理事業	学務課	S33	-	〔目的〕 児童生徒の疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、学習能率の向上に資する。 〔手段〕 学校医により検診を行う。委託業者により心臓検診、尿検査、ぎょう虫卵検査を行う。	高	高	高	高	B	効率的なデータ管理、受診者率の向上	検討・見直し	事務処理システム化の検討	20	B	心臓健診、検尿、検便、結核等の健診・検査を行う事業である。児童・生徒の健康管理は家庭の義務であり、定期健診を学校として実施すべきかどうかという議論もあるが、疾病の早期発見に寄与している面もあり、保護者と協力して早期発見治療に努めていただきたい。これらの健診結果を効率的に管理するシステム化を検討し、検査結果等を分析し、専門家の協力を得て、予防対策につなげることを検討いただきたい。	学校保健安全法に基づき定期健康診断等を実施、児童生徒の疾病の早期発見、早期治療につとめている。また、各学校においては、学校保健委員会を位置づけ、その中で、学校医等の指導助言を受け、予防対策に努めている。今後は、市全体としての分析を可能とするため、システム化を検討したい。
499	健康教育推進事業	学務課	S35	-	〔目的〕 学校保健の推進・安全教育の啓発に努めるとともに、学校管理下における児童生徒の災害に関する医療費等の必要な給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 健康教育研修会及び学校保健会の組織の活用、日本スポーツ振興センターへの加入と掛金の負担	高	高	高	高	B	原則は任意加入となっているが、公立学校の児童生徒の加入率は概ね100%である。全員加入となるよう引き続き働きかけていきたいが、事務処理の効率化が課題である。	検討・見直し	学校給食管理システムと連携した徴収、給付事務の一元管理について検討する。	20	B	スポーツ振興センターへの児童生徒の学校管理下での事故等に対する給付保険であり、掛金の半額を市が負担することは妥当と思われる。しかし、掛金の現金徴収を教員が扱っており、負担軽減のためにも、料金徴収、給付等の事務の効率化が必要と思われる。 なお、保険給付申請状況等を分析する事により、事故発生情報の把握が可能となる。分析結果を教育現場にフィードバックし、安全対策に生かす仕組みを確立していただきたい。	平成22年度より、スポーツ振興センターの「災害給付オンライン請求システム」を利用することで、請求から保護者への支給までの期間が、約3ヶ月から2ヶ月と短縮された。事故発生情報については、分析結果をセンターのホームページや養護教諭部会にて情報提供し、安全対策の参考となるよう指導を行っている。
500	小学校低学年補助教職員配置事業(緊急雇用創出基金事業)	学務課	H21	H23	〔目的〕 小学校低学年児童を対象として、新しい環境の中で集団生活に適應できるようにする。 学級担任との連携により円滑な学校生活の導入が図れるよう生活支援や学習支援の充実を図る。 〔手段〕 埼玉県緊急雇用創出基金により直接実施事業で小学校低学年補助教職員を配置する。	高	高	高	高	B	学校での集団生活に円滑に適應するために配慮を要する児童は増加傾向にあり、引き続き小学校低学年補助教職員の配置をするとともに、配置日数及び時間の延長を検討する必要がある。	終了(平成23年度)	更なる制度の充実に向けて検討していきたい。				
501	学区審議会運営事業	学務課	S47	-	〔目的〕 市内小・中学校の将来の児童・生徒数を見据え、適正な通学区域を設定する。 〔手段〕 越谷市教育委員会の諮問に応じ、学区編成に関し必要な調査及び審議を行う。	高	高	低	低	B	委員任期が2年間であるため、継続的に協議する必要がある場合、より一層の検討できるよう開催回数の拡充を図る必要がある。	検討・見直し	直面する課題に対し、より迅速に対応が図られるよう、課題となる部分の核心を的確に捉え審議していく。また、児童生徒のより良い教育環境を継続して推進していくため活動を図っていく。	23	B	学区審議会は越谷市立小中学校学区審議会条例に基づき、設置されている組織である。越谷市教育委員会の諮問に応じ、学区編成に関し必要な調査及び審議を行う。学校規模の適正化、児童生徒の通学の安全のため、学区改正は避けて通れない課題であり、継続して実施していく事業と言える。 予算額に関して、過去の平成19年度から平成22年度までの間、いずれの年も決算額が予算額を大きく下回っており、予算配分の適正化が求められる。予算額と決算額に差が生じないように見通しの仕方について改善を要する。予算決定の手法について、他の自治体の例を参考にされた。 人件費に関して、会議の回数が少ないにもかかわらず、事業費に対して人件費の割合が非常に大きく、議事録作成等一部業務については臨時・非常勤職員の活用等も含めた改善の余地がある。 通学区域については、学校の適正規模をはじめ、通学距離、通学路の安全確保、学校の収容人数などを考慮し、保護者や市民の意見を踏まえて決定する必要がある。学区の変更は、児童生徒が遠距離通学になるなど負担を強いるだけでなく、保護者に及ぼす影響も大きいことから変更区域の保護者の意見を十分に聞き、理解を得られるような体制づくりを検討された。 審議会の主な議案は学区の変更について協議することであるが、平成21年度のように学区審議会が開催されなかった年度もあったことから、学区変更協議がない場合でも、関連する課題の解決に向けて審議会で議論していただきたい。審議会の活性化に向けて、審議会の中で協議する事項を提案するために庁内で組織する検討会を設け、議論するような体制にしたことは評価できる。今後は学区審議会が形骸化せずに、活性化することを期待したい。 成果指標に見直された通学区の保護者に対し、アンケート調査を実施して満足度の把握を行い、「保護者の満足度(見直した通学区)」を指標として検討していきたい。また、適当な距離を安全に通学できるような配慮がなされたかどうかを検証するため「遠距離通学者」の追加も併せて提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価										11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等
						7. 個別評価					8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案			
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	質	A	B	C		D	実施年度	総合評価	
											事業内容は適切である							
502	外国語指導事業	指導課	S63	-	〔目的〕 グローバル化が進む世界で、国際社会の一員としてその役割を果たせる児童生徒の育成。そして、国際社会で信頼され、発展に貢献できる児童生徒の育成を推進する。 〔手段〕 国際交流を進めるうえで、有効なツールとなる英語教育を推進し、語学指導助手(ALT)を学校に配置する。市内小中学校に27名の語学指導助手を配置し、英語の授業(小学校外国語活動)、総合的な学習の時間等の指導に従事する。小学校と中学校の英語教育の連携を推進し、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図る。	高	高	高	高	B	派遣会社との契約を見直す。 越谷市の教育に柔軟に対応できるよう、質が高く長期的に支援できるALTの確保に努める。	検討・見直し	平成24年度は中学校指導要領改訂での英語授業時数増加を受け、更なるコミュニケーション能力育成を目指し、ALTの効果的活用を一層推進する。 越谷市の児童生徒のコミュニケーション能力や国際理解能力を向上させるために、教育活動の計画・実施・改善を図る。	18	B	国際理解教育の推進の立場から、英語によるコミュニケーション能力の向上は、必要な事業である。JETによる招致期間満了後、順次委託化に切り替え、経費削減を実施されている方針は継続していただきたい。一方、教育現場でのトラブル回避のため、委託内容を要求仕様として明確化し、委託業者の管理を徹底することを望む。	委託会社に対して、具体的な研修内容とALT資質の項目を仕様で明確化した。授業でのALT活用他ALTとの研修会実施により、学校における外国語活動・英語教育の推進が図られている。	
503	学校教育推進事業	指導課	-	-	〔目的〕 児童生徒の「生きる力」を育成する。 〔手段〕 ・小中学生に様々な体験の機会や本物に触れる機会を持たせ、学習環境や活動環境を整える。一部活動外部指導者や、日本の伝統文化に関する外部指導者を派遣する。 ・「総合的な学習の時間」に、専門分野の指導者を招聘する。 ・中学生対象の2日～3日の社会体験活動を実施する。 ・ふれあい講演会を実施し、進路指導の推進を図る。 ・小中学校に研究を委嘱し、推進のための助成金を支出する。	高	高	高	高	B	「言語活動の充実」の視点で、委嘱校が取り組んだ成果を学校系ネットワークを活用して広く市内各校に配信し、有効活用していく必要がある。委嘱校や熱心な教員が積み重ね、質を向上させてきた教育財産を様々な形で活用し、さらに次の研究校や研究を推進する教員に還元されるような工夫が必要である。	検討・見直し	平成24年度以降に向けて、市内中学校へ部活動外部指導者を派遣し部活動の技術的な向上とともに、生涯学習の基礎を培う観点から自ら課題意識や夢、目標を持って意欲を持って取り組む姿勢を育てる。 市内小中学校への研究委嘱のための助成金を交付し、研究推進及び研究の成果を広める活動を支援する。					
504	学校農園事業	指導課	-	-	〔目的〕 自然体験や勤労体験に乏しい児童・生徒に貴重な体験の場を提供し、生命や自然環境、食物に対する理解を深めること、生命の尊さや思いやりの心をはぐくむことをねらいとする。また、地域の農家の方や学校応援団、PTAの協力を得ることで地域との連携を強め、開かれた学校づくりに資する。 〔手段〕 社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間に位置づけ、体験活動の時間を確保する。各学校の取組を紹介し合う場を設け、より効果的な体験活動が行えるようにする。	高	高	高	高	B	新学習指導要領の改訂に伴い、各教科の授業時間数が増加するため、学校応援団等体験活動を実施する時間の確保が困難になる。	検討・見直し	平成23年度から、より一層効果的な活動の推進を行うこととし、それに向けて、学校応援団等、地域の教育力の活用に取り組んでいく。 体験活動を継続するために、保護者・地域との連携の在り方を見直していく。	17	B	児童・生徒が農業体験をすることは教育上、大変重要なことであり、今後も大いに強化すべき事業である。ただし今後は、市内の全ての小・中学校で同じ体験ができるよう拡充を図り、偏りを無くすることが必要である。また、農地の手当てを土地開発公社からの購入で購することは財政上、無理が生じる可能性が高く、慎重に対処すべきである。	今年度は、小学校14校中学校3校で実施しているが、校内農園を含める学校ファーム事業としては、市内全校で実施できている。今後も、できる限り多くの学校で校外農園を活用した事業に取り組みめるよう進めていく。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要		C 課題が多く事業の大規模見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	総合評価	実施年度
						妥当性	効率性	有効性	貢献度									
505	伝統芸術鑑賞事業	指導課	-	-	<p>〔目的〕 我が国の伝統や文化について正しく理解し、日本人として日本の伝統文化をしっかりと受け継ぐことが国際化の時代を生きる児童、生徒にとって大切である。伝統芸能である「能」を鑑賞し、体験することにより、日本古来の文化や歴史を感じ、小学生の豊かな心を育てることにつながる。</p> <p>〔手段〕 こども能楽劇場を越谷コミュニティーセンターで開催する。事前にテキストを各学校に配付し、興味関心を高め、意欲的な鑑賞態度を育成する。また、代表児童をステージに上げ、会場の児童と共に能の謡いを体験させる。</p>	低	高	高	高	B	<p>能に対する理解が深まるように、解説テキストを事前に配付し、意識を高める。体験活動を取り入れながら、文化に触れる機会を設ける。</p> <p>コミュニティーセンターで鑑賞した能を、こしがや能楽堂でも見てみたいという児童に対して、能を見る機会を案内する。</p>	18	B	<p>市の資産である能楽堂を有効活用した事業であり、日本の伝統芸術への関心を高めるためには必要な事業である。例年実施している事業であるので、企画や計画の方法をマニュアル化するなど、事務の一層の効率化を推進していただきたい。</p>	<p>今年度も小学生の能体験コーナーを設けるなど、事業の充実を図っている。企画・計画については、担当者が変わってもスムーズに引き継げるよう、計画書以外に、細部に関する文書を残し、活用している。</p>			
506	学校応援団推進事業	指導課	H22	-	<p>〔目的〕 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を図り、「学校応援団」の活動を通じて、学校図書館ボランティアをはじめ、学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進めるために市内全小学校に学校応援団の設置を目指す。</p> <p>〔手段〕 学校応援団づくりの推進のために学校応援団づくり推進委員会を開催し、学校の学校応援団担当者や学校応援団コーディネーターを一堂に会して情報交換、実践発表、講演会等を行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>市内全小中学校45校の学校応援団の設置 学校応援団の教育活動への支援、安全安心への支援、環境整備への支援を充実させるため、学校応援団コーディネーター、ボランティアの育成の充実を図る。そのため、コーディネーター養成研修会、ボランティア養成研修会等の研修会の充実を図る。また、今後5年間の計画として、23年度はコーディネーター育成、24年度は図書館運営ボランティア、25年度は安全安心ボランティアに重点を設定し、26年度、27年度は3年間の反省をもとに重点を設定し、取組を推進する。</p>	23	B	<p>学校応援団は、保護者・地域住民が学校における学習活動、環境整備、防犯活動などについて活動するボランティア組織である。青少年の健全育成、人格形成に寄与するとともに、地域住民にとっても地域貢献、自己実現の場となっており、学校、地域住民が相互にメリットがあり、相乗効果が生じている。近年では、学校の事務負担が増し、教員が多忙になったことで、児童生徒一人一人にきめ細かな指導をすることが難しい状況に陥っている。そのため、学校応援団が学校に果たす役割は大きい。</p> <p>学校応援団の中には図書ボランティアが存在するが、平成22年度までは図書ボランティアは別の事業として区別されており、平成23年度から学校応援団の事業に組み込まれた。図書ボランティアは各学校に普及しており、その人数は増加傾向にあり、現在では800名近くの方が活動している。業務内容として図書の貸出、返却や図書の台帳整理、データ入力事務等を行い、学校応援団事業の中でも不可欠な活動と言える。他のボランティア活動と連携して、これまで培ったノウハウを活用し、学校応援団全体としての活性化を図りたい。</p> <p>埼玉県教育委員会が推奨する「放課後子ども教室」と学校応援団の連携を図り、両事業が効率的に運営されるようにする必要があり、例えば、ボランティアの連携として、学校応援団として登録した人を放課後子ども教室事業で放課後や週末の学校で支援ボランティアとしても活動するように働きかけるなどの合理化を図りたい。</p> <p>今後の課題として、全中学校へ学校応援団の設置を進めたいとしているが、現在登録しているボランティアのモチベーションを継続的に高め、学校応援団の充実を図ることも大切である。コーディネーター養成研修会、ボランティア養成研修会を実施して育成体制の充実を図っていただきたい。今後、中学校に学校応援団が設置された場合、同じ通学区内の小学校と中学校でボランティア同士による連携を図り、効率化に努めたい。</p> <p>また、学校応援団の活性化のためには、コーディネーターの果たす役割が非常に大きい。そのコーディネーターの数が学校によってばらつきがあり、少ない学校では1名という学校もある。コーディネーターが1名の場合、コーディネーターに負担がかかり、多様な活動ができない恐れがあるため、コーディネーターの数が少ない学校には市がアドバイスするなどフォロー体制の充実を図りたい。</p> <p>事務事業評価表の平成23年度当初予算の人員費が0.00と記載されているため、適正な記載をお願いしたい。</p> <p>学校応援団は図書ボランティア以外にも地域見守りボランティア、読み聞かせボランティアなど多くのボランティアの方々によって構成されているため、活動指標は「図書ボランティア数」に限定するのではなく、「ボランティア数」に変更されたい。</p> <p>成果指標に「学校応援団設置小学校数」とあるが、平成22年度に全小学校30校において学校応援団の設置が完了し、目標達成をしていることから、今後の課題である全中学校設置に向けて「学校応援団設置小学校数」とした方がより適切である。成果指標に「図書ボランティア組織数」とあるが、平成21、22年度実績ともに100%に達しており、指標を見直す余地がある。「学校満足度」など、より効果を実証する指標を検討されたい。</p>	<p>平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>			
507	人権教育推進事業(学校教育)	指導課	-	-	<p>〔目的〕 基本的人権の尊重に徹する教育を推進し、部落差別をなくしていくことのできる児童生徒を育成する。</p> <p>〔手段〕 そのために中学生用学習資料(人権)(10,100部)を21年度に作成し、市内中学校1年生全員に22年度5月に配布。人権教育の窓(1,500部)を市内教職員全員に配布し人権教育推進上の課題を明確にし、全教育活動を通じて正しい理解を促す。</p>	高	高	高	高	B	<p>児童生徒の人権感覚の育成のために、参加体験型プログラム「人権感覚プログラム」の活用を促進し、人権教育・男女共同参画研修会において、その活用について研修を深めていく。</p> <p>各学校の人権教育推進者(指導者)の養成のために研修会のあり方を工夫・改善していく。</p>	20	B	<p>事業名称が同和教育から人権教育へと変わり人権教育推進の事業内容が変化してきている状況の中で、同和教育に重点を置いた教育から内容を拡大して対応する必要がある。配布するパンフレット等についても、市が実施されている状況調査の結果を踏まえ、現状に合わせた内容としていただきたい。</p> <p>現在市として取組まれているさまざまな活動を、事務事業評価表に反映させていただきたい。</p>	<p>同和教育からの内容拡大を図り、学習資料の作成においては、各人権課題についての正しい知識と認識を深めるための内容となっている。</p> <p>また、人権教育の窓においては、人権感覚を育成するための参加体験型学習の実践事例を掲載している。</p>			

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
508	副読本等整備事業	指導課	-	-	〔目的〕 体育、道徳、小学校社会科の副読本を児童生徒に配付し、授業における教材としてこどもの主体的な学習活動を推進する。 〔手段〕 道徳、体育実技を配付する。『わたしたちの越谷』を作成し副読本として、児童に無償配付し、授業において活用する。	高	高	高	高	A	「わたしたちの越谷」は印刷の業者を入札により選定する際に、過去のデータが利用できるようなるとコストが削減される。また、農作業の様子など新しい写真データを入手する必要があるため年間を通して計画的に進める必要がある。	現状維持	新学習指導要領にもとづいた指導計画を作成したが、修正が必要な箇所などを検討していく。各副読本の内容の検討を図る。	20	A	現役の先生方の参加による市独自の副読本の編集活動は、評価に値する。今後は、独自に編集する副読本と、一般に出版されている教科書を活用するものとの授業の科目によって見極め、副読本編集にかかる作業の効率化も検討する必要がある。	昨年度は、新学習指導要領に対応させるため、編集作業に時間を要したが、今年度は、内容の微調整にとどめ、作業の効率化を図っている。また、教科書と対応させた年間指導計画一覧表を作成し、教科書と副読本をバランスよく活用できるようにしている。
509	学校教育団体支援事業	指導課	-	-	〔目的〕 越谷市立小中学生の体力の向上を目指し、スポーツに対する興味関心を高めるとともに、競技力の向上を図る。また、小中学校の教員の体育指導法の改善に努める。 〔手段〕 各種団体に補助金を支援し、運営の活性化を図る。	高	高	高	高	B	若い教員が多く採用され、その教員に対する体育の指導が行き届いていない現状がある。	検討・見直し	体力向上のために、各校で重点種目を決め、技能の習得、目標を持った意欲的な取組及び結果を受けたその後の体力向上策設定、実行により成果を上げていく。一連の指導を多くの教員ができるように、体育授業指導法も含め学べる機会を多く設定する。 第4次総合振興基本計画との関係から、新たに取組が始まっている。ア・各支援団体同士の連携、イ・教育委員会内の他課との連携を図る「体力向上プロジェクト」、ウ・体力テストの結果を県平均との比較でとらえるのではなく、総合評価(5段階評価)でとらえる。等を、着実に積み重ねていく。	16	B	活動結果指標、成果指標として当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。例えば、体力向上の相対的比較等、補助金単価の妥当性について検証していただきたい。	平成23年度スタートの越谷市教育振興基本計画に基づく(教育委員会内の体力向上数値目標として、体力レベル中、上位児童生徒の割合が小学校82%以上、中学校87%以上に設定している。補助金単価の妥当性については、年度末の指導課内監査においてその妥当性を厳しくチェックしており毎年見直しを図っている。
510	部活動等競技会派遣事業	指導課	-	-	〔目的〕 部活動の活性化を図り、生涯にわたる運動に親しみ、健康で生活することができる児童生徒を育成する。 〔手段〕 越谷市を代表し、関東・全国大会に出場する学校に交通費及び宿泊費の一部を助成する。	高	高	高	高	A	個人の負担軽減を目的とした助成ではなく、運動部活動等の活性化を図るための助成であることとを再確認し、助成している。	現状維持	平成21年度から助成額を定額制に変更しているため、今後もこれを維持し、広く児童生徒の活躍を支援する。 本事業の助成を受ける児童・生徒が増えるように、部活動外部指導者派遣事業との連携を密にしながら、部活動の活性化を図っていく。	16	A	全国大会等選手、派遣状況に応じ予算対応をせざるを得ない。都度、予算管理の難しさがあるが適切な対応をお願いしたい。	前年度実績を参考に、今年度の見直しを持って予算を計上しており、毎年その予算内で収まっている。平成21年度に、予算内で運動系、文化系、広(様々な)部活動に助成できるように、部活動等競技会派遣助成金交付要領を改正している。
511	小・中学校備品整備事業	指導課	-	-	〔目的〕 特別支援学級在籍児童生徒の社会的自立に向けた指導に活用する備品を購入し、指導の充実を図る。また、通級指導教室に通う児童の指導の充実を図る。 〔手段〕 指導に必要な備品を購入し、効果的な指導を行う。	高	高	高	高	A	越谷市内の特別支援学級数は年々増えている。毎年、新設や増設を続けている現状があり、特別支援学級の備品を購入し教育環境を整えることは、教育の平等性を保つ上でも重要である。	現状維持	平成24年度も特別支援学級の増設、増設が見込まれる。それに伴い、特別支援学級の備品の購入により、教育環境の充実を図る。 今後も特別支援学級数は増えていく見込みがあり、特別支援学級の教育環境を整えていく必要がある。	22	B	特別支援学級の児童生徒に、社会的自立に向けた効果的な指導を行うために必要な備品を購入するための事業であり、通級指導教室に通う児童の指導充実を図る。教育環境の充実を図るため、教材・教具の更新をはじめ新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備を今後も継続する必要がある。 「備品のライブラリー化」という表現が分かりにくいので、「備品の共用化」など市民に分かりやすい言葉への変更を検討していただきたい。 事業名が普通学級の児童生徒用の備品と分かってしまうので、特別支援学級の児童生徒用の備品と分かるように事業名の工夫が必要ではないか。 教材、教具は学校内・学校間で出来る限り共有化し、コスト削減を図ってもらいたい。また、各学級がどんな種類の教材を所持している、いくつ存在するのか、備品の効果的な管理をし、適正な維持管理を今後も望む。	児童生徒の個別の支援計画に応じて、適切な備品の購入を市内で共有化し、有効な活用を図っている。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												C	D				
512	教育研究事業	指導課	-	-	<p>【目的】 教科等の指導方法改善に関する研究等を行うほか、年間を通じた各種研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。</p> <p>【手段】 教科等の指導方法改善に関する研究等を行うほか、年間を通じた各種研修会を実施する。</p>	高	高	高	高	B	<p>教職員の資質向上のための各種研修会をさらに充実させていく必要がある。特にICTに関しては、各学校での指導者養成のための研修やスキルアップのための研修を定期的に実施していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>各種研修会の講師謝礼等を見なおし、より多くの質の高い研修会を実施できるように計画する。十分な成果が期待できる研修会を実施できるよう、常に内容や方法を検証し、改善を図る。</p>	21	B	<p>教育現場の質的向上を図る上で、当該事業は必要不可欠であり、事業内容としては以下のものがある。 市内の中学校、小学校の教員を2年間を期限に教育研究員(89名)に委嘱し、研究活動を行う。学校長の経験者が教育指導員となり、若手教員の指導を行う。</p> <p>の研究活動は単なる研究成果に終わっていない。 研究成果を副読本として作成しており、さらにその研究成果を実際の授業で発表することにより、傍聴する教員が学習する機会を得ることができるなど、付加的な成果も認められる。 市においては、情報通信技術の活用も積極的に行われているということである。今後は、報告書など、紙媒体として配布するのではなく、電子媒体として共有することにより、一層の横展開を図っていただきたい。</p> <p>研究のための研究ではなく、実務に活用するという視点で事業を担っていることは、他の事業の範となると思料する。</p> <p>に関しては、従来は教育指導員は教育センターで現役の教員の相談に乗るという仕事の進め方であったが、現在は積極的に学校に向き、直接若手の指導に当たっている。単に事業を遂行するという発想ではなく、如何に教員を育てるかという視点で、事業を担っているという姿勢がうかがわれ評価できる。</p> <p>昨今、巷では、公教育の質の低下が叫ばれて久しい、その結果、多くの児童が、私立の小学校や中学校に進学している実態が増えつつある。本事業の成果が公立校への進学率向上の要因となることを期待する。 [教育研究員助成金](内部評価:継続)(外部評価:継続) 当助成金を有効に活用し、公立小中学校の教職員の資質向上を期待する。</p>	<p>教育研究員による研修のあり方や各種研修会の方法を見直し、成果が上がる適切な研修会への改善を行った。また、小学校外国語活動の充実とICTを活用したより分かる授業の推進を柱に、教職員の資質・能力の向上のための研修会等の充実を図っている。</p>
513	教育相談事業	指導課	-	-	<p>【目的】 専門的知識や経験豊富な相談員によるカウンセリングや発達相談などを行うことで、幼児・児童生徒の健全育成を図るとともに保護者の支援を行う。</p> <p>【手段】 越谷市教育センターにおいて、来所相談、電話相談を受け付け、相談活動を行う。</p>	高	高	高	高	B	<p>相談件数が増えている中、相談内容が広範囲かつ複雑化している。それに対応できる専門性を持った資質の高い相談員をいかに確保するかは、課題である。</p>	検討・見直し	<p>複雑化する相談に対応できる質の高い相談員を確保する。質の高い相談員を確保し、相談の質の維持を目指す。</p>	21	B	<p>本事業の目に見える成果としては、不登校児童・生徒数の削減があげられる。市では、不登校の定義を30日以上連続して欠席した場合としているが、小中学校合わせて、平成19年度には360名であったが、平成20年度には288名に減少している。さらに、本年度においては87名が登校するようになり、最終的な不登校児童・生徒数は77名と激減している。</p> <p>不登校対策としては、不登校を未然に防止する方策と、すでに不登校になった児童・生徒を復帰させる方策の2つが考えられるが、本事業においては、双方の役割を果たしている。</p> <p>成果指標の相談員稼働率の今年度の目標は100%となっており、まったく、ゆとりがない状況である。あまりにも、忙しすぎると適切な相談ができなくなる可能性がある。世の中に不安要因が増加している今日、児童・生徒や保護者による相談は増えることはあっても、減ることはないと思料される。その意味では、80%～90%程度の稼働率で計画できる程度の相談員やカウンセラーの配置が必要であると考える。</p>	<p>増加し続ける就学相談・教育相談等、多様な相談内容・ケースの適切な対応に努め、教育相談体制の見直し・充実を図った。適応指導教室'あしす'に配置している指導員を新たに学び総合指導員として1名増員し、専門性を生かし、学校訪問等で学校との連携を深めるよう見直した。</p>
514	障害児就学支援事業	指導課	-	-	<p>【目的】 障がいのある児童の就学に関する相談結果について就学支援委員会の判断を受け、保護者と就学先を決定する。</p> <p>【手段】 年間5回の障害児就学支援委員会開催</p>	高	高	高	高	A	<p>教育相談内容の重複を避けるために、他機関との連携を密に行い情報の共有化を図る。相談の継続や終結の判断を適切に行い、相談継続期間や相談回数の適正化を計ることにより特定の個人に受益が偏らないようにする。</p>	現状維持	<p>市内全小・中学校学習障害児訪問指導を行い、専門家による教育的支援や指導等についてアドバイスを受けることで特別支援教育の充実を図る。 年間5回の障害児就学支援委員会を通して適正就学を図り、不登校や集団不応答などの未然防止につなげていく。</p>	21	B	<p>平成20年度は5回の「障害児就学支援委員会」を開催し、そこで、197名の支援を必要とする児童・生徒に対して、就学先の提案を保護者に行ったが、90%がその提案を受け入れたとのことであった。他府県の実績では、70%程度であり、市の実績はかなり高い値である。これは、保護者が「障害児就学支援委員会」を信頼しているからこそであり、本事業の成果に他ならない。</p> <p>春と秋には、特別支援学級の公開を行い、授業の様子を参観する機会を設け、さらに相談を幾度か繰り返し、当事者の不安解消に努めるなどの活動は評価できる。</p> <p>また、専門的な知識を持つ大学教授等が、通常学級を訪問し、支援を必要とする児童・生徒の様子をみて、担任等へ助言を行っている。平成20年度は、10回の訪問で18校、133名の児童・生徒を対象とした。</p> <p>支援を必要とする児童・生徒を持つ保護者の不安を解消し、支援を必要とする児童・生徒の適切な進路を決定する上でも重要な事業であり、引き続きより効率的な運営を期待する。</p>	<p>就学支援委員会実施回数と判断件数の相関関係から、よりよい就学判断を目指すために、実施時期と内容について検討し、より効率的な会の運営を目指している。</p>

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			総合評価 実施年度	【 】は、補助金等名称
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
515	小・中学校学校活動運営事業(教育センター分を含む)	指導課	-	-	〔目的〕 通級指導教室及び院内学級等の指導に必要な消耗品を購入し、指導の充実を図る。 〔手段〕 通級指導教室及び院内学級等の指導に必要な消耗品を購入する。	高	高	高	高	A	通級指導教室へ通級希望をしている児童は減少することなく、時期によっては入級をししばらく待っている状態にあり、必要性が増している。消耗品については、他校の児童が通級しているため、設置校の消耗品を使うことはできないので、予算は継続的に必要となってくる。	現状維持	23	B	通級指導教室は、児童生徒の個々の障害状態に応じて特別な指導を行う場であり、学校全体の教育環境の充実が図られる必要がある。また、個々の障害の克服・改善と社会適応力を育て、学習成果の向上が期待される。特別支援教育へのニーズの高まりから、今後も通級指導教室の必要性は増すものと考えられる。 児童生徒の個別の支援計画に沿って消耗品を購入することが予想されるが、消耗品の購入にあたっては学校内、学校間で共有化することでコスト削減に取り組んでいただきたい。さらに、無駄な購入を避けるためにも計画的な購入に心がけることが好ましい。関係者による連絡会、協議会を通じて、意見を協議し合い、指導の充実を図っていただきたい。 現在、小学校に通級指導教室と院内学級合わせて5校9学級設置されている状況にあり、中学校への設置の要望が大きいという状況にあるが、適正な学級数を調査分析し、児童生徒の利便性、さらなる教育力の向上のために配慮していただきたい。 事業名が「小・中学校学校活動運営事業(教育センター分を含む)」という事業名になっているが、事業名を聞いただけではどんな事業内容なのか分からず、市民にとっても分かりにくい事業名であることから、「通級指導教室等備品購入事業」など分かりやすい事業名に変更していただきたい。 活動指標に「学級数」が設定されているが、実際に何人の児童生徒が通っているのかを示す「通級児童生徒数」の方がより適切と考えられる。また、活動指標に実際に消耗品をどれくらい購入したのかを示す「購入消耗品数」や「連絡会や協議会の開催回数」、「研修回数」なども活動指標として検討していただきたい。 成果指標には、消耗品がいかに有効に使用され、退級に結びついたかを示す「退級した児童生徒数」の追加を提案したい。	平成23年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
516	学校系ネットワーク運用事業	指導課	H19	H24	〔目的〕 急速な情報化社会の進展で小・中学校全児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、授業での日常的なコンピュータ機器等の活用によって子どもたちの思考力・判断力・表現力を高める。そのために、教育センターを中心に各学校を結ぶ学校系ネットワークにより、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る。 〔手段〕 コンピュータ機器等の賃貸借による整備とその活用	低	高	高	高	B	ホームページの更新作業が校内系ネットワークに接続しているパソコンで行うことができない。学校系ネットワークパソコンでできる環境を整備し、更新作業をより円滑にできるようにすることが課題である。	検討・見直し	22	A	コンピュータ機器等の賃貸借による整備により、授業で日常的にコンピュータ機器を活用することで子どもたちの思考力、判断力、表現力を高める。また、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る事業である。 平成19年度の当該ネットワーク運用開始以来、利用者である市内小中学校教職員に対し、継続的に情報セキュリティ教育を実施し、情報漏えい事故が皆無である点、また、コンピュータウイルス発生件数も激減している点など、市内小中学校教職員全体の情報セキュリティ意識の底上げに継続的に取り組んでいる具体的な事象として評価したい。 また、学校系ネットワークの稼働により、教材、指導案の共有化が図られ、優れた教材、指導案を市内小中学校のすべての教職員が情報共有し、活用することができることを評価したい。 さらに、グループウェア機能を活用し、ペーパーレス化、校内外の先生との情報交換等を行い、事務の効率化に積極的に取り組む姿勢を評価したい。 活動結果指標として、ネットワークを活用した「教材の相互利用件数」、「授業の実施回数・受講生徒数」、「授業を実施できる教員数」、「教職員のITスキル向上を目指した研修実施回数・受講教員数」なども検討されたい。 また、成果指標として、生徒や教員自身によるIT習熟度・IT活用度に関する自己評価などを検討されたい。 今後は埼玉県内でも先進的な学校系ネットワークを活用して、一層の校務の効率化等を推進されたい。この結果、さらに教職員が子どもたちと向き合う時間も増え、質の高い教育活動につながるものと考えられる。また、今後はネットワーク活用によりどれだけの成果を上げたかをより具体的に保護者、子どもたち、教育関係者、市民等にわかりやすく示すことが重要である。今年度以降、より成果を上げるための実効性のある施策に期待したい。	教職員のセキュリティに対する意識改革やスキルの向上のための研修会や、コンテンツ管理を活用したデジタル教材の共有化を図り、教職員の指導力の向上に努めている。さらに、より効果的なネットワークの運用に取り組み、電子媒体を効果的に活用することで、環境への配慮とともに、経費削減を図っている。
517	小・中学校情報教育事業(校内系ネットワーク運用事業)	指導課	H12	H24	〔目的〕 急速な情報化社会の進展で小・中学校全児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、授業での日常的なコンピュータ機器等の活用によって児童・生徒の思考力・判断力・表現力を高める。 〔手段〕 コンピュータ機器等の賃貸借による整備とその活用	高	高	高	高	B	ICTを活用した授業をより効果的に実施するための条件整備をする必要がある。特に、大型テレビ一体化したパソコンの数を増やすことが課題である。	検討・見直し	17	B	<情報関連機器整備事業> 学校教育における情報教育の充実は今後ますます重要となり、情報関連機器を活用した新しい学習システムの整備が必要である。ただし、各年度ごとどこまで整備するかを計画し、その計画に基づいて事業を進めることが求められる。設備導入計画にあわせ、教師の育成も計画的に実施することをお願いする。	学校「ICTを活用した」より分かりやすい「授業」を展開するため、平成23年度の中学校パソコン教室の機器の入れ替えに伴い新教育課程に対応した教育用デジタル教材等の設備導入を計画的に進めている。併せて、指導主事が直接各学校に向いて教員にアドバイスを行う実技研修を全校を対象に実施している。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価			9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C			D	実施年度		総合評価
										担当課の評価								
										事業内容は適切である								
518	給食扶助事業	給食課	S32	-	〔目的〕 保護者の経済的負担を軽減するため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費を援助する。 〔手段〕 学校給食費実費相当分を支給する。	高	高	高	B	現下の経済・雇用状況を反映し、申請・認定者数が増加しており、4,000件を超える申請に対して、就学援助システムにより、業務の効率化が図られた。 潜在的な該当者に対して、扶助事業の周知を図る必要がある。	検討・見直し	就学援助システムの構築をしたが、学校教育部として総合的な見地から給食管理システムを含めた電算システムを構築するための条件整備に努める。 潜在的な該当者に対して、扶助事業の周知を図るため、様々な方法での広報活動に努める。 予算の効率的執行の方法を検討する。	20	B	小学校・中学校の就学にかかる業務を総合的に管理する「教育委員会総合システム」を計画中のことである。住民基本台帳と学齢簿の管理を統合するなど、市民窓口の一本化、業務の効率化の観点から大いに期待する。 また、就学援助制度の情報システム化を進めており、給食扶助費も就学援助システム(学校課管理)に一本化されることも評価できる。 当該事業は、就学援助制度が実費で援助世帯に振り込む関係上、学校給食費を給食課で把握せざるを得ず、「教育委員会総合システム」完成までは、現行通り継続する必要がある。	住民基本台帳、課税情報及び学齢簿と連動した就学援助システムを平成21年度に構築し、業務の効率化に努めている。 また、毎年度はじめに全保護者宛に事業案内をすることも、市ホームページ、広報にて事業の周知を図っている。		
519	衛生管理事業	給食課	H9	-	〔目的〕 施設管理・食材管理・調理管理等衛生管理の徹底を図るとともに従事職員の健康管理等の充実を図り、衛生管理水準の向上に努める。 〔手段〕 「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づき、施設設備・食材の点検や給食従事者の細菌検査等を実施する。	高	高	低	B	「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」など「食」に関する安全確保は国の施策として整備されるものであるが、検査体制・質の向上が必要である。	検討・見直し	「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の徹底を図るため、これまでの取組みの見直しを行う。保健所、薬剤師などの外部からの衛生監視を積極的・継続的に行うとともに、食材の衛生点検や検査を実施する。	20	B	国や県の指針・基準に基づき、必要不可欠な衛生管理を実施している事業である。学校給食の衛生管理の徹底を図るため、引き続き、国や県の指針・基準などの動向に注目しながら衛生管理に努めてほしい。	学校給食衛生管理基準に基づく給食関係職員の細菌検査や薬剤師等による施設設備の定期的な衛生検査や食材の衛生検査・理化学検査を実施し、衛生管理に努めている。		
520	給食研究事業	給食課	S44	-	〔目的〕 学校給食における献立・調理技術等の向上を図る。また、家庭・学校との連携による食指導の向上を図る。 〔手段〕 調理研究や各種研修会に参加し、職員の資質向上を図る。また、学校PTAに研究委嘱を行う。さらに、教師と栄養士とが協力する「授業方式等を活用し、月1回以上の食指導を行う。	高	高	低	B	児童生徒が生涯にわたって健全な食生活が実践できるよう、食育の推進に努める必要がある。そのためには学校・家庭・地域との連携が不可欠となっている。また、あらゆる機会を捉えて、食育を担当する課との連携を図る必要がある。	検討・見直し	栄養教諭・学校栄養職員を中心に食育指導を充実していく。また、食育と給食管理を兼ねる栄養教諭制度が整備されていく中で、長期的に取り組んでいく。食育を担当する課との連携を図っていく。	18	B	児童・生徒の食育を家庭・地域と連携して展開する必要がある。今後は長期的視野も取り込みつつ、効率性(1食当たりコスト等)や効果性(残菜率等)の指標も加味して具体的な研究事業に携わる必要がある。	栄養教諭・栄養士の学校訪問等を通して食育指導に努めるとともに、PTAへの学校給食推進研究委嘱、調理講習会・試食会等を通して、学校・家庭・地域の連携を図っている。 また、平成23年5月には、児童生徒及び保護者に対する食事に関する調査を実施し、食生活の実態把握に努めている。		
521	臨時職員配置事業	給食課	S44	-	〔目的〕 効率的な学校給食の運営を目指し、調理業務職員の欠員分等を補充・確保するため、調理経験者や有資格者の臨時職員を配置する。 〔手段〕 臨時職員を登録制とし、面接試験等を経て効率的に採用する。(総務部人事課にて全庁的に対応)	高	高	高	B	地方公務員法の関係から短期雇用となっている現状であり、資質の確保が課題である。また、特に年度当初は一時に多くの人員が必要となるため、その確保が難しくなっている。	検討・見直し	臨時職員の確保を図るとともに、安全・衛生面の教育及び体系的職場研修を実施することで、臨時職員の質・量の充実に努める。						

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業			
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B				
												事業内容は適切である					
課題が少くあり事業の一部見直しが必要																	
課題が多く事業の大幅な見直しが必要																	
事業の休・廃止を含めた検討が必要																	
総合評価で認識した課題は																	
522	備品整備事業(学校給食事業)	給食課	S44	-	〔目的〕 給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、調理用機械器具や牛乳保冷庫・配膳台の整備を行う。 〔手段〕 計画的に調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の買い替えを実施する。	高	高	高	高	B	学校給食を安定・継続して提供するために、安全・衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した備品を計画的に整備する必要がある。	検討・見直し	施設設備をできるだけ長持ちさせるため、修繕やこまめな手入れを実施し、安全・衛生管理の強化に努める。 学校給食を安定して継続的に提供するために、老朽化の激しい機械設備を計画的に更新・整備していく。	22	B	給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、計画的に備品の買い替え、整備を行う事業である。 学校給食を安定・継続的に提供するため、調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の整備、買い替えは重要である。 調理用機械器具は、使用年数の長期化に伴い、機能・性能が低下し、食中毒発生のリスクが高まったり、作業効率が低下するなどの問題が生じる。しかし、耐用年数が過ぎたからといって、直ちに使用不可となるものではない。修繕に対応し、修繕不能になるまで使用可能な備品もある。したがって、備品は定期的に点検を行うとともに、機械器具をできるだけ長期間使用させるため、修繕やこまめな手入れを実施する必要がある。 その上で、機械器具の設備更新・整備に当たっては優先順位をつけるなど事業支出の効率化を追求する必要がある。 給食センターにおける大型備品については、購入予算額、落札額ともに高額であるものも少なくない。このため、当該大型備品の予算措置とともに、落札額や落札率も重要な調達管理情報となる。一定額以上の備品調達結果については、越谷市学校給食運営委員会に報告されており、調達管理情報共有の観点から評価できる。 今後、このような調達管理情報を収集・活用することにより、担当職員に対する一層のコスト意識喚起や、類似備品の適正価格調達を目指されたい。また、備品購入価格や保守委託費用の妥当性についても、他の自治体の状況を把握して、客観的な根拠を持つよう努められたい。 越谷市では、現在給食センターを直営方式で運営しているが、将来の給食センター建て替え時には、PFI方式等を含め効率的な運営方法を検討することになっている。 しかし、本件に関しては、給食センターの運営形態が直営方式であるか公設民営方式であるかの如何にかかわらず、引き続き、市で担当する事業である。 したがって、今後も、学校給食を安定・継続して提供するために、安全衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した機械設備、機械器具について計画的に更新・整備されたい。 成果指標として掲げられている備品点数は、活動結果指標というべきである。成果指標としては、設備更新計画における備品買い替え達成率などを検討されたい。	大型備品は保守点検結果に基づく修繕、その他の備品は日ごろのこまめな手入れと修理を実施している。 大型の調理用機器、牛乳保冷庫、配膳台の更新・整備については、計画的な実施に努めている。
523	学校給食運営委員会運営事業	給食課	S44	-	〔目的〕 学校長7名、PTA3名、学校医2名、学校歯科医2名、学校薬剤師2名、保健所長1名、知識経験者2名、公募による市民2名からなる委員をもって構成する学校給食運営委員会を組織し、学校給食の適正な運営に資する。 〔手段〕 学校給食運営委員会を各学期に1回、計年間3回開催する。運営委員会の専門部会として、献立部会、物資部会を設け、効率的な運営に資する。	高	高	低	高	B	課題に対する意見が少なくなっているため、専門分野の委員に前段で説明の機会を設けるなど、運営に工夫をする余地がある。	検討・見直し	各部会からの報告も含めて、各委員からの意見を聴くなど、会議の運営方法を改善する。	19	B	学校給食運営委員会の運営が、形骸化している感がある。 委員会の本来の使命(ミッション)を明確にし、市が主体的に検討課題を与え、活動の成果を評価できるようにする。	全委員が部会に分かれ、献立部会においては献立決定、物資部会においては物資選定を行っている。 全体会では、事業報告や時機のテーマについて協議している。平成23年度第1回会議では、学校給食における放射線対策について協議した。
524	給食センター施設管理事業	給食課	S44	-	〔目的〕 学校給食センターにおける衛生管理・安全管理を行うため、調理機器やボイラーなど施設設備の適正な管理を行う。 〔手段〕 調理機器などの厨房設備やボイラーなどの点検・清掃委託、性能検査委託などを行う。	高	高	低	高	B	学校給食を安定・継続して提供するために、安全・衛生管理の強化が求められている。経年により老朽化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。	検討・見直し	厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、必要な財源確保を図るとともに、効率的・合理的な運営を図る。	17	B	安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。	施設設備の清掃、保守管理、検査等の委託により、経費の前減及び施設設備の機能維持に努めている。 現行施設設備の長寿命化を図る中で、当市の給食業務の経緯や実態を見ながら、施設の建替時に合わせて、統合的な見地から適切な手法を探っていく。
525	給食センター施設改修事業	給食課	S44	-	〔目的〕 学校給食を安定して継続的に提供するため、施設設備の機能維持に努める。 〔手段〕 学校給食センターの施設設備の計画的な改修・修繕を実施する。	高	高	高	高	B	学校給食を安定継続して提供するために、安全・衛生管理の強化が求められている。経年により老朽化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。	検討・見直し	厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、必要な財源確保を図るとともに、効率的・合理的な運営に努める。 衛生的で安全な施設運営をするためには施設設備の改修は不可欠だが、多額の経費を必要とすることから、順次改修する計画を立てていく。	20	B	市内45校の給食を供給する3つの給食センターの役割は大きく、学校給食を安定して継続的に提供することは不可欠である。しかし、給食センターの機器、設備の老朽化に伴い、改修・修繕にコストがかかる現状がある。当該事業は、機器・設備の改修・修繕に関する事業だが、機器・設備の買い替え、改修・修繕、清掃・定期点検など施設維持の総合的視点で最適化を図ることが重要である。	計画的な施設設備の改修・修繕に努めるとともに、保守点検結果に基づく修繕、突発的な修繕を実施し、施設設備の機能維持に努めている。 東日本大震災による施設設備の被害にも速やかに対応し、平成23年度には更新計画に基づきボイラー改修工事等を実施している。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価										11. 外部評価	12. 外部評価を受けた対応等				
						7. 個別評価					8. 総合評価							9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案		
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D	A	B					C	D
総合評価で認識した課題は										平成24年度に向けた取組 中長期的な取組											
526	学校給食調理事業	給食課	S44	-	<p>〔目的〕 児童生徒に魅力ある給食を提供するとともに、食育の「生きた教材」となるよう衛生的で安全な調理を行う。</p> <p>〔手段〕 地域の特色を生かした郷土料理や地場産野菜を取り入れた献立を作成するとともに、衛生的で安全に配慮した調理業務を効率的に実施する。</p>	高	高	低	高	B	<p>学校給食法では、学校給食の目的である「食育」を推進するため、食に関する適切な判断力を培い、伝統的な食文化の理解や食を通じた生命・自然を尊重する精神を養うとともに、学校給食衛生管理基準に基づき食中毒防止に努め、衛生管理を徹底させることが規定されている。そのため、指導の方法が課題となるとともに、「食」に対する安心安全の確保が重要である。</p>	検討・見直し	<p>学校給食を「生きた教材」として活用するため、地場農産物の利用拡大に努めるとともに、郷土料理や日本食を積極的に献立に取り入れる。更に、オリンピック開催年にあたり、世界の食文化を理解するため、外国料理を献立に取り入れる。また、給食時間を中心に学校訪問を実施するなど、児童生徒の食指導の充実に努める。</p>	17	B	<p>学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもとづく残食率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。</p>	<p>平成23年度は「日本食を見直そう」をテーマに日本各地の郷土食・伝統食を給食に取り入れている。 3センター方式によるスケールメリット、臨時職員の有効活用等による経済性・効率性を発揮しつつ、安全安心な給食の提供に努めている。</p>				
527	選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会事務局	-	-	<p>〔目的〕 選挙の公平公正な執行</p> <p>〔手段〕 法令に基づき、適正な管理を行う。</p>	高	低	低	低	A	<p>法令に基づき、適正な処理が実施されている。</p>	現状維持	<p>法令に基づき、計画どおり事業を進める。</p>								
528	選挙啓発事業	選挙管理委員会事務局	-	-	<p>〔目的〕 市民が政治に高い関心を持ち、各選挙に際して積極的に投票するよう、啓発活動を行う。</p> <p>〔手段〕 新成人の誕生日にあわせ、お祝いのメッセージとともに啓発冊子の郵送、明るく選挙啓発がスター及び標語の作品募集並びに選挙期日や期日前投票期間等を掲載した選挙啓発チラシの配布を行うなど、投票率の向上を図る。</p>	高	低	低	低	B	<p>特に若年層を中心とした投票率の低下について</p>	検討・見直し	<p>選挙啓発は、直ちに結果の出る事業でないため、今後も一人でも多くの市民(特に若年層)が政治に関心を持ち、選挙に行くよう、今後も粘り強く啓発を行う。また、引き続き、埼玉県選挙管理委員会をはじめ他の自治体と連携を図りながら、調査・研究を行う。なお、新たな取り組みとして行った、選挙に関する若者の意識調査(アンケート調査)は一定の成果があった。</p>	20	B	<p>市民、特に若年層からの意見を収集し、今後の選挙啓発活動に反映させることが必要と思われる。なお、若年層への政治に関する関心の喚起には、立候補者側へ工夫を求めることも必要と思われる。</p>	<p>平成22年度に埼玉県立大学及び文教大学(越谷キャンパス)の学生を対象に、選挙に関する若者の意識調査(アンケート調査)を行った。調査結果を基に、今後の選挙啓発活動に反映させていきたい。 なお、若年層への政治に関する喚起について、選挙管理委員会から立候補者側へ工夫を求めることは現実的に不可能である。</p>				
529	県議会議員選挙事業	選挙管理委員会事務局	H22	H23	<p>〔目的〕 選挙の公平公正な執行</p> <p>〔手段〕 法令に基づき、適正な管理を行う。</p>	高	高	低	低	A		終了(平成23年度)									
530	市議会議員選挙事業	選挙管理委員会事務局	H22	H23	<p>〔目的〕 選挙の公平公正な執行</p> <p>〔手段〕 法令に基づき、適正な管理を行う。</p>	高	高	低	低	A		終了(平成23年度)									
531	監査事業	監査課	-	-	<p>〔目的〕 公正で合理的かつ効率的な行政の執行を確保し、住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。</p> <p>〔手段〕 そのため対象となる事務事業が効果的に執行され、その目的が達成されているかについて、定期監査等の各種監査を実施し、予算執行等の検証を行う。</p>	高	高	高	高	A	<p>法律で実施することが義務付けられている事業であるが、より効率的で効果的な実施方法を不断に検討していく必要がある。</p>	現状維持	<p>効率的で効果的な監査を進めるため、各都市の実務の調査・研究や各種研修の参加などにより、職員の監査業務遂行能力の一層の向上を図っていく。</p>								

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	7. 個別評価				8. 総合評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等								
						妥当性	効率性	有効性	貢献度	A	B	C	D			事業内容は適切である	課題が少くあり事業の一部見直しが必要		課題が多く事業の大規模見直しが必要	事業の休・廃止を含めた検討が必要	総合評価で認識した課題は	平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	実施年度	総合評価		
																									11. 外部評価	
																									【 】は、補助金等名称	
<p>があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業</p>																										
532	公平委員会運営事業	公平委員会事務局	S29	-	<p>〔目的〕 地方公務員法第7条及び第8条に基づく事務を処理する。</p> <p>〔手段〕 (1) 職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執る。 (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をする。 (3) 職員からの苦情相談に関すること。これらの措置要求や不服申立てに関して、地方公務員法等の規定に基づき公平な審理を行う。</p>	高	高	高	高	A	法律で実施することが義務づけられている事業であるが、より効率的で効果的な実施方法を不断に検討していく必要がある。	現状維持	審査事案はないが、公平委員会として全国の措置要求や不服申立て等の事例研究を行うなど、迅速かつ的確に対処できるよう図っていく。													
533	農業委員会運営事業	農業委員会事務局	-	-	<p>〔目的〕 農業委員会等に関する法律に基づいて次の業務を行う。 1. 法令業務 農地法に規定される農地の転用などの許認可等の審査を主とした業務 2. 任意業務 優良農地の確保、農地流動化の推進などの地域農業の振興を図る業務 3. 意見の公表、建議、答申に関する業務</p> <p>〔手段〕 毎月の定例総会の開催、許可申請地等の現地確認、農業委員による農地パトロール・耕作放棄地調査等年度ごとに活動計画を策定して活動している。</p>	高	高	高	高	B	適正な事務を実施するため、平成21年度より委員会の活動計画を策定して、活動を行っているが、担い手への農地の利用集積が進んでいないため、積極的に推進していく必要がある。	検討・見直し	農地利用集積円滑化事業を推進するための農地管理システムを構築する。 農地の利用状況調査や所有地等の結果を、農地管理システムを使用して活用し、利用集積を図る。													
534	農業者年金事業	農業委員会事務局	-	-	<p>〔目的〕 農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資する。</p> <p>〔手段〕 農業者年金基金との業務委託契約に基づき事務事業を行う。 1. 選挙委員20名を農業者年金加入促進員に委嘱し、啓発活動を行うとともに担当地区の相談員として相談活動を行う。 2. 年金受給権者現届出等の受理及び基金への送付</p>	高	高	低	低	B	農業者への農業者年金制度の周知及び加入推進を引き続き図る必要がある。	検討・見直し	研修により、推進員である農業委員及び事務局職員との認識を高め、農業者に対する周知活動を強化する。 農業者データの情報収集を進め、加入推進対象者の絞り込みを図る。	18	B	年金制度自体の課題もあり、平成14年度以降加入者がいない状況にある。現在の受給者 83件分の維持管理に徹し、コストの一層の削減の検討を望む。	農業者年金基金との業務委託契約に基づき、年金受給者からの届出、請求等の受理及び基金への送付を引き続き行う。また、農業者の確保に資するため、農業者に対する制度の周知・普及活動を工夫継続し、一層の加入促進を図っていく。									
535	農地地図情報システム運用事業	農業委員会事務局	H12	-	<p>〔目的〕 農地・農家情報や農業経営に関する情報を地図上に表したシステムを利用して、効率的な事務処理及び農業施策のためのデータ分析等を実行するために運用する。</p> <p>〔手段〕 データ更新、システムの保守管理を委託する。</p>	高	高	高	低	B	地図情報は、現地確認のための地図出力や農地法違反の把握、農地転用の周囲の状況把握など利用価値が高いが、遊休農地の解消、農地の利用集積や将来予測などに役立つよう、より一層のデータ活用が必要と思われる。	検討・見直し	課題の農地利用集積や将来予測等ができるよう、地図情報も含む、農地管理システムを構築する。 農地管理システムを活用し、農政サイドと連携して、農地の利用集積を推進していく。	20	B	地図情報の活用については、固定資産税業務等既存の情報システムとのデータ連携を図られていることは評価できる。今後は、既に整備された地図情報システムの更なる有効活用を検討する必要がある。 農地地図情報システムの活用によって得られた業務実施上の効果、例えば相談対応に要した時間の短縮化などを成果指標として設定し、成果を明確にする必要がある。 また、事業名、事業目的が事業内容を正確に表していない、訂正を要する。	システムの機能を再確認し、遊休農地の解消等さらに有効活用を図る。また、地図情報を基礎とした農地情報の一元化に向けて農家基本台帳、転用台帳システム等のデータの検証を進めていく。事業名については、農地地図情報システム整備事業から運用事業に変更済み。									
536	固定資産評価審査委員会運営事業	評価審査委員会	S30	-	<p>〔目的〕 固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出を審査決定する。</p> <p>〔手段〕 地方税法第433条第1項から12項及び審査委員会条例に定めた審査の手続きにより審査し決定する。</p>	高	高	高	高	A	今後とも審査申出がされた場合は、委員会を合理的に開催し、迅速かつ適正に審査の決定が行われるよう努める。	現状維持	今後とも審査申出がされた場合は、委員会を合理的に開催し、迅速かつ適正に審査の決定が行われるよう努める。 法改正が行われた場合は、法を遵守し適切な対応をしていく。													

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業 又は市としての対応等を整理済みの事業				
						7. 個別評価						8. 総合評価				実施年度	総合評価	
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A 事業内容は適切である 課題が少く事業の一部見直しが必要 B 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 C 事業の休・廃止を含めた検討が必要 D 総合評価で認識した課題は						
												11. 外部評価 【 】は、補助金等名称						
537	消防庁舎施設管理事業	総務課	-	-	(目的) 災害時の活動拠点としての役割を果たすため、消防本庁舎及び各分署を適正に管理する。 (手段) 施設を管理するために必要となる保守点検を実施するとともに、施設に係る修繕を行っている。	高	高	低	低	B	老朽化が著しい消防庁舎施設では、経年劣化等により緊急修繕が発生しているため、修繕の予定が繰り越しになる。	検討・見直し	平成23年度から消防庁舎施設管理事業は、消防施設管理事業へ統合した。	22	B	災害時の活動拠点としての役割を全くとするため、消防庁舎施設の保守点検と施設修繕を行う事業である。 地域住民の生命と財産を守ることは、行政に課せられた重要な使命の一つであり、必要不可欠な事業である。 第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても「消防力の強化」、「救急・救助体制」等の優先的な取組を望む市民の声も多い。市民の期待に応えるためには、修繕等が必要な場所・量を適確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。 消防本部では、各庁舎別に「いつ」、「誰（施工業者が）」、「どのような修繕を」、「いくらで」実施したかを記載した施設管理台帳を作成し、これを維持・管理している点は評価できる。今後は、この台帳を積極的に活用し、改修計画・修繕計画を合理的に作成することにより、市民生活を守る「消防」という仕事をより実効性のあるものにしていくとともに、署員が働きやすい環境を作られるよう進めて頂きたい。 なお、修繕計画の立案に際しては、年数の経過とともに増大する修繕費用について、不具合が発生してから行う「事後保全」から、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」の考え方や、建築ストックマネジメントの導入についても考慮されたい。 このほか、事務事業評価が「消防庁舎施設管理事業」と「消防施設改修事業」に分けて実施されているが、市民からみて全体像が見えにくいこと、改修と修繕を組み合わせることによる突発的な修繕の緩和や重複投資の排除等の観点から、施設管理事業と施設改修事業を一体化する必要があると思われる。	平成23年度から「消防庁舎施設管理事業」を「消防施設管理事業」へ統合した。また、「消防施設改修事業」の修繕料を「消防施設管理事業」の修繕料へ統合し事業の合理化を図った。消防庁舎の修繕については優先順位を定めて行っている。	
538	職員研修事業(救急救命士養成事業含む)	総務課	H5	-	(目的) 市民の信頼と期待に応えられる体制づくりと消防行政の充実を図る。 (手段) 複雑多様化する各種災害や火災予防業務の専門化などに職員が迅速かつ的確に対応できるよう、各種教育訓練及び研修に参加し、知識・技能の向上を図る。また、救命効果の向上を図るため、特定の高度な処置ができる救急救命士を養成する。	高	高	高	高	B	退職する職員が増加することなどに伴い、研修の修了者及び技能資格等の有資格者を確保する必要がある。	検討・見直し	事務効率の向上を図るため、救急救命士養成事業は警防課の所管になった。平成24年度以降については、消防学校、消防大学の研修計画者数に対する修了者数を指標として事業を推進する。 消防学校、消防大学における研修の修了者及び技能資格等の有資格者を確保して、市民の信頼と期待に応えられる体制を維持する。	17	B	<救急救命士養成事業> 近年、救急の件数は1万件(年間)を超えて増加しているが、その半分以上は軽症者であり、到着時間も5分45秒と少しずつ伸びている。その一方で、重症者を救うために、救急現場および搬送途上の応急処置の必要性が高まっている。したがって、救急救命士を計画的に育成し、配備していくことは必要かつ重要なことである。	平成22年度は2人の救急救命士を養成した。今後も、救急隊1隊に2人の救急救命士を配置すべく、計画的に養成していく。	
539	消防団員事業	総務課	-	-	(目的) 消防団による地域防災活動の推進及び消防団員の安全確保を図る。 (手段) 消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金の支払い及び公務災害等の補償を継続的に実施する。	高	高	高	高	B	近年、就業形態の変化等により、被雇用者である団員の比率が高くなっていることや団員の高齢化に伴い、消防団員の入団を促進する必要がある。	検討・見直し	消防団員の入団を促進するため、消防団の広報を行っている。地域の防災組織としての目的を果たすため、消防団員の確保を推進する。					
540	消防団活動事業	総務課	-	-	(目的) 防火活動をはじめ風水害、火災予防など地域防災活動を推進し、地域住民の安全に努める。 (手段) 消防団車両の点検整備及び消防用器具等の整備を継続的に実施する。	高	高	高	高	B	複雑多様化する災害現場で活動する消防団員の安全かつ円滑な活動を行うため、消防団車両の点検や消防用器具等の充実を図る必要がある。	検討・見直し	消防団車両の点検整備及び消防用器具等の整備に努めている。 消防団員の安全かつ円滑な活動を図っていくため、消防団車両の点検整備及び消防用器具等の整備を継続的に行っていく。	21	B	地域の消防団員が着用する防火衣、銀長靴、ヘルメット等の装備品の購入、消防団車両の点検・整備、消防用器具の整備を行う事業である。地域防災活動の推進及び消防団活動の充実を図るために、本事業を遂行する意義はあると認められる。 現在、413名の消防団員がいるが、防火衣は203着である。災害規模によって防火衣の着用を必要とする消防団員の数は変動するが、約50%の整備率では十分とは言えない。今年度は30着の購入を予定しているが、あわせて56%の整備率である。このことは、単に防火衣購入というレベルの議論ではなく、リスクマネジメントの一環として考えるべき案件である。予算確保の優先順位が高いことを意識して、主張すべきである。 事業目的には、「整備を計画的に実施する。」とされている。具体的な計画を立案する必要がある。	平成22年度から防火衣の整備計画を作成し、整備率の向上を図っている。	
541	消防団施設管理事業	総務課	-	-	(目的) 地域における防災拠点施設である消防団器具置場を維持・管理する。 (手段) 消防団器具置場を維持管理するとともに、老朽化した施設の修繕等を実施する。	高	高	高	高	B	消防団器具置場の多くは、老朽化した木造建物であるため、緊急的な修繕等が発生している。	検討・見直し	地域防災の拠点である消防団施設を適正に維持管理するとともに、修繕等を実施する。	21	B	事務事業評価表の事業目的及び手段には、「消防団器具置場を維持・管理するため、老朽化した施設を計画的に改修する。」とあるが、事業費の内訳をみると、設備改修に投じた費用は事業費全体の約25%に過ぎない。その他は、消耗品費や光熱水道費などに充てられており、事業目的と事業費の執行が合致しないといえる。事業目的と手段を、事業費の内容に合わせるべきである。 消防団器具置場は消防活動において必須のものであり、経年による老朽化に対応するために本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。事務事業評価表の改革改善には、「計画的に修繕する」とあるが、実際には具体的な計画はない。P(計画)D(実施)C(検証)A(改革改善)の必要性をよく考え、具体的な計画を立案することを望む。	事務事業の目的及び手段について、事業内容の実態と整合するよう見直しした。	

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
542	消防施設管理事業	総務課	-	-	〔目的〕 防火水槽などの消防水利及び消防団の消防器具置場用地の確保を図る。 〔手段〕 消防用施設用地の土地賃借契約を締結・更新していく。	高	高	低	低	B	消防用施設施設の消防水利や消防団器具置場用地の確保は、消防力を維持する上で必須なものである。しかし、土地賃借契約者から、相続や土地の有効利用などの理由により、契約の解除を求められる事案が発生している。	施設を管理するために必要となる保守管理委託を実施するとともに、消防庁舎施設の現状を把握し、緊急度に応じて修繕を行っている。 消防施設改修事業、消防署所整備事業との整合性をとりつつ、施設を管理していく。 平成23年度から消防庁舎施設管理事業を消防施設管理事業へ統合した。また、消防施設用地借上料については消防施設管理事業及び消防水利整備事業(消防課所管)に移管した。	17	B	市の消火栓および防火水槽の設置率は、国基準の82%であり、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。また、地震等の災害に備えた対策も必要であり、例えば、県レベルでのハイパーレスキューの装備などの検討も望まれる。	「消火栓および防火水槽の計画的整備」については、消防水利等整備事業を所管している消防課において、消火栓及び耐震性貯水槽の整備率向上を図っている。 また、「地震等の災害に備えた対策」については、消防署所整備事業として旧耐震基準設計の消防庁舎の建替えを計画している。
543	消防施設改修事業	総務課	-	-	〔目的〕 各種災害における活動拠点施設である消防庁舎等を維持管理する。 〔手段〕 消防庁舎等の修繕を実施し、施設の維持管理に努める。	高	高	高	高	B	老朽化が進んでいる消防庁舎等は、緊急的な修繕が発生している。	緊急度などを勘案して、改修工事を実施する。 消防署所整備事業との整合性を図りつつ、消防庁舎等の改修工事を実施していく。	19	B	消防施設は市民の安全安心を守る拠点として重要な施設である。建て替えを含めた適切な施設の長期的な改善改修計画を市の財政計画と整合させ策定する必要がある。 消防施設は24時間稼働が前提であり、他の施設とは異なる視点で改修計画を策定することが求められる。	消防施設の改修は、消防署所整備事業(新庁舎建設)との整合性を図りつつ実施していく。
544	消防団施設整備事業	総務課	-	-	〔目的〕 消防団員の活動拠点である器具置場の建替え等を推進する。 〔手段〕 狭隘で老朽化している器具置場の建替えを行う。	高	高	高	高	B	既存の消防団器具置場の多くは、狭隘で老朽化しているため、建替えていく必要がある。	消防団器具置場の建替えを実施していく。 老朽化や狭隘などの課題がある消防団器具置場の建替えを推進していく。	21	B	消防団の活動拠点である消防団器具置場の老朽化が進む中で、施設の建て替え、新設を行う事業である。経年による老朽化は着実に進行しており、本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。現在、43の施設があるが、建物の建て替えの他に、用地取得に関わる問題も抱えている。 多くの施設で老朽化が進んでいるが、3-5年先を見据えた中期の整備計画の立案がされていない。特に土地の取得に関わる案件は、解決までに時間を要する課題であり適切な計画を立案し、長期的な到達目標を設定し、年度ごとに具体的なアクションプランとして細分化し、本事業に盛り込むようなアプローチをとられることを望む。	消防団器具置場の整備計画を作成し事業を推進している。
545	消防署所整備事業(蒲生分署、谷中分署)	総務課	H20	-	〔目的〕 老朽化が進んでいる消防署所を耐震性に優れた施設に建替える。 〔手段〕 老朽化が進んでいる消防署所を順次計画的に建替えていく。	高	高	低	低	B	谷中分署の建て替えについては、消防体制の強化などを踏まえ、建設規模及びこれに必要な用地面積などを総合的に調査する必要がある。	谷中分署の建て替えを計画するに当たり、消防体制などを含め総合的に検討していく。 新耐震基準以前に建築された分署については、順次耐震性に優れた消防庁舎への建て替えを計画していく。				
546	消防車両等整備事業(常備)H23から消防車両等整備事業(非常備)	総務課	-	-	〔目的〕 複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、消防車両及び資機材を整備していく。 〔手段〕 更新計画に基づき、消防車両等を更新整備していく。	高	高	高	高	B	消防車両等の更新時期を考慮し、計画的に整備を進めていく必要がある。	更新計画に基づき、消防団車両を整備し、地域の安全・安心の確保に努める。 計画的に消防団車両を更新整備し、消防力の維持を図る。	22	B	複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、更新計画に基づき、消防車両等を整備する事業である。 第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても、「消防力の強化」、「救急・救助体制の充実」等の優先的な取組を望む市民の声は多く、事業としての必要性は増している。消防車両等は、火災や災害等の緊急時において確実な作動を求められており、老朽化や整備不良等により人命が失われるような事があることはならないことである。 日常の整備点検を通じて消防車両等の状態を適確に把握し、耐用年数や消耗度合いを考慮しながら、優先順位を定めた計画的な更新が必要である。また、オーバーホールによる長寿命化についても、対投資効果を勘案しながら検討する必要がある。 消防本部では、消防車両毎に購入以降の維持管理の履歴を記録した台帳を整備し、修繕費用と購入費用を勘案しながら、車両更新計画の立案に活用している点は評価できる。一方で、予算上の都合もあり、本来理想とされる更新時期に更新できていない現状に鑑み、今後は、現実に即した車両更新計画に改善していくために、車両等に係る台帳の更なる充実とより一層の活用に取り組まれたい。 なお、「安全に暮らしたい」と願う市民の声に応えるための一環として、消防車両等更新計画については、広報誌やホームページ等において公表することを検討されたい。 市民に対する「安全・安心」の提供と、消防力の維持向上を図るため、地域特性や社会的状況を考慮しながら、社会的要請に即した車両や資機材が必要であり、計画どおり実施できるよう取り組まされたい。	台帳の充実と活用を図るため平成23年度から常備消防車両の購入を消防課に移管し、購入と修繕を一元的に管理していく。また、非常備消防車両の購入と修繕については、引き続き総務課で行っている。オーバーホールによる長寿命化については、はしご自動車のように機構が複雑で高額、かつ、安全確実性が強く求められる車両について、長期間にわたり性能を維持するためにオーバーホールを実施し投資効果を高めている。他の消防自動車及び救急自動車については、日常の点検整備及び法定点検を実施して維持管理に努めている。なお、消防車両の更新については、必ずしも計画に沿って整備できるものではないので、広報誌やホームページ等への公表の適否について、検討中である。

1. 番号	2. 事業名	3. 課名	4. 事業開始年度	5. 事業終期年度	6. 事業目的及び手段	担当課の評価				9. 改革改善の方向性	10. 改革改善案 平成24年度に向けた取組 中長期的な取組	11. 外部評価		12. 外部評価を受けた対応等 があるものは、外部評価結果を受けて見直しを行った事業又は市としての対応等を整理済みの事業 【 】は、補助金等名称		
						7. 個別評価						8. 総合評価			実施年度	総合評価
						妥当性	効率性	有効性	貢献度			A	B			
												C	D			
547	火災予防事業	予防課	-	-	〔目的〕 火災を予防し、火災による死傷者の減少、財産損失の軽減を図る。 〔手段〕 春、秋の火災予防運動期間及び危険物安全週間に伴うポスター配布等の防火広報活動を行う。 また、各種イベントや消防訓練等において、火災予防に対する意識の高揚並びに各種災害に対する知識と対応方法の習熟を図る。 さらに、新築建物に対し、消防用設備等の設置指導、既存建物及び危険物施設への立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の適正な維持管理を促す。	高	高	高	高	B	火災予防事業は、消防本来の最重要業務で、今後も変わらない継続的な業務である。防火管理者の選任率及び防火対象物の査察件数の目標に対する達成率が低いため、査察業務の強化を図っていく必要がある。	住宅用火災警報器の普及率向上に向け、引き続き積極的に普及促進に努めていく。さらに、査察等の実施強化に努め、防火管理体制の向上を図る。また、消防音楽隊事業は火災予防事業に統合する。 建物火災による死者数を減らすことを目標とし、住宅防火対策、放火による火災防止対策及び査察を強力に実施し違反防火対象物の解消を推進していく。	19	B	防災対象物の査察等により、人口1万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。 今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。	平成20年度から起震車を再リースし事業費の削減を図った。 平成23年度から再任用者を査察調査担当に配置し、査察実施率の向上に努めている。
548	火災・救助活動事業	警防課	H15	-	〔目的〕 火災をはじめとする各種災害から市民の生命・財産を守る。 〔手段〕 迅速かつ的確な災害対応活動を図るため、消防・救助車両及び機械器具等の維持管理を行う。	高	高	高	高	B	この活動事業における消防車両及び装備器材の維持管理は、活動上の安全確保維持のための規制義務的経費が大半である。複雑多岐にわたる各種災害発生事象から、迅速かつ的確に対処できるよう消防車両及び消防・救助資器材の整備の予算確保が困難となってきた。	平成24年度も引き続き、消防車両及び消防・救助資器材の維持管理と整備に取り組んでいく。各種災害並びに大規模特殊災害に備え、計画的な車両及び資器材の整備を図っていく。				
549	救急活動事業(自動体外式除細動器(AED)整備事業を含む)	警防課	-	-	〔目的〕 高齢化の進展と疾病構造の変化に伴い救急需要が増大していることから、迅速かつ的確な救急業務を実施する。 〔手段〕 定期的に救急隊員等の現場想定訓練を開催するとともに、車両及び資器材等の整備・維持管理に努める。	高	高	高	高	B	救急隊員の応急処置実施率は高率を保っているが、救命効果の向上を図るためには、教育訓練及び現場活動の検証体制を確立する必要がある。また、市民の応急手当が不可欠であることから、普及啓発活動の拡大が課題となる。	署内において、教育訓練の企画・指導及び現場活動の検証ができる救急技術指導者を養成するとともに、救急活動事業から応急手当に係る事業を独立し、応急手当普及啓発活動事業を推進する。 救急需要増加に伴う救急隊の増隊、署内検証体制の確立、救急隊1隊あたり2名の救急救命士の養成、市民による応急手当実施率の増加、自動体外式除細動器(AED)の設置促進等を図り、救命効果の向上に努める。	21	B	救急車の適正利用については、講習会、自治会等への説明会を通じて広く市民の理解を得る取り組みをされており、評価できる。 市民にとって、極めて重要である本事業の成果を表す指標として、「入電から現場到着までの平均時間」を採り入れるなど、よりわかりやすい指標化を望む。 なお、当面する課題として「救急・救命の手法や技術の向上が重要であることを」聴取したところであり、今後の引き続き努力を期待する。	救急活動の質的向上を図るために、心臓停止傷病者の搬送事業などについて、医師による事後検証を行うとともに、救急現場を想定した訓練や、119番通報受信時における応急手当の口頭指導講習会を、医師を招いて開催している。
550	消火栓等整備事業	警防課	-	-	〔目的〕 火災から市民の生命・財産を守り、被害を軽減するために消防水利施設等の整備維持管理を行う。 〔手段〕 越谷・松伏水道企業団への消火栓の補修及び新設工事を依頼する。	高	高	高	高	B	消防水利の充足率を高めるため、消火栓増設を図っている状況であるが、既設消火栓の老朽化等に伴ない補修工事が増加している。	平成24年度も引き続き、計画的な消火栓の増設並びに維持管理に取り組んでいく。 越谷市まちの整備に関する条例に基づき、計画的な消防水利の充足と整備を図っていく。	21	B	市民の安全・安心を守るという上で、消火栓や防火水槽など消防活動に不可欠な消防水利の設置は、重要な事業である。 よって、年次目標を設定した設置計画、維持管理計画を策定され、従来にも増した取組み強化を望む。	消防水利の充足と整備について、地震防災五箇年計画に基づき公設耐震性貯水槽(100m)を市内に42基設置している。また、平成22年度は市内に新設消火栓3基の設置を図った。維持管理計画については、今後策定していく。
551	通信指令事業	指令課	-	-	〔目的〕 火災・救急・その他災害通報に対して的確に情報を収集し、迅速・確実な出動指令を行い、救命効果の向上及び火災による被害の軽減を図る。 〔手段〕 発信地表示システムや消防緊急情報システム等を効率的に運用するため、通信指令システム及び通信機器の管理を行う。	高	高	高	高	B	携帯電話からの通報が増加しており、災害現場を特定するのに時間を要していることから、更なる時間短縮に向け、目標物の現地調査を行う必要がある。	発信地表示システムを効率よく運用するため、目標物情報の収集を行っている。 目標物のデータ管理・更新を推進し、指令業務の向上を図ると共に、通信機器を計画的に更新していく。また、平成27年度、消防・救急無線デジタル化の運用開始に向けて関係機関との調整、協議を図っていく。	17	B	新しい情報システムの導入(平成12年度)により、119番受信から出動指令発令までの所要時間が96秒と短縮された。しかしながら、携帯電話の増加(受信件数15,000件のうち3,000件)により、住所特定のための手作業が増加し対応時間が延びている。そのためシステム対応が急がれる。また、119番受信体制とその他業務(代表電話受付、住所データ入力)は分離し、より効率的な運営を検討することが望まれる。	携帯電話からの通報について、平成20年12月に携帯・IP電話発信地表示システム(簡易型)を導入して発信地の特定が可能となったが、位置情報を手入力する必要があり、年々増える携帯電話からの通報に対応するため、平成23年3月に、固定電話、携帯・IP電話発信地表示システム(統合型)を導入し更なる時間短縮に努めている。